日本経済政策学会編

経済計画の諸形態

——日本経済政策学会年報 Ⅶ——

1959

勁草書房

目次

論説

自由と統制とのジンテーゼとしての経済計画……目崎憲司一
「計画と自由」の問題の経済倫理的側面……武藤光朗二
経済計画のための模型構成……長橋長太郎三五
投資配分問題における動学的経済計画……中村貢三
経済成長と経済計画の一型……岡野行秀三
——ソビエト減価償却論争をめぐって——……加藤寛四

報告 I

新長期経済計画の構造的特徴……吉植悟五
経済政策からみた政府と企業……桑原季隆六
——新自由主義の立場から——
「経済計画」と「国土計画」……越野大作八
——その性格、関連と展開点について——
オートメーションと経済の計画化……菅井勇蔵九一

日本経済における競争と独占……阿部源一 一〇〇
行為体系の過程分析……酒井正三郎 一〇七

報告 II

スモール・ビズネスの理論と問題及び政策……滝沢菊太郎 一一六
中小工業の下請制とその歴史的原型……染谷孝太郎 一二八
資本の集積・集中と中小企業……北原勇 一四四
——中小工業論序説——
「問屋制の変質」……御園生等 一五三
アメリカ工業における集中度の問題……玉置正美 一六二

書評

ボウルディング『経済政策原理』……熊谷尚夫 一六八
ハリス『経済学と社会改革』……長守善 一七四
マハループ『経済発展に関する論争、矛盾、およびジレンマ』……北川一雄 一八二
バウァー『低開発諸国における経済分析と政策』……磯部浩一 一八九
バウァー『後進国の経済分析と経済政策』……永島清 一九六

マイヤー、ボールドウイン『経済発展、理論・歴史・政策』……外池正治 二〇四
キンドルバーガー『経済成長』……柴田裕 二一三
メースン『経済的集中と独占問題』……原豊 二一八
アダムス、グレイ『アメリカにおける独占――発起人としての政府――』……縄田栄次郎 二二五
ゴールドスミス『一九〇〇年以降のアメリカ経済における金融機関』……山崎研治 二三二

学会記事……二四〇

論　説

自由と統制とのジンテーゼとしての経済計画

目崎憲司
〈下関商業短大〉

まえがき

昭和十八年頃であったと思う。神戸経済大学で、日本経済政策学会大会が開催せられたとき、計画経済が共通論題として取上げられたのであるが、その後今日まで約十五年の間国民経済の綜合化計画の理論は著しく精密となった。これは主として近代経済学発展の影響であると思う。何はともあれ、本年の経済政策学会において、経済計画を共通論題として多くの研究報告が発表せられたことは、神戸で計画経済について愚見を述べた私にとっても、感慨深いものがある。

一九三〇年頃の世界的不況以来、純粋な自由主義経済は揚棄せられ、各国とも、多少の程度の差はあれ、個別経済に対して、管理を加えるに至ったのである。これは、ある意味において、自由と統制を綜合した経済政策と言ってもよいであろう。また、第二次世界大戦後、各国は経済の復興、再建のために、経済計画を立てているのであるが、共産主義社会の計画経済は姑く措き、資本主義経済社会の経済計画は、企業の創意を伸張せしめることを考慮する半面、国民経済全体のありかた及び発展を一定の方向と程度に指向しようとしているのである。この政策もまた、個別経済の自由とこれに対する統制とを綜合したものと見てもよいと思う。

経済計画の概念ないしその機能を説明するに当っては、まず、経済計画と計画経済との相違を明かにすることが適当であろう。両者の区別を説くのは、字義を詮索しようとするのではなく、両者それぞれの機能が質的に異なるためである。経済計画は、所与の目的、例えば、雇傭と国民所得の増大のために、国民経済を綜合化し、企業家計、財政主体のオペレーションズを計量的に分析し、インプットとアウトプットの収支計算を予測し、もって所与の目的を達成するよう国民経済全体の均衡をはかる案をたてるという点に重心がある。もちろん、このような案をたてるのは、案を実施して所期の目的を達成するためではあるが、計画を実施に移す上において、企業、家計あるいは国家以外の財政主体と国家との間における意思の規制関係を直接には問題にしない。意思の規制関係がなくとも、例えば、雇傭と国民所得の増大を齎らそうとするのである。これに反

して、計画経済においては、所与の目的を達成するための国民経済綜合化の計画はもちろんたてられてはいるが、この計画を実施するために、換言すれば、企業、家計、財政主体のオペレーションズを一定の方向へむかわしめるために、これら経済単位の意思を規制する国家の権力的操作が含まれている。すなわち、統制経済の一形態である。

経済学の純粋の立場より謂えば、上記の意思規制関係は重要ではない。それは、直接には行政機構に関する問題であるからである。しかしながら、この意思規制関係は、国民経済の綜合化計画の実施について影響を及ぼすのであり、同じく国民経済の綜合化計画にしても、経済計画と計画経済とでは、その効果が異なると思う。一例を挙げてこの関係に触れたい。国家が、企業、家計及び国家以外の財政主体の意思を規制しようとするならば、国家は、意思規制の対象である問題の内容を、規制されようとする経済単位に完全に了解せしめ、国家の意向を実行させることが必要である。しかるに、この完全な了解と実行が事実上不可能であることは経験が示すところである。それ故に、いまもし行政機構が複雑な階層形態をとる——現実に多くの国の行政機構はそのようになっているであろう——とすれば、最上部の意向は、それが最下部の末端に伝達せられる過程において、相当歪曲された姿になってくると思う。もし、統制力を計量的に把握しうると仮定するならば、行政機構の階層が複雑化するに従って、統制力は非常に弱くなるのである。

w＝統制力

a＝統制力が統制の客体に伝わる比率，$0<a<1$

n＝統制の階層数

$$\lim_{n\to+\infty} a^n w = 0$$

計画経済において、行政機構の複雑化が意思の規制力を弱め、国民経済の綜合的計画を実施の面で、効果薄にするのは、経験の示すところであり、それは、企業における経営体の規模が大きくなるに従って、その能率が悪くなるのと同一のことがらである。この事情は、嘗つて、私が計画経済の不敏活性という表現で説明したのである。[1]

（1） 昭和十八年？（神戸経済大学）日本経済政策学会において発表。

上述した通り、国家と企業、家計及び国家以外の財政主体との間に存する意思の規制関係は、行政機構の管理問題に属するのである。しかして、この管理問題は計画経済の一つの中核点であり、さらにまた計画経済は国民経済の綜合化計画の一つの形態である。この故に、右の意思の規制関係と経済政策論との関係をいま一度明確にすることが適当であると思う。

経済学は、経済現象に関する合理主義の生成発展ないし具現形態を研究対象として取扱ってきたと言っても差支えないであろう。マックス・ヴェバーは言う、「吾々の欧米の社会及び経済生活は、特定の種類及び特定の意味において『合理化』されている。それ故に、この合理化を説明し、これに妥当する概念を構成することが吾々の学問の主な課題である」[1]と。

（1） Weber, M., Der Sinn der „Wertfreiheit" der sozio-logischen und ökonomischen Wissenschaften, Gesamelte

Aufsätze zur Wissenschaftslehre, S. 511.

行政官庁の管理問題は純粋の経済事象ではなく、経済に対する与件または外部事情である。一般に経済に対する与件または外部事情は経済問題に還元しうるものとしえないものがある。そして、本来的には経済事象に属しないものでも、経済問題に還元しうるものは、経済学の対象として取扱わねばならないであろう。計画経済につき纏う行政官庁の管理問題も、国民経済の綜合化計画の実施に関する限り、経済問題として取扱うことができ、また経済問題として考察しなければならない事象と言って差支えないであろう。

経済学上の考察についての私の方法論的立場は、現実の観察と論理を基調とするのであり、また、経済計画ないし計画経済を解明するに当っては、モデルを使用しなければならないのであるが、このモデルはできるだけ現実に近いものを選びたい。私がとっているいま一つの方法論は経済現象の計量的分析を重視することである。経済現象は一般に定性的のものと定量的のものを含むのであるが、定性的現象もこれを定量化しうるものが少くない。そして、また、国民経済の綜合的計画においては、右のような定量的把握が重要であると思う。

国民経済の綜合化計画は第一次世界大戦後多くの国で採用されているのであるが、蘇聯において数々次に亘って実施された五ヶ年計画、米国の New Deal 政策は色々の意味で特色のある綜合化計画である。蘇聯の五ヶ年計画は姑く措き、New Deal について一言触れて見たい。New Deal は、農業調整、ドルのディヴァルュエーション、National Industrial Recovery Act, Tennesse Valley Authority 等を内容とする一連の国民経済の綜合化計画である。すなわち、通貨量の増加、購買力の増大、価格の釣上げ、賃銀の引上げ、財政投資等によって、国民経済のアンバランスを調整し、不況の克服をはかったのである。

New Deal が計画経済であるか、それとも、経済計画であるかについては、意見が一致していない。New Deal は、大体において、企業、家計に対して直接意思規制を行うのではない。ただ、National Industrial Recovery Act に規定する Code は販売価格について同業者の意思を拘束するに止まる。従って、New Deal は計画経済に属するとしても、それは部分的計画経済であると言うべきであろう。

New Deal をここで取上げたのは、この政策が財政投資によって国民所得と雇傭の増大を企てた点を指摘したいためである。この財政投資は左程大規模のものではないのであるが、財政投資が、企業と家計に対する意思規制によらずして、国民経済を発展へ指向し、そして、また、予測の成長率に基づいて、国民経済を綜合化計画する一つの基盤となるという事実を、経験によって示唆した点に大きな意義があると思う。

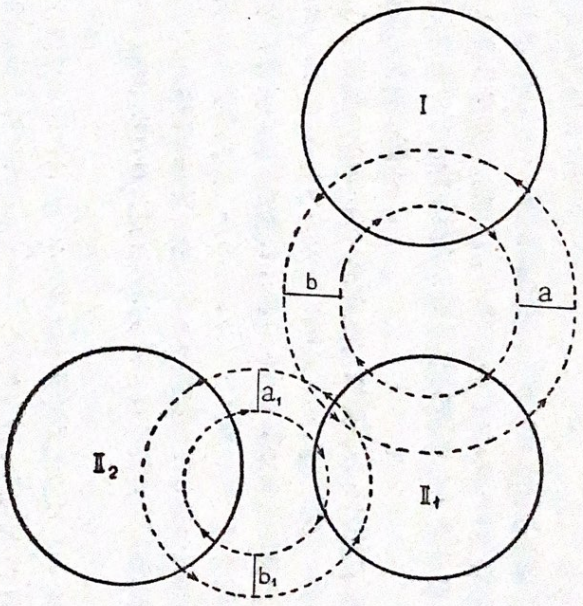
経済計画ないし計画経済の理論的根拠は、一般均衡論——例えば、パロオネの "The Ministry of Production in the Collectivist State"——、産業連関論、ケーンズの国民所得の理論、金融政策論等にあると思う。

国民経済の綜合化計画を金融政策によって達成しようとする論は

古くから屢々唱えられているところである。レデラーは曰く、「全体経済を計画的に指導しようとすれば、経済の全体を包摂しうる中央機関が必要である。しかしながら、近代の資本主義経済においては、全経済操作を経済的に中央にて統轄し指導する制度は唯一に過ぎない。貨幣及び信用制度すなわちこれである」と。金融操作、すなわち、通貨面の統制は、その裏面において、諸々の財貨の生産、配給を間接的ながら統轄的に規制しうるのであるから、国民経済の綜合化計画に役立つことは疑の余地がない。しかしながら、金利政策、オープン・マーケット操作、貸付の引締ないし緩和策等一連の金融操作は、生産、配給、価格、国民所得、雇傭等を計量的な一定の標準に指図することは困難であろう。従って、現実には、金融政策がいかなる具体的内容をもつとしても、これ自体を経済計画ないし計画経済と呼ぶものはないであろう。

経済計画ないし計画経済に関する他の理論的基盤(一般均衡論等)を解明するまえに、価値循環に関するミクロ的モデルを掲げたい。個別経済間の価値循環については、多くの学者がそれぞれモデルを措定しているのであるが、私はニックリッシュの価値循環 Wertumlauf のモデルを借用し、これに若干私の工夫を加えたモデルを使用する。

このモデルにおいては、家計と企業との間及び企業相互間に価値の循環が行われるのである。すなわち、家計は企業に対して労働、資本、土地を提供し、これに対してその対価である貨幣を受取るのであるが、半面、企業は家計に消費財を売渡すのである。また、企業(II_2)は企業(I_1)に例えばタイヤを売渡し、企業(I_1)は企業(II_2)にタイヤの原料用繊維類を供給して代金を受取るのである。図に示す内側の点線は財貨、用役の循環路であり、外側の点線は貨幣の循環路であり、この二つの循環路は方向が反対である。また図においては、家計は一つ、企業は二つであるが、家計相互間に、例えば、家事労働の提供とそれに対応する貨幣の授受が起るのであるが、この価値循環は今日の国民経済にとっては、左程重要でないから、図ではこれを省略してある。[1] より重要なのは、財政主体と企業または家計間の価値循環であり、これは図にいれる方が適当である



I=家計
II_1, II_2=企業
点線=価値の循環路

内側の点線=財貨，用役の循環路
外側の点線=貨幣の循環路
a, b, a_1, b_1=市場

と思う。ただし、財政主体は企業及び家計より租税（貨幣）を徴収するが、財政主体がこれに対応して企業または家計に提供する財貨、用役は少くとも計量的には明確に把握できない。従って、財政主体と企業または家計との間には、財貨と貨幣との対応的価値循環、家計と企業との間に行われる価値循環と同質なもの）と対応の明確でない価値循環が行われているのである。

（1）ニックリッシュの Wertumlauf 図においては、家計間の価値循環を書いていない。

価値循環図において特記しなければならないのは、図の実線、$a\,b\,a_1\,b_1$である。これは、労働、資本、土地または生産された商品の需給市場を示すのであり、これら財貨または用役の価格がここで定まる。しかるに、労働の価格、すなわち、賃銀は硬直性を帯びているのであり、この点はケーンズがつとに指摘したところである。すなわち、景気が上昇し、労働の需要が増加するときは、賃銀は高騰するが、景気が下降し、労働の需要が減少するも、賃銀は低下しない。そしてこのように経済上の需給法則を歪曲するのは、労働組合の勢力関係である。*

＊ ケーンズは賃銀の硬直性を説く半面、雇傭は景気の状態によって経営者が自由に定めうるというのである。しかしながら、米国でも嘗つては経験したことがあり、また今日、日本の状態が示すように、大企業では、労働組合の力のために、労働者の解雇は自由でない。ただし、日本の中小企業の労働組合は力が弱く、賃銀または雇傭の硬直性が欠如している。

このように、賃銀が硬直性を帯びるからには、商品の価格もこれに拘束され、硬直性をもつ傾向がある。それのみではなく、今日の市場は完全な自由競争が支配するのではなく、大小の程度において独占が行われ、従って価格も硬直性を帯びるのである。また、固定資産が巨額となるときは、各企業は固定資産の償却費である不変費用の製品に対するわりかけをできるだけ低額ならしめようとし、所与の設備をフル操業する生産政策をたてるのである。この結果、生産量は短期的には固定する傾向をもち、景気が悪く、この生産量が販売し尽されないときには、広告等マーケティングの強化によって、需要を創造し促進するのである。また、これに関連して、経営政策――とくに、米国のように機械化され大規模化した経営体の下では――は価格競争によって販売額を増大するよりも、広告と品質向上によって、需要の促進を企図するのである。従って、この点からも、価格が硬直性をもつ傾向を帯びる。さらにまた、多くの国は一般に物価の安定化の途を辿ると思う。

このようにして、賃銀と価格は、短期的には、硬直性を帯びるのであるが、経済計画ないし計画経済をたてる上においては、この事実を前提とせねばならないのであり、国民経済の総合化計画の理論的基盤を求める場合においても、右の事実は閑却しえない点であると思う。

国民経済の綜合化計画を考察する場合、いま一つ前提とすべき事実がある。周知のように、資本主義経済社会においては、企業は利潤極大を公準としてオパレーションするのであるが、利潤の額は資本の高によって異なるのであるから、各企業の立場より見れば、利

潤極大の公準は利潤率極大の公準に置換える方が妥当であると思う。そして、利潤率の極大は、価格が一定である限り、平均費用の極小によって達成せられるのであるから、企業は平均費用極小の公準によってオパレーションすると言ってもよいであろう。さらにまた、社会主義経済社会においても、平均費用の極小は各経営体の行動の公準であるとみなしても誤ではないと思う。

以上述べた家計、企業、及び財政主体の間に存する価値循環のモデル及び賃銀と価格の硬直性さらにはまた平均費用極小の経営公準を前提として、国民経済の綜合化計画の理論的基盤を吟味したいと思う。ただし、前にも触れた通り、金融政策によるこの種の計画化は姑く考慮外におきたい。

一般均衡論に基づく国民経済の綜合化計画論はワルラスの一般均衡論の外に出でないと言っても過言でないであろう。この計画論においては、生産係数を所与として、極めて多数の財貨と用役の価格、供給量及び需要量が連立一次方程式の解によって一義的に決定せられ、すなわち、財貨及び用役の価格とそれらの需給量の決定は分離不可能のものとして、国民経済全体の均衡化がえられるというのである。一般均衡論的経済計画ないし計画経済に対しては実践面より強い批判があった。すなわち、このような計画論が理論上成り立つとしても、それが基盤となる連立方程式の組立及びこれを解くのに長時間と多大の労力を要し、実際上は何等役立たないというのである。一般均衡論的計画論は古くより——例えば、パロオネ——存しているが、これを実践に利用された例は、寡聞に関する限り、殆んどないと言ってもよいであろう。しかしながら、今日コンピューターが発達し、盛んに利用せられているからには、財貨、用役の価格、需給に関する連立方程式が組立てられるならば、——これら関係式の組立自体は事実非常に面倒であるが——以上のような批判は相当弱まるであろう。しかしながら、自由競争が完全でなく、賃銀、価格の硬直性が存する場合、ワルラス流の一般均衡論的計画論が理論上妥当であるかについては、多大の疑問が存すると思う。

ケーンズの国民所得の理論は価格効果を重要視することなく、投資と消費性向に基づいて国民所得、雇傭の増大を計測し、経済の成長を計量的に見出そうとするのである。従って、この理論を基盤とする国民経済の綜合化計画は、巨視的分析に関する限り、たしかに理論的根拠も強く、また実践に対しても優位をもつのである。しかしながら、その半面、各種産業部門の個別的な生産高、消費高等を正確に把握しえない憾が存すると思う。

産業連関論はインプット・アウトプット分析によるのであり、それ自体微視的な性格をもつ。また連立一次方程式の解によって各種産業部門の生産高、需要高を決定し、あるいは生産物の価格を求める点において、一般均衡論と類似の構想をもつと思う。ただし、財貨または用役の需給量と価格とは分離して取扱うのである。またこの理論を国民経済の綜合化計画に適用して、各種産業部門の価値的生産高を決定する場合は、実践の面で、一般均衡論的計画よりも便利さをもつのである。

もちろん、産業連関論を基盤として経済計画ないし計画経済を立てる場合においても、色々問題はある。が、ここでは生産係数を重

点としてこの種の計画論を考察しよう。

産業連関論は通常生産係数を不変とする。生産係数の不変については、これを支持する議論が少くないのであるが、前述した賃銀及び価格の硬直性より経済上生産性係数の固定性を主張するものもある。しかしながら、産業連関論が産業部門を農林業、鉱業、製造業等々に大分類しても、米作、園芸、山林、石炭鉱業、金属鉱業、鉄鋼業等々に小分類しても、所詮は個々の生産物についてではなく、生産部門別に生産係数を求める以上は、生産係数が過去の経験ないし統計によって固定付けられるのはやむをえないと思う。また産業連関論を基盤とする経済計画ないし計画経済においては、生産係数が実際上不変に近いものであるとして取扱っているようである。

私は、産業連関論的計画において、技術の観点より生産係数の不変性を排除したいと思う。今日、原子力の平和的利用、ロケットの応用、オートメイション等々、技術の革新は日々行われているのであり、各産業は、これを不断に導入することによって、生成発展しているのであるが、これは、多くの場合、生産係数の低減を伴なうのである。さらにまた、生産係数は大体において生産性の逆数と見てよいのであるが、今日、各国とも生産性向上へ懸命の努力を払っているのであるから、生産係数は次第に低下すると思う。従って、国民経済の綜合化計画について、技術革新と生産係数との関係を十分に考慮しないときには、その計画は現実の経済と乖離するであろう。

私は、賃銀、価格が固定する場合でも、技術革新によって、生産係数は変動すると思う。もともと、技術革新の経済上の意味は、相対的関係において、生産要因の量を減少して、生産物の量を増加し、またはその品質を向上することに存するのであり、生産要因または生産物の価格が変動しなくとも、生産要因の価値の減少、生産物の価値の増大を齎らし、生産係数は低下するのである。これはまた、平均費用を減少することに外ならないのであり、経営者が平均費用極小の公準に従って行動する原理にも適合するのである。

かくして、生産係数を不変とする国民経済の綜合化計画は不安定となる虞がある。しかしながら、生産係数を、技術革新ないし生産性向上との関連において、取扱うとするならば、各生産物を個別的に取上げねばならない。これは、産業連関論的計画においては、かなり面倒なことである。かつまた、国民経済の綜合化計画は、それが一ヶ年ないし数ヶ年に亘る計画であっても、将来に対する計画であり、予想を含むのである。従って、技術革新を計量的に予測しなければならない。これは現在の科学の段階で可能であるか。おそらくは、何人も否定的な答を与えるであろう。

資本主義生産制の下では、企業のオパレーションズは経営者の創意と自由に一任するのが原則である。経営者は利潤率の極大、平均費用極小の公準に基づいて行動し、技術革新をこの公準に照して導入するのであり、国家の企業に対する意思規制は殆んど行われないと言ってよく、従って生産係数に関する国家の指向は不可能と言うべき程困難である。この点から、今日の資本主義社会の経済計画には所詮本来的に不安定性がつきまとうと思う。

社会主義下の計画経済では、事情は若干異なるようである。蘇聯、中国を例にとって見るに、これらの国では、国家の技術指導は

普遍化し、強化され、技術革新の導入に関する国家の経営体に対する意思規制も遠慮なく行われているようである。従って、国家は各経営体に対して生産係数の標準を措定し、これに従うことを指図することができる。この場合には、産業連関論的計画経済では、この所与である生産係数の標準が達成せられる限りにおいては、計画経済は理論上も実践上も安定性を帯びるのである。また、この計画経済は実施後において、イヴァリューエーションされ、誤差を訂正して、絶えず発展のサークルを辿る。この意味において、社会主義経済組織の計画経済はダイナミックであるとも言いうるであろう。資本主義社会の経済計画では、右に述べたような意味の生産係数の標準化がない。生産係数を過去の実績に従って固定的にするか、もしくは、統計に基づく予測によって定めるだけである。事後において、この予測の誤差を訂正するとしても、技術革新を計量的に予測しえない限り、その経済計画は不安定を連続的に反復するに止まるのではあるまいか。

以上は、産業連関論的計画を生産係数の観点より吟味し、さらに、経済計画と計画経済を比較考察したのである。この故に、経済計画と計画経済との一般的対比を考察したのではない。生産係数の点より見れば、計画経済は経済計画より、計画としてより大きい妥当性をもつのではあるが、半面、前に一言した不敏活性を伴なうのであり、とくに、資本主義経済組織の下では、計画経済は実施の面で、従って、生産係数の指導性についても、色々の困難に逢着すると思う。

一般均衡論もケーンズの理論も産業連関論もそれぞれ関連する。(1)この故に、国民経済の綜合化計画の理論上の基盤についても、これら理論の一つだけではなく、二つまたは三つを取上げ、それぞれの理論に基づいた諸計画を比較し、相互の補正に用いることが望ましい。ことに、ケーンズ理論の計画は巨視的であるのに対して、産業連関論の計画は微視的であり、*両者は対称的であるから、両者の計画を比較し対照することは、国民経済の綜合的計画を精密化する上において役立つことが多いであろう。

(1) この点については、森島通夫、産業連関論を参照されたい。

* 産業連関論は、精粗の差はあれ、各種産業部門を中心として、インプットとアウトプットの収支を計量するのである。従ってもし、企業の個別的オペレーションを微視的と呼ぶならば、微視的分析と言うことをえないのである。この意味では、産業連関論的計画は巨視的と微視的の中間物である。

国民経済の綜合化計画について、さらに、二、三の点を附言しよう。一般均衡論的計画も産業連関論的計画も財貨面の計画に重点がある。そして、金融政策論的計画は経済計画ないし計画経済の名に当らないことは前に述べた通りである。しかしながら、いまもし、産業連関表に示されている各部門ごとの価値的な生産高、生産要因量及び最終需要量をとり、これを貨幣面の需給表とみなすことは可能であろう。それは、前掲の価値循環図の外側の点線路をみれば、容易に理解ができると思う。つまり、内側の点線路である財貨面の価値循環路に対応する貨幣面の価値循環路である。この限りでは、別に問題はないのであるが、右に述べた貨幣面の需給表に基づい

て、金融面に規制を加えるときは、国民経済の綜合化計画はある程度達成せられるのではあるまいか。レデラーの説いた資本主義社会の計画はこのような意味に解してもよく、さらにまた資本主義下の計画経済の生成発展がここに示唆されているとも言いうるであろう。

計画経済論においては、嘗つて屢々部分的計画経済論の優位性が提唱された。部分的計画経済とは、統制の対象が全経済部門ではなくして、その一部分である。そして、その狙いとするところは、経済の重要部門に意思規制を加えることによって全経済部門を統制するのと同一または類似の効果をあげようとする点に存し、いわゆる重点主義計画経済である。いま述べた貨幣面の規制計画、産業連関論的計画も、計画の対象が部分的である点では、部分的計画経済と同一の性質のものであると思う。

部分的計画経済が提唱されたのは、全部的計画経済が実行面で困難があるのと、資本主義経済の下で綜合的計画をたてる場合、個別経済の自由をできるだけ保持しようとする配慮からである。しかしながら、部分的計画経済によって全部的計画経済と同一または類似の効果をあげようとする理論的根拠は精密ではない。それは、ある経済部門に加えた統制効果が順次乗数的に関連経済部門に及ぶというのであろうが、高々定性的分析であるに止まり、国民経済の綜合化計画の一要件である定量的把握に触れていないのである。計画の必要条件である、何時どの程度に統制効果が現示するかが解析されていない。

曩に述べた通り、計画経済は、家計、企業、財政主体に対する国家の意思規制、すなわち、統制を本質とする。これに反し、経済計画では、投資ことに政府投資によって、国民経済の成長を調整する。さらにまた経済に対しては外部条件である技術革新については、政府はP・Rもし、導入の援助もするが、企業への導入自体は経営者に一任する。かくして、家計、企業、財政主体に対する国家の意思規制には直接触れることなく、国民経済の発展を一定の方向と程度に指図するのである。ただ、この場合、物価の安定と国際収支の均衡が問題となるが、これは以上の綜合化政策の外、金融面の調節とくに貯蓄の増強、為替管理によって問題の解決に当るのである。この意味において、投資と技術革新の導入が経済計画の基幹となり、個人の自由と国家の行動を統轄した政策を打ち出していると言いうるであろう。

質問一（一橋大学　赤松　要）

(一) 報告者はマックス・ヴェバーの没価値説に従うと冒頭に述べられたが、報告者は「自由と統制のジンテーゼとしての経済計画」をよきものとしての価値判断を行われているようだが、矛盾しはしないか。

(二) 生産係数の可変性の故に、経済計画が不安定になるという御説には賛成であるが、需要の変化いわば消費係数の可変性も同様に経済計画に不安定性を与えるものではないか。

答 (一) 私が「自由と統制のジンテーゼとしての経済計画」の課題を掲げたのは、国民経済の綜合的計画のある形態が、自由と統制のジンテーゼ的性格を帯びている事実を説明しようとするのであり、それがよいとかわるいとかなど価値判断を行っているのではない。

また、資本主義経済組織の下で、国民経済の綜合化計画をたてる場合に、もし個別経済の自由を認めるならば、右のようなジンテーゼ的性格をもった経済計画が論理上当然的生成発展すると思うのである。

(二)　私は消費係数を限界消費性向と解しているのであるが、私の報告では、直接には限界消費性向を取扱っていない。その点はともかくとして、消費係数を消費高に対する生産高の割合と解して御答したい。厳密に謂えば、このような意味の消費係数も変化する。殆んど毎日と謂うべきほど新規な消費財が市場に出ている以上は、個々の商品に対する需要は常に変動する。しかしながら、消費性向は一ヶ年ないし五ヶ年という期間においては硬直性をもつのみならず、産業連関論的経済計画においては、如何に産業部門を細分しても、所詮は個々の財貨別ではなく、部門ごとの生産係数ないし消費係数を取扱うのであるから、例えば、食料品製造部門、繊維製造部門の消費係数は固定的であると言ってよい。これらの点は技術革新に基づく生産係数の変化とは事情が全く異なるのである。この故に、一ヶ年ないし五ヶ年位の期間では、消費係数の変動によって、経済計画が不安定性を帯びるとは考えられないのである。

質問二（慶応大学　気賀健三）

報告では、経済計画と計画経済を区別して、後者は前者の実行であるという風に、冒頭に述べられているが、実行を考えない計画はないので、両者は等しいもののように受取らざるを得ない。しかし、報告の最後のところでは、経済計画の不備を補う意味で計画経済を考えていられる。この間に混乱がありはしないか。

答　御質問で述べられていられるように、実行を考えない計画はありえない。私が解する経済計画も計画経済もともに実行を名指すのであり、単なる計算書ではない。ただ、両者の間には、実行のしかたに重大な相違がある。報告で述べたように、計画経済では、計画の実行のために、国家が家計、企業及び財政主体に意思規制を行うのであり、これが計画経済の一つの概念要素である。御質問の後半の部分に対する御答も以上で足りると思うのであるが、若干補足的な御答をしたい。経済計画も計画経済も実行を名指すのであるが、実行の効果には差異がある。この差異は種々の事情によって生ずるのはもちろんであるが、私が取上げたのは、国民経済の綜合的計画において、技術革新に基づく生産係数の変動と国家の意思規制との関係が、如何なる問題を生ずるかの点である。そして、生産係数を問題とする限りでは、計画経済の方が実施効果が多いと述べたのである。これは経済計画と計画経済の相違を前提とするのであり、半面、経済計画の不備を計画経済で補うということなどには触れていなかったつもりである。

「計画と自由」の問題の経済倫理的側面

武藤光朗
（中央大学）

はじめに

国家が或る目的を立て、これを実現するために経済諸過程を意識的に方向づけることを「経済計画」と名づけるとすれば、今日、経済計画の歴史的現実態は、それぞれの国民のおかれている状況に応じて多様な形態を示している。一方の極ではソ連の「社会主義計画経済」が未曾有の徹底した形でおこなわれており、他方の極では、アメリカが「自由企業制」を標榜してその巨大な経済機構をうごかしている。そして歴史的現実態のこれら二つの極の間には、諸国民の経済諸過程に対する国家的方向づけの濃淡によって、経済計画の多様な諸形態が展開されている。これら経済計画の諸形態は、それぞれの国民のおかれている自然的環境、その資本蓄積や技術発展の程度などの客体的諸条件と相関的に特徴づけられていることはもちろんであるが、同時に、それぞれの国民の一般的生活態度やその背後にある経済倫理のような主体的諸条件とも相関的に特徴づけられている。本稿は、経済計画の諸形態とこれらの主体的諸条件との相関関係、とりわけ、経済計画の諸形態がそれぞれの国民のどのような経済倫理と照応し、またそれを要請するか、を解明することを主題としたものである。

I　計画経済と自由経済のイデアル・ティプス

右の主題を解明するにあたって、まず、自由経済と計画経済のイデアル・ティプスを、その中に生きる個人の行為の方向づけの視点から構成したマックス・ウェーバーの所説を手がかりとして、議論をすすめることにしたい。

「流通経済においては、自主的な個別経済の行為は自律的（autonom）に方向づけられる。すなわち、家計にあっては貨幣所有の限界効用ならびに期待される貨幣所得の限界効用に、投機的営利行為にあっては市場の機会に、営利経営にあっては資本計算に、それぞれ自律的に方向づけられる。計画経済においては、――それが完遂される限り――一切の経済行為は、約束された報酬ないし制裁を予期しつつ、厳密に家計的ないし他律的（heteronom）に、命令ないし禁止された秩序づけに方向づけられる。*」

＊　Max Weber, Wirtschaft und Gesellschaft. S. 59.

引用文中、後段の計画経済に関する部分での「家計的」は、一つの社会全体（例えば国民経済社会）が計画当局の統一的な意志のもとに単一の家計のようなものとなるという意味であり、「他律的」とは個別経済の行為の方向づけの在り方を意味することは、自明であろう。ウェーバーがここでいう「計画経済」は、「自由制社会主義」に対する「強権的社会主義」（ディキンソン）、あるいは「競争的解決」（ハイエク）に対する「集中的方式」（バーグソン）に相当するものとみることができる。

ウェーバーの概念構成の意味するところは、およそ次のように解釈され得る。――徹底的な計画経済においては、生産、消費、貯蓄、投資という経済社会の基本的諸範疇の内容が、原則として国家計画からみちびき出され、個々の経済主体は、この内容的にあたえられた経済的諸範疇のもとにその主観的評価を従属させなければならない。例えば、個々の企業の管理者は国家計画にもとづいてその生産の方向と数量を割当てられ、その枠の中で個々の労働者はその作業内容とそれにもとづく所得を割当てられ、個々の家計主体は消費と貯蓄への所得の時間的配分を規制され、投資は国家投資としてその主体は計画当局に一元化される。そこでは個々の経済主体の行為の目的がその主観的評価過程の「外から」あたえられるのであって、カント的にいえば、彼らの経済的判断力は「限定的」(bestimmend) にはたらくのである。

これに対して、「流通経済」すなわち自由経済においては、少くともその純粋な形においては、個々の経済主体の主観的評価作用にもとづく行為が市場機構を通じて競合し、その結果として経済社会全体の生産、消費、貯蓄、投資の基本的諸範疇の内容が形成されていく。例えば、個々の企業者は市場の動向に対する彼自らの主観的評価にもとづき最大利潤を期待しうるような生産の方向と規模にむかって投資を決意し、個々の労働者は最大所得を期待しうるような職業を選択し、個々の家計主体はその主観的評価にもとづく最大満足を求めて所得の消費と貯蓄への時間的配分を自ら決定し、さらに貯蓄の投資への転化の態様をも自ら決定する。そこでは個々の経済主体の行為の目的がその主観的評価過程の自己内省を通じて「内から」想定されるのであって、カント的にいえば、経済的判断力はそこでは「反省的」(reflektierend) にはたらく。

経済的判断力が「限定的」にはたらく場合、それは自らの内に独自の原理を有せず、したがって自律的ではない。カントも「限定的判断力はそれ自身としては、客体の概念を基礎づくべき何らの原理をも有していない。それは決して自律的なもの (Autonomie) ではない。何故なら、それはただ、原理としての、あたえられた法則またはは概念のもとに包摂するにすぎないから」といっている。しかるに反省的判断力はこれと反対のはたらきをする。「反省的判断力は、未だあたえられていない法則のもとに包摂をおこなわねばならぬ。反省的判断力は、このような場合には、自ら自己に対して原理として役立たねばならぬであろう」とカントはいう。*

＊ Kant, Kritik der Urteilskraft. §69.

それゆえ、経済的判断力が「反省的」にはたらく場合、個々の経済主体はその主観的評価の原理を自ら定立し、これにもとづいて経済社会における自己の客観的在り方を自ら律することができるし、

またそうしなければならない。その意味において、経済行為に関して彼の人格は自律的である。しかるに経済的判断力が「限定的」にはたらく場合は、個々の経済主体に対して主観的評価の原理が前もって他からあたえられており、経済社会における彼の客観的在り方は、このあたえられた原理によって他律的に規定される。経済行為に関して彼の人格は他律的であるというべきであろう。

かくして「計画と自由」の問題は、その経済倫理的側面において、経済行為の主体としての個人人格の「自律」を問わるべきものとする。

II　イデアル・ティプスとしての計画経済と自由経済における人格観念の対比

いまかりに、反省的判断力の対象界としての自由経済のイデアル・ティプスが、限定的判断力の対象界としての計画経済のイデアル・ティプスに転換するとすれば、それにともなって、経済行為の主体としての個人人格の意味にもいわば「コペルニクス的転回」が惹き起されなければならなくなる。

純粋な自由経済においては、経済行為の主体としての人格の成立過程は「内から外へ」という方向をとる。すなわち、個々の経済主体の主観的評価にもとづく経済行為の結果が社会総資本の増大過程を展開していくところに、経済社会における個人人格の成立根拠が見いだされる。例えば、個々の企業者の主観的評価にもとづく「新結合の遂行」（シュムペーター）が経済社会の発展過程を結果として促進するところに、経済社会における企業者の人格の妥当の根拠が成立し、個々の労働者は、彼の労働能力を最大限に発揮し、したがってまた最大限の所得を獲得できるような職場を確保することによって、経済社会における人格としての妥当を主張することができ、個々の家計主体は、その主観的評価にもとづく所得配分を通じて最大満足を実現するところに、経済社会における人格的自己主張を実現する。一般に、純粋な自由経済の社会秩序では、経済行為の主体としての人格は、各個別経済主体の主観的評価作用の客観的に表現された形貌と見られるのであり、したがって、その場合の人格成立過程にとっては、各個別経済主体の主観的評価作用の客観的表現の自由、すなわち企業の自由、職業選択の自由、消費選択の自由などが、不可欠の条件となる。

これに対して、徹底的な計画経済においては、個別経済行為の主体としての人格の成立過程は「外から内へ」という方向をとるものと考えられなければならない。すなわち、個々の経済主体は超個人的な国家計画にもとづいてそれぞれの役割をあたえられ、この役割を自らの義務として果していくところに人格としての妥当の根拠を認められる。例えば、個々の企業管理者は、国家計画にもとづいて割当てられてくる自己の企業の出来高基準（ノルマ）を、さらに個個の労働者は各企業内で割当てられてくる作業ノルマを、それぞれ自己の義務として忠実に遂行していくところに、経済行為の主体としての人格を認められ、また個々の家計主体は、自己の所得配分を国家計画から割出されてくる消費・貯蓄秩序に方向づける限りで人格として社会的に是認される。一般に、徹底的な計画経済の社会秩序では、経済行為の主体としての人格は、超個人的な国家計画

とづいて客観的に割当てられた役割を象徴するのであり、したがって、その場合の人格成立過程にとっては、社会的役割の割当における公平とその遂行に対する責任が不可欠の条件となる。

純粋な自由経済のもとでの経済行為の主体としての人格観念の倫理的根拠は「個人主義」にある。現代の経済思想界で最も徹底的に自由経済を主張するハイエクが、その主張の究極の倫理的根拠を「個人主義」に求め、その本質的特徴を次のように規定するゆえんであろう。――「個々の人間を人間として尊重すること、すなわち、いかに狭く限られていようとも、個人自身の生活領域内では彼自身の考えと好みとを最高のものとして承認すること、そして各人が彼らの個人的才能と性向とを発展させることを望ましいことと信ずること。*」ハイエクによれば、「個人主義」のこのような本質的特徴は、キリスト教と古典的古代の哲学によって用意された素材にもとづき、ルネッサンスを通じて初めて十分に展開され、爾来、私たちが今日西欧文明の本質と見なしているものへと生長し、拡大してきたものであるという。

＊ F. A. Hayek, The Road to Serfdom. reprinted, 1946, p. 10.

これに対して、徹底的な計画経済のもとでの経済行為の主体としての人格観念の倫理的根拠は、何らかの意味での「集団主義」にあるといえよう。人格（Person）はそこでは言葉の本来の意味にかえってペルソナ persona すなわち面または役割の意味をもつであろう。例えば、レーニンは社会主義計画経済の目標とするところを、「国家の経済機構全体を一つの大きな機械、経済的有機体にかえて、数億の人びとが一つの計画によって指導されるように、その有機体をはたらかせること」と説き、*またそのような計画経済のもとでは、「労働の基準と消費の基準とに対して、社会が、また国家が、もっとも厳格な統制をすること」が必要となるゆえんを強調している。**そして、かように国家的に統制された「労働と消費との基準」のもとに国家的に割当てられた仕事を自己のペルソナとして引受け、これを誠実に遂行していく個人に対しては、「労働英雄」その他の称号と名誉が授けられ、人格として社会的に是認される。この間の事情をカ・イェ・ウォロシーロフは次のように語っている。――「わが国民、共産党、政府は国民の立派な息子や娘たちを愛し、尊重し、賞している。ほうびのしるし――勲章と徽章は、それをおびる人が、誠実に献身的に働き、新しい共産主義社会の建設に積極的に参加し、自分の高貴な労働をソヴェート社会全体に、将来のわが世代に、結局は全人類にささげていることを意味している。***」

＊ レーニン「ロシア共産党第七回大会での戦争と平和に関する報告」邦訳、二巻選集、第九分冊、一三七頁。

＊＊ 『国家と革命』同右、第八分冊、一三九頁。

＊＊＊ 『プラウダ』一九五三年四月十二日。

このような「集団主義」的人格観念を要請する計画経済社会全体の論理的構造は、ヘーゲル的な「総合的普遍」（das Synthetisch-Allgemeine）として概念されうるであろう。そこでは個人は社会的全体に対する肢体として一義的にその位置をあたえられるとともに、そのおかれている位置において全体を要求し、全体の理念に参加するところに自らの存在の意義を見いだす。例えばマルクスのい

う「革命的プロレタリアの協同体」(die Gemeinschaft der revolutionären Proletarier)には、プロレタリア個人は、単なる労働力として物化された生活面だけでなく、いわば全人間的にその生活内容のすべてをあげて、包摂される。そこではプロレタリア個人の「労働の疎外化」は克服される。すなわち、そこでは社会的労働を通じて「協同体」の事業(例えば五ヶ年計画)に全人間的に献身することのうちに各個人の人格の核心が実現されると考えられるのであって、それと対立する意味での自己目的としての個人人格の核心の留保は認められないのである。

これに対して、先にみたような「個人主義」的人格観念を要請する自由経済社会全体の論理的構造は、カント的な「分析的普遍」(das Analytisch-Allgemeine)として概念されうるであろう。そこでは各個人は、自己自ら反省的に想定した或る特定の目的に関係ある限りの行動面だけを自己の人格の核心から切りはなし、その限りで経済社会に包摂されるにすぎない。そこにはつねに、あらゆる行動の基点としての彼の人格の核心そのものが、この社会の網の目に入り切れない残余として残る。したがって、そこではプロレタリア個人の人格の核心そのものは、社会的労働のうちには表現されつくさない残余として残り、「労働の疎外化」が避けられない。しかしそれゆえにまた、社会的労働を通じて彼が入り込む経済的関係の網の目に対して、意味のうえでは独立した自己の人格の核心を主張することができるのである。*

＊「分析的普遍」と「綜合的普遍」という概念の社会哲学的意義については、左右田喜一郎「文化哲学より観たる社会主義の協同体倫理」(全集第4巻所収)を参照。なお本稿との関連では、私の『社会主義と実存哲学』(創文社刊)補論「社会主義と左右田哲学」をあわせて参照願いたい。

Ⅲ 自由経済から計画経済へとむかう歴史的動態としての官僚制化の傾向

以上、計画経済と自由経済のイデアル・ティプスのそれぞれの論理的構造が、その各々の中に生きる個々の経済主体の人格にどのような行為の方向づけを倫理的に要請するか、を明らかにしようと試みた。しかし今日の世界諸国民の経済社会の歴史的現実態は、イデアル・ティプスとしての自由経済そのままでもなければ計画経済そのままでもない。むしろ諸国民の経済社会の歴史的現実態では、計画経済と自由経済のそれぞれの論理と倫理の妥当性が交錯し、複雑な様相を展開しているのであるが、しかし歴史的動態的には計画経済の論理と倫理の妥当性が強化されていく傾向がみられる。このような「経済計画化」の傾向を促進する契機としては、およそ次のような条件を指摘することができよう。——

(1) 自由経済の論理にもとづく貧困と失業に起因する国家のAgenda の増大——ケインズは『一般理論』の分析を終えたのち、「われわれの生活している経済社会の重要な欠陥は、完全雇用をもたらしえないということと、富および所得の分配が恣意的で不公平であるということである」といっているが、* ケインズの根本的着眼とそれにもとづく理論構成の根本的意義は、最近の経済理論における停滞論的側面の軽視の傾向にもかかわらず、依然として生きている。む

しろこれらの思想傾向は、『一般理論』の根本的理論構成とその実践的帰結としての国家の Agenda の増大を前提してはじめて、現実的妥当性をもちうるものと思われる。

＊ Keynes, General Theory, p. 372.

貧困と失業は、消費選択の自由や職業選択の自由を実質的内容のない単に形式的なものへと空虚化してしまうであろう。自由経済の論理的構造から個別経済主体に対して倫理的に要請されてくる自律的人格観念そのものが、その実質的充実のために逆に国家の新しい Agenda としての「経済計画化」を要請するようになる理由が、ここにある。

経済社会に対するこのような国家の Agenda の増大は、経済社会内部への国家官僚制の規制範囲を拡大させ、それだけ計画経済の論理と倫理の妥当領域を拡大するであろう。

(2) 技術的必要にもとづく巨大官僚制企業の出現——技術的必要は能率の論理にもとづくものであり、能率の論理は企業経営の組織的分析と合理的再構成を求めるという意味で、「訓練された専門的労働の特殊化、権能の制限、いろいろの服務規律、階層的に等級づけられた服従関係」（ウェーバー）を内容とする官僚制化を不可避的にする。官僚制企業の内部では「管理」の機能が、一方では職能的に、企画、営業、経理、人事、資材、等々の部門に分割されるとともに、他方、権限の大小にしたがって等級づけられ、企業の最高責任者を頂点とし、高級・中級の管理者、事務職員、現場監督などを中間層とし、多数の現場の労働者を底辺とするピラミッド型の権限の階層秩序（ヒェラルキー）を形づくる。この管理機能の階層秩序の中では、個々の職員は専門的に特殊化された技能を身につけ、形式合理的に定められた服務規律にしたがって、与えられたその管理機能を執行する。そこではピラミッドの上層と下層の間に命令・服従の関係が成立し、命令はつねにピラミッドの上層から下層へと下降し、最後に底辺の現場労働者たちに対して拘束力を発揮する。これらの底辺労働者たちは排列され組織され、その作業内容を割当てられる。官僚制企業の底辺に編みこまれている限り、彼らの行為は「限定的」に方向づけられ、その人格は他律的であるといわなければならない。マックス・ウェーバーもこの事実に注目して次のように指摘している。——「流通経済においても、形式的には自発的な仕方においてではあるが、行為の仕方と方向が実質的には他律的に規定されるということが、広範に起りうる。すなわち、財産所有の分化、とりわけ資本財所有の分化のため、非所有者が、一般に彼らの提供する効用給付への対価を確保するため、指図にしたがうことを余儀なくされるような場合には、到るところでそうである。その際、そのような指図が、財産を所有する家長の指図であろうと、資本財所有者（もしくは彼によって資本財利用のために任命された代理人）であるかは、問うところではない。このことは、純粋に資本主義的な経営経済においては、全労働者層の運命である。＊」

＊ Wirtschaft und Gesellschaft, SS. 59—60.

それゆえ、シュムペーターもいうように、「経済的進歩の非人格化と自動化」がすすみ、経済社会において公私の官僚制企業の支配範囲が拡大することは、それだけ計画経済の論理と倫理の妥当領域が拡大されることを意味する。

Ⅳ　個人人格の「自律」への要請にもとづく経済計画化への限界づけ

現実の経済社会の歴史的動態における官僚制化の傾向が計画経済の論理と倫理の妥当領域を拡大するとすれば、このような経済計画化への傾向に対しては、個別経済行為の主体としての人格の自律への要請が矛盾的に対立することになる。したがって、このような要請を自己の価値理念として倫理的に選択する者の立場からは、経済計画化の傾向に対して個人主義的限界づけが試みられなければならなくなるのは当然である。

今日の世界諸国民の経済社会において、経済計画化に対するこのような個人主義的限界づけには次の諸形態が区別されうる。

(1)　復古的自由主義的形態――市場メカニズムの自動的調節機能にもとづく純粋な自由経済を志向するもので、F・A・ハイエクの『隷従への道』(一九四四年)はその典型的な思想的表明である。この形態の限界づけは、「自由企業制」(Free Enterprise System)擁護を旗印しとする今日の資本主義諸国のビジネス界の保守派グループの実践活動となって現われており、最近の経済理論の分野での(特にアメリカでの)ケインズ理論の停滞論的側面の軽視、価格伸縮性にもとづく市場の自動的調節機能の再確認、「革新」の加速度的進展にもとづく経済発展の可能性の強調などの思想傾向の社会心理的背景ともなっている。

(2)　修正資本主義的形態――ケインズ『一般理論』の実践的示唆にもとづく国家の Agenda を経済社会に導入することによって、一方では貧困と失業を動機とする経済計画化の傾向を導入しながら、他方あくまでこれを機能的なものに限界づけようとするもの。「消費性向と投資誘因との相互関係を調整しようとする仕事にともなう政府諸機能の拡張は、現存の経済的諸形式の全面的な崩壊を回避する唯一の実行可能な手段であるとともに、個人的創意が効果的に機能するための条件をつくるものである」とケインズはいっている。* アメリカのニュー・ディールないしフェア・ディール、イギリス、スカンヂナヴィア諸国その他の「福祉国家」のための諸政策の多くがこのような思想的背景をもつことは、周知のとおりである。

＊　General Theory, p. 380.

(3)　民主社会主義的形態――「完全雇用、生産増強、生活水準引上げ、社会保障および所得と財産のより平等な分配」のため、重要産業の公有化をもふくむ経済の計画化の必要を肯定しながら、政治的民主主義の諸原理をあくまで尊重することにより、また次に述べる産業民主化の徹底を通じて、全面的な計画経済の論理と倫理の妥当を限界づけようとするもの。一九五二年七月二日公けにされた社会主義インターナショナル綱領『民主社会主義の目標と任務』(The Aimes and Tasks of Democratic Socialism)は限界づけのこの形態を明文化したものであり、今日の自由世界の非共産系社会主義諸政党の圧倒的多数は、この綱領を指導原理としている。*

＊　「民主社会主義」についての私見は、前掲『社会主義と実存哲学』(創文社刊)に述べておいた。参照願えれば幸である。

以上、経済計画化に対する個人主義的限界づけの諸形態は、主として貧困と失業に起因する国家の Agenda の増大に対するもので

あるが、技術的必要にもとづく公私の巨大官僚制企業の支配範囲の増大からくる計画経済の論理と倫理の妥当に対する個人主義的限界づけは、(1)労働組合の団体協約を通ずる産業関係における「法による支配」、(2)経営協議制を通ずる底辺労働者の管理機能への「参加」、(3)いわゆる「人間関係」(ヒューマン・リレーションズ)のアイディアの企業内への導入、などの方法による産業民主化への試みとして具体化されている。

V 要約と若干の倫理的示唆

(1) 全面的な計画経済の論理的構造は、経済行為の主体としての個人人格の「自律」の「綜合的普遍」への止揚を倫理的に要請する。消費選択の自由、職業選択の自由、企業の自由などとして現われる個人人格の「自律」を自らの価値理念として選ぶものが、全面的な計画経済の実現を望む場合、そこには目的-手段関係のコンシステンシーが欠けている。経済行為の「自律」が学問的・芸術的・倫理的・宗教的などの精神の「自律」を現存在的に制約する限りにおいて、彼は自らの個人主義的価値理念とそれにもとづく個人主義的生活態度を変革する用意がなければならない。

(2) 完全な自由経済のもとでも、貧困と失業の問題が解決されない限り、消費選択の自由、職業選択の自由、企業の自由は単に形式的なものと化し、その限りでは、個別経済行為の「自律」は実質的には「他律」に転化されざるをえない。経済社会における個人人格の「自律」の実質的実現を自己の価値理念として倫理的に選ぶものは、貧困と失業の問題の解決を目的とする経済計画化を要請せざるをえない。しかし、このような経済計画化も国家の Agenda の増大を結果し、それだけ経済社会における官僚制化を促進する。

また自由経済のもとでも、技術的必要にもとづく巨大官僚制企業の出現は避けられず、その内部では計画経済の論理と倫理が妥当する。

かくして現実の経済社会の歴史的動態は官僚制化をともなう経済計画化の傾向を示している。

(3) 経済行為の「自律」が精神的「自律」をも現存在的に制約する限り、このような官僚制化をともなう経済計画化の傾向の極限的展開を目的-手段関係のコンシステンシーをもって要求しうるのは、個人主義的価値理念ないし生活態度の止揚を倫理的に決意したものだけである。

個人主義的価値理念ないし生活態度をあくまで固執するものが目的-手段関係のコンシステンシーを保持しようとするなら、このような経済計画化の傾向を、一方では倫理的に要請しながら、他方ではこれに対する何らかの形態での限界づけを試みることが倫理的に要請される。

(4) 現代の精神的状況において経済計画化へのこのような個人主義的限界づけの試みには、(a)復古的自由主義的、(b)修正資本主義的、(c)民主社会主義的の諸形態が区別されうる。これらの諸形態の違いは、一般的には、それぞれの国民社会における「自由と拘束の均衡」(das Gleichgewicht von Freiheit und Bindung)(ウォルター・ウェディゲン)の位置如何に依存するものということができ、またその均衡の位置は、それぞれの国民社会のその時々の経済計画

の具体的目的に関する成員各個人の自発的 agreement の範囲の大小によって定まるものということができる。**議会制デモクラシーのもとでは、このような自発的 agreement の範囲は、複数政党間の綱領・政策・運動方針の共通面を手がかりとして索出されうるであろう。***

＊ Walter Weddigen, Wirtschaftsethik—System humanitärer Wirtschaftsmoral, 1951, SS. 37—8.

＊＊ Hayek, The Road to Serfdom, pp. 44—5.

＊＊＊ Barbara Wootton, Freedom under Planning, 1945, p. 134.

質問一（日本大学　迫間真治郎）

一、個人人格の「自律」の問題をマックス・ウェーバーの流通経済と計画経済とのそれ〴〵のイデアル・ティプスによって対比されたのは興味深く、有益でもあるが、然しウェーバーの計画経済は資本主義経済と対比せられた社会主義に妥当するばかりでなく、広く全体主義体制に妥当するという意味で、余りにも広く、抽象的に過ぎはしないか？

二、自由経済の経済主体が極大原則に従う経済計算をなすことは勿論であるが、計画経済も、統一主体（たとえば政府）による国民経済全体に関する経済計算が必要なのではないか？　実物計画体制はこの意味で、現今では夢想とされるに至り、社会主義体制も貨幣、価格機構を保持するのが当然と認められ、事実もその通りになっている。従って、自由経済と計画経済は共通性なき entweder oder ではなくなっている。報告者はこの点、少し単純化されているように思われる。

三、極限的に考えれば、人格の「自律」の実質は自由経済においても、計画経済においても保証されない。伝統的社会主義者の要請を極端に引き延ばすと、経済そのものの否定に至る。即ち necessary evils としての経済からの人間の解放がこれであり、「共産主義」の理想もこゝにある。

この観点からすれば、自由経済においては、人格の「自律」の形式があって実質がなく、計画経済において、この実質が保証されるという報告者の議論には若干の無理があるように思うが如何？

四、デモクラティック・ソシアリズムの可能性について示唆されたが、説明が不十分ではないか？　それと共に、資本主義内部に計画化の傾向が進みつゝあるのを報告者の方法で如何に解明されるか？　mixed economy とか managed capitalism とかいわれているものを如何に解されるか？

答

(1)ここで取りあげたウェーバーの自由経済と計画経済とのイデアル・ティプスは、その中に生きる個別経済主体の行為の方向づけの視点から構成されたものである。この視点からみるとき、いわゆる「全体主義」経済体制と「社会主義」経済体制には、それらが計画経済を構成要素とする限り、相当広範な共通性をもっている。この共通性はあまりにも屢々無視もしくは軽視されているが、各個人の現実の経済生活の在り方に直接影響してくるものである。右のイデアル・ティプスはこの共通性の論理的構造の解明に役立つと思う。もちろん、このことは、他の視点からするいわゆる「全体主義

体制」と「社会主義体制」との差異を否定するものではない。

(2) 計画経済においても経済計算が必要であることはもちろんであるが、その計算の自律的主体は計画当局に一元化され、個別経済主体の経済行為は他律的に限定される。貨幣計算をともなう計画経済の可能性をウェーバーが認めなかったことが彼の所論の時代的制約を示すことは御説のとおりであるが、このことは計画経済の形式的合理性の可能性に関する問題であって、個別経済行為の方向づけの他律性についてのウェーバーの主張は、これによって影響されないと思う。歴史的現実態においては自由経済の論理と計画経済のそれが多かれ少かれつねに混合してはたらいていることは、本報告後段でも指摘したとおりであるが、ここで問題としているのは両者のイデアル・ティプスである。このようなイデアル・ティプスを構成することは、歴史的現実態におけるこれら二つの背反する契機のもたらす帰結への見透しをあたえ、政策的実践に対する示唆をあたえる。

(3) イデアル・ティプスとしての計画経済が人格の「自律」を実質的に保証するとは主張しなかったつもりである。むしろそこでは「人格」は他律的に形成されると考える。ただイデアル・ティプスとしての自由経済の論理が要請する個別経済主体の行為の自律化は、それが歴史的現実態において実践されるとき、貧困・失業その他この自律性を実質的に阻止する諸条件をつくりだし、そのため、計画経済の論理の限界づけられた導入を、ほかならぬ個別経済主体の行為の自律性の要請にもとづいて、認めなければならないことになる。これは一つのジレンマであるが、歴史的現実態はつねにこのようなジレンマとこれを克服しようとする人間の努力の連続から成るものであると思う。

(4) 本報告との関連においていえば、民主社会主義 mixed economy および managed capitalism は、いずれもこのようなジレンマを克服しようとする努力の現われであると見なしうる。民主社会主義についての私見の詳細については、『社会主義と実存哲学』(昭和33年2月創文社刊)に、また mixed economy および managed capitalism については『経済倫理』(昭和30年春秋社刊)に、それぞれ稍々詳細に私見を述べておいた。参照願えれば幸である。

質問二(慶応大学　気賀健三)

計画と自由を対立させる見解についての疑問、経済行為についてみるかぎり、問題はむしろ選択の範囲の広狭という程度の差ではないか。

自由競争のもとで自律性が喪失するといわれる。あるいは自律が形式化し、無内容になるといわれるが、はたしてそうであろうか、貧困と失業が常に必ず自由競争と結びつくと考えなくてはならないであろうか。実質的な自律性を否定するというより、選択の範囲が狭められるということではないか、自律と他律の問題は相対的であると思う、奴隷を縛る鎖は、同時に主人の手をも縛るのである。倫理的価値としては、相互をしばらない社会的調和を考うべきであると思うが、報告者の意見を伺いたい。

答 (1) 「選択」という言葉の意味づけにもよるが、選択には意志決定がふくまれているとすれば、その意志決定が自律的であるか他律的であるかがここでの問題である。質問者のいわれる「選択の範

囲」ということが、選択行為の対象となる客観的存在の範囲を意味するとすれば、これに対しては選択行為の主体の意志が相関的に考えられなければならない。ここではその意志決定の仕方を問うているのである。例えば禁酒は、当該個人の自発的意志による場合も、禁酒法にもとづく警察官の強制力による場合も、対象的には「選択の範囲」の同等の制限であるが、選択行為の主体の意志決定の仕方は全く違っている。われわれの生活の実感において問題となるのは、この違いである。

(2) 自由競争経済が貧困と失業をともなうという認識は経済学的論証を必要とするが、ここではケインズ理論を前提とした。最近の経済理論でのケインズ理論の停滞論的側面の無視もしくは軽視の傾向をどうみるかについては、本報告文中に簡単に私見を述べておいた。

(3) 今日の歴史的現実態においては、個人の意志決定の自律も他律も完全には実現されていないことはもちろんである。しかしそこには自律と他律とのそれぞれの方向を促進する背反的な諸力がつねにはたらいている。両者を識別することは政策的実践の指針を明らかにするうえに不可欠である。質問者が「相互をしばらない社会的調和」を「倫理的価値」として考えておられるのは、すでに右の背反的な諸力のはたらきを認めたうえでの理念措定であると思う。問題はその「社会的調和」の具体的内容とその実現方法である。私は、質問者のいわれる「社会的調和」はヤスパースがその論理を精緻に照明した「実存的交り」(愛を動機とする自由による自由との交り)を通じて実現されるものと考えている。

質問三（建設省（総合計画担当）　**越野大作**）

一、「目的的自由」と「手段的自由」の区別と関連について

1、「自由」の問題を論ずるときには、右の二つを区別すべきである。

2、目的自体として人格と人格との交渉の世界（人格的世界）における自由、例えば信仰、良心、思想、交際、恋愛、結婚、研究の自由等々。――これはいかなる時代においても、いかなる社会体制においても確保さるべき問題である。

3、「手段としての人と物との組み合せの世界」（例えば経済的世界）における自由の問題は前記の「自由」と区別すべきである。極言すればこれは「個性尊重」の問題であって、それのもたらす全体的利益に対する貢献度の問題として検討さるべきではなかろうか。従ってこれ（この自由）は経済的世界の発展段階におけるその歴史的貢献能力の判定に基く問題である、と思うが、御所見をお伺いしたい。

倫理学的見地から経済行為を分けると

1、社会全体の発展ないし利益を直接の目的とする「倫理的行為」（その反対の「反倫理的行為」）とて、それと無関係な「非倫理行為」とになる。「非倫理行為としての経済行為」の中には相当野性的な行為があるが、社会のある段階においては創造的意義もあり認められる。しかしもちろん、このような「自主的判断行為」は人格価値に直結する行為ではない。即ち「人格的自由」の範疇に属する行為ではない。報告者の

「人格的自由」の行為としての認識には多少疑問である。かつて河上博士は、このような行為を「利己主義」と規定せられ、資本主義経済を倫理的に卑下せしめられた。これは私見によれば「行き過ぎ」であるが、読者の云わゆる「人格的自由」の行為と見るのも、弁護し過ぎはしなかろうか、ご教示を乞う。

第二回目の質問

「経済的自由」の倫理的側面について

一、「計画と自由」の問題について倫理学的帰結を得るためには、「経済的自由活動」の性格及びその倫理的意義を明かにする必要があると思う。

二、1、個体（広義の人格者）の自由活動は前記の㈠「目的的自由」に関する活動と㈡「手段的自由」に関する活動に分けられる。個人の「目的的自由」に関する活動はこれを絶対的に確保すべきであるが、「手段的自由」に関する活動は、「人類全般の発展」ないし「公共の発展と福祉」等の見地から時処位の制約を受けねばならぬ。

2、(1)報告者が「計画と自由」との対比において見るべき自由はつまり「経済的自由活動」のことであらねばならぬと思う。これは「個体の広い意味の自由意思」に立脚するが、「倫理学上の人格の自律意思」（自由）に立脚することを成立要件とせず、「野性的意思」に立脚する本能的な活動であっても妨げず、事実上この場合が多い。「野性的な意思」とくに「反倫理的な意思」は、内面的に倫理学的な「人格意思」によって規制（自由化）せらるべきであると共に、その野性行動は社会によって規制（社会化）せられねばならぬ。資本主義の発展とともに、この必要が大となっていることはいまさら申すまでもない。

(2)多少見方をかえて申す――「経済的自由活動」は自己の営利を至上目標とする利己活動である。これは倫理学的に見て善でもなく悪でもない――倫理と離れた世界である。しかし多くの（「総ての」ではない）企業者は内面的原理として「営利主義」とともに「倫理学的意味の利己主義」を奉じている、と見られる。ここに経済学的意味の営利主義活動は倫理学的意味の利己主義活動と一体化し、例えば昔河上博士は「資本主義社会の道徳原理は利己主義である」と弾劾せられた。博士の言わんとする意味は大体論としては判るが、論理的に見れば、「営利主義と利己主義との同視」、「利己活動と利己主義活動との同視」の見解は誤謬であり、行き過ぎであったと思う。しかし報告者が「人格の自律ないし自由の見地」（これは「人格主義の見地」に連る、また人をしてそう思わせる）から、経済的自由活動を内面的に、威厳化して、理解せんとするのは、初期資本主義時代ならばともかく、今日においては「余りに同情的な理解」であり、「弁護的な理解」と誤解せられるおそれはあるまいか。

(3)要するに平静に見て、企業の営利追求の自由活動は「野性意思に基く野性活動」であると規定する方が最も的確である。従ってそれは当初から内面的に「人格的自由律（道徳律）」により、また早晩外面的に「公共福祉」と「総合計画の見地」から

統制されるのは必然であった、と解すべきかと思う。

教授の見解には深い意味があり、私も教えられたが、以上私見の意のあるところをくまれ、ご教示を乞う。

答 御質問が哲学の根本問題に入り、また質問者御自身の積極的意見が開陳されている関係上、本報告の主題の範囲内では十分の答えが出てこないと思うが、その範囲内でできるだけお答えすることにする。

(1) 本報告では、個人人格の自律を価値理念として実践的に主張しているのではない。これを所与とした場合、目的—手段関係のコンシステンシーが行為者の行為に対してどのような行為の方向づけを倫理的に要請するかを明らかにしようとしたものである。

(2) 経済行為の自律は、学問的・芸術的・倫理的・宗教的などの精神の自律の現存在における実現を制約する。それゆえ、後者を「目的的自由」とし前者を「手段的自由」とする質問者の主張を一応認めるとしても、両者の間のコンシステンシーの問題は残る。但し、「目的的自由」「手段的自由」の用語法には疑問がある。むしろ私は、人間存在の可能性を現存在—意識一般—精神—実存の諸様相に分けて考え、経済行為は現存在としての人間の一つの在り方であり、それは意識一般—精神—実存としての人間の存在可能性がその中で実現される現実態を形づくる一つの要素であると考える。

(3) 本報告では個別経済行為の「自律」もしくは質問者のいわゆる「経済的自由活動」のうちに、単に営利の自由だけでなく、消費選択の自由、職業選択の自由、労働者の団結・団体交渉・団体行動の自由、等をふくめて考えている。また(1)で指摘したように、これに対して実践的価値判断を加えようとしているのではない。したがって、本報告が「経済的自由活動」を「企業の営利追求の自由活動」と同一視しているとみるのは誤解であり、さらにこれを「威厳化」しようとしているとみるのは、誤解の誤解である。

(4) 個人の経済行為の「自律」を「人類全般の発展」ないし「公共の発展と福祉」等の見地から規制することを主張されるにあたっては、ピグー厚生経済学に対するロビンス以下の批判を想起されたい。

(5) なお質問者の提起された問題には、前掲『経済倫理』に私見を述べておいたものが多い。御参照のうえ重ねて御叱正願えれば幸である。

質問四（中央大学　**山田　創**）

自由経済と計画経済の区別は国家が介入するかどうかにかゝる。そして国家による計画経済は官僚制的に運営される。ところで官僚制的に運営されるのは企業においても同じである。こうして自由と計画の問題が官僚制とそこにおける個人人格の自律の問題として一般論的に扱われる。しかしこれは、国家が経済に介入すると否とを問わず妥当するものではないか。例えば、帰結(b)における「計画化の必要」という場合それは企業における計画化・国家の介入という意味の計画化、と計画化・官僚制化の色々のレベルとその相互関係はどうなるのか。企業における「人間関係」、「産業民主化」への要請とそこにおける実存的決意の問題と、国家の介入による国民経済の計画化と自由の問題とは、共通面があると同時に相異点があるのではないか。企業という部分社会的レ

ベルから、国民経済というレベルに至るには、やはりそこに一つのプロセスが必要で、これを経て始めて個人のレベルと社会のレベルを結び付けうるのではないかと考える。

答　ここでは、自由経済から計画経済へとむかう歴史的動態を官僚制化の傾向として把握した。官僚制化はここでいう計画経済の論理と倫理の妥当範囲の増大を意味するからである。この意味での官僚制化の傾向は、一方では国家の Agenda の増大による国家官僚制の経済社会への進出の形をとり、他方、企業の大規模化にともなうその経営の官僚制化という形をとってすすめられる。官僚制化のこれら二つの進出形態の相互関係については多くの問題が残されていることは御説のとおりであるが、両者はいずれも、(1)個人の経済行為の他律的方向づけへの要請を強め、(2)自由経済の論理と倫理の妥当領域を狭め、(3)ウェーバー＝シュムペーターも指摘するように、究極的には計画経済のイデアル・ティプスに近いものへと接近する歴史的動態の契機としてはたらいている。それゆえ、企業経営内の官僚制化は、それ自体としては、国家による経済諸過程の意識的方向づけという、本報告で用いた意味での「経済計画」もしくは「計画経済」ではないが、しかし少くとも、ウェーバーのイデアル・ティプスにみられる計画経済の論理と倫理の妥当領域を増大するものであることは確かである。したがって、本報告の主題である経済計画化への個人主義的限界づけの諸様態を解明するためには、経済社会への国家官僚制の進出と並んで、この企業経営内の官僚制化の傾向をも考慮に入れておかなければならなかったのである。

経済計画のための模型構成

高橋長太郎
（一橋大学）

一　何のための計画か

(1)　経済計画の目的

もし資本主義経済の本質が「生産の無政府性」にあり、且つ生産があらゆる経済行動の起動力ならば、経済計画は資本主義経済にとって殆んど不可能な試みと言わなくてはならない。しかし、経済の諸関係――例えば投入・産出関係において、ほぼ安定した函数形が妥当しつづけるとすれば、「無政府性」あるいは「無秩序」という規定は必ずしも正しくないことを示している。

さらに、生産（供給）のみが経済運行の起動力ではない。むしろ、不完全雇用の状態においてあらゆる経済行動は有効需要の変動によって動機づけられている。そして有効需要の変動は、例えば消費函数や投資函数としてほぼ定型化されつつある。

しかし、自由競争を前提とし、計画の主体を政府のみとせざるをえない資本主義経済においては、単なる計画――強力な政策を伴わない計画は実現されるはずはないことも明らかである。三つの経済主体のうち、個人は消費、企業は投資をもっぱら行うと仮定して、計画および政策の主体としての政府は何のために計画をたて、またその目標に達成するための手段は何か。一般に資本主義社会において何のために経済計画が必要なのか。第一次大戦後はじめて経済計画を企てた敗戦国ドイツの計画目的は明らかに復興のためであり、第二次大戦後にわかに盛となりつつある後進国の計画の場合には、明らかに開発のためであるが、先進国の場合には、輸出拡大のための産業構造の再編成、あるいは甚しい経済変動をさけるための安定化のごとく、その目的は国のおかれている経済情況によって多様なはずである。その目的をまず設定しなくては、経済模型の構成要素の選択のみならず、全体としての計画の規模を確定することはできない。しかるに従来経済計画の目的設定に関する論議は、この点の認識において必ずしも明確でないようである。ここでは敗戦国の場合の復興計画を主として考察しようと思う。

(Jan Tinbergen, *The Design of Development*, 1958.)

(2)　計画の主体

個人と企業の行動を自由とする限り、計画の主体は政府であって、平時にあってはその用いる手段は財政金融政策である。そうす

ると、模型は単なる理論模型ではなくて、政策模型でなければならない。両者の差異の根本は、模型の構成要素のうちに政策による操作可能な変数が独立変数として扱われるところにある。（拙稿「経済政策における継起分析の利用」赤松要博士還暦記念論集、昭和三十二年）

(3) 計画の目標

計画の目的と同じく、到達すべき計画目標もまた多様である。そこで、復興・開発いずれにとっても共通に考えられる第一次の目標として、一定期間（例えば五ヵ年間）に実質所得水準を現在よりも何割増（例えば四割増）ということを第一次目標としたとしよう。その第一次目標設定の結果として、所得の増加率を一定とすれば、その発展経路は exponential となり、増加率は年約五パーセントとなる。しかし、それはあくまでも増加率を一定とした場合の結果にすぎない。成長率は独立変数ではなくして従属変数であることを忘れてはならない。さらに、一定の目標に達する発展経路が一様でなければならぬという理由はない。発展経路は多様に考えうる。一様な発展とは、ただ先進国において経済の安定化を唯一の目標とするときのみ意義がある。ここでは復興・開発を目的とするから、発展経路としてはじめは速度が早く、ある点に至って速度がおそくなるところの logistic (Gomperz) curve（成長曲線）を想定すべきであろう。

ここで通俗の誤解を指摘しなければならない。上述のように一定の年何%の成長率とは単に平均概念であって、均衡経路を示すとは限らないこと、すなわち平均率による成長は必ずしも均衡成長を意味しない。成長率を決定する要因は多数であり、成長率が一定であるための条件は複雑であって、したがって一定の成長率の実現は困難である。また、俗に成長率が高すぎると国際収支が悪化し、反対に低すぎるとおびただしい失業が発生すると言われるが、そのようなことは理論的にも実際的にも根拠がない。適正成長率の概念は極めて限定された仮定の上で成り立つ概念にすぎず、実際には例えば昭和三十年度のGNP増加率は一一・六%であったが、国際収支は大幅の受取超過であったし、三十三年の成長率はわずかに〇・八%とされているが失業発生が巨大とは言えない。

つぎに、計画（予測）の目標が単に総体的産出量の均衡発展であるならば、需給方程式による模型構成だけで十分であろうが、もし政策を用いて発展経路を調整しようとするならば、政策主体の自発的行動が基本的パラメターに及ぼす変化、それに伴う経済体系の影響を測定できる模型でなければならない。すなわち戦略変数を含まなければならない。（この点について、従来の経済模型は、財政政策の用具としては根本的に改造の必要がある。A. G. Hart, "Model Building and Fiscal Policy," *American Economic Review*, 1945.）

以上の前提のもとで、支出（最終需要）計画と資金計画をたてるとしよう。

支出計画は（あわせて供給計画すなわち投入・産出分析を必要とすることは言うまでもないが）、比較的長期間にわたる経済の見通しの上にたてられるけれども、資金計画はもともと支出計画における需要・供給（投資・貯蓄）の不一致を調整するために必要とされ

るものであるから、その計画は短期間に補正する必要が起りうる。（計画を以上のように二様にたてるのがオランダ方式の特色である。D. B. J. Schouten and J. Lips, National Accounts and Policy Models, *Income and Wealth, Series IV*, 1954.）

II　支出計画について

計画の目的および目標からいって、支出計画のうち中心となるのは投資計画である。これは復興・開発過程において投資が中心となるということだけでなく、資金計画との連関のためにそうでなければならぬという理由をもっている。また、投資計画は産業の再編成をも考慮しようとする場合には、産業のうち特にエネルギー産業と基幹産業すなわち戦略部門について具体的な計画を要することは言うまでもない。資金計画との連関において、最も経済政策の対象となるのは、わが国では財政投融資の対象たる電力、造船、鉄鋼、石炭であって、これらの産業はそれぞれ長期計画をもっているから、この四産業を中心として、投資計画を樹立する必要がある。

ここでは単に全体としての投資の動向について扱い、それから生ずる問題点の指摘に止める。

(a)所得（むしろ支出）の増加速度について

いま、単純化のために政府・海外両部門を捨象すると、国民支出（Y）は消費（C）と純投資（I）とから成る。そうすると、所得（支出）増加率は次のようになる。

$$\frac{\Delta Y}{Y}=\left(\frac{I}{Y}\right)\frac{\Delta I}{I}+\left(\frac{C}{Y}\right)\frac{\Delta C}{C} \tag{2.1}$$

所得増加率は、投資の増加率と消費の増加率とに、それぞれの構成比をウェイトとした平均である。これらの要因のうち、特に蓄積率（I/Y）と蓄積速度（$\Delta I/I$）とに注目したい。計画の目的が復興・開発にあるからである。

(b)蓄積率（I/Y）について

この構成比は一定とは限らない。なぜなら、後述のように投資の中には政府投資を含み、民間投資は景気変動に左右されるからである。完全雇用を前提とした均衡状態においてのみ、この蓄積率は一定となり得る。しかし、この比率こそ投資計画のひとつの目標である。（例えば新長期経済計画において、この構成比は昭和三十年度二五・六%、三十七年度二八・五%である。）この比率の変化の範囲は、一方において貯蓄函数からの制約と、他方において上記基礎産業の投資計画からの要請とによって条件づけられるはずである。（蓄積率について、従来これを一定と仮定するに止り、この変化に関する研究は必ずしも十分でない。）

(c)蓄積速度（$\Delta I/I$）について

蓄積率を貯蓄率（s）に等しいとすれば(2.1)式は次のようになる。

$$\frac{\Delta Y}{Y}=s\left(\frac{\Delta I}{I}-\frac{\Delta C}{C}\right)+\frac{\Delta C}{C} \tag{2.2}$$

そこで投資の相対的増加率が問題となる。蓄積速度（新計画では五ヵ年平均七・九%）は消費の速度（新計画では五・七%）よりも大でなければならない。このことは経済各部門の成長率が異なるべきことを意味する。経済各部門の成長率が均等となるとき、成長率が

極大となるという立論は、完全雇用を前提とした均衡成長の終局の状態を表わすにすぎず、計画の目的から言えば、安定化政策の目標たりえても、いまだ復興・開発過程にある計画の目標とはなりえないことは明らかである。

この投資増加率の妥当性については、投資の二重作用（需要と供給との両面に及ぼす効果）を考慮に入れなければならなくなる。簡単に言えばドマール流に、供給（産出）増加と需要（所得）増加とがつねに一致するとし、投資の生産力係数をσとすれば、

$$\frac{\Delta I}{I}=\sigma s \qquad (2.3)$$

蓄積速度は蓄積率（s）と投資の生産力（σ）とによって決定される。ただし、ここに多くの誤解があるから、解明しておく。すなわち、次のような投資の種類を無視した乗数、資本係数、生産力係数の乱用を防ぐためである。投資には次の種類がある。

i) 産出能力をもつ独立投資
ii) 産出能力のない独立投資
iii) 産出能力をもつ誘発投資

誘発投資のすべてが産出能力をもつとしても、独立投資のうちには殆んど（あるいは直接に）産出能力のないもの（例えば道路、港湾のごとき社会間接投資とよばれるもの）がある。かかる独立投資をも含めて産出効果や資本係数を測定しようとするのは誤謬である。ここで投資の内容、乗数効果をもつ投資（独立投資）と生産力効果をもつ投資（誘発投資）との峻別、効果発生の時のずれの差異などを考慮に入れる必要がおこる。（従来の資本係数に関するすべての議論は、以上の区別をしないため誤謬におちいっている。A. E. Ott, The Relation between the Accelerator and The Capital Output Ratio, *Review of Economic Studies*, June 1958.）

(d)政府部門について

計画の主体を政府とし、その手段を財政金融政策とすると仮定しながら、政府を故意に導入しなかったのは、複雑化によって中心を見失うおそれがあるからである。

政府部門の導入によって、短期効果か長期効果か（Impact versus Long Run Effects）という問題につき当る。ここでは政府投資のみが長期効果をもち、他の政府支出は短期効果を生ずるに止ると仮定する。

政策模型の体系は四つの構成要素をもっている。

(1)能動的変数――財政支出、財政収入（むしろ各種租税の税率と免税点）、その他政府の直接に統制しうる変数（例えば、財政投融資計画、外貨予算など）

(2)受動的変数――国民所得の構成要素（ことに可処分所得と消費）

(3)累積変数――上記諸変数の行動の結果を示す貨幣、資本ストック。

(4)パラメター――限界消費性向など。政府を中心とする政策模型の構成には、すくなくとも以上の変数を含まなくてはならない。

財政収支の基本要素は次のようである。政府支出の内容を、V＝政府財貨・用役購入、R＝移転支出（補助金を含む）、A＝政府投資（公社を含む）とし、政府収入を、T＝租税その他収入、Z＝政

府余剰とすれば

$$I+R+A=T+Z \tag{2.4}$$

そこで、投資のうちには民間投資のみならず政府投資が含まれる。（わが国の場合、政府の道路等の公共事業に対する直接投資は全投資の約三〇%、基礎産業に対する融資は民間投資の約一〇%を占めている。）したがって、投資函数の想定には、前述のように効果の差異を考慮しなければならない。政府投資の作用は、発展要因としては民間投資の不足を補い、安定要因としては民間投資の過剰を抑制する（乗数効果の被乗数に影響する）ことにある。

他方、租税は消費（および貯蓄）に対して抑制作用を及ぼすが、反対に移転支出は消費（財蓄）に対して増加作用を及ぼす。したがって、蓄積率（I/Y）を貯蓄率（s）とみなし、租税と移転支出とが国民所得に占める比率を、それぞれt、τとすれば貯蓄率は

$$s(1-t+\tau)$$

という制約を受け、乗数は

$$\frac{1}{s(1-t+\tau)}$$

となる。言い換えれば、投資の乗数効果だけとってみても、被乗数のうちに政府投資（および負の政府余剰）が作用し、また乗数の値においてtとτとによる財政の再分配効果が働く。財政収支は、乗数と被乗数との両面に影響を与えることによって、発展速度を調整するわけである。

政府が政策の主体である以上、右の政府部門を明確に計画模型に導入して、財政収支の作用を明らかにしない限り、理論模型に止って、政策模型としての意義が不明瞭になるのは当然である。（従来の模型においてこの政策の焦点が明確でないことは、政府を中心とした計画模型となりえないことを示している。この点については、前掲ハートの批判を参考されたい。）

三　資金計画について

最後に資金計画について要約しよう。以上の支出計画においては、需要・供給がつねに一致すると想定していた。けれども、需給が一致するという何の保障もない。需給の不一致によって、インフレーショナリまたはデフレーショナリな情況を発生しうる。また、全体としての需要・供給が一致しても、構成要素内に（例えば国際収支において）不均衡を生じ、また経済各部門の間においては事後的にさえ投資と財蓄との不一致（資金ギャップ）を生ずる。これを調整するのは主として金融政策である。

ここでは経済部門の間の投資・財蓄の不一致のみを問題とする。（国際収支がある期間〔例えば一ヵ年〕に均衡しうるという何の根拠もないことを、通俗には目標としているが、ここではそのような理論的根拠のないことを問題としないという意味である）。

いま、国民貸借対照表において、経済各部門の資産の側を実物投資（建設・設備・在庫）と（これをTで表わす）その他の金融資産（通貨・債権）と（これをFで表わす）に区別し、負債の側を債務（L）と純資産（W）とに区別すれば、

$$T+F=L+W \tag{3.1}$$

である。実物資産の増加は、投資（$\Delta T=I$）であり、純資産の増加

が貯蓄（$\Delta W=0$）である。ところで、経済部門のうちには投資が貯蓄を超える（したがって資金不足の）部門と貯蓄が投資を超える部門（したがって資金余剰の）部門とを生ずる。資金不足の部門がその資金を補うには、次のように負債増加による他はない。

$$\Delta T-\Delta W=\Delta L-\Delta F \tag{3.2}$$

反対に、資金余剰の部門は、次のように調整しなければならない。

$$\Delta W-\Delta T=\Delta F-\Delta L \tag{3.3}$$

この資産不足部門と資金余剰部門の間にあって、資金の需給を調節するものが金融部門であることはいうまでもない。

いま、資金不足部門（$\nabla<0$）についてみると、資産（A）に対する利潤（W）の比（総資産利潤率）の上昇が各企業行動の目標であると仮定する。

$$\frac{\Delta W}{A}=\frac{\Delta A-\Delta L}{A}=\frac{\Delta T+\Delta F-\Delta L}{A} \tag{3.4}$$

である。

しかるに前述のように(3.2)式の示すように、資金不足部門においては、$(\Delta F-\Delta L)$はマイナスである。利潤率を上昇させるためには、この$(\Delta F-\Delta L)$の負の作用以上に、ますます実物投資(ΔT)を増大させなければならない。すなわち、この傾向は総資産利潤率の低下にいたってはじめて止むはずである。したがって、単に実物資本の増加傾向のみでなく、債務と金融資産の変化傾向を見きわめない限り、投資計画は進行しない。

この投資と貯蓄との調節過程において、資金経路の主流は

個人→金融機関→法人

と考えられるが、事実はそのような傾向の存在したのは昭和二六―二八年の期間であって、二四―二五年は政府余剰が大きな資金供給源であり、

政府→金融機関→法人

の経路が主流であった。二九年からは

個人→金融機関→政府

の流れが主流となっている。

このように、ここでも政府の資金余剰と資金不足とが金融経路の調整において重要な要素となっているのである。

資金計画は、資金需給の見通しとして、財政資金と産業資金とが投資へ向い、その源泉としての貯蓄がどの部門において生ずるかを見極めようとするものであるが、すでに指摘したように、支出計画の円滑な進行のためには絶えず資金計画による資金面からの調整が必要となる。ことに投資計画は企業を中心とするから、外部資金に対する依存度が高く、資金不足部門の多いわが国の事情（これは明らかに後進性のひとつの特色である）からいっても、経済計画は財政金融政策なしには目標に達することができない。（資金計画そのものはマネー・フロー分析の発達によってはじめて一層の充実が期待される。）

以上の考察は、経済計画のための模型構成には、作成の前にいまだ多くの重要問題を残していること、さらに政策模型として構成するためには特に財政金融政策によって操作しうるように改造しなければならぬことを指摘する。

質問一（慶応大学　気賀健三）

市場経済を基本とする国において、長期の計画というものが考えられるか、或る長い期間たとえば五年間に一定の成長率を計画的に定めるとか、その速度を一定率に定めることは、政府の能力の外にあるのではないか。

政府は、民間で自発的に定められる貯蓄・投資・消費のあいだに存する不均衡と不安定な成長を均衡化し、安定化するという、景気調節等が、今日経済計画といわれるものの実態であり、かつその能力の限度ではないであろうか、その意味で一年ないし二年の調節的計画を考えるべきではないか。

報告の論旨は、在来の日本の長期経済計画の非計画性にたいする反省であったと思いますが、わたくしの疑問はさらにそれを進めて、一定の成長率を計画するということにあります。

報告者は、成長率の速度について、均一の速度を考慮すべきでなく、初期に高く、後期に低い成長率を考えることが必要であるといわれるが、事情によっては、たとえば貯蓄能力の低いところでは、初めに低い、緩慢なそして後に高い、急速な成長率を考えることができるのではないか。

長期計画の目標として成長率を高めること、その速度を規正することを指されましたので、それは自由経済の枠の中では困難ではないかという質問です。成長率を決定する要因としての貯蓄性向、輸出入の性向、投資性向にせよ、個別的なミクロ的な行動による決定が主であるから、政府のなしうることは、そこから生まれる不均衡の全体的調整を主とするのではないか。

成長率の予測において初めに緩慢なものを考えられるであろうといった意味は、未開国において、成長率を急速に高める政策がしばしば支持されるが、それは、全体主義的な強制的方法を採用しなければならなくなるのではないかという意味を含んでいる。

答　一　本報告で述べましたように、成長率は種々の要因で決定される従属変数であり、方程式体系においては未知数です。したがってこれを操作可能なパラメーターのように仮定して立論するのは正しくありません。ただ仮に五年目の所得水準が現在の何割増とした場合、その目標までの毎年の所得増加率が結果として平均して何パーセントと言うにすぎません。

自由主義社会において、一定の成長率を維持することははなはだ困難であり、政府の政策をもってしてもほとんど不可能です。お説のように成長率の一定ということが、長期経済計画の目標であるかのごとき印象を与えているのは、成長率の理論をわきまえないところから由来して居ります。経済計画の目標は、もっと具体的な投資計画によって実現される産業構造の重工業化のごときものでなければなりません。

二　これも前問のお答と同じく、成長率の一定であることは、完全雇用を前提とした均衡状態においてのみあり得ることで、それは先進国における安定化政策の目標となり得ても、目下考察の対象である復興過程についてはほとんど意義がありません。

投資配分問題における動学的経済計画

中村貢（東京大学）
岡野行秀（東京大学）

最近低開発国の開発計画を中心とする経済計画の問題が盛んに論じられるようになった。経済政策理論において、これまで最も多く扱われて来た問題は「機能的財政」と呼ばれている財政政策にかかわるものである。開発計画の性格をこの金融・財政政策の性格と比較するとき、次の事が特徴として挙げられる。第一に、「機能的財政政策」[1]は景気対策を主眼とするもので短期的な性格をもっているのに対して、開発計画は経済成長を対象とする、より長期的な性格をもつものである。第二に、「機能的財政」政策、開発計画のいずれにおいても、投資は主要な政策手段[2]として最も重要な地位を占めているが、投資がもつ効果の面については、両者のねらいに大きな差異がある。即ち、「機能的財政」政策は、主として投資が有効需要水準に与える効果に注目していに対して、開発計画は投資の生産能力拡張効果を重視している。従って、「機能的財政」政策においては、投資水準の決定が最も重要な意味をもつが、一方、開発計画においては、投資水準の決定に加えて、更にその内容、例えば、産業部門間の資金配分の決定も極めて重要な意味をもつ。

長期的な経済規模拡大にとって、産業部門間の投資配分を時間的にいかに変えて行くかは、将来の各時点の経済規模を決定する諸要因の中で特に重要なものである。投資が経済に与えるこのような効果を、他の諸効果と併せ考える時、長期的な開発計画を中心とする経済計画が、必然的に動学的たらざるを得ないのは容易に理解される。

(1) 「機能的財政」という語を広く解して、財政的諸手段を含む政策のすべてを意味させることも考えられるが、ここでは、狭くインフレ・ギャップ、デフレ・ギャップを埋めるためにとられる短期的な財政政策の意味で用いた。

(2) J. Tinbergen の instrument の概念である。

一　動学的計画の必要性

投資がもつ種々の役割のうち、動学的計画と特に密接な関連をも

つものは生産設備能力の拡張である。わが国の経済は、昭和三十一年中頃から三十二年初めにかけて、生産水準の上昇に伴い、鉄鋼、電力、輸送等の基幹産業部門に顕著なボトルネックを生じ、そのボトルネックが、技術的には国内で生産可能な財の輸入をまで余儀なくさせたことは未だわれわれの記憶に新しいところである。このようなボトルネックの発生は、基本的には経済成長の予測の適、不適に関係することではあるが、それと合わせて、将来に向っての動学的投資計画の適、不適にも大いに関係する。

与えられた目的を達成するためには、ある与えられた長さをもつ計画期間[1]について、計画は唯一回限りの政策決定だけでなく、複数回の決定を含む。第一年目に採用された政策は、第二年目の初めにおける初期条件を決定する。A、B二産業部門の場合について云えば、

(i)第一年目の初期条件として与えられる財の存在量について制約がある、

(ii)A、B両産業の生産設備能力拡張のために必要な財の少くとも一種類が共通である、

(iii)生産設備の建設は一年で完了する、

の三つの条件が充たされる限り、第一年目に、A産業の生産設備能力拡張のための投資を優先する場合と、B産業の生産設備能力拡張のための投資を優先する場合とでは、第二年目における、A、B各産業の生産可能量は異ることになる。即ち、第二年目以降、各年において採用し得る政策の範囲は、(a)第一年目の初めにおいて与えられた初期条件、及び、(b)第一年目以降各年において採用されてきた一連の政策、に依存して変る。従って、第一年目の政策は、計画期間の長さ、及び、政策の目標を考慮しつつ、第二年目以降の政策と同時的に決定されねばならない。

この関係を示すモデルとして、まず、リニアプログラミングの範疇に属する、次の簡単な開発計画モデルを考えよう。

(1) 計画期間の長さをどれ程にするのが最も適当かということ自体が重要な問題であるが、こゝではそれには立入らない。

二 簡単な開発計画モデル

このモデルにおける問題は、

(i)計画の初期時点における各産業の生産設備能力、及び、各財の在庫量が与えられている、

(ii)計画期間中、各期についての消費水準が予め与えられており[1]、少くともこの消費水準を充たし得る[2]ように各期の財の生産、設備投資、在庫の各水準の決定が行われなければならない、

という条件の下で、計画期間に属する最後の期間において消費可能になる財の総量[3]を最大にするように、各期の各産業の生産設備能力拡張の水準、と生産水準とを決定する問題である。この問題の定式化を二産業部門の場合について示そう。

〔記号〕

$K_i(t)$……t期末〔$(t+1)$期首〕のi産業部門の生産設備能力（$t=0$は初期時点を示す）。

$X_i(t)$……t期末のi産業部門の財の在庫量。

$z_i(t)$…t 期の i 産業部門の生産量。

$y_i(t)$…t 期中における i 産業部門の生産設備能力の増加。財一単位を生産するのに必要な生産設備を一単位の生産設備能力として測る。

$c_i(t)$…t 期の i 財について与えられた消費水準。

a_{ij}…j 産業部門の財一単位を生産するのに経常的に必要な i 産業部門の財の量（投入係数）。

b_{ij}…j 産業部門の生産設備能力を一単位増加させるのに必要な i 産業部門の財の量（資本係数）。

〔仮定〕

(i) t 期中に生産設備能力拡張のため配分された財は、$(t+1)$ 期首の生産設備能力増加をもたらす。

(ii) 各産業部門の財一単位を生産するためには、(a) 一定係数 a_{ij} によって与えられる経常的な投入物、及び、(b) 一定係数 b_{ij} によって与えられる資本財投入を必要とするその産業部門の生産設備能力一単位、が必要である。

(iii) 極大化さるべき目的函数として T 期末の各財の保有量の一次結合が与えられている。

以上の諸条件を定式化すれば、次のようになる。

$$X_i(t)=X_i(t-1)+(1-a_{ii})z_i(t)-a_{ij}z_j(t)-b_{ij}y_j(t) \tag{1.1}$$

$$-b_{ij}y_j(t)-c_i(t)=X_i(o)+\sum_{s=1}^{t}[(1-a_{ii})z_i(s) \qquad (i\neq j)$$

$$-a_{ij}z_j(s)-b_{ij}y_j(s)-c_i(s)]\ (i,\ j=1,\ 2.$$

$$K_i(t)=K_i(t-1)+y_i(t)=K_i(o)+\sum_{s=1}^{t}y_i(s) \quad (i=1,2.) \tag{1.2}$$

$$z_i(t),\ y_i(t)\geqq 0 \qquad (i=1,2) \tag{1.3}$$

$$z_i(t)\leqq K_i(t-1) \qquad (i=1,2) \tag{1.4}$$

$$X_i(t)\geqq 0 \qquad (i=1,2) \tag{1.5}$$

(1.1) は、t 期末と $(t-1)$ 期末の財の在庫量と生産量、生産設備能力拡張のための投資、及び、消費との間の関係を表わす。(1.2) は、t 期末と $(t-1)$ 期末との間の生産設備能力の変動を示す。(1.3) (1.4) (1.5) は制約条件であって、(1.3) は生産量、及び、設備投資が非負であること、(1.4) は生産量が生産設備能力を超え得ないこと、(1.5) は各期末の在庫量が非負であることを示す。(1.4) (1.5) は、(1.1) (1.2) を用いて、次の (1.6) (1.7) の形に書き直すことができる。

$$z_i(t)-\sum_{s=1}^{t-1}y_i(s)\leqq K_i(o) \quad (i=1,2.\ t=1,2.\ \cdots,\ T) \tag{1.6}$$

$$-\sum_{s=1}^{t}[(1-a_{ii})z_i(s)-a_{ij}z_j(s)-b_{ij}y_j(s)]\leqq X_i(o)$$

$$-\sum_{s=1}^{t}c_i(s) \quad (i=1,2.\ \ t=1,2,\cdots,T) \tag{1.7}$$

従って、問題は (1.3) (1.6) (1.7) の制約条件の下で、次の目的函数 (1.8) を最大にするように、$z_i(t)$、$y_i(t)$ $(i=1,2.\ \ t=1,2,\cdots,T)$ を決定することとして定式化される。

$$W=a_1X_1(T)+a_2X_2(T) \tag{1.8}$$

$$=\alpha_1\sum_{s=1}^{T}[(1-a_{11})z_1(s)-a_{12}z_2(s)-b_{11}y_1(s)-b_{12}y_2(s)]$$

$$+\alpha_1[X_1(o)-\sum_{s=1}^{T}c_1(s)]+\alpha_2\sum_{s=1}^{T}[-a_{21}z_1(s)+(1-a_{22})z_2(s)$$

$$-b_{21}y_1(s)-b_{22}y_2(s)]+\alpha_2[X_2(o)-\sum_{s=1}^{T}c_2(s)]$$

(1.8) の最後の式の第二項と第四項は，$c_i(t)$ $(i=1, 2.\ t=1, 2, \cdots, T)$ 及び α_i $(i=1, 2)$ $(\alpha_i \geqq 0)$ が定数として与えられている故，一定である。従って，(1.8) を極大にすることはこの二つの項を (1.8) から除いた，次の (1.9) を極大にすることと同等である。

$$W'=\alpha_1\sum_{s=1}^{T}[(1-a_{11})z_1(s)-a_{12}z_2(s)-b_{11}y_1(s)-b_{12}y_2(s)] \quad (1.9)$$

$$+\alpha_2\sum_{s=1}^{T}[-a_{21}z_1(s)+(1-a_{22})z_2(s)-b_{21}y_1(s)-b_{22}y_2(s)]$$

以上の各式は行列を用いると，それぞれ次のように表わされる。

$$\begin{pmatrix}
1 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 \\
0 & 1 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 \\
(a_{11}-1) & a_{12} & b_{11} & b_{12} & 0 & 0 & 0 & 0 \\
a_{21} & (a_{22}-1) & b_{21} & b_{22} & 0 & 0 & 0 & 0 \\
0 & 0 & -1 & 0 & 1 & 0 & 0 & 0 \\
0 & 0 & 0 & -1 & 0 & 1 & 0 & 0 \\
(a_{11}-1) & a_{12} & b_{11} & b_{12} & (a_{11}-1) & a_{12} & b_{11} & b_{12} \\
a_{21} & (a_{22}-1) & b_{21} & b_{22} & a_{21} & (a_{22}-1) & b_{21} & b_{22} \\
\cdots & \cdots & \cdots & \cdots & \cdots & \cdots & \cdots & \cdots
\end{pmatrix} \quad (1.10)$$

$$\begin{pmatrix} z_1(1) \\ z_2(1) \\ y_1(1) \\ y_2(1) \\ z_1(2) \\ z_2(2) \\ y_1(2) \\ y_2(2) \\ \cdots\cdots \end{pmatrix} \leqq \begin{pmatrix} K_1(0) \\ K_2(0) \\ X_1(0)-c_1(1) \\ X_2(0)-c_2(1) \\ K_1(0) \\ K_2(0) \\ X_1(0)-c_1(1)-c_1(2) \\ X_2(0)-c_2(1)-c_2(2) \\ \cdots\cdots\cdots\cdots \end{pmatrix}$$

$$[z_1(1),\ z_2(1),\ y_1(1),\ y_2(1),\ z_1(2),\ z_2(2),\ y_1(2),\ y_2(2) \cdots\cdots] \geqq 0 \quad (1.11)$$

$$W'=\left[(\alpha_1,\ \alpha_2)\begin{pmatrix} 1-a_{11} & -a_{12} & -b_{11} & -b_{12} & 1-a_{11} & -a_{12} \\ -a_{21} & 1-a_{22} & -b_{21} & -b_{22} & -a_{21} & 1-a_{22} \\ -b_{11} & -b_{12} & \cdots\cdots & & & \\ -b_{21} & -b_{22} & \cdots\cdots & & & \end{pmatrix}\right]\begin{pmatrix} z_1(1) \\ z_2(1) \\ y_1(1) \\ y_2(1) \\ \cdots\cdots \end{pmatrix} \quad (1.12)$$

このリニアプログラミングを解くことによって，W' を極大にする最適な，各期，各財の生産水準と生産設備能力拡張の水準とが得られる。

リニアプログラミングによる定式化の特徴として，(a) 系統的な手続きにより容易に数値解を求めることが出来る，(b) 経済的に有意味な双対の問題を作成することが出来る，等の点が挙げられるが，一方では，その定式化を可能にするため，相当程度モデルの現実性を犠牲にすることを余儀なくされる。

事実、この (1.10) (1.11) (1.12) で示されるモデルは、次の点で現実性を欠いている。即ち、

(a)モデルに国民経済の生産面のみしか織り込まれていない。(b)投資は生産設備能力拡張のみにかかわるものとして導入されており、最近、我が国において特に注目されている合理化投資と呼ばれているものが考慮されていない。(c)外国貿易が存在しない。所謂、閉鎖モデルとなっている。(d)消費水準は生産面から独立であり、全く外生的に与えられている。

これらの諸点を考慮に入れて、更に精緻化したものが**五**の最適投資配分モデルである。モデルの構成のために、準備として、まず、投資がもつ効果、及び、最適投資配分の規準について考えてみよう。

(1) この各期において外生的に与えられている消費水準は、例えば、国内の生産規模の急速な拡大を目的とする場合には、それを可能ならしめる投資水準を確保するために、subsistence level のような低い水準として与えられる。

(2) 与えられる各期の消費水準は、当然、少くとも一組の解を許すように決められなければならない。

(3) これは、計画期間の最終時点における財の在庫量を最大にすることと同等である。

(4) 通常使用されている資本係数の概念とは、稍〻異る概念のように見えるが、本質的には同じものである。

三 投資がもつ効果

投資が一国の経済に対して与える効果は多面的である。一つの投資は、生産、雇用、国際収支、の各面に対して、複雑な（結合的、或は因果的）関係を通じて影響を与える。ここでは、まず投資を、それが生産に与える効果――(a)生産設備能力拡張効果、及び、(b)合理化効果――によって二種類に分ける。[1] そして、この二種類の投資が、他の、雇用、国際収支等に対してそれぞれ、どのような効果を与えるかを見る。第一の生産設備能力拡張効果は――前掲のモデルにおいても考慮されていた――、投資によって生産設備能力が増加する効果である。第二の合理化効果は、財一単位を生産するのに必要な投入財の量、或は、必要な労働量――即ち、財或は労働の投入係数――を変化させることによって、生産費を低下させる効果である。

生産面において、これらの効果をもつ投資を他の面において考察する。

(I)雇用の面に与える効果は、(a)生産設備拡張効果を齎す投資、合理化効果を齎す投資、の区別にかかわりなく、両者のいずれもがもっている効果として、乗数効果を通じて生産水準を高めることによって雇用量を増加させる効果、[2] (b)生産設備能力の拡張によって、労働投入の増加を可能にし、雇用量増加の必要条件を充たす効果、(c)合理化により、財一単位を生産するのに必要な労働量を低下[3]させることによって、雇用を減少させる効果、[4] 以上三つである。

(II)国際収支の面に与える効果としては、(a)、(I)(a)の場合と同様に、両方の投資のいずれもがもつ効果として、直接的な投資財の輸入、及び、（乗数効果を通じて起る）国民所得水準の上昇から生ず

る間接的輸入増加、の効果[5]、(b)生産設備能力拡張効果をもつ投資が与える効果、即ち、今まで輸入していた財の国内生産を可能にすることによって外貨支出を節約する効果[6]、及び、より積極的に、輸出可能量を増加させることによって、可能的外貨収入を増大させる効果、(c)合理化効果を齎す投資が、生産費の切下げを通じて輸出価格を低下させ、国際競争力[7]を増し外貨収入の増加を齎す効果[8]、等が挙げられる。

これらの互に異質的な効果が、(I)(a)、(II)(a)において触れた、投資がもつ一般的な効果—乗数効果を通じて国民所得水準を上昇させる効果—と共に、各々の投資に随伴して現われる。

従って、国民経済において、総投資の水準が与えられたとき、その投資をどのように配分すべきかを決定するためには、以上考えた諸効果を包含した投資配分規準を設定することが必要である。

(1) 一つの投資が、この二種類の効果のいずれか一方のみをもつ場合の外に、これら両方をもつ場合もある。

(2) この効果は、投資が行われている間に生ずる効果であって、投資が終了すれば（タイム・ラッグを伴うことはあるが）止ってしまうものである。この点は、次の(b)(c)がその投資の完了後に、はじめて完全に実現する効果であるのと対照的である。

(3) 合理化効果を齎す投資は、必ずしも、労働投入係数を切下げる、とは限らない。しかし、通常、これらの投資は他の投入係数の変化については低下・上昇の両方を含むとしても、労働投入係数についてはこれを低下させる。

(4) この雇用減少は、次の(II)(c)—即ち、合理化効果を齎す投資が、生産費の切下げを通じて齎すと期待される輸出増加—の効果によって生ずる、国内生産水準の上昇が齎す雇用増加によって、少くとも一部分は減殺されるであろう。

(5) この効果も、(2)で述べた(I)(a)の効果と同様に、投資が行われている間にのみ生ずる効果である。

(6) この効果は、それまで国内の供給能力が不足していたため需要を充たすことが出来ず、輸入していた財、及び、それまで全く国内生産が不可能であったために輸入に頼っていた財、について生ずる。

(7) 海外の需要は、必ずしも、その財の輸出価格のみに依存するものではなくて、相手国の為替管理、直接的な輸入制限等の他の要因にも依存するが、輸出価格を需要変動の主要因の一つと考えることは許されよう。

(8) 国内生産の生産要素を輸入の生産要素に切り変えることによって生産費を切下げる場合には、輸出市場における国際競争力の上昇によって得られる輸出増加は、外貨収入の増加の点ではその分だけ減殺される。

四　投資配分計画の規準

限られた総資金量を、いくつかの投資対象の間に配分する場合、その配分の規準を得るためには、前節において考察した各種の効果に何らかの立場から評価を与えなければならない。

最適投資配分問題の分析においては、従来、その評価規準とし

て、個々の投資の「社会的限界生産力（Social marginal product）」が採用[1]されて来たが、これには、いくつかの難点がある。

例えば、各産業部門の均衡成長を保証する設備投資に見られるように、いくつかの産業部門への投資より成る一群の投資については、各々の効果は互に他の投資がもつ効果と相俟って生ずる故に、これらの効果を同時に考慮することによって、始めて積極的な評価を与えることが可能になる。従って一産業部門への投資、或は、ある産業部門内の一つの投資のみを取り出して、ceteris paribus の仮定の下で、それを評価することは正しくない。

このことは自由経済の社会における政府投資の役割を考慮するときに重要な意味をもつ。即ち、自由経済における政府の役割を、自主的に決定された民間投資を補完するもの、として捉えるとき、政府投資の産業間配分は、各産業部門における民間投資水準を観察した上で、その投資水準についての限界的な投資が、国民経済的厚生に貢献する度合を見ることによって決定されなければならない。この場合、限界的な投資の国民経済的厚生に対する貢献度は、個々の産業部門について独立に見られるべきではなく、いくつかの、或は、すべての、産業部門に対して行われる限界的な投資量の組について、同時的に評価がなされねばならない。

それでは、投資の国民経済的厚生に対する貢献度は、どのようにして決定されるか。このためには、前節で挙げた各種の効果が、国民経済的厚生にどのような影響を与えるかを知ることが必要であり、更に、各投資の貢献度の比較を可能にするために、それを測る量的な尺度が要求される。具体的には、経済政策の目標と、その目標達成の度合を量的に表現する[2]方法とが与えられなければならない。経済計画モデルにおいて採用されている政策目標は、通常、実質国民所得、或は、一人当りの実質国民所得[3]の最大化、完全雇用の達成、などである。その場合、政策的な制約条件として、例えば、国際収支残高をある水準以内に保つという条件が課されているのが普通である。

ここでは、現実の投資配分の問題が、多くの場合、単なる各産業部門の投資水準の決定に止まらず、各産業部門に対する投資の内容—生産設備能力を拡張する設備投資、及び、生産費を低下させる合理化投資、の各々の水準—の決定にまで立ち入る必要があることを考慮して、政策目標として、実質国民所得と経常的生産費切下げ総額との一次結合の最大化、を採用する。

従って、われわれの投資配分計画の評価規準は、実質国民所得と経常的生産費切下げ総額の一次結合である。「最適な」投資配分計画は、与えられた制約条件の下で、限られた利用可能な各投資財を、この一次結合のとる値が最大になるように配分するとき達成される。

このように、投資配分計画の評価規準として、実質国民所得と経常的生産費切下げ総額との一次結合を採用[4]するとき、両者の相対的重要性が問題になる。余剰労働が自動的に吸収され、常に失業が存在しないような理想的な場合を除けば、「合理化」と「雇用増大」が同時に問題となる限り、この相対的重要性の問題は避けることが出来ない。しかし、最終的に雇用増大、或は、実質国民所得増加、のみを政策目標として採用すれば、合理化効果もその目標の観点の

みから評価される。例えば、実質国民所得増加を政策目標として採用するときには、合理化投資は、生産費切下げを通じて国際競争力を増すことによって、輸出を増加させ、その結果、国内生産水準の上昇のために必要な輸入原材料を確保する、という意味で究極的に実質国民所得の増加に結びつけて評価することも考えられる。この場合には、合理化投資に限らず、すべての投資は、単に実質国民所得の増加に対する貢献度によって評価される。従って、このように、唯一つのものを政策目標として採用するときには、このような異質的効果の相対的重要性の問題は回避される。

(1) A. E. Kahn, "Investment Criteria in Development Programs", Quarterly Journal of Economics, Feb. 1951. H. B. Chenery, "The Application of Investment Criteria" Quarterly Journal of Economics, Feb. 1953 を参照。

(2) これは、国民経済的厚生を量的規定が可能な概念として定義することになる。

(3) W. Galenson and H. Leibenstein, "Investment Criteria, Productivity and Economic Development," Quarterly Journal of Economics, Aug. 1955. 及び、H. Leibenstein, "Economic Backwardness and Economic Growth" 1957 は、国民所得と人口増加との間に函数関係があることを主張して、実質国民所得そのものよりも、一人当りの実質国民所得を採用することを提唱している。

(4) この場合、実質国民所得と経常的生産費切下げ総額との一次結合の代りに、いずれか一方をある水準以内に保つことを条件として、他方を最大化すること、を採用することも考えられる。このときには、一次結合の係数（両効果の相対的重要性）を決定する必要はない。

五　投資配分モデルの設定

三、及び**四**において考察された投資配分計画の問題を定式化しよう。

このモデルでは、これまでの分析に多く見られるような、投資配分を専ら資金配分の面だけで捉え、資本供給がもっている、異質的な投資財の複合体としての面を無視している行き方、に対して、基本的には物理的に捉えられた各財の需給バランスの立場から、各種の投資財を各産業部門へ最適配分することを考える。現実のわが国の経済においては、一般的に資本財産業部門の生産設備能力の過剰が唱えられている時でさえも、部分的には、絶えずボトルネックとなる産業部門が存在する傾向があり、その結果、総資金の需給バランスは、必ずしも各種の資本財の実物的な需給バランスを保証しない。

〔記号と仮定〕

(1) 全産業は、各〻二種[1]の生産プロセスをもつ n 個の産業部門より成る。各産業部門の t 期における生産水準ヴェクトルを、二種のプロセスの各〻についてそれぞれ、X_{1t} X_{2t} で示す。又、各産業部門に対応する財の輸入水準[2]を X_{3t} で示す。

$$X_{1t}\equiv\begin{pmatrix}x^1_{1t}\\ x^1_{2t}\\ \cdots\cdots\\ x^1_{nt}\end{pmatrix},\quad X_{2t}\equiv\begin{pmatrix}x^2_{1t}\\ x^2_{2t}\\ \cdots\cdots\\ x^2_{nt}\end{pmatrix},\quad X_{3t}\equiv\begin{pmatrix}x^3_{1t}\\ x^3_{2t}\\ \cdots\cdots\\ x^3_{nt}\end{pmatrix},$$

(2)投入係数a_{ij}は、合理化投資に応じて、変化し得るものとし（前掲のモデルでは、a_{ij}の値の固定性を仮定していた）、X_{1t}に対応する投入係数行列をA_{1t}、X_{2t}に対応するものをA_{2t}で示す。

$$A_{1t}\equiv\begin{pmatrix}a^1_{11t}\ a^1_{12t}\cdots\cdots a^1_{1nt}\\ \cdots\cdots\cdots\cdots\cdots\\ a^1_{n1t}\cdots\cdots\cdots\cdots a^1_{nnt}\end{pmatrix},\quad A_{2t}\equiv\begin{pmatrix}a^2_{11t}\ a^2_{12t}\cdots\cdots a^2_{1nt}\\ \cdots\cdots\cdots\cdots\cdots\\ a^2_{n1t}\cdots\cdots\cdots\cdots a^2_{nnt}\end{pmatrix},$$

(3)第一、第二の生産方法による—即ち、X_{1t}、X_{2t}にそれぞれ対応する—労働投入係数を示すヴェクトルをL_{1t}、及び、L_{2t}で表わす。

$L_{1t}\equiv(l^1_{1t},\ l^1_{2t},\cdots\cdots,\ l^1_{nt})$、$L_{2t}\equiv(l^2_{1t},\ l^2_{2t},\cdots\cdots,\ l^2_{nt})$

(4)輸出水準を表わすヴェクトルをE_tで示す。輸出の増加は、合理化効果を与える投資が、投入係数の変化—経常的生産費の変化—を通じて齎す輸出価格の低下の程度によって、決まると仮定する。

$$E_t\equiv\begin{pmatrix}e_{1t}\\ \cdots\cdots\\ e_{nt}\end{pmatrix}$$

(5)実物的資本係数行列をB_1（X_{1t}に対応）、及びB_2（X_{2t}に対応）で示し、これらは、X_{1t}、X_{2t}の変域を適当に限定して限界資本係数としてとる。[3] ここでは、資本係数は不変であると仮定するが、計画期間が長い場合には、B_1、B_2をパラメトリックに変化させなければならない。

(6)投資をヴェクトルI_tで表わす。I_tは、生産設備能力を拡張する投資W_tと、合理化効果をもつ投資Z_tより成る。[4] W_tとZ_tは、W_{ijt}（t期において、j産業部門の設備投資のために必要なi財の量）、及びZ_{ijt}（t期において、j産業部門の合理化投資のために必要なi財の量）を、それぞれ要素とする行列の行和を要素とするヴェクトルである。I_t、W_t、Z_tの間の関係は、次のようになっている。

$$I_t\equiv\begin{pmatrix}I_{1t}\\ \cdots\cdots\\ I_{nt}\end{pmatrix}\equiv\begin{pmatrix}W_{1t}\\ \cdots\cdots\\ W_{nt}\end{pmatrix}+\begin{pmatrix}Z_{1t}\\ \cdots\cdots\\ Z_{nt}\end{pmatrix},$$

$$W_{it}\equiv\sum_{j=1}^{n}W_{ijt},\quad Z_{it}\equiv\sum_{j=1}^{n}Z_{ijt},\quad I_{it}\equiv\sum_{j=1}^{n}W_{ijt}+\sum_{j=1}^{n}Z_{ijt}$$

(7)全産業部門を通じての総付加価値額をY_tで表わし、Y_t一単位当りの、実物的に表わされた、家計消費需要ヴェクトルをDで表わす。輸入プロセスについては、付加価値は零であり、家計消費については、タイム・ラッグはないものと仮定する。

$$D\equiv\begin{pmatrix}d_1\\ d_2\\ \cdots\cdots\\ d_n\end{pmatrix}$$

計画期間が長い場合には、DもB_1、B_2と同様にパラメトリックに変化させる必要がある。

(8)生産設備能力拡張のための投資の懐姙期間は一期と仮定する。

(9)X_{1t}、X_{2t}の生産水準に伴う経常的輸入原材料の中で、非競争的なもの—従って、X_{3t}の中には含まれないもの—を輸入するために必要な、

X_{1t}、X_{2t}の各単位水準当りの(必要)外貨量を表わすヴェクトルをF_{1t}、F_{2t}で示す。一方、競争的輸入X_{3t}の単位水準当りの必要外貨量をF_{3t}で表わす。[5]

$$F_{1t}=(f^1_{1t}, f^1_{2t}, \cdots\cdots, f^1_{nt}),\ F_{2t}=(f^2_{1t}, f^2_{2t}, \cdots\cdots, f^2_{nt}),$$
$$F_{3t}=(f^3_{1t}, f^3_{2t}, \cdots\cdots, f^3_{nt})$$

(10) 各財の単位輸出量当り—即ち、E_tの単位水準当り—の取得外貨量をヴェクトルR_tで示す。ここで、(9)(10)のF_{1t}、F_{2t}、R_tは、合理化効果をもつ投資によって、変化しないものとする。一方、F_{3t}は、この体系から独立な外生変数である。

(11) 財の価格を示すヴェクトルをP_tで表わし、各産業部門の賃銀率をヴェクトルw_tで表わす。

$$P_t=(p_{1t}, p_{2t}, \cdots\cdots, p_{nt}),\ w_t=(w_{1t}, w_{2t}, \cdots\cdots, w_{nt})$$

但し、賃銀率w_tは外生的に与えられているものとする。$(t+1)$期の価格P_{t+1}は、合理化効果を与える投資Z_tによって生じた、原材料及び労働の原単位の低下を、各〻P_t、及びw_tで評価したとき、二種の生産プロセスについて、その低下額が小さい方の分だけP_tから下ると仮定する。

(12) t期において雇用さるべき計画雇用量をM_tで表わす。[6]

(13) 国民所得は、各期について名目で測定した後に、絶対価格水準の影響を除去するための標準化因子[7]n_tを用いて、実質国民所得を得ることにする。

〔問題の定式化〕

(5.0) 需給バランス。

$$A_{1t}X_{1t}+A_{2t}X_{2t}+E_t+Y_tD+I_t=X_{1t}+X_{2t}+X_{3t}$$

(5.0) を変形して、

(5.1) $(I-A_{1t})X_{1t}+(I-A_{2t})X_{2t}+X_{3t}-E_t-Y_tD=I_t$[8]

但し、Iは単位行列を示す。

(5.2) 投資。$I_t\equiv W_t+Z_t=B_1(X_{1,t+1}-X_{1t})+B_2(X_{2,t+1}-X_{2t})+\bar{Z}_t$[9]

(5.3) 外貨のバランス。$F_{1t}X_{1t}+F_{2t}X_{2t}+F_{3t}X_{3t}=R_tE_t$

これは、各期毎のバランスを要請しているが、N期間に亘ってのバランスに条件を緩めるならば、$\sum_{s=t}^{t+(N-1)}F_{1s}X_{1s}+\sum_{s=t}^{t+(N-1)}F_{2s}X_{2s}+\sum_{s=t}^{t+(N-1)}F_{3s}X_{3s}=\sum_{s=t}^{t+(N-1)}R_s\cdot E_s$

(5.4) 財及び労働の投入係数の変化

$$A_{it}-A_{i,t+1}=A_{it}(Z^i_t)\quad (i=1, 2)$$
$$L_{it}-L_{i,t+1}=L_{it}(Z^i_t)\quad (i=1, 2)$$

投入係数は、各プロセスに対して直接的に行われる合理化投資$Z^i_t$$(i=1, 2)$によって変化する。$Z^i_t$$(i=1, 2)$は、$Z_t$を各〻第一、第二の生産プロセスへ分割したものであり、右辺のA_{it}、L_{it}は、ここでは函数記号として用いられている。

(5.5) 輸出 $E_{t+1}-E_t=E_t(Z^1_t, Z^2_t)$

右辺のE_tは函数記号である。

(5.6) 価格水準の変化

$$P_t-P_{t+1}=M_{tn}[P_t(A_{1t}-A_{1,t+1})+w_t(L_{1t}-L_{1,t+1}),$$
$$P_t(A_{2t}-A_{2t,t+1})+w_t(L_{2t}-L_{2,t+1})]$$

(5.7) 雇用の制約条件

$$L_{1t}X_{1t}+L_{2t}X_{2t}\gtrless M_t$$

(5.8) t期の割引実質国民所得

$$n_t \cdot P_t[(1-A_{1t})X_{1t}+(1-A_{2t})X_{2t}+X_{3t}-E_t]$$

(5. 9) t 期の経常的生産費の総低下額[19]

$$P_{t-1}(A_{1,t-1}-A_{1t})X_{1t}+w_{t-1}(L_{1,t-1}-L_{1t})X_{1t}+P_{t-1}(A_{2,t-1}-A_{2t})X_{2t}+w_{t-1}(L_{2,t-1}-L_{2t})X_{2t}$$

(5. 10) 目的函数

$$\sum_t n_t P_t[(1-A_{1t})X_{1t}+(1-A_{2t})X_{2t}+X_{3t}-E_t]+h\sum_t[P_{t-1}(A_{1,t-1}-A_{1t})X_{1t}+w_{t-1}(L_{1,t-1}-L_{1t})X_{1t}+P_{t-1}(A_{2,t-1}-A_{2t})X_{2t}+w_{t-1}(L_{2,t-1}-L_{2t})X_{2t}]$$

但し、h は実質国民所得に対する生産費低下額の相対的ウェイトである。

(5. 11) 制約条件（非負性）

$$X_{1t},\ X_{2t},\ X_{3t},\ Z_t,\ Z^2{}_t \geqq 0$$

結局、以上のモデルにおいて、問題は (5. 1) (5. 2) (5. 3) (5. 4) (5. 5) (5. 6) (5. 7) (5. 11) の制約条件の下で、与えられた初期条件 X_{10}、X_{20}、X_{30}、E_0、Y_0、P_0、A_{10}、A_{20}、L_{10}、L_{20} から出発して、目的函数 (5. 10) を極大にする X_{1t}、X_{2t}、X_{3t}、$Z^1{}_t$、$Z^2{}_t$ を決定することになる。

(1) 勿論、二種に限る必要はない。一般的に m 種としても、何ら本質的な変化はない。

(2) 後でも触れるが、X_{3t} は競争的輸入の水準である。

(3) 生産水準が前期より低下した場合—即ち、$X_{j,t+1}-X_{jt}<0$ の場合—には、それに対応する B_j の要素は零で置きかえる。

(4) こゝでは、どのような投資も、必ず、W_t、或は、Z_t のいずれかに属するものとしたが、W_t、及び Z_t の両方の性格を同時にもっている投資も多い。このような投資を考慮する場合については、(9) を参照せよ。

(5) もし、家計消費のために、国内で生産不可能な財の輸入が (Y_t に依存して) 行われるならば、後出の (5. 3) の左辺に、もう一つ項を加えるか、或は、(5. 8) の実質国民所得の中へ加えるか、のいずれかをしなければならない。

(6) 人口は、外生的に与えられているから、完全雇用水準に対応する雇用の上限が存在する。この制約を明示的に、モデルの中に入れてもよいが、モデルについての前提によって入れなくてもよい。(8) 参照。

(7) 将来の所得を割引く必要がある場合には、その割引因子を形式的に n_t の中に含ませる。

(8) この式は、(5. 2) を背景にして均衡条件の意味で理解する。従って、投資が不足した結果、左辺の大きさが右辺の大きさを超える場合には、生産の縮小、Y_t の低下を通じて、新しい均衡が成立することになる。即ち、(5. 1) は、消費函数 $Y_t \cdot D$ を介して、有効需要の原理を包含しているものと解せられる。このモデルでは、常に少くとも一つの産業部門の設備能力—又は、外貨、或は、雇用—が完全稼動の状態にある点で、(5. 1) の均衡が成立つように、W_t、及び Z_t を政策的に制御することが前提されている。

(9) 生産設備能力を拡張する効果と合理化効果との両方を同時に与える投資を、モデルへ明示的に導入する場合には、(5. 2) の W_t と Z_t の外に、第三の投資 U_t を加える。即ち、(5. 2) を、

$I_t \equiv W_t + U_t + Z_t = B_1(X_{1,t+1} - X_{1t}) + B_2(X_{2,t-1} - X_{2t}) + Z_t$ の形に変形し、(5.4) (5.5) の Z_t の代りに $(U_t + Z_t)$ を入れればよい。

(10) このモデルには、生産設備の減価償却の問題が含まれていない。これは、このモデルが比較的短期を問題としていることによる。もし、償却の問題をモデルの中で明示的に考慮するならば、生産費切下げの点に関連させて、考慮することが可能である。

六 結 び

前節で設定したモデルについて生ずる問題を吟味しよう。

第一は、現実の資料からこのモデルを構成することが出来るかどうか、という問題である。モデルを完成するためには、初期時点における、原材料投入係数、労働投入係数、資本係数の値を知ることと合わせて、合理化効果を齎す投資によって、原材料投入係数、労働投入係数、及び輸出量がどのように変るか—即ち、モデルの (5.4) (5.5) 両式の函数形がどのようなものであるか—を知ることが必要である。この知識の獲得は、各産業部門の特殊事情を十分に把握することによって、はじめて可能になる。[1] 輸出については、通常行われているような需要函数を使用する行き方は、実際上は殆ど不可能であると考えられる。[2] しかし、生産費の切下げを通じて達成される、各産業部門の輸出価格引下げが、各財の輸出にどのような影響を与えるかは、[3] それぞれの輸出市場について実態調査を行うことによって、大体、明かにすることが出来よう。

これらの必要な情報は、現状においては非常に不満足なものしか得られない。そして、これらの情報を得るために包括的な調査を行うことは、極めて多くの労力を必要とするであろうが、有効な経済計画を作るためには、ぜひとも必要なことである。

第二は、計算の問題である。実際にこのモデルを解いて、厳密な解を求めることは容易ではない。特に、計画期間が長くなれば、ますます困難の度合は増すであろう。他方、最近生産設備の単位規模が急速に巨大化しつつあることから、設備投資の可分性 (divisibility) を仮定することは、実際上、殆ど無意味であり、最適な投資配分計画を決定する場合に考慮の対象となる alternative な投資計画は、極めて限られた数しか存在しないと考えられる。従って、それらの alternative な投資計画のすべてについて計算を行った上で、目的函数に対する貢献の度合を調べ、計画の補正を繰返すことによって、最終的に最適な投資配分計画を決定することが出来ると思われる。

(1) 電力、鉄鋼等の基幹産業と呼ばれる産業部門については、これらの知識は現在でもかなり良く得られている。

(2) 各国の輸入需要は、為替管理、直接的輸入制限等の経済外的な事情に依存し、極めて不安定なものであるから、安定的な需要函数を得ることは期待出来ない。

(3) 第二の計算上の問題で設備投資の可分性について云えることが、この点についても云える。輸出価格の低下は、通常生産費の切下げを通じて齎らされる。生産費を引下げる技術的変化（財、及び労働の投入係数を変化させること）は—例えば、硫

安の生産費は、重油ガス化法によれば屯当りp_1円の低下、天然ガスを使用する方法によれば屯当りp_2円の低下、が可能となるというように―、生産費を連続的に低下させることは殆どないから、低下する輸出価格も、技術的関係によって定まる限られた数個の価格水準をとることだけが可能となるだけである。従って、輸出価格と輸出量との間の関係を得るためには、輸出価格を実現可能なくつかの水準についてパラメトリックに変化させ、その価格に対応する輸出量を調べることで十分である。

質問　（一橋大学　**小島　清**）

一、第一モデルについて

1、生産函数は生産設備と財の投入と仮定されているが、労働の投入は考えないのか。後進国経済発展にとって人口とか労働力の増加が重大問題である。

2、消費Cは一定と仮定されている。従って産出高Zの増加と生産設備の増加Yとは平行的に増加する。ZやYの極大を求めるよりはCの極大を求むべきではないか。Z/CやK/Cは継続的に増加していくことになるが、何のためにそういうことを行うのか、有効需要は不足してくるのでないか。

二、第二モデルについて

1　(4.3)　$F_{1t}X_{1t}+F_{2t}X_{2t}+F_{3t}X_{3t}=R_t\cdot E_t$　とあるがR_tは何か。

2、合理化投資の諸効果は興味があるが、問題は情報が得られるかどうかにかかっている。若干の情報をいれ、モデルを解いて、政策基準を示してほしい。

3、輸出入の挿入は国内の一部門を追加したのと本質的にちがいがない。輸出入の演ずる役割を正しく示すようにモデルにとりいれる方法を考えてほしい。

4、(4.10)の目的函数は実質国民所得の極大と生産費低下額の極大という異質の効果を合計しているが、そういう合計が経済学的に可能であるか再吟味を必要としよう。

答　一、第一のモデルについて

(1)後進国に限らず、一般に、経済発展にとって、人口、或は労働、が問題となるのは、次のいずれかの場合である。即ち、(i)経済発展に伴って、労働―絶対量、或は、特定の質の労働力の量―の不足が生ずる場合、(ii)過剰人口（労働力）が存在する場合、の二つである。しかし、(i)については、後進国では、通常、労働力は過剰であるから、労働力の質まで考慮する場合を除けば、生産水準が極めて高くなるまでは労働力の不足は生じないと考えられる。(ii)については、生産水準の上昇が雇用の増加を伴うことを考えると、モデルの中に過剰労働力を吸収する政策が含まれていることになる。従って、雇用について特別な政策目標を課さない限りは、モデルの中へ労働力の問題を、明示的に、導入する必要はない。

(2)ここでは、将来のある期間において消費可能な財の量を最大にするように、各期の政策を決定する問題として設定されて居り、単に、zやyの最大化を求めるものではない。又、cの最大化を直接に目標にするならば、次のようなことが起り得る。初期条件と計画期間の長さに依存するが、計画期間のはじめの間は、「将来―計画期間の後半―のcの水準を大きくする目的で、各期生産される財のすべてを、生産能力の拡張と生産増加のために投入し、その間のc

は零とする」、という解が、最適解として、得られる。このことを避けるために、eの最低水準を外生的に与えたのである。又、有効需要の問題を、モデルに組込むことは勿論可能であるが、後進国の場合には、各種の建設計画のための政府財政支出や（従来の生活水準が低いので）生活水準の急速な向上等による有効需要の創出が極めて容易である。このことは、現在、第二次五ヶ年計画遂行中のインドが、消費性向の上昇によって齎された過大な有効需要に悩んでいることによっても知られる。従って、後進国の開発計画では、有効需要の不足よりも、むしろ、過大な有効需要から結果する、国際収支悪化の可能性の方が問題であろう。

二、第二モデルについて、

(1) R_tは、各財一単位を輸出するときに取得される外貨量を示すヴェクトルである。

(2) 基幹産業、特に電力などでは、かなり詳細な知識が得られているし、他の産業部門についても、それぞれ、現実に、合理化効果を期待して、投資が行われているのであるから、その知識を得ることは可能であると考える。

(3) 輸出入は、むしろ、形式的には、国内の一部門を追加することと、全く同じと考えるべきではないか。輸出は、財を（投入物として）海外へ売ることによって、外貨を（産出物として）獲得するプロセスであり、輸入は、外貨を投入して（即ち、各原材料投入係数が零である）、財を獲得するプロセスと考えられる。一般の産業部門と異る点は、本文で触れた付加価値の点だけである。

(4) この点は、目的函数を設定する場合には、常に生ずる問題である。四の（4）で触れたが、結局は、異質の効果を比較しなければならないし、又、現実に、何らかの形で行われているのであるから、むしろ、明示的に、このような形で示し、そのウェイトとしてどのような値を与えることが適当かということを、価値判断の問題として独自にはっきりと問題にすべきではないか。

経済成長と経済計画の一型

——ソビエト減価償却論争をめぐって——

加藤寛
〈慶応義塾大学〉

一

経済計画の形態の最も典型的な一つのタイプとして、ソビエト経済を挙げることができる。ソビエトの経済は社会主義体制の基盤に立って、ある程度意識的・計画的に成長してきているが、その計画は必ずしも明確なものでもないし、厳密な理論に基づくものでもない。むしろきわめて大雑把な重工業優先論を信条として、その時々に政治的に問題を解決してきたといった方がよいかもしれない。といって、彼らが理論を必要としなかったというのではない。投資配分・投資効率をめぐる数多くの論争は、計画の理論づけを求める試みであった。これらの論争が十分に解決されないうちに、計画はあらたな問題をはらんできたのである。これが、この小論においてとりあげようと思う減価償却をめぐる論争である。

資本主義社会では、減価償却は一企業の経営・会計上の問題であって、一国の経済政策とは直接の関係をもたないのであるが、社会主義では、企業の多くが国有化されている以上、一企業の減価償却の問題も、一国の経済成長を左右する重要な要因であり、経済計画の形態に影響する問題であることは、容易に想像することができよう。理論的には、減価償却をいかにするかという問題を解決しなければ、投資配分の問題も投資効率の問題も、解決できないものを含んでいるという意味で、減価償却論争が投資論の中心にうかび上がってきたということができる。

しかし政策的には、減価償却論争の出現はソビエト経済の過去の成長の仕方と、将来の成長の仕方に理由をもっているようである。過去の成長の仕方は、次節で論究するとしても、簡単にいえば、過去の成長が、(1)労働力の急増　(2)重点的投資によっていたことは否定できない。(1)についていえば、戦前ソビエトの年々平均労働力は〇・五%増、このうち非農業労働力は九・四%ずつ年々増加しており、アメリカの一八八〇年代四・一%増、一八九〇年代三・〇%増と比較すれば、ソビエトの急速な増加程度が明かである。(2)についてみると、ソビエトでは総投資の四〇%が工業、その半分が金属工業への投資となっており、鉄道への投資は一二・五%にすぎない。

ところが、将来の成長については、この二つの有力な要因が有効に働らきそうにないのである。労働力は戦争の影響により、生産人

口（一六歳以上）純増加率が減少する。一九五七年＝一八〇万人、一九五八年＝八〇万人、一九五九～六〇年＝六〇万人と推計されている。もちろんこれを補うために、軍隊ソフホーズ、実習教育としての学生動員などの方策も考えられるが、農業労働力も現在では不足勝ちであるから、労働力不足はやはり見逃せない問題である。また投資も、切りつめてきた社会的諸資本（鉄道・住宅など）を、もはや無視できなくなっている。こうしてみると、二つの有力な要因に頼ることはきわめて危くなる。ここに新技術の導入が大きくとりあげられてくるのである。そして新技術の導入が急速におこなわれていくとすれば、機械は日々陳腐化をしていくことになる。国家はいかにしてこの新事態に対処していくべきであろうかというのが、減価償却論争を惹起せしめた一つの理由であろう。

しかし、さらに一つの理由がある。それは、過去の成長において、とられた減価償却の仕方である。

以下小論は、経済成長と減価償却の関係を論じ、減価償却論争が、ソビエトの経済計画にいかなる変化を与えようとしているかを考察したいと思う。

II

さて、ソビエトの直面している計画の問題を考察する前に、減価償却と経済成長との関係を論じた、ドマールの論文をかえりみておこう。彼は単純化のために次のような仮定を設ける。

(一)どの固定資産についても、耐用年数・償却期間は同一である。

(二)年々の固定資産への粗投資が一定比率 r で成長する。

(三)直線法によって、固定資産取得原価の減価償却をおこなう。

(四)固定資産取得の翌年初頭から減価償却をおこなう。

(五)固定資産の残存価格はゼロとする。

(六)耐用期間中、固定資産の使用価値は、取得時の使用価値を維持する。右のような仮定をおくと、次のような関係が成立する。

G＝固定資産の粗投資
D＝減価償却費
R＝固定資産更新費
K＝固定資産総額
m＝耐用年数
i＝物価変動率
r＝粗投資成長率
u＝実物成長率（r を i で デフレート）
t＝問題とする年度

$t \geqq m$ トスレバ

$$G_t=(1+r)^t=e^{rt}$$

$$R_t=G_{t-m}=e^{r(t-m)}$$

$$K_t=\int_{t-m}^{t} G_{at}=\frac{e^{rt}(1-e^{-rm})}{r}$$

$$D_t=\frac{K}{m}=\frac{e^{rt}(1-e^{-rm})}{rm}$$

$$\therefore \quad \frac{R_t}{D_t}=\frac{rm}{e^{rm}-1} \qquad \cdots\cdots(1)$$

かくて、物価が一定の場合を考えれば、成長していく経済、すな

わち $r>0$ の時、(1)式は1より小となり、減価償却費は更新費より大となる。これは r と m との大なる程著しいことは明かである。逆に衰退していく経済、すなわち $r<0$ の時、(1)式は1より大となり、減価償却費は更新費より小となる。$r=n$ の時は、もちろん、(1)式は1となり、t 期の減価償却費は m 年前に購入した固定資産の更新費に一致するのである。

一般的にいうならば、物価安定期には、成長していく経済では、減価償却費が更新費を超過する傾向があり、これは成長率が高い程あるいは、固定資産の耐用年数が長い程著しく、加速度償却をすればもっと著しい。衰退していく経済では、減価償却費は更新費より小となる傾向があり、静止した経済では、減価償却費と更新費とは一致しているというのである。

かくてドマールによれば、減価償却費の粗投資に対する比率（D/G）は、粗投資の成長率（r）と固定資産の耐用年数（m）とに依存する。粗投資の成長率を約一〇～一二%（カプランの推計）、資産の耐用年数を二〇～三〇年とすると、D/G は約二八%となる。（成長率を八%とすれば D/G は約四〇%になる。）アメリカは約六〇%と推計される。一方、更新費の減価償却（R/D）に対する比率は約一一%であり、アメリカは約六〇%である。

（註） Domar: Essays in the Theory of Economic Growth.

そこで、$\frac{D}{R}=\frac{D}{G}\times\frac{G}{R}$ なのであるから、D/G が低く、D/R が高いとすれば、R/G は極めて低くなければならない。このことは、経済成長が、再投資（更新費）よりも新投資によっておこなわれてきたことを示すのである。

（註） ソビエトの減価償却が低かったことは次の表で知ることができよう。

粗国民生産物に対する減価償却費の比率（%）

	1928	1934	1937	1940	1944	1948
アメリカ	—	10.1	7.6	7.3	5.1	5.6
ソビエト	5.1	5.4	3.9	3.6	2.7	2.3

Campbell: Accounting for Depreciation in the Soviet Economy, Q. J. E. Nov. 1956.

ソビエトの場合、これを裏づける根拠が二つある。

一つは、ソビエトの従来の考え方が、減価償却を軽視または無視していたという事実であり、他は、先に少しふれたが、資本節約的な成長に重点をおいてきたということである。もともと減価償却費というのは、機械が生産過程で磨滅していく部分を補償するための費用なのであるから、機械を再調達できる費用が蓄積されればよい。しかし、技術が進歩して労働生産性が向上しているときには、取得価値に相当する蓄積をすれば、一般に再調達価値は安くなっているが故に、新機械は旧機械以上の価値のものを調達することができる。これを資本の拡充機能とよんでいるわけだが、拡充機能を認めるということは、陳腐化を認めなければ、論理的につじつまがあわない。ところが社会主義では、物理的に役立つ機械は、技術的に古くなっても、地方工業や生産協同組合では、これを物理的に役立たなくなるまで使用することができ、これが資本主義工業に対する一優越点だとする理論がソビエトでは一般的であった。それ故、一部大工業における機械の陳腐化を認めても、経済全体としては、陳腐化が存

在しないということになっていたのである。

しかしこのような考え方では、技術がめまぐるしく変動する現代では、技術水準が著しく立ちおくれることになるであろう。一九五五年七月ソ連共産党中央委員会総会で、ブルガーニンは報告をおこない、ソ連工業の技術的進歩が各方面で資本主義諸国に著しく立ちおくれていることを指摘し、技術家が先進的な科学技術の成果を国民経済に導入するようよびかけた。さらに第二〇回党大会では、過去において技術的進歩を阻害してきた重要な理由の一つとして「機械の陳腐化の現象は資本主義にだけ固有のものであって、社会主義のもとでは、技術の発展は陳腐化をひきおこさないので、固定フォンドの減価償却のさいには、こういう陳腐化は考慮されない」という誤った理論が批判された。この事実は、いかに減価償却費が技術の発展を考慮にいれていなかったかを示すものであろう。したがって前述したように、減価償却費および更新費が、それぞれ粗投資および減価償却費に比して低く、新投資に主眼をおく現象が生じていたのであった。

また第二の根拠については、多くの資料を提供することができるが、ここでは、ソビエトの金属工業の生産過程における機械化の程度を調査して、ソビエトでは産出高を最大にすることが第一目的であり、したがって労働力の代用によって、なし得る限り資本節約的であったということを推論した、グラニックの言を挙げるにとどめておこう。

(註) Granick: Economic Development and productivity Analysis, Q. J. E. May. 1957.

このようにソビエトの経済成長が、㈠減価償却費の節減 ㈡資本節約的な投資 ㈢再投資（更新費）よりも新投資に重点をおくということによってなされてきたということは、別言すれば、ソビエトの経済計画が右のような方法によって、経済成長を高めていたのだといってもよいであろう。この計画方式を一言でいうとすれば、「重工業優先政策」ということになるのであるが、周知のごとく、過去のソビエトの成長の原動力となった重工業優先政策が、現在では、いろいろの不均衡を生みだしている。工業と農業・生産財と消費財などの不均衡を是正するために政府は幾つかの政策を打ちだしているのであるが、固定フォンドについても、技術の急激な発展から、その維持が困難となり、再考することになったわけである。それ故、従来の経済計画は当然反省が加えられ、是正されなければならない。以下、私は、減価償却の問題の中に、いかなる政策志向が反映し、かつ経済計画をいかに変更させるかを検討してみたいと思う。

略言すれば、ソビエトの急速な成長を可能にした投資政策のうちの要因の一つ、減価償却の低さのために、急激な技術の発展に追いつけずそれを放置しておけば、過去の偏重投資政策に頼ることのできなくなった現在、経済成長をストップさせてしまうであろうという危惧が、減価償却の論争を通して計画方式のいかなる是正となってあらわれるかを考察したいのである。

三

ソビエトの減価償却論争はいろいろな問題点を含んでいるが、こ

ここでは経済計画と成長の観点から

(1)陳腐化を考慮して減価償却を高めるべきか否か

(2)固定資産の再評価をいかにするか

という二つの問題をとりあげよう。

(1)の問題についての論争を大別すると、二つに分けることができる。

(A)陳腐化を考慮して減価償却率を高める必要があるとする論者。

(B)陳腐化償却と減価償却とは別の概念であるから、陳腐化の故に減価償却を高めるというのは論理的でないとする論者。

(A)の立場に立つ人々の論旨は次のとおりである。

減価償却は再生産のための費用であり、単純再生産は拡大再生産の基礎であるから、当然減価償却費は、拡大再生産の意味をもっている。そして陳腐化には二つの形態が考えられる。第一の陳腐化の形態は、労働生産性の向上により生産物の価値が減少した場合、旧設備は生産を続けるとしても、旧設備の価値は減少する場合である。すなわち、旧設備の使用価値は存続するが、価値が減少しているのである。第二形態の陳腐化とは、新設備の出現とともに、旧設備がまだ使えるにもかかわらず廃棄しなければならない場合である。すなわち、旧設備の使用価値も価値もともに減ずる場合である。

第一形態の陳腐化では、会計簿記上は損失であっても、社会全体からみれば、新設備の出現により、労働支出は節約されるから損失ではない。第二形態の陳腐化は明かに損失であるから、これに対しては償却しておかなければならない。マルクスに従えば、固定資産の減価は、物理的と同時に技術的にも生ずるのだから、当然、陳腐化補償費用は減価償却費として生産物のコストの中に含めておく必要がある。これはコストを引き上げることになるけれども、新設備の効率が高いから、このコスト高を償うことになろうし、コストが一時高くなったとしても、コストに陳腐化補償費用を含めずにコストを不当に安くし、その結果、償却不足になるより、コストに含めた方が、企業の損失減少意欲を刺戟し、独立採算制に役立つであろう。この方が実質的にコスト引下になる。

(B)の論者は次のように主張する。陳腐化補償費用は減価償却基金とは異なる範疇である。何故なら、陳腐化補償費用は、拡大再生産および近代化に役立つものであり、蓄積勘定で形成されるのである。それ故、陳腐化補償費用を減価償却費の中に含めてはならない。陳腐化は、純所得の一部で補償すべきである。これを減価償却費に含めてしまうことは、剰余価値を生産費だとして隠とくする資本主義的方法である。しかもこの考え方は、固定設備の未利用価値部分が生産物に移転していると考えていることになるが、陳腐化により固定資産の使用価値が失なわれているのに、どうして価値が移転していると考えることができようか。しかも陳腐化による固定資産の廃棄は少しも損失ではない。というのは設備更新は、社会的に有利なときにおこなわれるのだから、労働力は節約され、企業も純所得が増加するから、陳腐化は決して損失にはならないのである。

この両論は、資本論の二つの見解を論拠にしている。(B)の論者からすれば、「資本論」第一巻（青木文庫版(2)三七七頁）では、資本の未利用部分は生産物に価値を移転しないといっているのだから、(B)が正しいと考える。(A)の立場からすれば、「資本論」第三巻（青木文

庫版(8)一八五頁）に、資本の減価は物理的と同時に陳腐化によっても生ずるとしているのだから、(A)が正しいと主張する。

しかし、第一巻は資本の価値移転についての理論であり、第三巻は資本の回収について述べているのであって、両者を同一に論ずることは正しくない。そして減価償却という問題は資本の回収において問題となるのであるから、経済成長が急速であり、技術の進歩が著しく、資本回収を急速におこなわなければ、設備更新費に不足してしまう場合、設備再調達費の安くなることが予想されるとしても、より以上の技術向上が望まれるのだから、可及的に減価償却費を早く蓄積することが必要となるわけである。

このように考えてくると、ソビエトの減価償却は、再投資または新投資のための費用として蓄積されているわけで、これを減価償却部分からおこなっても、純所得部分（蓄積部分）からおこなっても、社会主義では、投資にまわるという点で同じことになる。そこでこの論争の意味するところは、減価償却費の中に、陳腐化補償費用を含めるべきか否かの理論的根拠を求めることにあるのではなくて、いずれの方法が経済計画の目的に適合するかということにあるのである。

第二の論争点をみてみよう。

技術の進歩によって陳腐化が生じた場合、固定資産は当然に減価する。この時、減価償却率を固定資産の取得価値で定めるか、あるいは固定資産を再評価して定めるべきであるかというのである。資本主義社会では企業は資本の回収というたてまえから、帳簿上の価値を回収するため、価格の下落している時は、原価主義をとるであろうし、逆に価格の上昇している時は、時価主義にしたがって再評価をするということになるであろう。しかし社会主義では国民の福祉を信条としている以上、固定資産が減価しているのに、これを無視して原価主義をとることが果たして望ましいであろうか。

これについて、ストルミリン・パブロフ・ミトロファノフら（例外もあるが主として第一論点では(B)に属する）は、次のように論ずる。技術的進歩がおこなわれると、それによって固定資産の減価＝経済的損失が生ずる。しかしその反面、固定資産の再調達価値も、それにしたがって減価し、その損失を補うと考えられる。それ故、より廉価な新設備の出現とともに、再調達価値によって償却計算をすべきである。これは個別企業的には会計上損失であっても、国民経済上は損失でないからである。

しかしこれに対して、ステパンコフ・ペトロシャン・ゴロフツォフら（主として第一論点では(A)に属する）は反論する。固定資産を技術進歩にともなって頻繁に評価がえすることは、多大の費用を要するから、実際上は不可能であるというようなことを別にしても、旧設備の経済的磨滅によって生じた、その設備価値における損失をどこへ計上すべきであるか、旧設備の減価部分は生産物に移転されているのである。

この問題を論理的に考えれば次のようになる。固定資産の減価は物理的のみならず、技術的にもおこるのだから、固定資産の減価償却は当然、陳腐化補償を含んでいなければならないとする立場(A)をとれば、生産物の価値の中には陳腐化を含んだ減価償却費が入ることになるから、したがって、固定資産の未利用価値部分も入ってい

ることになるから再評価すべきではない。すなわち、固定資産の価値を再評価すれば、固定資産が減価しているときには、再調達価値を規準とする減価償却率では損失が発生することになる。

反対に陳腐化補償費を減価償却費と区別する立場(B)をとればどうなるであろうか。この場合は、減価償却費はまさに単純再生産の費用であればこと足りるわけであるから、やはり再評価によって常に単純再生産費を低下せしめる方が社会的に利益である。

結局、社会主義社会では、社会の利益という観点から判断を下すのであるから、再評価すべきか否かの論点は、理論的対立であるよりも、実行の可能性の他に、拡大再生産のための資金余剰の創造の問題が背景にあるように考えられる。

問題を整理してみよう。

(B)の立場は、拡大再生産の機能を減価償却に認めないというところに主張の根拠がある。しかし、減価償却を単なる、設備の取替のための資金積立とするのは不十分である。何故なら、技術の進歩を考慮にいれれば、取替のための費用がどれ位になるかは予測できないし、同一形態の取替とは限らないからである。しかしそれでは減価償却は、資本の回収をするということに意義を求めるべきであろうか。そうではない、何故なら、資本の回収ということを目的とするなら、過大な償却ほどよいということになるからである。

それ故、減価償却費は、単純再生産の費用であるとともに、「社会的に必要な大いさの限度内」(ブーニチ)で拡大するための費用でなければならない。従来のソビエト的見解からすれば、取得価値によって減価償却をしておくと、技術の進歩により、設備の再調達価値が低廉になり、拡大の余地がでてくる可能性があるという意味でしか、拡大機能を減価償却に認めていないのである。これに反し、(A)の立場は、意識的計画的に陳腐化を考慮しておこうという点で根本的な相異がある。

しかし、(B)の立場と(A)の立場との相異点はそこにあるのではなくて、近代化の資金源を減価償却に求めるか、剰余部分に求めるかにある。社会主義では、どちらの方法をとっても、新技術採用の投資となるわけだから、計画目的上どちらがよいかという問題になる。

以上によって減価償却論争に含まれた二つの論点が単なる会計上の問題ではなく、拡大再生産をいかなる形態でやっていくかを決める、経済計画上の問題であることが理解できよう。次にわれわれは、この論争が経済計画にいかなる意味をもっているかを究明しよう。

四

それでは、(A)(B)いずれかの立場をとることによって、経済計画にどんな差異がでてくるのであろうか。(A)(B)いずれの立場も、投資のための資金を蓄積しようと考えている点では、いま述べたように同一なのであるが、それを減価償却費を高めることによっておこなおうとしているのと、利潤(剰余部分)からの控除によっておこなおうとしている点で相異なる。

(B)によれば、老朽設備に代って、新設備を獲得する投資の計画化と融資は、所与の工業部門で獲得された減価償却基金の範囲外で、社会の純所得から実現されるもので、設備の減価部分を完全に補償する減価償却基金が獲得されるか否かは全く重要ではない。設備の

陳腐化を減価償却基金に計上することは生産物価格を引上げることになるという。

この立場をとれば、投資計画は中央集権的な形態をとることになる。すなわち、社会主義社会においては、単純・拡大再生産のために実現される資本建設は、統一的な国民経済計画によっておこなわれ、資本建設のあらゆる融資財源は国家が管理する。新企業の建設をするか、既存企業の設備改善のための投資をするかは、国家計画により定められ、その財源は国家によって、省・諸機関に配分されるのである。その配分は種々の生産部門の再生産の要求に基づき決定されるのであって、所与の企業において必要な減価償却基金が蓄積されたか否かにかかわりなく実施される。そこに資本主義とはちがった計画方式があるのだと主張する。

この計画方式に対して(A)は次のように論ずる。もし(B)の立場に立って減価償却積立金の一部を企業の利潤と考えれば、これは生産物原価を人為的に引下げるにすぎず、収益性をみかけだけ引上げるにすぎない。ところが、陳腐化を考慮して減価償却率を引上げると、企業は生産物原価を引下げるように努力する。そして現在の生産能力の利用改善によって実際の原価を引下げ、実際の需要がある場合にのみ、新しい設備を獲得するようになるであろう。現行ソビエトの減価償却率（平均約五%）では償却不足となり、不当にコストが低すぎており、償却不足を企業の定款基金で補っている。

この不当に安いコストは、みかけ上、より高い経済能率を示すことになっている。これでは損失を減少させようとする企業の関心を妨げることになろう。かくてこの立場からすれば、設備の近代化と資本修繕のための基金は減価償却基金として、企業の管理下においた方がよい。そして新設備の設置・企業拡大のための資金および新資本建設に対する資金は国家・諸機関におくことにする。この政策の実施によって企業は既存設備の利用改善に関心をもち、また更新費の積立形成に努力するであろう。要するに(A)の立場は、中央集権的な計画方式を是正して、企業の実情に即した技術の改善をおこなうような、かつ、企業の創意を発揮するような計画方式を考えているのである。

従来ソビエトの計画は、(B)の立場をとっていたわけであるが、前述したように経済成長を今後おこなっていくために、新技術の採用が必至であり、陳腐化の無視または軽視を反省した以上、ソビエトの計画は(A)の立場に移ることが予想できる。一九五七年三月のゴスプラン布告では、減価償却の不十分なこと、固定資産評価が現行価格とかなりくいちがっていること、が指摘され、一九五九年一月一日現在による固定資産再評価、一九五九年三月一日までに償却率案の作成、一九五九年七月一日までに統一減価償却率案作成を要求している。これによって、陳腐化を考慮して固定資産の再調達と大修繕を保障するように作成される予定である。

この動きは、従来、部分的かつ重点的にのみおこなわれてきた陳腐化せる設備の更新を、現在ではあらゆる産業部門においておこない、かつての部分的・重点的成長がもたらした現在の矛盾——代表的には工業と農業との成長の著しい隔差——を解決するのに、(A)の立場すなわち、陳腐化を考慮して減価償却率を高めよという立場の方が、より目的に合致していると考えられたからであろう。

何故なら、剰余部分を国家の手に集中し、近代化のための投資を、政府が重点的におこなうという政策は、既存設備改善のために、社会的蓄積を最大限に弾力的に利用し得るという有利性はあるが、他方、他の生産部門の資源配置を最適ならしめないという欠点がある。経済成長は決して一部門の急速な成長で十分なのではない。産業全体の成長があって、はじめて成長を継続することができるのである。

現在のソビエトにとって、最も重要なことは、過去に犠牲としてきた諸産業の成長をもたらすことでなければならない。(A)の立場はこれを、企業の自主性と責任を高めることによっておこなおうとするものである。このような政策こそが産業の高度に専門化した現代の企業の実情に即する方法であり、広大になったソビエト産業の地方の実情に応ずるものだと考えられる。

もちろんしかしまたこのような方法には、機械・設備発注のイニシアチブを企業に与えることにより、やり方によっては国家計画を阻げるような方向も潜んでいるわけであるから、全く各企業の自由に放任しておくことに問題があるし、個別企業の会計では、減価償却の過不足がでた場合これを是正することが困難であるが、中央集中的な方式をとっておれば、技術進歩にもとづく陳腐化は社会的規模として予測できるのであるから、この方が是正に容易である。それ故、(A)の立場をとる場合でも、統一減価償却率というような方法によって、中央集権的な計画方式も残しておく必要がある。「民主集中制」というような計画形態があるとすれば、それはこのような形をとるものであろう。

現在ソビエトは、管理機構の改革と称して地方に権限を委譲するということをおこなっているが、(A)の立場はこのような方向を代表していると同時に、このことが決して中央集権制を否定してしまうのではないということが注意されなければならない。なるほど、中央から地方へ、地方から企業へと権限の分散する方向は現在のソビエトの動向であるが、それよりも、むしろ個々企業・各地方をいかに中央にひきつけておくかという計画方式にソビエト政府が腐心しているということに注目すべきであろう。

もう一つ、この減価償却問題は、重要な意味をもっている。それは価格形成に関してである。従来、生産財の価格が低廉であったということが、生産力発展の要因として有効であったのだが、そのため設備の非効率的利用・浪費が営業成績に大きくあらわれず、このことが現在では発展のブレーキとなってきている。そこで減価償却率を高めることは、従来低廉にすぎた生産財部門のコストを高め、これが企業の刺戟剤となり能率を高めることになると考えられる。このことについては、すでに述べておいたので、省略するが、減価償却の問題が、価格関係を通して、生産財部門と消費財部門とのアンバランスの是正に役立つ武器となることが理解できよう。

この点からも、ソビエトの経済計画が、新技術の採用をめざし、かつ重点的・部分的成長から全体的成長をもたらす計画へ移っていることが推定できる。

質問一（東京都立大学　**安平哲二**）

私は昨年の学会の大会に於て「ソヴェトにおける陳腐化の問題」と題する報告を行った。その後の本問題の発展を伺って非常

に興味ふかく感じたのですが、これについて若干質問をいたしたい。

(一)昨年報告した当時、ソ連では政治的に不安定であり、又行政機構改革の行われる前夜であったから、陳腐化つまり技術革新をいかなる機関のイニシアチーフによって管理するかという問題をめぐって、中央集権的な考え方、個別企業の立場と両者の折衷論とが混沌として対立していた。それが此一年間のソ連の政変、行政機構改革によっていまは一応の安定を得たのであるが、この一ケ年間にこの問題について、政府の行政措置が講ぜられているのならばお知らせ願いたい。また昨年の報告からみるとストルーミリンの理論がなくなっているが、これがどういう風に批判されたかお伺いしたい。

(二)ソ連における陳腐化の基準は何か。つまり過去の労働生産性の上昇率を基準にして将来の技術進歩の為の基金を形成するという方針は、資本主義諸国の技術進歩にくらべて立遅れる結果を齎らすのでないか。

(三)ソ連の過去における経済成長を促進した要因として重点的投資政策が考えられる。技術革新も重点的に行われてきたと思うのであるが、今後陳腐化基金が個別企業によって形成され、それぞれの企業で技術革新が行われることになると、その範囲に於て投資の均衡的配分が行われ、重点的投資政策と矛盾することになると思われるが、この点について御意見を伺いたい。

答 (一)政府の行政措置としては、本文中に述べたように、一九五九年におこなわれるゴスプラン布告があります。またストルーミリンの立場は近代化基金を設定するという点で、中央集権と個別企業との折衷説であり、かつ、逐次固定資産の再評価をおこなうという立場に立っておりますが、前者に対する積極的反論は判りません。後者については煩雑な方式であると考えられています。

(二)技術進歩の将来というものは予想し得ないものであると思います。それ故、減価償却は速やかなるにこしたことはないのですが、資本主義国でも余りに急速な償却は、産業構造を混乱させると考えられますので、過去の傾向から判断をせざるを得ません。これはソ連だけの立遅れとはならないと思います。

(三)論理的にはお説のとおりだと思います。結局、ソビエトの今後の成長を全面的にせざるを得ないこと、そしてその合間に重点的政策もおこなうというふうに考えねばならないと思います。

質問二(中央大学　**石井一雄**)

報告者はソ連における陳腐化の問題を(A)減価償却費のなかに含める立場と(B)含めない立場とに分け、(A)の立場が有利であると結論されたが、この結論はレズメのなかで示されている結論――陳腐化償却は中央集権的に行う方がよい――と矛盾してはいないか、何故なら(A)の立場からすれば地方分権的に陳腐化償却がなされるから。

答　「(A)の立場が有利である」というのは、ソビエトの論争の傾向であり、「陳腐化は社会的規模の問題だから中央集権の方がよい」というのは、私の見解でありまして、この二つの区別が明確でなかったようで、申訳ありません。私自身は、新技術の出現の予見は非常に難かしいから、計画経済では固定資産耐用年数(陳腐化も含め

て）の計算を少しでも正確にするには、社会的規模で労働生産性上昇を定め、償却を中央集権的にした方が、個別企業がやるよりよいと考えております。しかしソビエトの成長の現状は、全面的成長を要求しておりますので、個別企業的な方向、すなわち(A)の方向をとらざるを得ないのだと判断しているわけです。

質問三（千葉商科大学　菅井勇蔵）

㈠ソ連における「減価償却率引上げ」の問題を、経済成長との関連において把握することには異論がないが、社会主義における減価償却の理論の変革を要請するほどの、大きな変動がソ連の経済成長に現れているとは考えられないから、その原因は他に求められるべきだと思う。

社会主義という体制のもとでは楽観されていた固定フォンドの陳腐化が、ソ連の経済成長にとって重要問題となったことについては、戦後に何か新らしい条件の変化がでてきたとみるべきではないか。

それは、戦後においてアメリカが産業のオートメーション化を急速に進めていること、それとの対抗上、ソ連においても産業をオートメーション化する必要に迫られたこと、ソ連政府は産業のオートメーション化促進を国策として既に打出していること、そのための専門の省を新設した程である。こうした経済政策の変化を前提として、既設の固定のフォンドの陳腐化と、その急速な減価償却の必要性が生じたとはみられないか。

㈡他面において、国営企業を漸進的に独立採算制に移行させる必要が生じていること、その前提として、国営企業にある程度の自己資金を蓄積させておく必要が生じたこと、これも固定フォンドの減価償却率引上げの問題と関連があるように思う。

答　㈠減価償却の理論の変革を要求するほどの大きな変動が、ソ連の経済成長に現われているという見方が、私の考え方であります。その要求の最大のものは新技術の導入ということでありまして、その具体的内容としては、菅井先生の考えられるような、戦後オートメーションの急速な成長が考えられます。ただ私はそれを、アメリカとの対抗上のほかに、国内の経済の隘路打開という面からも説明できると思います。

㈡このような意味で、第二の御質問の趣旨には少しも反対いたしません。国営企業の独立採算制移行ということが、経済成長のための生産能率刺戟策と考えられるからです。

質問四（関東短大　寺田由永）

㈠A、B、二つの考え方がどのようにソ連経済の成長の段階と関連しているか、について。

㈡個別企業の責任における資本計算に基く陳腐化への考慮は、「計画」からの離脱の基本的方向に向うのではないか。A論はこの点についてどのような配慮をしているか。又、陳腐化への考慮を個別企業で行うということは、個別企業が自己の責任において資本の蓄積を行うということであるが、その蓄積を刺戟する要因を、A論ではどのように解しているか。右㈠、㈡についてお教え下さい。

答　㈠大変面白い御質問だと思います。重点的な投資政策によって経済成長をおこなっていく場合には、(B)論の方がよく、産業の全

体的成長の場合には(A)論の方がよいと考えられます。それ故(A)論も(B)論もいずれ正しく、いずれが誤まりであるというのではなく、段階によってとりあげ方がちがってくると思います。計画という点からだけいえば、(B)論の中央集権的考え方の方がよいわけですが、それが、能率とか全体的成長という点からみて、かえって阻害因になっているような段階では、やむなく一時的に(A)論の個別企業的立場をとることになると思います。

(二)それ故、(A)論をとる場合でも、「計画」という点から、決して自由放任ということではなく、本文中に述べた「統一減価償却率」というような配慮をすることになります。さらに(A)論の効果は、個別企業にコストをめぐって独立採算制の意識を強め、生産能率向上、ひいては、資本蓄積の刺戟因となると考えられます。

報告 I

新長期経済計画の構造的特徴

吉植悟
〈経済企画庁〉

日本の新長期経済計画の特徴を、その現実基盤たる日本経済の課題との関連に於て明かにするのが、本報告の目的である。[1]

一　日本経済の課題

日本経済の特異な躰質は、周知の如く、不完全雇傭、相対的な低生活水準、国内市場の狭隘性、強い輸入依存度に基く国際収支の脆弱性、産業の跛行的発展と云う四つの特徴で要約することができる。いずれも不完全雇傭を基底として相互に関連し、日本経済の自由企業的な自律的展開過程自体では解決し得ない性格のものであると云う意味で、構造的特徴と云われている。

この様な構造の下で経済成長が遂行される場合には、国外市場への依存深化と云う形をとらざるを得ない。なぜなら、経済成長のために必要な生産の拡大は一方に於てより大きな国内資本と生産的輸入を他方その拡大された生産の結果を吸収するに足るより大きな市場を必要とするが、資本蓄積のためには相対的に低い生活水準の維持が要請され、その結果国内市場の拡大は自から制約されるので、増大する生産的輸入を賄い且つ加速度的に追加される製品市場への欲求を満すために国外市場への依存が深まらざるを得ないのである。[2]

その上、国際市場裡の競争は、日本に於ける労働生産性の引揚を伴わざるを得ないから、雇傭の吸収はこの面からも制約される。従って、ここに雇傭面からの圧力が加ることになると、生産の拡大はより激しい形で追求され、それは又輸出への要請となってハネ返って来る。しかもこの雇傭圧力の後景には、半ば自然法則的な人口問題が横っており、その圧力は、ほぼ昭和四〇―四五年を頂点とするカーブを描いているのである。この様に考えると、今日から始るここ七、八年は、日本経済にとって非常に重要な時期だと云うことになる。特に自由企業制度は、最もきびしい形で社会的批判の前面にさらされる可能性が多いと思われ、それ自身のもつ特異躰質の自律的展開では解決出来ない課題に当面しつつあると考えられる。

要請されるものは、個々の戦術ではなくて綜合的な戦略であるように思われる。

二　〃計画〃の戦略的前提

だから、新長期経済計画を日本経済の現実と結び付けて理解しようとすれば、それは決して単なる客観的な〝見透し作業〟ではなく、むしろ多分に主観的な〝戦略体系〟だと考えざるを得ない。戦略の構図は、安定的成長（特異体質のなし崩し的改造―社会的緊張の緩和）に必要な雇傭量と輸出量の計画としてデッサンされたと云うことになる。[3] 年率六・五%の〝適正成長率〟は、この基本戦略の集中的な表現であると共に、日本経済の構成諸部分に基本戦略を浸透させるためのパイプ・ラインである。例えば、「新長期経済計画に関する経済審議会答申」（昭和三二・一一・二五、経済企画庁）がその第二部第二章で「この成長率を支えるためにも、投資需要に応ずる貯蓄の達成と輸出伸長の確保のため相当の決意が必要とされ、他面雇用機会の増大にもなみなみならぬ工夫と努力を前提とする」と述べたときでも、パラメーター的な色彩のあるのは貯蓄だけであって、雇傭と輸出は計画変数であると考えられる。

換言すると、〝計画〟中貯蓄の可能性については、従前の趨勢を一応前提とし、この線を崩さぬ程度の努力を要請していることは明かであるが、輸出については、目標量の達成を〝条件〟としているのか、〝計画〟としているのかが、形式的な文脈からは判断しにくいのである。しかし、それを〝条件〟と見て、若しこの輸出量が達成されたならばと読むものとしたならば、計画全体から日本経済の当面する課題性が全く消え去って了う。報告者の理解によれば、昭和三七年度要輸出額四六億ドルと云う数字は、日本経済成長推進の基本戦略を当分加工貿易方式に決定したことの表現に外ならぬと考える。又ここに「雇用機会の増大」と云うのは、少くとも年々の学校卒業者中雇傭を希望すると考えられる人員を吸収する雇傭量を確保すると云うことであるが、これも報告者の見解によれば一つの政策的決断であって、これ以下の雇傭吸収率では、社会的緊張が激化すると云う判断に基くと理解すべきものと考えられる。

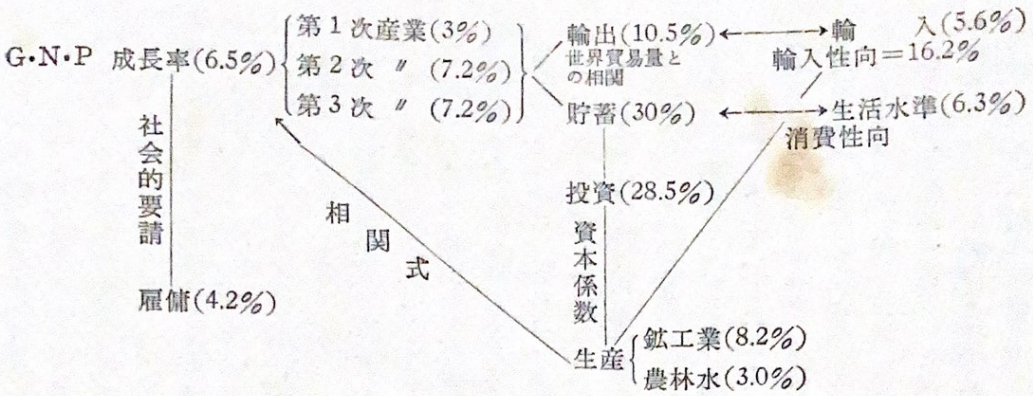
この戦略がどの程度の実力を発揮するかは、この戦略体系を支えるパラメーターがどの程度の予測性をもっていたかと云うこととその組合せがどれ程の正確さで日本経済の現実機構を把え得たかと云うこと―総じて計画編成の技術構造と云われるものの適否にかかって来る。

三　計画編成技術上の諸問題

先ず新長期経済計画の技術構造―編成構図から考察して見よう。そこで、計画の仕組を大づかみに図示すると次の如くになる。[4]

即ち、GNPの生長率は輸出と貯蓄に結び付いて決定されているが、輸出の可能性を予想させるものは世界貿易との相関関係だけである。即ち、世界貿易が四・五%の年率で発展するとすれば、一〇%の輸出増大年率が可能となることになっているが、この様な関係は必しもパラメーターとは考えられず、先に述べた如く報告者は端的に計画変数だと考える。従って輸出―G・N・P成長率は計画変数である。

この様に成長率自体を計画変数とし、生産活動との結び付きを両者の相関々係で結び付けたのであるから、生産はG・N・Pに投影されたと云うことは出来るが、それ以上の内面的な関連は考えられない。生産と輸入は、輸入性向で連結されているが、輸入と輸出と



の間には数量的な照合以外内面的な関係は設定されていない。貯蓄と投資はG・N・Pと関係しているが、必しも生産とは直接結び付いていない。ここでは、経済生長に於けるG・C＝Sも、CがGとSの論理的帰結として現れるだけであって、式自躰が計画の基底にある訳ではない。従って、計画を編成する諸変数を相互にチエックして、体系的に検証することは非常に困難である。ましてモデル式をこの計画から直接導き出すことなどは到底出来ないのである。

これを編成技術上如何に評価するかは、専ら日本経済の構造認識の問題に係る。例えば、日本経済の現実の中から労働供給函数を理論的実証的に計算出来るかどうか、と云う様なことを考えた丈でも、問題の所在がどこにあるか明かである様に思われる。報告者の私見によれば、云わば多くの計量的認識以前の要因を含む日本経済に於て、この様な多分に手工業的な分析手法に依存することはむしろ不可避的な道筋であって、それ等の相互関係の均衡を綜合経済成長率に投影させた上で検証するこの方式は、実践的観点からも妥当な手続として容認さるべきであろうと思われる。

勿論、報告者も、この編成技術がより論理的な方向に修正さるべきであることを認めるに吝かなものではない。むしろ、この方式自躰のもつ大きな意義の一つは、より多くの実証的研究と理論的批判のために豊沃な未開地を提供したところにあるとさえ考えている。

綜合的なモデル式の設計が困難だとしても、相互に関連し合った構成部分間の合理的関係が計画されているかどうかは、或程度技術的に検証し得る問題である。生産について云えば、部門別生産量と最終需要の間の合理的均衡を産業連関表によって検証することも可能である。此計画自躰ではないが、ほゞこの計画と同一の方法によって作業した計画案(「七%モデル」と呼ばれている)を産業連関表でチェックしたところ、石炭業、石油製品業、製材木製品業、化学肥料業、化学繊維業、紙パルプ業、鉄鋼業、機械工業等に於て計算値と計画値の間に可成の喰違いのあることが判明した[5]。技術係数の安定と云う前提があるので、この結果をうのみにする訳にはゆかないが、問題のあることはこれでも明かである。此計画についても同様な手法で検討すると恐らく新しい問題が見出されることであろう。

似た様な課題は生産と経費、附加価値額の間にも生じる。生産と投資の関係は、投資の限界効率が逓減すると云う形で進行すると思われるが、その結果としては、所謂有機的構成の高度化となり、附加価値の相対的減少を惹き起すのである。〃計画〃に於ても、此関係

は必然的に生じざるを得ないが、どの程度に減少するかは配分の問題としても重要である。[6]

例えば、昭和三〇年産業連関表を利用して計画値と計算値の差額を、附加価値額と中間経費について求めると次の如くなる。

（単位億円）

	附加価値額	中間経費
第1次	△ 772	771
第2次	△ 9,353	2,352
第3次	1,340	△ 101
計	△ 8,785	3,022

即ち、中間経費の総額は計画の方が三、〇二二億円多くなっている。これは新長期経済計画自体が生産と所得の間に増加率の差を考慮しているから当然であるとしても、第二次産業に於けるその現れ方が極端すぎることや第三次産業においてはかえって現状よりも必要経費の比率が減少し、かつ附加価値率が増加していることが問題といえよう。更に、投資の変化に伴う減価償却の増加を考慮に入れると第二次産業における所得率の低下は相当激しいとみられる。

又この中間経費の増大が配分関係即ち中間需要の面に如何に現れるかを部門別の計画値と計算値の差額で示すと

（単位 億円）

第1次	773
第2次	△ 2,201
第3次	5,449
計	3,022

となり、中間需要が第三次産業で増大し、その反面第二次産業で減少することとなった。これは日本の産業の比率が現状よりも大きく第三次産業に傾斜することの自然的な結果であるが、それにしても、第三次産業の伸びがこの様に大きく各産業の経費に食いこむのは果して健全な姿と云えるかどうかと云う疑問が湧くのである。[7]

最後に、計画編成技術上の問題として、此計画の中に安定成長と云う戦略目標が織り込まれているかどうかと云う点に言及しよう。即ち、年率六・五%の趨勢線は、年々の経済変動に対して変動調節の基準を示すものであろうか。報告者の見解によれば、技術的見地から判断する限り、その様な基準は、三七年までの如何なる経過年次についても考えることは出来ないと云わざるを得ない。此計画をその様な基準に利用しようとすれば、それは現実の経済がその趨勢に於て目標年次のバランスを失する恐れの現れたときであると思うが、その節此計画を如何に利用するかは、此計画の技術構造の中に予定されてはいないのである。

以上述べた諸問題を通じて、計画の技術的特徴を要約すれば、成長率への投影と云う特異な手法によって、内部的な諸矛盾を覆いつつ、一応諸政策の基準たる有機的構成を保って、戦略意図を現実の中に表現していると云うことが出来よう。

四　五ケ年計画経済政策要綱について
—結語に代えて—

以上で新長期経済計画の特徴を概説したつもりであるが、更にこの計画の性格を明かにする意味で、社会党の経済計画（五ケ年計画経済政策要綱）との簡易な比較を試み結論に代えることとしよう。

社会党案日本経済の現状についてはさ程異る見解に立っているはずはない。しかし、その現実処理の方策は極めて対照的である。即ち、G・N・P上昇率を八・四と置き、この大幅な成長によって潜

在失業を計画期間内に解消しようと云うのである。しかもその潜在失業の解消の仕方は、労働者一人当の所得を増加することによって労働力化率をむしろ低下させ、従って高い労働生産性と生活水準の引揚を行うのである。この様な考え方は、同時に市場の方向を国外から国内に転換することにもなり、加工貿易方式の代りに国内開発方式が採用されることになる。それは社会党の戦略が先述の安定成長ではなくて、社会主義革命への過度的コースを予定しているところから生れることになる。

報告者はこの計画の技術的な妥当性については夙に疑問を提出したところであるが[8]、ここにそのアウト・ラインを紹介したのは、対象に対するほぼ同一の認識に立ちながら、それを解決する方法が全く異り得ることを例証せんがために外ならぬ。経済計画に対して、〃主観的な戦略〃と云う規定を与えて本報告の出発点とした所以である。

以上

(1) 本報告は、報告者の勤務先・経済企画庁とは何んの関係もない全くの私見である。

(2) 本年度の「経済白書」の見解は、私見よりも国内市場の比重を重く見ている。しかし、これは資本主義的拡大再生産に於ける市場の意義を正しく評価したものとは云い難い。アメリカでさえ農産物で国際市場をおびやかしている。

(3) 藤井茂教授の御質問通り、この計画における成長年率は基準年から六ケ年に関するものであり、計画期間は昭和三三年―三七年の五ケ年である。基準年次と計画初年度と一致しないのは、専ら技術上の制約による。フランス、イタリヤ、ソ連に於ても同じ手法によっている。

(4) 大野信三教授の御質問によれば、小生の報告は貯蓄率二七%となっていたとのことであるが、これは小生の誤りで図表通り約三〇%（国民総支出に対し）である。ネットの貯蓄率を個人貯蓄／個人可処分所得と理解すると、目標年次のそれは、約一七・七%となる。

(5) 経済計画資料第二号（経済企画庁、三三・六）一四五頁参照。

(6) 新野幸太郎教授の御質問に対してはこの部分が或程度の解答になると思う。御質問の要点を再録すると企業は利潤率を高めるように活動するものであるに不拘、計画でそれが下るとすれば計画としての矛盾ではないかと云うことである。個別企業の場合は、御説の如き場合もあり得るが、部門別程度にアグリゲートした場合資本の有機的構成の高度化に伴い利潤率は下がるのは当然と考える。但しこれは価値ベース或は不変価格ベースでの話である。価格ベース或は現行価格ベースでは、必ずしもこうはならない（独占の場合を考えればこのことが明らかになると思う）ように見えるがアグリゲートして価格変動を除去するとこの法則が適用される。

(7) 経済計画資料第二号一五八頁以下参照。

(8) 拙稿・「日本経済の成長率」〃経営者〃昭和三〇年一二月号。

(29年度=100)

	(36 年度)			(36 年度)	
	指数	年率		指数	年率
人口	106.6	0.9	政府購入	185.7	9.3
総生産	175.9	8.4	一般会計歳入	156.7	6.6
資本形成	240.7	13.4	受取	152.0	6.2
民間	237.7	13.3	輸出	204.0	10.7
政府	247.0	13.8	貿易外	42.0	—
政府消費	145.1	5.5	支払	178.0	8.6
個人〃	162.5	7.2	輸入	195.0	10.0
1人当り生産水準	165.0	7.4	貿易外	90.0	—
1人当り消費水準	152.4	6.2	鉱工業生産水準	214.3	11.5
国民所得	176.8	8.5	農林水産水準	121.6	2.8

経済政策からみた政府と企業

——新自由主義の立場から——

桑原季隆
〈八幡製鉄〉

一　政府と企業との関係の在り方を究明することの重要性

ある人は政府に対して、「あれもしろ、これもしてくれ。」と要求する。また他の人は、「政府はもっと引込むべし」と主張する。このあたりに、経済政策についての考え方が分裂している日本の姿が、いとも端的にあらわれているように思う。

金融とか、雇用とか、それぞれの産業とか、中小企業とかいう経済政策の問題を考えると、必ず、政府と企業との関係はどうあるべきか、という問題にふれてくる。いわば日本の経済政策の今日の問題点は、右の金融以下の問題が縦糸で、政府と企業の問題が横糸になって、織りなされているのではないか。

そこで経済政策を論ずる場合には、どうしてもこのテーマを掘り下げることが必要になってくる。そしてこの掘り下げによって、経済政策についての考え方のちがいが、おのずから明かになると思う。

こういう実際上の必要から、標記のテーマを採り上げた次第である。しかしこれは、理論的にも重要な、興味深い問題であろう。

二　問題に近ずく私の態度

私の感じであるが、日本には、「太初にイズムありき。」という態度が多すぎるように思う。私はこれを極力さける。あくまでも事実に即して、事実のなかから事実を解く鍵を見出していきたい。

私の主張する政策は、つぎのようにしてでき上ったものである。

(1)　まず個々の場合について、(たとえば金利その他の金融問題、海運、電力その他の産業問題、雇用問題等) 日本経済として一番プラスの多い方策をさがし出す。

(2)　これを総合して、全般に通ずる一般法則を仮説として打ち立てる。この仮説を一言でいったのが、ここでいう新自由主義である。

(3)　この仮説を、さらにもう一度具体的な場合に適用してみて、不適当なところがあれば訂正する。

こうしてでき上った私の主張は、どこまでも日本経済の現実の対策として生れたものである。これは、最後に列記する十六のテーマ

について、具体的に吟味して、相対的に一番プラスの効果が多いという結論に到達したものだ。紙数さえあれば、どれについても詳論したい。

こうして到達した私の主張は、考え方の大体の傾向としては、いま西ドイツで主張され、実行されている新自由主義に近い。そこで便宜上同じ名称を使うことにした。

しかし始めにイズムがあって、それを実際に適用するという考え方ではないから、イズムそれ自身について、細かい比較検討は行っていない。またそれは私の任ではないとも思っている。

要するに、考え方が似ているから、一口に云う場合に便利だと思って、ただ新自由主義という名称を、私の主張にかぶせただけの話である。名称よりも、主張の内容の方を吟味していただきたい。

なお、お断りしておきたいのは、ここに掲げた方策は、我々の進むべき方向を示したものである。実行には妥協も必要だろう。そこで踏み出す第一歩、すなわち現在という断面は、この方向通りには行かぬかも知れぬ。しかしともかく、断面とは別に、進むべき方向だけを確立しておくことが必要であろう。その意味からいって、実行の難易とは別に、ここではただ方向だけを述べる。

註　実行のむつかしさに二種類ある。一つは高いモラルを要求するものであったり、運用に高度の知能や技術が必要なものだ。もう一つはこういう困難は何一つないのだが、たゞ既得権をもつ勢力が頑強に反対するためである。私は前者を始めから不可能の部類へ入れる。だからこゝで云う「難」とは後者の意味である。

三　政府と企業との関係についての基本的な考え方

――古典的自由主義との異同――

標記のテーマについて列記すると、つぎのようになる。

(1)　経済を推進するエネルギーは、企業だけが持っていて、政府にはない。この点は古典的自由主義に似ている。しかし政府の役割として、国が望ましいと思う方向に、経済を導いていく仕事をみとめる。もう少し正確にいえば、経済がその方向に流れていくように、(同時に他の方向に流れないように)条件をととのえてやるのである。この点が古典的自由主義とちがう所で、しかもこの役割が極めて大きいことを私は主張する。

(2)　この条件をつくる方法は、すべて直接統制をさける。しかし政府は、国の望む方向に企業が自然に進んでいくような外枠を設定しなければならない(例は後述)。企業は流れる水であり、その水路をつくるのが政府である。しかし政府は水を流すだけであって、エネルギーのロスになるような押上げポンプは使ってはならない。

(3)　企業は政府に頼らない。あくまでも自己責任の原則をつらぬくことである。これは、経済法則がつらぬかれた環境に身をおくことを意味する。この点は、古典的自由主義と同じだといえる。

しかし環境が昔とちがっている。たとえば、設備の一単位が非常に大きくなり、見えざる手の調節にまかせておいたのでは、二重投資の社会的無駄がひどすぎる場合も生じる。そこでときと場合によっては、業界の協力体制(たとえばカルテル)が必要になるだろう。こういうことを認める点では、古典的自由主義とちがう。

(4) 右のような競争の例外は認めるが、原則として、企業は冷厳な競争の下に身をおくことが必要である。この冷厳さを、とくにそれから来る企業の従業者の苦痛を、他の側面から救うものが必要だ。それが社会政策である。この社会政策を強調する点でも古典的自由主義とちがう。

以上で新自由主義の基本的考え方をのべた。此喩をもちいると、甚だ不正確になるがつぎのように云えるだろう。

自動車という国民経済のなかで、エンジンに当る部分が企業であり、舵とブレーキに当るのが政府である。エンジンをできるだけ利かせ、ブレーキをかけることを少くしながら、しかも経済を国の望む方向へ持っていこうとする、これが私の考え方である。

四　政府のするべきこととその限界

——この四つの仕事だけをやれ——

政府に、「もっと仕事をしろ」、あるいは「引込め」というのは、程度ではない。仕事の種類によって、してはいけないことと、しなければならぬこととを区別するのでなければ本当でない。そこで仕事の内容を吟味することが大切になる。

政府のするべき仕事を左に列記してみよう。

(1) 経済の安全を保証するための外枠の設定

これは昔からあった政府の機能だ。ただ経済が復雑になったために、機能も多岐にわたり、組織も尨大になったに過ぎない、いわば夜警国家の発達したもので、この点は古典的自由主義の主張と本質的には同じものである。

(2) 国が望む方向に、経済を導いていくような外枠の設定

前節でのべたように、これが古典的自由主義と根本的に異る点だ。これを強調するのが新自由主義の特徴である。この点は多くの説明を要するので、節をあらためて述べたい。

(3) 個別企業の採算にはのらないが、国民経済として総合的にみると有利な仕事

ここでお断りしておきたいのは、これは経済目的以外のことは含まれていないことである。教育という仕事は、決して経済目的だけではないから、国民経済的にみて、かりに採算がとれなくとも、政府の負担で大いにやるべきである。しかし経済目的だけに限られる仕事は、国民経済全体の採算にのらなければ、政府はやってはいけない。

この部類に属する仕事としては、道路、港湾、治水、植林のような政府の事業と、基礎的研究、技術教育、調査、統計のような政府の仕事とが考えられる。

これも昔から必要ではあった。しかしその程度が比較にならぬくらい増えてきたので、とくにこれを強く政府に要望する。日本の政府は、この点はなはだ不充分なので、これから大いに鞭韃する必要がある。(こういう仕事は、できるだけ受益者負担にするのがいい。)この点を強く主張するのも、古典的自由主義とちがうだろう。

(4) 社会政策　前記の三つが、経済政策の分野でなすべき政府の仕事である。その隣りにあって、一方ではそれ自身の目的を追求しながら、同時に経済政策の結果をおぎなってやるのが、この社会政策である。これが不充分だと、世の中に不平が多くなり、経済政

策自身の目的も、結局達成が困難になる。

ここに掲げた四つの仕事が、政府のなすべきことだ。ところがどれを取ってみても、いまの日本の政府は充分にやっていない。そこでこの点については、「政府よ、もっと仕事をしろ。」ということになる。しかし一方、政府はこの四つ以外のことにも、いろいろと干渉している。それに対しては、「政府よ、引込め」というわけである。

このように、政府の仕事を内容によって分けてみることが大切だと思う。

五　政府の外枠設定の態度と、その運用の仕方

——一つの具体例。租税を通じての経済政策——

前節の(2)の外枠の設定が、本稿の眼目であるから詳論したいが、何分紙数がないので、一つの実例を申上げる。これで設定の態度と運用の仕方を御想像願いたい。

産業構造を、国が望む方向に変えていくには、まず第一に租税政策を活用することが効果的である。それにはつぎのことを行う。

(1)　国が伸したい産業に対しては、法人税をはじめいろいろな税を減免する。そして利益を多くしてやり、自己蓄積もできるし、外部資金も自然に流れていくようにしてやる。

(2)　反対に伸ばしたくない産業に対しては、その程度にしたがって重税を課する。そして利益を少くし、自然と、資金が流れていかぬようにする。高級料亭や、奢侈産業などはこの対象になるだろう。

この方策には、いろいろむつかしい点がある。そこで現在よりもはるかに強い政府の監督が必要である。たとえば(1)の税の減免であるが、この特典を受ける企業に対しては、つぎのような条件を付することが必要だ。

(A)株主配当は、一定の率以上にしないこと（たとえば一割二分）

(B)交際費のような支出も一定の限度内にとどめること

(C)従業員の給与水準も、一定限度を越えないこと

いったいこの免税の特典は、その企業に蓄積させたいから与えるのであって、企業の関係者に特権をゆるすためではない。だから関係者が、もし一般の水準を越えて特権を享受する、すなわち前記の三項目を守らなかったならば、特典をさかのぼって取消すべきである。

こうすると、非常な統制を加えるように見えるが、しかしこれは少しも強制するのではない。企業の自由意思によって、特典を受けなくてもいいと思えば、三項目を無視しても差支ないのである。

今日、資金の規制をやろうとしているが、これはうまく行くものではない。資金はどうしても、利潤の高いところへ流れていく。そこで利潤の生ずる程度を租税政策で加減してやろうというわけである。（こういう根本策がとられるまで、過渡的には資金規制も必要ではあろう。不充分ではあるが。）

なお、こういう外枠の設定と、その運用についての基本方針を一言する。

設定は政府の首脳部で決めることだ。（この場合の政府とは議会も含まれる。）これには価値判断が大きく入る。しかし運用に当っ

ては、価値判断の入る余地を、できるだけ少くすることが必要である。それには、役人に自由裁量を、可能なかぎり少くすることだ。とくに中級、下級の役人には、主として事実判断だけをやらせるようにすることが大切である。

六　経済政策の目的
――成長と安定のウェイトの取り方――

なお、ここで、国が経済について望む方向、すなわち経済政策の目的について一言しておく必要があろう。（これを狭義の経済政策と呼ぶことにしたい。）私はこれを、一般にいわれているように、日本経済の「成長と安定」と定義してもいいと思う。

しかしここに問題がある。成長と安定が相補うばかりで、まったく相犯さない場合は、両者を並列させて差支ない。だが事実は必ずしもそうでない。現にイギリスのごときは、安定のために成長が大きく犠牲になっていると云えるだろう。

私は成長にウェイトをおく。といっても短期的な成長ではだめで、ごく長い眼でみた成長である。この意味の成長だと、安定もある程度必要で、今日のような不安定は成長をさまたげている点が大きい。

そこで私は、ごく長期的にみた成長に、一元的に統一していいと思う。すなわち安定は、成長に役立つものとして認めるわけだ。まずひどい不安定は、かならず成長を害するから、これは排除しなければならない。そうすると残る不安定は、程度のごく軽いものだけだろう。これは大して問題にするに当るまい。つぎに成長を害する安定（私はこれを不自然な安定と呼んでいいと思う。）もあるが、これはやはり排除する。

私はこのように経済政策の目的を限定する。そして社会政策と並列させる。この二つは、両々相補っていくべきものだ。（この狭義の経済政策と、社会政策とを合わせたものを、広義の経済政策と呼ぶ。）

七　企業の側の態度
――あくまで自己責任の体制を――

以上、政府の側の問題をのべてきたが、企業の側にも足りない点が大いにある。それは自己責任に徹するという態度が欠けていることだ。これは、いわゆる企業家精神が足らぬということにもなるだろう。今日の日本経済の弊害を事実に即して突きつめていくと、いわゆる「企業家の社会的自覚」などということよりも、むしろ企業家精神の足らぬことに突き当るのである。

企業は、企業家は、まず企業らしく、企業家らしくなることが第一である。

しかしこれは、お説教によって達成されるものではない。鍛えることが必要だ。それには自己責任の貫かれている環境のなかに、企業をほうり込むことが大切である。

企業の側は、これを忌避してはならない。

つぎに日本の企業は、みずからの話し合いと反省によって、国民経済に不利をもたらす過当競争を避けるだけの賢明さがなければならない。これについても説明を要するが紙数がないので割愛する。

八　むすび

政府と企業との関係を、以上のように改めていくと、企業は努力せざるを得なくなる。しかもその進む方向は、国として望ましい方向だ、ということになるだろう。前の例でいうと、エンジンの利いた、しかも舵とブレーキのたしかな自動車だ。

こうなると、各人がよく働くことが、そのまま国に奉仕することになる。国のためになる仕事に従事しているものは、それがそのまま奉仕である。そうでない仕事をしているものは、人のいやがる税金を、ひとに替って納めるのだから、これもやはり国のお役に立っていることになる。だから能率よく働き、多くの税金を納めれば、それも結構だ。

こういう状態になると、もうけることが、かなりの程度で社会的貢献度をあらわすことになるだろう。(面白いことに、アメリカとソ連が世界で一番こうなっている。また日本の現状も、戦後のドサクサ時にくらべれば、かなりこうなって来たといえる。)

一方、企業も、個人も、あくまでも自己責任主義の環境におかれる。同時に奨学資金制度を徹底的に強化して、秀才は全部進学できるようにする。

こうすれば、誰でも一生懸命に働くようになるだろう。それが日本人の分け取るべきケーキの総量を大きくする方法である。そして一方で、このケーキを大きくすることを妨げないやり方ではあるが、思い切って分配の公平をはかる方法を断行するのである。

このような外枠を、プライス・メカニズムの下で、作っていくことが可能であり、且つそれが、一番磨擦の少い、効率的な方法であると私は主張する。

同時にこのことは、今日の政治の腐敗を救う唯一の方法でもあろう。この方法でいけば、政府は個々の企業に利益を与えることができなくなる。したがって企業は、献金しても効果が少い、結局献金するものが減り、政界に金が流れず、自然に浄化されるというわけである。

附録

私の主張を引出すために、実際に検証してみたテーマはつぎの通りである。

(1)社会政策と経済政策　(2)企業の公共性と利潤追求の精神　(3)経済計画と新自由主義　(4)経済統制のプラスとマイナス　(5)社会主義と新自由主義　(6)経済における競争の効果と過当競争　(7)カルテルの功罪　(8)中小企業問題　(9)景気政策　(10)経済の自動調節作用の活用　(11)金融政策　(12)産業政策(鉄鋼、石炭、電力、海運、等)　(13)雇用問題　(14)貿易政策　(15)農業政策　(16)経済政策と思考方法論

質問一(中央大学　南亮三郎)

1　経済推進のエネルギーは企業だけが持つといわれるが、公企業はどうなるのか、また政府の財政投融資その他の活動はどういう意義を持つか。

2　自由な競争を理想の状態とみているが、その競争の帰結こそ独占ではなかったか、しからばこの独占への政策はどうするか。

3　価値判断は極力さけるといわれるが、「国が伸ばしたい産業」

とか「伸ばしたくない産業」とかの判断は価値判断でないのか、この判断を役人にやらせるというのであるか。

4　古典派の国家観、ならびに現在ドイツの「新自由主義」の理論については、さらに考察を進めて自説との関係をいっそうはっきりさせる必要がある（但しこれは所感です）。

答　(1)　(A)公企業について。現在政府のやっている仕事はつぎの二つに分けられる。

(1)直接の経済活動の外にあって、経済活動に方向を与えたり、促進したり調整したりする機能。だいたい管理機能といえる。

(2)公企業――直接の経済活動。たとえば国鉄、電々公社、専売事業等。

私が述べたのは(1)についてである。(2)は私企業と変らない。したがってこれは、経済推進のエネルギーを持つことも当然。

しかし私は、こういう公企業は大部分民営に移すべきだと思っている。国鉄や電信電話、タバコや塩の製造など、今日の非能率は国営、もしくは準国営なるが故だといえよう。（営利のための専売は、高率課税すればいい。）

企業の公営か民営かをきめる規準は、ごく長い目でみて、どっちが総合的にみて能率がいいかということだと思う。もし公営の方が能率がわるかったならば、結局、国民が損をするにちがいない。

もっとも道路などは、公営の必要があるが、できるだけ請負の部分を多くするとか、その他いろいろな方法で民営方式をとり入れて、能率を高めるように工夫しなければならない。

そうすると純然たる公企業は、ごく少くなってしまうだろう。したがって御質問のような意味では、そう問題とするに当らないと思う。むしろ今日、公企業について問題にすべきことは、何を、どんな順序で民営にするかということではないだろうか。

(B)財政投融資について。財政投融資は、だいたいにおいて、企業を活動させるための手段だといえる。だから政府は、この資金を通じて、企業のエネルギーを鼓舞する。

私は、政府がエネルギーを持たないといったのは直接的な意味である。経済推進のエネルギーを直接的にもつのは企業であり、政府はこれを促進したり、チェックしたりする。財政資金はその一つの手段だというわけである。

しかし私は、現在の財政投融資のやり方は少し「出しゃばり」すぎていると思う。すなわち財政資金に、経済政策をあまり多く担わせすぎているということである。

もっとも現在は、産業政策それ自身が欠けていて、この産業政策の担うべき役割を金融に背負わせているのが実状だから、現状だけ考えれば止むを得ぬだろう。しかし私が報告で述べたように、租税を手段につかった産業政策をとれば、金融による経済政策の荷がそれだけ軽くなる。そこで金融の方は、もっとコマーシャルになって宜しい。

そうすると財政資金の大きな部分は、金融債を買うという形をとるだろう。どの企業に金を貸すかは銀行にまかせる。財政資金は全体の資金量だけを考えればいいというわけである。

今日は、国として伸ばしたい産業が、財政資金を低利で借りるという形で、育成されている。そのためにいろ〳〵の無理や弊害が生

れている。評論する余裕がないが、海運業の計画造船などその一例だ。

金融をもう少し、国の経済政策の手段であることから解放してやらなければならぬ時期に来ていると思う。そうすると、財政投融資の経済政策的意義も、現在よりは軽くなる筈である。

(2) 自由な競争の帰結が独占だというお説は、欧米の場合には当てはまるだろう。そして日本も、ごく長い目でみたら、多分そうなるだろうと私も思う。

こういう場合には、報告のなかで述べた外枠の設定を、独占禁止という形で採り上げることによって、自由な競争をおこなわせることが必要である。ヨーロッパで順次独占禁止法が生まれていったのは、この間の事情を示すものだろう。

しかし日本の場合にはいささか事情がちがうと私は考えている。自由に放任しておけばそれが独占になる場合もあるが、こゝ当分の間を考えれば、むしろそうならない場合が多い。

日本の現状をありのまゝに見ると、果してどれだけ独占があるだろうか。言葉だけでは、やたらに独占資本といわれるが、経済の実際の動きは、反対にきびしい競争の存在を示している場合が多い。たとえば鉄鋼を例にとると、一般の鋼材は価格が甚しい変動を示している。これは売手が競争によって値を下げるからで、独占でない何よりの証拠である。(鉄鋼のなかでも、銑鉄や特殊な鋼材だけは、価格があまり動かず、独占が存在することを示しているが)

他の産業についても、たいていは同じことが云える。

そしてこのように日本で独占にならないのは、何も独禁法があるからではない。かりにこんな法律がなくっても、業界の競争によって独占はこわれていく。

日本経済の現状は、独占の弊害もないとはいわぬが、反対に過当競争の弊害の方がさらに甚だしい。このことは、もし経済の実際を虚心にながめたならば、誰でもが認めることではないだろうか。

しかしこういう事実認識に対して、反対される方も多いとおもう。そして南氏も、私とちがった事実認識の上に立って質問されたように思う。

そうすると、私が私の事実認識の上に立って対策をのべたのでは、御質問に答えたことにならないわけだ。質問者も私も、もし独占が成立した場合には、その程度に応じて解除措置をとらなければならないという点は一致している。しかし独占の成立の程度に事実認識の相違があり、その結果、対策がちがうのであるなら、議論は事実認識についてするより外に仕方がないと思う。

しかしそれではあまり長くなるので、こゝではお答えを割愛することに致します。

(3) 経済政策と価値判断の問題は、松浦氏がこれを正面から提出されたので、そこでお答えしなければならないし、菅井氏の第二問でも触れる必要があるので、その部分に譲ることをお許し下さい。

そしてこゝでは、誰にどんな判断をさせるかの問題を中心に申上げたいと思う。

報告のなかで、外枠の設定、すなわち国が伸ばしたい産業とはどれとどれかを決めるようなことは、価値判断が入る。と申し上げた。

(第五節の終り)

私が価値判断を極力排除したいというのは、設定された外枠を運用する場合である。運用の場合も役人の判断が要るが、その時の判断の基準は、法律とか、基本方針とかいうものに合うか合わないかを中心にすべきである。これはもう事実判断だ。したがって役人の判断が法律や基本方針に合わなければ、民間側がいつでも逆ねぢを食わせて、それが通るようでなければならない。これが自由裁量の価値判断だと、お役人の方がそう思うといえば、見解の相違でどうにもならない。これでは経済の面での法治国とはいえないわけである。とはいうものゝ、外枠の運営にも価値判断をまったく交えないと云うわけにはいかない。なるべく少くすることが理想だが、実際の場合はある程度入りこむだろう。そこでこういう価値判断はできるだけ最高級の役人にやってもらって、中級や下級の方には事実判断だけに止めるのである。実際上、民間は、窓口あたりのお役人の、手心という価値判断になやまされている。

このようにすれば、企業はお役人の御気嫌を損ずることを心配しなくてもよい。企業は与えられた条件の下で、まともなことをしていさえすれば、誰からもいじめられることもなく、思う存分に活動できる。したがって企業の自主性が高まり、日本経済の効率も高くなるだろう。一方官庁の方も、事務がさばけて、よろず能率がよくなる。また汚職もふせげるというものである。

(4) この点はお説の通りです。私は日本における具体的な政策に中心をおいていますが、同時にお説のようなこともやる必要があります。しかし私は学者でなく、その方を研究する時間も少いので、学界の皆様から教えて載きたい。そう思ってまかり出た次第です。

質問二（愛知学芸大学　**松浦茂治**）

一政府の行う価値判断（外枠をつくるための）を、社会科学である経済学はいかにして行うのか。

答 これは根本問題であり、哲学上も事実判断と価値判断が分けられるかどうかが、一つの論争の課題になっていたと思う。しかし経済政策の場合にも、どうしてもハッキリさせなければならぬ問題でもある。そこで私としても、附録の十六番のなかで相当検討したつもりである。そして関心も深いので、御質問を機会にくわしく述べたいのだが、今日の報告に直接関係する問題でもないようで、したがってあまり多くの紙数をとることも如何かと思われる。

そこで個条がきにして簡単にのべる。

(1)経済学は、（同時にすべての科学は、）価値判断は行わない。すべて事実判断のみ。

(2)しかし過去および現在についての事実判断だけでなく、いろいろと条件を変えてみて、それぞれの条件の下ではどうなるか、という予測的判断を行う。これは事実を解釈するだけでなく、採られた、また採られ得る処置（すなわち条件をかえること）の効果を判断することである。

だからこれを「効果判断」といってもいいだろう。結局、経済学は、事実を解釈する判断と効果判断から成り立つと思う。

(3)しかし条件を選択するにあたって、その動機としては価値判断が作用する。だが条件が選択されてしまったら、それから後は価値判断を交えてはいけない。

(4)現実の問題としては、価値判断が少しづつ忍び込んでくる。こ

れを完全に追出すことは、努力目標としての理想形態として考えられるに過ぎないだろう。しかし忍び込んでいると気がついた時は、いつも追出さなければならぬ、（相手から指摘されては服さなければならぬ）というのが科学の宿命だから、議論が精密になればなるほど、価値判断の忍び込みは、少しづつ減っていくわけだ。そして無限の彼方において、完全に追出すことができるのである。

(5)こうして経済学は、どんな外枠をつくったら、どんな効果が生ずるか、という効果判断をおこなう。

たとえば輸出振興のために業界の協定（カルテルといってもいい）を認めるという措置は、どの方面に、どんなプラスと、マイナスの効果を生むかを計算する。

こういう措置についての効果判断を、いくつも並べ立てる。これが経済学の任務である。経済学の任務はこゝで終る。

(6)こうして明かになったそれぞれの効果に、ウエイトをつける、これが価値判断である。

たとえば前記の輸出振興のためのカルテルを例にとると次のようになる。「経済成長にはこれくらいのプラスの効果がある。（そこまでいく途中にたくさんの効果判断があり、最後の総合として。）しかし中小企業にはこれだけのマイナス効果がある。」ということになったとしよう。そうすると、経済成長にどれくらいのウエイトをおくか、社会的公平をどう見るかという、経済学の範囲外の価値判断によって取捨をきめる。これは世界観の問題である。

(7)しかし実際の場合、世界観の相違よりも、事実判断の違いによって議論が分れることが多い。前記の例でも、もし業界の「協定」が経済成長に役立つことが絶大だというならば、大部分の人がこれを認めるに相違ない。そして別の形で、社会的公平を満足させるように努力するだろう。だからこういう協定に反対する人は、経済成長へのプラスを大して認めないからだと云える。（始めから筋の通った考え方をしない人は別として）また中共やソ連との貿易をどうするかというような、半分は政治的な問題でさえも、そのプラスとマイナスの経済的効果の評価がちがうために、意見が分れるという点が大きい。ここいらで効果判断が科学的におこなわれ、両者の判断が一致したとするならば、こんな問題でさえも、今日のようなひどい対立はなくなるのではないだろうか。

今日の日本の意見の分裂は、イデオロギーよりも、イデオロギーのために科学性が曇らされたための効果判断の相違の方が、かえって大きいのではないかと思われる。

(8)要するに私の考え方は、「学」とは価値判断以前の事実判断を対象にするものだ、という立場をとる。そして価値判断は世界観の問題であり、結局、「ブロンドの女が好きか、ブリューネットが好きか」という好みの問題に帰着する。（だが繰返して云うが、もし科学的に事実判断を追求していけば、好みが選択する範囲は非常に狭くなる。今日の考え方の分裂の大部分は、事実判断の相違であり、科学的追求の不充分さに帰着するといえる。）

(9)なお御質問が経済学になっていたから、広義に解釈して経済政策学をも含むものとした。（政策学を含まなければ、価値判断との関係が問題にならないだろう。）狭義の経済学と、経済政策学との関係も興味がある問題だが、御質問の範囲外なので触れない。

質問三（千葉商科大学　**菅井勇蔵**）

一　租税政策を経済政策の手段として利用すること自体は良いとしても、租税政策には独自の原則があるから、その点との矛盾はどうするのか。(A)具体的には重要産業の税の減免が、租税負担における労働所得と企業利潤とのバランスが崩れないか。また、(B)一定量の税収を確保することが困難にならないか。(C)重要産業において減免された税は、どこに移転されるのか。非重要産業、即ち中小企業の高率課税となるのか。

二　重要産業は大資本大企業とならざるをえないし、そこにだけ税の減免を行うとすれば、大資本育成政策ではないか。中小企業の立場はどうなるのか。中小企業政策が経済政策の重要な一部門であるとしたら、矛盾ではないか。不要な中小企業などはつぶれてもよい。社会政策が救済するといわれるが、社会政策にも限界があるから、問題はそんなに簡単ではないと思う。

三　あなたのいう新自由主義の経済政策は、政府の立場で、「日本経済として綜合的にプラスになる政策をさがしだす」ことだといわれるが、その場合の「一番いい」政策は、自民党の政府と社会党の政府では異る筈である。政党というものを超越した、絶対公正の政府というものが、別に考えられるのか。また、経済政策の主体である国家の意志というものについて客観的な基準があるのか。

答　(1)　(A)　まず租税の原則ということについてお答えしたい。この問題については、世間の常識が根本的に誤っていると思われるので、この点から入りたい。

世間では、税は利潤のあるところ（法人および事業の個人）、収入のあるところ（事業でない個人）から、その額に応じて徴集することが、負担の公平だと思っている。これが世間の常識なのだが、よく考えてみると、これはまったく根拠のないことだと思う。

ここに一つの企業がある。この企業の属する産業は、国として将来とも大いに伸ばしたいものだとしよう。そうするとその産業の、したがってその企業の発展は、同時に国民の利益でもあるということになる。

この場合、企業が利潤をあげて、それを蓄積して設備の強化に向けたとする。これは企業の利益でもあろうが、同時に国民が富むことではないだろうか。

それならば、その企業に蓄積させることは、いくら多くても差支ない。結果において国民が富むことになるので、いわば国民に替って蓄積するのだから、その利潤を税として取り上げなくとも、少しも負担の公平を害しないわけである。それを害すると思うのは、常識の方が何か間違った先入主にとらわれているからだ。

しかしこの企業の、経営者や従業員、また株主に、特権を与えることは、たしかに負担の公平を害する。そして普通の場合は、企業に蓄積を許せば、何等かの形でこの三者がうるおうのが、今日の実状である。その意味からいうと、現状のままで蓄積部分を免税するのは、たしかに負担の公平を害することになるだろう。

そこで私が報告でのべたような特別の措置を講じ、この三者に少しの特権も、しかも永久に与えないようにすることが必要だ。そうしたらいくら蓄積を許しても、少しも負担の公平を害することにな

らないのではないか。

このように考えてくると、私の主張するような措置さえ講じたら、国が必要とする産業に免税することは、少しも負担の公平を害することにならない。労働所得と企業利潤の間に何かバランスがあるように考えることは、誤った世間の常識である。というのが私の考え方である。

いったい今日世間でいう公平の概念は、科学的検討を経ない、粗雑な、形式的な概念である。これをもとにしてものを考えるから、だれが考えてもおかしいと思う悪平等が一方に生れてくるのだと思う。

こういう常識を改めることが、今日の急務ではないだろうか。

(B)と(C)、は一緒にお答えしたい。国が伸ばしたい産業に対する減免税を、どこに負担させるかということが、すなわち税収の確保だからである。

新に財源を求める部分は、

(イ)国として伸ばしたくない事業に対する高率課税。これは報告で述べた通り。

(ロ)間接税、これは主として奢侈的な部分に課する。

右の(ロ)は、私の主張の重要な部分だから少し詳しく説明しよう。

奢侈的とは、こゝでは相当ひろく解釈する。すなわち代替品があり、これで結構用はたりるのに、外見がいゝなどのように、結局他人に誇りたいという理由で使うものは、こゝで仮に云う奢侈にいれていゝと思う。とくにそれが輸入品である場合はなおさらだ。たとえば羊毛や皮革などがあてはまる。

それは大衆が使うものであっても一向に差支ない。税を払いたくないものは、化繊やビニールを使えばいいのだから。もっともこういうものは、税率は低くする。

そして奢侈の程度の高いものは、思い切って高率にする。それは甲斐から見た富士山のような切り立った形になるだろう。少数の人の高度の奢侈には思い切って高く、(原価の数倍から十倍ぐらいまでかけていい。)低度の奢侈には低くしかし広く裾野をひかせるわけである。

このように一方では思い切った高率課税をすると同時に、他方で奢侈をひろく解することによって、多くの税収を期待できる。そして税収では後者の方が多くなるだろう。したがってこれは、ある程度大衆課税の意味をもつ。

そこで一方では、所得税の免税点を大巾に引上げると同時に、(今までの免税者には社会保障を強化する。)一般に所得税率を下げなければならぬ。したがってこういう間接税の増徴は、大部分を所得税の減免に食われてしまうことは事実だが、しかしそれでもある程度は、(イ)の伸ばしたくない事業に対する高率課税で補えば、伸ばしたい産業に対する減免税の分ぐらいは充分まかなえると思う。だから税収の確保は心配ない。

しかし私が報告でのべたようなふうにやれば、日本全体のお役人の数は激減するから、ほんとうは税収が減ってもかまわない。この行政整理で法人税の減免ぐらいすぐ浮いてしまうわけだ。だがもし仮りに足りない場合でも、奢侈的部分の間接税を、増徴することによって切抜ける。決して中小企業に今日以上の負担をかけるような

ことはない。

なお菅井氏は、非重要産業への課税といっておられるが、私はそういうことを云ったつもりはない。どこまでも、国が伸ばしたくない産業や事業への課税であって、これは奢侈的なものか（たとえば高級料亭）競輪その他、国民の道徳生活からいって有害な事業である。とくに高率課税をするのは、この二つに限っていいだろう。こういうものはソ連あたりなら権力で禁止されるのだろうが、私はそう神経質にならずに、一方では高率の税で伸びるのを抑えるし、他方では税収の源とするわけである。

非重要産業は、とくに減免税はしないが、今まで通りということであって、とくに課税するわけではない。

なお、国が伸したい産業は決して大企業ばかりでなく、部品メーカーその他、中企業の方が適当なものが沢山ある。この点はつぎの御質問の所でお答えしよう。

(2) 前の御質問のところで述べたように、私がいう「国が伸ばしたい産業」と、菅井氏の云われる重要産業との間には、食いちがいがあるようです。私の定義によれば中小企業のなかにも、伸さなければならない仕事が沢山ある。日本の企業はもっと分化されなければならないので、今まで一貫作業でやってきたのを、専門の部品メーカーに外注した方が有利な場合がたくさんある。

だから、純経済政策的にみても、中小企業はもっと大巾に育成しなければならないのであって、（といっても小企業でなく中企業が多くなろうが）したがって私のいう税の減免の対象も多いわけである。

とくに中小企業は、技術のフロンティヤーだ。大企業が本格的、組織的に研究を進めていかなければ、どうしても実現できない新規軸もあるが、中小企業の方が創意を発揮し易いもの、方がむしろ多いだろう。（大企業は、あとからこの創意を取り入れていく。）ことに近年になって、大企業に動脈硬化の傾向がみられるから、このことはなおさらだ。

しかし正直なところ、日本の中小企業のなかには、どうにもならないくらい能率のひくいものも少くない。また国民経済として、あまり必要のない業種もあるだろう。こういうものが脱落していくのは、経済政策としては仕方がない。（経済政策の目的は、前述のように長期的な経済の成長に限定しているから。）そして平均してみると、こういうどうにもならない企業は、大企業よりも、中小企業の方に多いのは事実だろう。

菅井氏は、これをしも救済せよと云われるのだろうか。そうすると、中小企業であれば救済してもらえると云うので、我も我もと殺到するから収拾がつくまい。

結局、程度問題にはなるが、経済政策としては、中小企業のある部分が脱落していくのは認めざるを得まい。ただ問題は、優秀な、フロンティヤーの役割を果すべき中小企業が、冷遇されていることである。この点は徹底的に改めなければならない。

つぎに社会政策との関係であるが、菅井氏は、私が定義した経済政策と社会政策とは違った意味で論じておられるように思う。私は、つぎのように定義する、人と物との関係、すなわち経済関係をすべて規定するのは広義の経済政策であって、その中の一部を規定

するのが狭義の経済政策である。（私はこれを普通経済政策と呼ぶ）そしてこれは長期的な経済成長を最大にすることだけを目的にすべきだと思っている。そして物的生活の公平ということは、この意味の経済政策のなかに入れない方がいいと考える。これは社会政策の目的である。

そうすると、中小企業の問題も、経済政策としてはやはり成長という点からだけ見るべきである。そして公平という点は、社会政策の観点からみるのであって、経済政策のなかへ入れてはいけない。私のいう経済政策とは、このように狭い意味のものである。菅井氏のいわれるのは広義の経済政策であろう。これは多目的なものであり、その目的の間のウエイトの取り方には当然価値判断が入ってくるわけだ。そうすることが面倒になる。

そこで私は、経済政策といえば狭義の、一元的目的しか持たないものを取るわけだ。社会政策も同様に、公平という一元的目的しか与えない。

そうしてこの各〻について、どうやったら一番目的を充たすことができるかという効果判断をいろいろとやってみる。然る後に、経済成長と公平という二つの元について、それぞれのウェイトを付けて、それを総合する、（このウェイトは世界観の問題であることは後述の通りだ。）そうして和が最大なものを、政策として採用するのである。（この二つの目的を綜合する原則については松浦氏へのお答えでもふれました。）

経済政策をこのように解するならば、少くとも私のいう経済政策、すなわち狭義の経済政策に関するかぎり、菅井氏も私の説をお認め下さるのではないだろうか。

つぎに広義の経済政策であるが、これも狭義の経済政策をもっと突きつめていけば、二人の間の意見の相違はずっと縮まるのではないだろうか。この問題はつぎの御質問のところで述べたい。

(3) この問題は、いまの日本の二つの代表的な考え方の相違を示していると思う。その意味からいって重要だと思うから、松浦氏へのお答えでもふれたが、それを具体化して論じてみよう。

まず私の方から菅井氏に質問したい。

お説のように、現実の政策は自民党と社会党とでは大いに違っている。しかし個々の政策について、どっちのやり方がいいか、という批判はできないものだろうか。またどっちのやり方も悪く、別のこういうやり方が一番いい、という考えが成り立つ場合もあるだろう。

菅井氏は、こういう考え方が成り立たないと云われるのであろうか。それならばもう議論の余地はない。そこにあるものは、ただ党派のあらそい、力のぶつかり合いばかりだ。これは宗教戦争のようなもので、国民同仕が信ずる所にしたがって、血で血をあらうより外はない。国民の大多数がこういう考え方を支持しないで、みんなが話し合うべき共通の地盤を期待しているのではないか。

では現実にちがっている自民党と社会党との政策を、共通の立場から、しかも科学的な立場から批判するのはどうしたらいいか。この問題は、原則論としては、すでに杉浦氏にお答えした通りである。そして岩井氏の前問へのお答えの、経済政策と社会政策の問題で、少しくふれた形になった。

そこでこのお答えで、成長と公平の問題としてもう少し掘り下げることにしよう。

まず自民党も社会党も、成長と公平が必要なことは認めている。しかしウェイトの置き方が、大きく違う。いうまでもなく、自民党は前者を、社会党は後者を重視する。

これは世界観の問題、価値判断の問題であって、私の前の議論でいくと、科学的には解決のつかない問題だ。そこで原理の世界では、二つの政党の政策は是非の議論ができぬということになる。

しかし問題を原理の世界から現実の世界へ移してみると、事情が大いに変ってくる。たとえば経済成長であるが、これは今日の現実では、社会的公平を相当程度に満たした方が、かえって達成しやすくなるのである。というのは公平をみたさないと労働者側の反抗にあい、ストライキが多くなり、仕事の能率が低下するからだ。そこで充分な経済成長をはかるためには、やはりある程度の（それは今日より程度の高いものだ。）公平を主張することになる。だから両者は相補う形になる。

一方社会的公平の方も、経済成長が大きい所では国民に納得させ易い。去年よりも今年が、さらに来年が、生活がよくなっていけば、他人との差もそれほど目立たない。だから社会的不平等感を抑える結果になる。そればかりではない。経済成長が大きいことは、いろいろな点で国民に満足感を与えるから、どんな世界観をもっていようとも、現実の政治ではこれを無視することができない。

このように見てくると、いくら世界観がちがっていても、現実の経済政策は、かなり狭い巾のなかに入ってくるのではないか。そしてこれは、価値判断を棚上げした事実判断の問題だけで解決できることなのである。

ところが両党の政策は、この巾のなかにはない。むしろまるで一八〇度もちがっている。これは世界観の相違であるよりも、事実認識がおかしいために、当然納まるべき枠から外れているのだ。事実認識さえ、もう少し科学的になれば、この外れの大部分は改められる。

このように考えてくると、今日の段階では、事実判断について論議する余地の多いことが明かになる。そして事実判断としては、この当然おさまるべき枠から外れている政策が悪いというわけだ。

そしてその悪さの程度は、この枠からの外れ方によって決められる。それならこの判断は、両党にとって共通なものだと云わなければなるまい。

しかし勿論、この枠の中でのウェイトの取り方という問題になると、もう科学の問題だけではなくなるから、共通点は見出せなくなる。だがくり返すように、現在の日本では、この枠の中の差異は小さく、枠から外れている点が大きいのだから、両党共通に論じうる問題が大部分だということになる。

ところが多くの人は、この差異の方ばかりに目をつけて、共通の部分を取り上げようとしない。私はそれを嘆く。

もっとも、「一時的に国民を窮乏に陥れる方が、革命の到来を早めるから望ましい」という立場をとる党派があるようだ。こうなってくると、少くなくとも一時的には破壊が目的になる。これは私のいう枠の中に入らない思想で、この人たちとは共通の尺度は

持てない。

質問四（神戸大学　**宮田喜代蔵**）

報告者の新自由主義は、単に現代の日本経済に対して妥当するものとして主張されるのではなく、一般的に資本主義社会にも社会主義社会にも、キス先進国にも後進国にも、ひとしく妥当するものと考えていられるように理解されます。しかしそれはむしろ新自由主義は資本主義の特定段階においてはじめて充分の存在の理由を有するものと考える方が合目的的ではないでしょうか。

答　私の主張がどんな時代、またどんな条件の国にもすべて完全に妥当する、というようにとれたら、それは私の説明が下手だったからであります。初期の資本主義には古典的自由主義で充分だったのでありましょうし、ソ連や中共のような社会主義国では、政府が国民を強引に引きずっていく力が強いために、利潤を経済推進のエンジンにする必要度が弱いということもあります。また後進国では、技術者や管理者や計画立案できる者などが非常に少いために、もっと中央集権的方法を採らなければならぬ場合があるかも知れません。

そこで私の主張は、現代の日本と、まず後進国とは云えない資本主義国に対して妥当するものだと思います。その点、お説の通りです。

しかし私はもう少し妥当性があると云いたい。社会主義国の場合も、はじめは政府が非常な強制力をもって国民を引っぱってきました。（この強制というのは、必ずしも国民の意に反してと云う意味ではない。というのは意に副うか、反するかの判断は非常にむつかしいことで、一概に云えないからです。）しかし革命という非常体制がうすれてくると、この強制力が弱くなります。そこで経済自身の推進力、すなわちプライス・メカニズムによる個人の「もうけ」を大巾に呼び込まなければならなくなりました。

こういうことは、私に云わせれば始めから判っていたことです。非常体制の推進力があるときには、価格法則を無視した方がいい場合もある、しかしそれは何時までも続くものではありません。

そうすると、私の主張も、社会主義国に対しても、彼等が考えていたよりは遙かに妥当するものだと云うことが出来ないでしょうか。後進国の場合についても、同じようなことがいえると思います。

結局、資本主義の狙いを充分に生かそうとすると、どうしても私の主張のようにならざるを得なくなる。また社会主義の場合も、ソ連や中共式の強権政治、強制経済でない社会主義の場合には、やはり私の主張にほぼ一致してくるし、ソ連式の場合でもある程度は接近してくるのではないかと思っています。

そこで新自由主義は、どの場合にも、完全ではないが相当の妥当性がある、と私は主張したいのです。

以上のように、私の主張は、あくまでも今日の日本を対象にしているので、日本の現状のなかから法則を見出していこうとしているのですが、しかしそれぞれの程度では、他の条件の国にも妥当するところがある、ということも併せて主張したいと思います。

質問五（東北学院大学　**松岡久雄**）

産業のオートメーション化は支配的であり、しかも急ピッチである。こうした実際情勢に処して、新自由主義の歴史的立場如何。

答　私には御質問の趣旨が、全体としてよく呑み込めません。また「歴史的立場」という言葉の意味も理解に苦しみます。そこであるいは見当ちがいかも知れませんが、つぎのような意味に解釈して、お答いたします。

「今日のようなオートメーション時代になってくると、経済の基本的な姿も変ってこなければならないだろう。この歴史的変化に新自由主義はどう対応したものであるか。」

産業のオートメーション化によって、「経営」はたしかに大きな変化をうける。しかし「経済」の方は、そう画期的な変化はないと私は思う。今までみられた傾向が一段と強化されるに過ぎまい。

その強化される傾向を二、三あげてみよう。まず第一は設備の一単位が大きくなり、大量生産が行われることだ。そうすると、自由放任で競争させたのでは、過剰投資、過剰生産になりがちだ。政府統制という考えが生れてくる所以だが、これは弊害が多い。そこで「統制でない計画化」、「価格のメカニズムの下での計画化」が必要になってくる。

この考え方は、外枠をつくることによって、経済を国が望ましいと思う方向に流してやることに外ならない。これが私のいう新自由主義である。こういう意味の計画化は、オートメーションにならない時代からすでに必要だった。しかしそうなってからは、さらに一段と必要度が進んだということが出来るだろう。

またオートメ化は、手廻生産の程度を高めることで、資本の蓄積を必要とする。また熟練工の失業問題も起きよう。それに対応するためにも、新自由主義がよろしい。だから新自由主義は、高度にすすんだ資本主義国に必要な対策であるが、オートメーション化によって、その必要度が一段と強くなってきたと云えると思う。

質問六（建設省　越野大作）

自由放任主義に伴う弊害の除去策とその費用負担の原則について

一、営利主義的自由活動の総和は全体的にみれば、浪費や悪影響を生んだりしないか。また福祉社会建設上の共同需要を忘れたままに放置しないか。その対策如何。

二、右に対する対策として考えられる社会政策や公共事業政策その他の財政的負担は理論上企業側の自己負担においてなすことが、「原因者負担」の意味及び負担の公平上必要ではないか。

三、貴説の産業規正のための租税政策としては「好ましくない産業」にその程度に応じて、順次高率の課税をなせばよい。「伸ばしたい産業に対する減免」は不必要と思うが如何。

答　(1)　営利主義的自由活動だけではいけないことは、私も強調したつもりで、だからこそ租税政策を一例とする、いろいろな政策を加えることによって、その弊害を除こうと力説したのです。そこで問題は、「お前の説はいろいろアクセサリーをつけたが、つまる所は自由主義だ」と云われるのですか。あるいは、自由活動だけではいけないということは認めるが、対策の説明の仕方が足りないと云われるのですか、御質問の趣旨がよく呑み込めません。

つぎに、共同需要、(道路や用水などのように、単独の買手という形を取らないもの、の意味に解しました。)が満されないだろうとのお説だが、まさにその通りだからこそ、私は政府の仕事としてそれを大いにやるべしと力説したのです。

(2) 「原因者負担」というお考えは、つぎのような意味であろうか。「中小企業の整理は大企業が原因だから救済という社会政策は、その大企業に負わすべきだ。」

右の場合は一応原因が判明することもあるが、一般に社会政策を必要とする対象は、何が原因でそうなったのか判らない場合が多い。低所得者、救済を要する母子にしても、その直接の原因は摑めないだろう。

そうすると、国か、社会が負担するより外はない。これは一般の租税か、社会政策税を財源とすることであって、原因負担とはいえないであろう。

どうせ税でいくなら、菅井氏へのお答えで述べたように、奢侈的な部分への間接税を思いきって増徴した方が、社会政策の趣旨にもそい、経済発展を阻害することもない。ごく部分的にしか可能でない「原因者負担」は大して問題にならないのではないか。

つぎに公共事業の「原因者負担」ということは、私には理解できない。これは受益者負担でいいのではないか、それなら私の力説した所である。(本稿では紙数がなかったが、講演では。)

(3) もしお説のように税の減免をしなかったら、伸ばしたい産業にどうして資金を集めるか。資金の統制をやればいいと云われるのか。それなら話は別になるがさもなければ、そういう産業に資金が集まるための何等かの措置が必要だろう。しかもこの対象になる産業は、全産業の半ば以上に達するだろう。

この減免税は三つの点で効果がある。一つは自己蓄積がふえること、二つは企業が蓄積に熱心になること、(現在はどうせ税で取られるというので濫費する傾向がある。)三つはそういう産業の企業は強くなるから、外部資金がおのずから流れていき、資金に不自由しなくなること。

「経済計画」と「国土計画」

――その性格、関連と展開点について――

越野大作
（建設省計画局）

（動機）　「経済計画」「国土開発計画」「地方制（道州制をふくむ）対策」等は今日各方面の研究者、実際家から、相互に連絡なく個々バラバラに研究、提案されている嫌がある。しかしこれらは国民経済発展のための基本的統一的見地から、総合的検討を要する今日の基本的問題である。とくにこれらは問題の性質上むしろ「経済政策学会」の学問的検討によって、その動向を決定すべき必要が極めて多い。よって実際的研究徒の立場から率直に本問題に関する疑問と見解をのべて、本問題の科学的総合処理に関する指針の確立を求めることとしたい。

（論述方式）　A（第一章第二章）において政策の一般原則、B（第三章第四章）においてわが国総合政策の基本原則を考察し、この見地からC（第五章）においていわゆる「経済計画」「国土計画」「地方制対策」の地位と性格を検討し、三者の問題点と展開点の若干にふれることとする。

A　政策の論理（要旨）

第一章　理想化

一　政策の意義　政策は人類（世界）の一員としての国民（「くに」――国家と諸団体及び諸個人の母胎たるもの）の理想、とくに理想社会の実現の努力における方策の総体（目標と手段の体系）である。（田村徳治博士行政思想を参考とする。「政治体系論」「国家体系論」等。）

二　理想社会の想定　政策学のまた政策研究者の任務は、今日のわが国民経済社会とその構造的動向分析に基いて発見した指向性に立脚して、その理想とくに理想社会の実現を計ることにあるから、まず理想社会の想定をなすことが必要である。ただ理想に絶対理想、時代理想、現実理想の区別がある。今日政策学は絶対理想を背景としての時代理想とくに現実理想の究明を主題としており、それでよいが、根本的にはこの三つの理想の系列的把握を必要とすると考える。

理想の具現したものとしての理想社会についても右同様の考察がなされなければならぬ。ただこの場合には、それは社会哲学的な理想のほかに、社会構造学的及び社会工学的な社会構想（構造と構築に関する構想）をも含まねばならぬと思う。即ち理想社会の構想と

くに当面の理想社会化構想においては、倫理的なもののほかに、事理（事物の論理）的なもの及び技術的なものを含まねばならぬと思う。

三　現代の位置と明日の社会　このような理想ないし社会構想を今日の事態に即して云えば次の如くである。すなわち諸学者のいう如く、今日各国の経済社会は急速な発展と転換をなしている。社会発展の基本的考察に従えば、太初蒙昧の時代よりその最高の発達を遂げる極致社会時代に至る社会の発達過程は、一、全体主義および結束の理念の支配した時代（大同↓敢為↓秩序）、二、総和主義および自由の理念の支配した時代、三、総体主義および協同の理念の支配する時代（正義↓信愛↓同和。或は法律↓道徳↓宗教）の三つに区分せられる。現代は第二の総和主義および自由の理念の支配した過去の時代から第三時代の第一期たる総体主義的正義社会時代へ移行する過渡期であるとなされる――田村徳治博士「社会変遷理論」（政治体系論上巻第二章所収）による。

第二章　理想化および政策の種別と推進主体

社会理想化の実践と政策は基本的絶対理想の実現を企図するもの、時代的相対理想の実現を企図するものならびに当面の現実的理想の実現を企図するものの三つに分れる。社会通念によれば、第一の理想は宗教的、人道的のものであり、その実現のためには、個人の良心的覚醒とそれに基く教団等の活動が中核となる。第二の理想には歴史哲学ないし社会哲学的なものとしての「勤労階級の理想」と、わが国民哲学的なものとしての「1、アジアの解放と協同化および2、世界における日本の経済的生存権の確立その他国際正義の確立等の要請をふくむ国民的協同体理想」とがあり、両者は総合化されようとしている。その推進主体としては新しい政党や文教団体や新国民団体がその中核となり、その実践がみられるが、今日は理論闘争の過程にある。第三の理想は「現実的な経済社会理想」ともいわれるべきもので政治・行政学者や政策学者によって理論的に形成せらるべきものである。その実現のためには前二者の努力を背景とし、国民の協力体制と公論の確立に基く国家の活動がその中核となり、新しい民主的な総合計画的な行政体制の確立がその重要な実施条件となる。ともかく理想化活動の主体は複数であり、その総合化が政策の一つの課題である。絶対理想については良心と個人が中核となり、現実課題については多くは国家が中核となり、行政体制の確立が一つの実施要件となる。これらのいずれについても学問的な真理の確立が要件となるから、良心的な学者はたとえ一人であっても政策樹立の権威ある主体となる。それは明日の力ある政治団体の母胎となって、「学説としての政策」を「実践としての政策」に転化せしめるに至る。

B　わが国政策の基本原則

第三章　わが国政策の総合性と主体総合化政策の重点

政策は現代社会の問題を解決しながら理想社会の実現を期することに重点をおく。それは現実社会の全面的理想化を計る点において本来基礎的な総合政策たるべきものである。

とくにわが国の今日の政策は次の段階の理想社会の実現を目途と

して国民経済社会の主体面と客体面の適正化と総合化を計る。

後の方策は国民生活の体系観に基く構造化政策を中心とするが、前の方策は国民協力体制の確立化方策にまで発展する。すなわちこの主体面の方策として国の中核たる国家および地方団体の政治・行政体制の確立の問題のみならず、公私の諸活動主体の性格、機能の適正化とその協力体制の確立の問題が重要とせられる。すなわち主体総合化政策は今日次の原則を重視しなければならない。

(一)、政策は人類の一員としての国民を総括主体とする公私諸主体の総合化政策（「国民総合政策」）であること

(二)、各主体の自主的ないし内面的刷新（支配国家の福祉国家的転回、営利至上主義的企業における社会的生産性、労働力培養性、経営的合理性等の確立による内面的転回その他）を促すとともに社会的ないし外面的に公益性の確立のために指導統制を行うこと

(三)、社会の総合的目標を質的に量的に各主体に適正に割当て、明確な実現目標と実施事項を定め、それらの総合的効率的な体系と実施行程を明にすること

第四章　国民生活の具体的総合化

一、国民生活の構造と総合化

わが国民社会は、一定の歴史的社会体制と政治活動の下、「自然」を利用化して「国土」となし、そこに産業、文化等に関する構造と構築（施設体系）を発展せしめている。すなわち「生活基盤化された土地の上に人的物的な構造と構築を建設」し、そこに「国土」を成立せしめ、その上に経済的生と文化的生等を発展せしめている。

しかし今日の社会の現実、その諸主体とそれらの諸活動は、殆んどが人間の野性ないし本能に立脚し、各人の「利己と創造の混合たる私的随意活動」（いわゆる自由活動）によって営まれ、創造性発揚の長所の反面多くの矛盾と浪費と混乱と弱肉強食の弊害を発生せしめている。加えて、敗戦後のわが国には、「狭い国土に過大な人口」という国土的矛盾[註]の問題が深刻化している。（註拙稿「国土総合開発と都市計画」――「都市問題」二九年二月）

政策は「くに」のこの社会的および国土的矛盾と混迷の問題に対処して理想社会の建設を計る。かくてそれはわが国土において、人口収容力の増大と生活水準の向上を求めて、自然の克服ないし利用と社会的矛盾の合理化を計りながら、経済と文化の発展に努める。ここに「国民総合政策」は、政治・行政体制の問題を別とすれば、国土政策、経済政策、文化政策の三つに大別されるが、これは根柢たる国民社会ないし生活の構造において統一化されるから、それに即応し、その論理に従って総合化されなければならない。第一者は生活基盤政策であり、後の二者は生活政策であることに着眼してそれらの有機的総合化を計る必要がある。経済は万民の生活の支柱であり、文化の基礎であり、国土はそのまた基礎である。国土は恒久処理を要するためその保全と利用が一日延しとされ、経済は緊急処理を要するため矛盾の根本処理が忘れられる。これらの政策は、それぞれの政策の要求とともに、全体の要求および他の二者の要求をもその中に反映せしめる。しかし国民生活体系は基礎的には国民経済体系であるから、総合政策においては経済政策とその基盤たる国土政策の調和ある発達を計ることが重要である。国土政策に立脚し

ない経済政策は具体的総合性を欠き、経済政策に立脚しない国土政策は経済性を欠き、共に非現実的となり易い。

二、国民経済の矛盾と公益化および具体的総合化

今日国民経済の領域において対立と矛盾は深刻である。人間の意思から独立した社会現象としての経済の非人間性と混乱の問題がある。労資の根本対立、大中小企業の利害対立、一次二次三次の産業的利害の対立、生産者対消費者の対立と矛盾の問題等々が指摘される。とくに今日都市と農村、大都市と中小都市、大都市広域圏ないし先進地方圏（関東、近畿、中京）と未開発後進地方圏（北海道、東北、四国、南九州等）等の地域的経済の対立と不均衡の問題が注目のまととなっている。大都市は人口、経済、産業、文化、行政等の過集中と過大化、それに伴う交通混乱、土地・住宅難その他の都市悪に悩み、地方は資源と労働力をかかえながら未開発のまま放任せられ、或は大都市の殖民地的形態においてのみ開発せられるという矛盾が激化している（詳しくは拙稿「大都市圏とその基本計画」――「都市問題研究」二九年七月、八月）。要するに国民経済は主体面において事項面においてまた地域面において矛盾と弊害を著しくしている。

これらのことは資本主義経済発展の必然の結果ともいえる。それは本来私益をとくに「営利」を至上目標とする行為によって始発せられたものであるから、公益を逸脱し易いことは、はじめから予想せらるべきものであった。私益追及が競合するその総合的結果において、常に必ず公益が招来せられるならば放任せられてもよいが、今日の情況はそれを許さぬ程に深刻である。したがって国家等公権体は、一定の立場に制約されるとしても、ともかく公共とその利益の維持と発展を計るため、公益化政策の推進をなすべきことを責務となさしめられるに至った。しかし国家行政機構の現状においては各部門利益が強調せられ、各種部門政策のバラバラ的独走に走り易い。近時これらの部門政策は相互の調整と総合化にも留意するに至ったが、かりに全国的に部門政策の総合化が達成せられたとしても、それら施策と施設が各府県、各市町村等に具体的に立地せられた場合においては矛盾と不均衡が現れる。各種独走政策が地域的に表現せられた場合の矛盾と不均衡は推して知るべしである。

かくて国の政策は、各種部門政策の国家的総合化を計るだけでは足らず、地域的視野に立って地域的総合化を計る必要が極めて多くなった。ここにおいて各種部門政策は単に各部門の目標や方針や施策の大要を示すだけでは足らず、施設およびその具体的立地方策に留意して、それを提示することがとくに必要となる。

かくて例えば各部門の生産政策はそれぞれの施設およびその立地の政策となる（経済政策の立地政策化）。この立地計画的な部門政策は相集って国土において最効率的な相互関連化を計られ、土地の総合利用との関連において総合配置せられて国土計画となる（部門別経済立地政策の総合化＝国土計画化）。すなわちこれらの部門別の立地的施設計画はそれぞれの施設の種別、性格と規模に応じて、或は全国的に、或は地方圏的に、或は都府県的に、或は市町村生活圏的に分属せしめられた上、それぞれの地域を場として総合配置せられて、地域計画的な具体的総合性を確立しなければならない。以上は国家的部門政策を例として施策と施設の地域的総合化の過程を

のべたが、もとより地域計画においては国家施設たると自治体施設たると民間諸施設たるとを問わず、重要な諸施策および諸施設の総合化を計ることが要件とせられる。

今日経済政策は、諸部門政策の目標的総合化の段階から、それらの立地的具体的総合化の段階に発展し、地域的総合計画性を確立すべきことが、ことに強調せられねばならなくなった。

C　第五章　総合国民政策の展望

——経済計画、国土計画、地方制対策の総合考察——

今日経済政策は「経済計画」の名の下に諸部門政策の総合提示を企てている。これに対しては公私朝野ともにその発展を期待し、その完全実施によって今日の経済的および国土的苦難の問題の解決を要請している。

いわゆる「経済計画」は「国民総合政策」の形態をとり、経済社会の総合的発展目標を示している狙いは壮大であると認むべきである。とくに目標の数量的体系提示に努めている科学的努力が注目せられる。

ただ経済社会の総合的発展は、諸主体の努力にまたねばならぬから、総合的社会目標はさらに主体別（国、地方団体、各種民間企業等）および地域別（全国、地方圏、都府県等）目標の提示へと発展しなければならない。

目標は手段によって達成せられるから、その手段の総合化を重視するとともに、実施事項を年次別に明示することが政策の基本要件であり、経済計画の今後の発展課題とせられる。

今日経済は庶民生活において、先端の地域社会において、その矛盾と弱点を示すことが多い。従って経済計画は庶民対策および先端の地域社会（市町村）対策に至るまで具体化せられねばならぬ。

要するに経済計画はたとえ若干の技術的不完全はあっても、むしろ、総量的な目標計画の段階から、さらに数歩前進して、地域別主体別の実施計画の定立の段階に至ることが期待せられる。かくてそれは実質上国土計画といわるべきものに転化せられねばならぬ。全国的に地方圏的に或は重要地域的にまた都府県的に、さらに都市および町村の生活圏的な場において、自然、経済、社会にわたる重要施策と施設に関する地域的総合化の具体的体系を示さなくてはならない。

経済計画ならびにその発展または裏付けとしての国土開発計画は、基本計画、長期計画および短期（例、五年）年次計画によって構成せらるべく、仮に短期計画だけの場合でも、基本的長期構想によって方向的に内容的に特色づけられるところの抜本性（少くともその筋じ金）を具えていなければならない。

このような基礎的計画を策定・実施するためには、国民経済の重層的地域構造性とその広域化趨勢の認識に基いて、国、都道府県、市町村等の行政機構は根本的に再編成せられる必要があり、そこに民主的形態の道州制が、今後の国民経済政策推進の行政体制的条件となるのではなかろうか——経済政策学的検討を要する段階となった。

総合計画的な政治体制が確立し、経済的合理的な行政圏及び計画圏が編成せられ、総合計画的な新しい行政職員をもつ総合計画機構

が整備せられるとき、始めて経済計画および国土計画は真の経済政策に立脚し、適正に目標を設定し、確実にそれを実現することとなるであろう。

補説（筆者の既往論著による補説）

一、総合化および総合計画論……「都市問題」二九年二月、六月。一八回（三一年）全国都市問題会議文献集等

二、指向性の認識と政策化論……「都市問題研究」二九年七月

三、歴史の発展段階的把握と政策目標の設定……「浜松発展史」二九年

四、「国土計画」と「経済計画」の比較と批判……「都市問題」二九年九月

五、国民経済の地域構成と地域的矛盾――地方圏計画および道州制問題の基礎考察……「都市問題研究」二九年八月。「市政」二九年二月

質問一（近畿大学　井　修）

㈠　報告者は経済計画、国土計画、道州制を並列されたが、道州制は国土計画を行い易すからしめるための部分計画であり両者は機構整備の役割を持ちこれに対し経済計画は国土計画によって整備された国土の上に行われる機能であると思われるが如何。

㈡　国土計画を土木屋の仕事のように云われたが都市計画と異なり単なる技術ではない。狭小な国土を最も有効に使用するその使命からしてこれは経済原則にのっとって行われるもので従って経済学からの接近も大きい可能性があると思われるが如何。

㈢　報告者は経済計画の基本計画は短期計画であると云うもむしろ逆に長期的に大綱方針を樹てて細目にわたる変更され易い具体問題こそ短期計画に折込むべきであると思われる。

答　㈠　ご質問の用語に多少疑義があるが、三者の性格と関連に関するものと解しお答えしたい。理論的には三者の関連はそれぞれの対象、目的、効果等に分けて考えられる。(イ)対象的には「経済」は「国土」を地盤として「政治・行政機能」等によって監視・統制せられながら営まれている。(ロ)この三つの政策の目的は、同一の立場に立って策定せられる限り、究局目的においては一つの目的（例、「現代日本の理想化」或は「現実的矛盾の打開」等）に帰一せられる。しかし直接目的においてはそれぞれの対象の質的量的発展目標となるから、結局は(イ)の対象の関連問題となる。(ハ)政策実施による効果は因果法則によって実際的には目的と異なるものを含むが、理論的には「目的」と一致すべきものである。

しかしご質問には三者の実際的関連の問題もふくまれているようである。これは三者の実際に意図する主題・目的および効果等の総合認識に基いて判定せらるべき事実判断の問題である。それならば用語の使い方は別として大体ご趣旨の如く考えることに特別の異議はない。ただ貴方が「国土計画と道州制は機構整備の役割を持つ」というのは多分経済の立場からいっておられるのであろうが、全体ないし総合政策の立場からいえば、国土計画は国土を整備することにより、道州制は国家、地方団体の行政体制を合理化することにより、相まって「くに」（その定義については田村徳治博士）ないし国家共同体（その定義については宮田博士）の発展に貢献する。国土計画は客体としての国家共同体ないし生活体の基盤に関する全面対

策、経済計画は国家共同体の生活面の部分的しかしながら基礎的な対策、道州制は国家共同体の部分的体制対策（国家共同体の主体的部分たる国家（および地方）政治体の行政体制対策）である。本文において予察的に検討した通り、三対策の同時的実施が必要ではなかろうか、学界における定説の確立を期待しています。

(二)「国土計画を土木技師の仕事のごとくに解する学者もあるが、そのようなものであってはならぬ」といった筈で、他はご指摘の通り。いな私は都市計画も貴方の意味の国土計画の系列に入り、経済社会政策的展開がなさるべきものと考えている。貴方の平素の見解もおそらくそこにあったかと思う。最近「人口学」の講座拡充が提唱せられているが、それは「人口および国土学」ないし「国土計画学」として、「経済政策学教科書」いな「経済学部教科体系」の主要部分を構成すべきである。経済政策の教科書をみると、今日いまだ目標提示の段階に過ぎない「経済計画」の紹介に多くの頁数がさかれているが、実施体系への接近を示している「国土開発計画」の紹介が少いのは、腑におちない次第です

(三)「今日実際にたてられている経済計画は長期の名称をつけるといなとにかかわらず、その基本的性格は短期計画に属する。そして、これには基本計画的（基礎的）なものが余り盛り込まれていないようである」といった積りです。期間の問題はともかく今日の経済計画の特色は質の問題よりも、所得および生産の量的拡大を主眼とする現象政策である。また実施体系の定立に及んでいないとみられるから、理論的には「目標」または「計画序論」として性格づけらるべきものと解する。

計画の立て方としては次の要目によるべしとの説をとる。(A)基本計画としては、1、国民社会の構造的発展構想（質と量――従って制度構想等をふくむ）――「総合社会計画」2、諸主体の役割と経済・産業等に関する実施体系の提示（国家の責務領域の具体的明示と重要実施事項の提示。重要産業における企業その他についても右に準ず）――「経済実施計画大綱」3、重要根幹事業の建設計画大綱――「国土計画大綱」。(B)長期計画としては、十年程度とし財政および資金計画の明示を伴う実施計画とする。(C)短期年次計画としては、五年程度とし、長期計画の第一期計画とし、具体的施策の実施要項や具体的立地設計を示す――「経済・国土計画実施要綱」。」

右を第一案とし、第二案は長期的に実施すべきものの大綱と根幹施策および根幹事業を明示せしめ、短期計画の中にできるだけそれを盛り込ましめること。貴方は「細目にわたる変更され易い具体問題こそ短期計画に折込むべきである」といわれるが、その真意は問題の設計的事項を短期計画の中に入れる説と解したい。「根本的実施事項は長期計画にゆずり、短期計画は当面の安易な事項のみに限る。これを以て経済計画の本領となす」という説が相当行われている。これでは計画の計画たる所以の抜本対策がいつまでも計画の中に入ってこなくなる。貴方の見解はこれではないと思うが、念のため申添えたい。

質問二（香川大学　**大泉行雄**）

(一)　報告者は政策学は政策樹立の学でなければならないといわれる。しかし具体的、実践的な政策の樹立ということは、歴史的、特殊的な要素が必然に入る。それにたいして科学的な批判をあた

えるものこそ経済政策の科学性の課題ではなかったかと考えられる。

(二) 報告者は経済政策の主体を多くの論者は国家としているがその他に多くの主体を考えねばならないといわれる。然しむしろ多くの論者は主体を複数に考えているのではあるまいか。

答 (一) 既往の政策学のタイプをみると、1、過去の或は外国の政策の発展史的研究、2、現代政策の科学的説明ないし理解に関するものが多いのではなかろうか。このような研究は必要であるが、これが政策学の本領であるとなす見解があるとすれば、それには賛成できない。極言すれば、これは「過去の研究たる歴史学」および「現実に対する理解或は法則発見の科学」のみが学問であって、政策学は精々その応用にすぎぬとなす学問観の現れで、「理想社会建設に関する学としての政策学」の独自性やその「現実説明科学」等に対する優位性を認識しないものと解する。このような学問観は、理想や将来社会の構造を研究することが抑圧された専制主義時代に発生したもの或は発生するにふさわしいものと解する。今日は人類の自由と理想追求意思を重んずる民主主義時代で、研究自由の権利が確立した時代であるに拘らず、このような古い学問観や政策観を万能視する考え方は、研究自由の権利の上に眠るものと批判されないであろうか。私見によれば、「政策史」「政策解釈学」「政策批判学」は「政策策定の学」の予備部門である。「外国政策研究学」は「日本政策樹立の学」に関する他山の石にあたる。そして「政策目標の策定学」は「適正確実な目標と手段の総合的策定をはかる政策体系学」にまで発展しなければならない。「わが国の政策学は現代日本の歴史的特殊的要素の認識に立脚した具体的政策の体系であらねばならぬ」――この点の基礎的自覚に立つ著書としては、例えば田村徳治博士の「日本の興隆」(政治体系論二巻国家体系論二巻)がある。これはその主張の中に極めて斬新なものと「明治の香り」の高いものとの二つを含み、理解に困難なものもあるが、その学問態度と志向および方法論においては、政治学・政策学の本流を行くものと解する。(「都市問題」二九年一二月号参照)

大泉先生のご意見や従来の政策学は、「学校における教科課程としての政策学」についてなされたものならば、或はそれが実情に適しているかも知れない。しかし学問としての政策学の課題を正面からいえば、先生説に対しては、私は反対するというよりはその一層の拡充を求める説をとり、政策の樹立を基本目的となすべきであるとなしたい。かくて「政策学」の樹立した「学としての政策」と実践者の決定した「実践としての政策」について私の意見をいえば、両者の主題と方法は根本的には一つで、「前者は実行への要求としてその大綱を定め、後者は自己の実行の決意において細目に至る一切を定める」ものとなる。国民の要請はそこにあると信じます。

(二) 政策は経済社会生活に対する国家干与として発生した経緯からみて政策の主体を国家とするのは常識であり、一応それを多数説かと考えた。例えば高田保馬博士「社会科学通論」(二三頁、一七三頁)においても政策の主体は当然に国家であるとされている。若干の「経済政策書」をみたが、政策主体論を正面的に論及しないものも相当あるが、おそらくこれらは「政策の主体は国家である」との常識を採用しているのではなかろうか。政策主体論を問題にする場

合でも、いわば政策の名に値する政策の主体について考察する場合と、事実としての政策の実質的主体を考察する場合等がある。後の場合圧力団体を政策の実質的主体とみる人でも前の場合には国家主体説をとる人が相当あるのではなかろうか。従って、国家単一説と複数説に二分類しただけでは、論者の政策主体論の意味がとらえられぬこともあるし、その説の帰属に迷わされる場合もあるかと思う。ともかく経済政策の論理を問題にすると、赤松博士（「経済政策」九六頁、「同概論」五頁）、宮田博士（「経済政策原理」第二章）ならびに諸大家の説は多く、国家説になるように私は解していた。その論旨にはいろいろあろうが、私の研究課題としている赤松博士「経済政策」によれば、「国家という全体の立場から、はじめて特殊な部分的利益は普遍に止揚されて、特殊的であるとともに普遍的な利益として国家の経済政策に発現する」（概論五頁）とある。しかし私見によれば国家の現実態と理想態とは異なる。現実国家は「全体性」を責務とするが、その政策は常に必ず全体的であるという訳ではない。現実の国家が誤って、反理想的な部分利益を代表した場合は、国民はその是正を求める。反対に現実の部分集団或は部分利益の主張でも、理想化に適合するものには、その現在の合目的性や将来における全体性を認めて、伸すべきものは伸すことが必要である。「現実の総合体ないし全体たる国家」に対しては、「現実の全体的者」としての地位ないし機能をそのあるがままの度合において肯定し、その全体的な責務と権限の活用を求めればよく、それ以上に理想化表現の必要はない。かくて私は理想社会建設の見地から社会における諸活動主体に対し、その政策主体性を認めるとともに、その性格と特色に応じた協力（政策的実践）を要請したのである。そこに「国民総合政策」が定立せられ、これは、国家、諸団体、諸個人の理想化活動ないし政策に指針を示し、諸主体の適正化と総合化の根幹たるべきものとなされる。経済計画、国土計画は単なる国家政策というよりは、それの究局であり、上位の位地にある「国民総合政策」の一つの型式と認められる。

ともかく、資本主義発展期においては、資本が国民経済の全体性を相当度代表し得たから、その部分利益政策が国家に表現されて全体性をかちとり、国家政策となっても余り問題にされなかった。しかしその矛盾が深刻化するとともに、資本集団に対し、労働集団、中小企業集団、消費集団等の部分利益が対立し、国家政策に表現を求むるに至った。これらの部分政策は相互に対立するとともに、現実国家の政策とその「形式的全体性」の名に対し、「実質的全体性」の実又は真を以て対抗する。かくて「現実政策解明学」、「政策論理学」、「政策樹立学」等の領域において、国家を主体とする正統説は、通常説、多数説を経て少数説となるかも知れない。私は今日それをなお多数説かと思ったが、或は少数説になったかも知れない。私としては大泉先生に対して、このようにお答えして、教を乞いたいのである。（政策主体論については本文で略したので、若干私見をのべさせていただいた）

オートメーションと経済の計画化

菅井勇蔵
〈千葉商科大学〉

一

オートメーションは第二次大戦後の新らしい問題であって、第二の産業革命といわれている。オートメーションがいろいろの面で革命的な内容をもっていることは事実であるが、その場合の「革命」という意味をどこで把握するかという点では必ずしも意見が一致している訳ではない。この報告では、資本主義の現段階においてオートメーションが経済体制との関連においてどういう意味をもっているか、という点を明らかにしたいと思う。

その場合に、オートメーションの進度と範囲をどの程度のものとして把握するか、ということによって結論にも相異がでてくるが、新らしい技術の利用ということについては技術を最高度に利用したいという誘因と、同時に技術の利用を制約する幾多の条件が併存しているのであって、資本主義という体制のもとにおいては、営利原則に支配される企業経営がオートメーションを導入できる条件はかなりきびしいものであって、少くとも現段階においては、限られた条件をもつ企業経営だけがオートメーションを導入できるといって差障りないと思う。

とすると、オートメーション利用の進度と範囲は漸進的とならざるを得ないので、オートメーションが経営、経済、社会、政治のあらゆる部面に大きな影響力をもつことを認めたとしても、オートメーションによる革命という問題は、表面的には決して派手なものではない。しかし、地味ではあっても、着実にオートメーションが経済体制のあり方に大きな影響をあたえつつあるということ、これは否定できない事実だと思う。

といっても、オートメーションそのものが経済体制のあり方を決定したり、またオートメーションだけによって経済体制が変革されるという意味ではない。オートメーションが第二次大戦後の資本主義の変質を基盤として新らしく生れたものであり、同時に産業のオートメーション化が経済の計画化を要請することによって、今後の資本主義の変質を一層促進する重要な要因になっている、という意味である。

いうまでもないことであるが、オートメーションそのものは産業における技術の革新であり、具体的には企業経営の問題であって、

経済政策や財政政策とは直接の関連はない。オートメーションは長期の計画生産ということを前提としているので、同時に市場の計画的確保という新らしい条件を要請している。そのことなくしては産業のオートメーション化という問題が成立しえないという意味で、オートメーションは経済の計画化の問題と結びついてくる訳である。

二

端的にいうと、オートメーションは原子力とともに第二次大戦の成果であり、遺産であるということである。オートメーションの技術を生みだし、それを利用できる段階にまで高めたのは、戦時経済という計画経済の体制であり、軍事支出という国家財政の資金であった、ということはオートメーションの本質を理解する上での重要な点である。

また、戦後にオートメーションの技術を急速に産業に導入することを可能ならしめた資金的基礎は、やはり戦時経済における軍需関係産業の巨大利潤の蓄積であり、企業規模の拡大ということにある。

次に、オートメーションによる長期の計画生産に耐えうる市場の安定条件は何であったかというと、これも直接の契機となっているものは、やはり戦後においても準戦時財政が維持されて、国家財政の規模が縮少せず、巨額の軍事支出が継続し、少くとも軍事関係の需要については、安定条件があり且つ市場の計画化が行われていた、ということである。といっても、軍需関係の産業だけがオートメーションの導入に着手したという訳ではないが、それを中心にして関連産業に及んでいることは事実である。

以上にあげた三つの条件を基礎として、戦後における産業のオートメーション化は急速に導入されたが、その後における世界的規模の産業のオートメーション化の問題については、それとは別に戦後の資本主義経済の中にオートメーションに適応する新らしい条件が発生したことによると思う。それは一つは市場の安定化の条件であり、他の一つは企業経営内部の不安定化の条件だと思う。これら二つの新らしい条件は、たんなる経済問題や経営の問題ではなくて、資本主義の変質の問題であり、社会制度の問題であるとして把握しなければならない。

国内市場の安定化条件を生みだした要因は三つあって、第一は、国家財政の内容の変化である。国家財政の国民経済に対する積極的な参与であって、国家は財政政策によって景気調節の機能を行っているので、或る程度の好況不況ということは避けがたいとしても、市場が戦前とは異った安定化の傾向を示していること、物価も多少の上昇傾向がみられても、ほぼ安定していること。第二は、財政政策の裏付けをもつ完全雇用政策と社会保障制度の推進によって、国民大衆の雇用と所得の安定条件がほぼ維持されていること、である。また租税政策が一般に勤労所得課税軽減化の方向にあって、社会的に所得平均化の機能を強めていること、も見落せない条件である。第三は、勤労者階級の社会的地位の向上である。労働組合組織の強化によって、労働者の賃金水準が一般に上昇したこと、並に労使関係の近代化によって雇用が安定し、その結果として階級として

の労働者の所得が安定したことにある。そして、好況、不況によって多少の波動はあっても、労働者階級全体としての所得の総量は一般に上昇傾向にあること。そのことを前提として、信用販売制度の普及が可能となり、それによって新しい需要の開拓と市場の維持がある程度可能になってきたことである。

以上の諸条件によって、市場の安定化傾向と、有効需要の或る程度の計画化が進んでいることは認められる。こうした条件は、長期の計画生産であるオートメーションの導入についての有利な条件であり、同時に企業経営がオートメーションを導入するための強い誘因ではあるが、そのことだけによって営利原則に立つ企業経営がオートメーションを導入できる決定的な条件とはなり得ない。

三

企業経営の立場でオートメーションが有利であると考えられる点は、第一は、製品の完全な標準化であり、品質の向上という点であるが、メカニゼイションの技術が既に限界にきていることを考慮すれば、このことは一般的には正しい。

第二は、オートメーションによってコストが低下するという点であるが、新設工場の場合は、このことは正しい。しかし転換工場の場合は、剰余労働者を配置転換によって水増雇用しているために、総生産量に対する総雇用人員には大差がないので、総労務費にも大きな変動が現れてこないこと、また管理機構の編成替による費用をも含めた場合には、企業経営全体としての綜合計算においては、必ずしもコストが低下するとはいえない。少くとも短期の計算においてはそのことはいえる。

第三は、企業収益の増大になるという点であるが、オートメーションは巨額の設備投資であるから当然巨額の借入金を必要とするので、利子負担の問題、技術進歩の早いオートメーションはメカニゼイションに比べて固定設備の減価償却が短期に行われるという問題、また市場の見透が不安定な場合には多分に投機的な性格をもつために、その点の危険をも考慮すれば、オートメーションが企業収益の増大となるための条件はかなりきびしいものであって、必ずしも全ての企業経営に妥当するとはいえない。

そうすると、戦後の企業経営がオートメーションの導入について積極的であり、場合によっては多少の犠牲を払ってもそれを強行することについては、企業経営の中にオートメーションを要請する別の新らしい条件が発生していると考えなければならない。

四

第一の問題は、戦前のメカニゼイションの体制のもとにおいては、不況期には機械の一部をストップさせて、生産量を減少させ、それによって価格の維持を図るとともに、他面において生産制限から発生する剰余労働者を解雇し、労務費を節減し、収益の安定を維持することができた。好況期には労働時間の延長や、労働の強化や、臨時雇用によって生産量の増大と、それによる収益の増大を図ることが可能であった。

ところが戦後に、労働組合勢力が伸長して、近代的の労使関係が確立されるようになると、不況期における剰余労働者の解雇は事実

上において不可能となっているし、仮に可能であったとしても相当に高価なものとならざるを得ないし、また労働組合の反対を押切って解雇を強行する場合には、ストライキによって経営の地位が逆に不安定になる危険が強い。また好況期に労働強化によって生産量の増大を図るということも、かなり困難になっている。

以上のことは、メカニゼイションが企業経営の立場で有利であった条件が、既に失われつつあることを意味する。

第二の問題は、メカニゼイションという生産の組織においては、それがいかに高度化されても機械だけによって生産が行われることはないのであって、機械の運転と生産は人間の労働に依存するのであるが、そのことは生産の支配権が事実上において労働組合に把握される結果になり、労働組合は労働立法によってその地位を保障され、企業別、産業別、地域別に全国的の組織をもち、多数の組合員から徴収する巨額の闘争資金をもち、必要とあれば指令一本で生産をストップさせるだけの「権力」をもその掌中にもっている。それだけではなくて、その巨大な組織を通じて彼等の利益代表を政界に送り、階級としての勢力を固めつつある。

メカニゼイションを前提とする限り、労働組合勢力の伸長は圧え難く、労働組合の同意と協力なくしては企業経営というものは何ごともなし得ない状態にある。そして、労資関係が力と力のバランスである限り賃金その他の労働条件の向上は避け難く、それは直接間接に労務費を増大させてコスト高とならざるを得ない。ただ、市場に余裕がある場合は、そうした条件を製品価格に折込むことも可能であり、より一層の大量生産によって吸収することも可能であったが、市場の限界が現れてくると、企業経営の立場というものは労働組合の立場に比べて弱いものにならざるを得ないし、また経営の地位も不安定なものとならざるを得ない。

第三の問題はそうした労使関係の変化を前提とする限り、なんとかして労働組合に対する経営の支配権を維持することの必要に迫られるのであるが、具体的には労働組合の勢力の伸長を制限できるような体制、換言すれば生産というものが労働に依存することの少い体制に切り替えて、生産における労働組合の支配権を弱めることを考えなければならない。それはたんなる機械の高度化や技術の革新という問題ではなくして、企業経営における「制度」の問題であり「組織」の問題でなければならない。

五

そこに登場するのがオートメーションであり、オートメーションは「経営の支配権」の維持と労働組合勢力に対する防衛手段としての意味をもっている。オートメーションにおける生産は人間労働に依存することなく、機械設備の能力のみによって行われるのであるから、そうした新らしい生産の体制は、経営のあり方を変えるとともに、労働組合のあり方や労使関係のあり方にも変化を与えざるを得ない。

オートメーションというものが基本的にそのような性格のものであるとしたならば、労働組合が当初において「オートメーションを労働者の敵」であるとして強い反抗の態度を示したこともまた当然といわなければならない。ところがオートメーションをめぐる労使

の闘争という問題は、時間の経過とともに漸次解消して、労働組合はオートメーションの高い生産性を労働条件の向上に利用するという方向に変ってきた。そして「労働組合はオートメーションを歓迎する」という積極的態度を示すほどに妥協的になってきた。事実、オートメーション工場においては労働条件は著しく向上しているし、オートメーションによる剰余労働者の問題も合理的に処理されている。いまやオートメーションの導入とその利用は、企業経営の立場においても、労働組合の立場においても、ともに望ましい条件となりつつある。

だが、オートメーションの長期の計画生産に対する市場をいかにして開拓するか、またいかにして維持するか、これを可能ならしめるためには、労働者階級の雇用の安定と所得の向上が絶対の条件として要請される訳である。産業のオートメーション化が企業経営の地位の安定と労働者階級の地位の安定と、その両者を可能ならしめるような新らしい条件を創り出すことが資本主義の経済体制に要請されている。

オートメーションを導入することによって企業の生産が計画化されるようになれば、それにつれて資金、雇用、原料等に対する需要も或る程度は計画化されざるをえない。他面において、オートメーションは巨額の設備投資による長期の計画生産であって、市場の需給関係によって生産量を調節したり、製品の型を途中で変更したりすることは、コスト計算と企業収益の面で不可能であって、長期にわたって一定の生産量に対する一定の市場を積極的に維持することによってのみ企業経営の安定が維持できるのであるから、積極的に市場を計画化することの必要も生じてくるが、同時にそれを可能ならしめるための新らしい条件も生れてくる。オートメーションによって企業経営のもつ社会性、公共性が一層強くなってくるから、企業経営の地位を安定させることの社会的、国家的必要性も高まってくるのであって、資本主義という体制を維持するためには、どうしても産業のオートメーション化に耐えうるだけの国民経済の計画化が要請されるのである。

その場合に、国民経済の計画化を可能ならしめる条件は先進国と後進国では異るし、また先進国であっても全ての国の条件が同じであるという訳ではない。また資本主義の体制における経済の計画化が可能であるとしても、その場合の経済の計画化の内容は、それぞれの国のおかれている条件によって異る筈である。財政政策を中心とする経済政策、社会政策等のコンビネイションによって、それが可能になる場合もありえようし、或は社会主義の体制に移行する場合もあろう。いずれにしても、オートメーションはそうした問題を提出し、その解決を迫る要因となっている。

質問一（東北学院大学　**松岡久雄**）

オートメーションとメカニゼイションを対照的に観ておられるようだが、そこに問題がある。私見では、オートメーションは不完全自動生産的労働手段としての機械が、その不完全自動生産性を大分に克服されたことに、その本質を見出すものである。従って、それは結局技術の一進歩としてのみ取扱われるべきものである。従ってまた両者は、対照的概念のものとして取扱われるべきものではない……と思いますが、この点如何。

答　貴方の御意見がオートメーションについての一つの観方であることは認めますし、日本ではオートメーションをそのように理解される方が相当に多いということも承知しております。しかし、オートメーションをただ単に「技術の一進歩としてのみ」理解したのでは、オートメーションが第二の産業革命であるということの意味が把握できないと思います。オートメーションの問題で一番重要な点は、技術そのものではなくて、それが各方面に及ぼす広範囲な影響力だと思います。

ただ、日本のような後進国においては、導入期の特殊現象として、生産工程の一部分だけがオートメーション化される場合も多くみられますし、またオートメーションだと称しているものが、その実体においてメカニゼイションの高度化にすぎない、という場合もみられます。そのような後進国型のオートメーションだけを対象とした場合には、貴方の御主張は妥当するかもしれませんが、ほんとうのオートメーションはメカニゼイションとは異質のものです。この点は、本格的なオートメーション工場を見学されれば、理解していただけると思います。しかし、一口にオートメーションといっても産業の種類によって具体的な型態にはかなり相異があります。とりわけ化学工業と機械工業では、外観的には全く相異しております。それだけに、〃オートメーションとは何か〃という問題自体が一つの課題であり、一つの報告になると思いますが、本日の報告ではオートメーションそのものについての論議は意識的に避けております。最初におことわりしたように、オートメーションをメカニゼイションにかわる新らしい生産の組織として把握する、という前提に立って本日の報告の論旨は展開されております。

質問二（香川大学　大泉行雄）

報告者は「オートメーション」を特に「計画生産」であると反復されたが、生産はいかなる場合にも計画性をもつものである限り、特にオートメーションを計画的というゆえんはいずこにあるか。

答　生産はいかなる場合にも「計画性をもつ」ということは事実であって、そのことを抜いては企業収益の確保が成りたたないのは当然のことですが、そのことと、オートメーションが長期の「計画生産」であるということは、本質的に異る概念だと思います。

メカニゼイションにおける生産の計画性ということは、市況の判断によって、その年度の販売可能量を予測して、それに基いてその年度の生産量を決定するのであって、市況の判断によって、毎年度の生産量は調整されるのであり、計画性ということ自体が既に弾力性のあるものです。需要量に対して生産量を調節するということが、メカニゼイションにおける生産の計画性の本質だと思います。

ところが、オートメーションは設備全体が一つの機械に相当するのであって、メカニゼイションのように一部の機械をストップさせても生産が継続できるというような機構ではありません。つまり、全設備を運転させるか、それとも完全にストップするか、いずれかでなければなりません。しかし、完全ストップによる生産量の調節ということは、技術的には可能であっても、企業経営の収益計算からは不可能であって、市況の変化にはかかわりなく、設備能力に応じた生産量を長期にわたって継続することによってのみ、オートメー

ションが、オートメーションとしての性能を発揮できるのであり、コストも低下し、収益の増大も可能になるのです。

オートメーションというものの本質がそういうものであるとしたら、オートメーションの生産は、長期にわたる一定量の生産を継続する固定した計画生産ということになります。その意味でメカニゼイションの生産計画とは異った長期の「計画生産」だという訳です。

ただ現実の問題として、近代化された大企業の生産は、とりわけ独占的地位にある大企業の生産は、事実上における長期の計画生産であって、オートメーションの計画生産と具体的には大した差異がないと思いますが、そのことを認めるとしても、それとオートメーションの長期の「計画生産」とは、やはり問題の本質においては、同じものであるとはいえないと思います。

質問三（明治大学　**松尾憲橘**）

経済体制そのものをオートメーションに適応したものに変革することが要請されるといわれるが、具体的にはどのようなことであるか。

また、オートメーションは経済の計画化を促進する要因となるといわれるが、単一市場崩壊の中でどのように市場の計画的確保が可能となるか。

答　大変に難かしい御質問であって、簡単にはお答えできかねます。具体的にどうしたらよいかということは、今後の課題であって、現段階においてそのものズバリの具体的方法は、誰れにも出せないと思います。

ただ、資本主義というものを固定した概念として把握した場合には、それは殆んど不可能であって、社会主義に移行するより方法はない、と言い切ることはできると思いますが、そのような公式論で現段階の資本主義を割り切ることが正しいかどうか、これには疑問がありますし、私は割り切るべきではないと思います。

その理由は、第二次大戦後において資本主義が変質したこと、現在も変質しつつあること、おそらく今後も変質しつづけるであろうこと、を事実として認めているからです。これは、第二次大戦前の資本主義については考えられなかった新らしい条件だと思います。しかし、資本主義が変質するなどということはありえないし、またそのようなことは認められない、といわれればそれまでです。

ただ、資本主義の変質ということについても、アメリカのような先進国と日本のような後進国では変質の仕方が異ると思います。従って資本主義という一般的立場から、一般論として結論を求めることはできないのであって、そこに新らしい問題があると思います。仮に、ジグザグコースを辿って終点が社会主義にほぼ近いものになったとしても、それは資本主義が変質した新らしい体制であって、ソビエットに代表される既存の社会主義体制とは異質のものだと思います。もちろん、それを新らしい資本主義とよぼうと、新らしい社会主義とよぼうと、それは勝手ですが。

質問四（大阪市立大学　**木村敏男**）

あなたの報告の主旨の一つを次のように理解してよいか？

オートメーションが、戦後の労働階級の力の増大に対する資本の防衛手段として採用され、採用の結果としてそれが生産における労働者階級の発言力を弱め、労働者階級の中に階層分化をもた

らす。

答　もちろん、それだけが全てであるという訳ではありませんが、重要な側面の一つであるということです。ただ「労働者階級の発言力を弱め」るというよりは、生産の支配権を弱め、闘争力を弱める、といった方が適当だと思います。オートメーションから生れてくる新らしい労使関係のあり方は、従前とは異った意味で、労働者側の経営に対する発言力は一層強くなり、或る意味では経営参加になると思います。

「労働者階級の中に階層分化をもたらす」のは事実ですが、階層分化というよりは、従前からの労働者階級とは異質の新らしい労働者層が生れてくると言った方が適切だと思います。

質問五（明治大学　大野信三）

報告者は、「オートメーションの進行は労組の立場の強化を意味する。」と考えているようにおもわれるが、むしろ労働力の分化、専門化という効果の方が社会的文化的にみて重大ではないか。その場合には、報告者の結論は単純にすぎるように思うが、どうか。

答　私は、オートメーションによって、経営に対する労組の闘争力は弱まるといっているのであって、御質問のように「労組の立場の強化を意味する」とは考えておりません。しかし、そのことは資本による労働の支配が成功するという意味ではありません。少くとも、今日存在しているような型における労働組合の勢力は、現在が限界であって、オートメーションによって衰退してゆくが、それに替る新らしい労使関係が生れてくる筈だという意味です。それは、資本と労働との力と力による対立と闘争ではなくて、労働者代表と経営者の協調による経営協議会式のものになる、という意味です。つまり、経営というもの、労働組合というもの、のあり方が変るという意味です。

第二点ですが、御質問の意味がよくわかりませんが、労働力の分化、専門化ということだけであったら、メカニゼイションの高度化でも同じことになると思います。ただ、オートメーションによって、労働の条件が変り、労働の質が変るから、労働者というものの性格と概念が変ることになる、この点が社会的文化的に一番重要な点ではないか、という意味でしたら、全く賛成です。この報告で、その点にふれなかったのは、時間の制約による省略であって、決して問題の重要性を無視した訳ではありません。

第三点の、「報告者の結論は単純にすぎないか」という問題ですが、私は本日の報告では結論を出しておりません。そのために松尾さんから結論についての御質問を受けている次第です。たゞ、結論に導くための論理の運び方が単純にすぎないか、という意味であれば反省いたします。

質問六（東洋紡績経済研究所　坂口元三）

オートメーションは巨大な投資を必要とするため、ビッグ・ビジネスにしてはじめて可能とされるが、これが一般化されるためには、それ相応の経済体制が必要であるとの御説は尤もであるが、問題の本質は、むしろ経済の計画化自体がサイバネティックなオペレーションを必要としているのであって、その具体的な具現者としてオートメーションを行うビッグ・ビジネスが登場する

ものと解したい。そこにこそ資本主義経済におけるメタモルフォーゼの現代的課題があろうというもの、その意味で企業と経済体制の機能的関連をもう少し鮮明にしていただきたい。

答　最初におことわりしたように、本日の報告は、オートメーションの一つの側面についての、一つの観方にすぎないのであって、これだけが全てであるとか、これ以外の観方はないとか、主張する意志は毛頭ありません。ただ、オートメーションが第二の産業革命であるとしたら、革命ということの意味をどこに求めるかという点で、基本的な問題を提出した次第です。

日本の企業経営の実際という面では、御説が妥当するだろうと思いますが、それが「問題の本質」だとはいえないと思います。「企業と経済体制との機能的関連」はオートメーションを研究する場合の重要な側面の一つだと思いますが、本日の報告の重点は他におかれているので、その点はほとんどふれなかった次第です。

日本経済における競争と独占

阿部源一
〈東京都立大学〉

現段階の資本主義経済は「混合経済」あるいは「二重経済」であるといわれるが、それは自由と計画、私営部門と公営部門とが混在していることを意味している。だが問題は、どの程度まで計画が導入されているか、また公営部門はどの程度まで拡大されているかということである。つまり、基本的にはなお自由経済なのかどうかということである。

この問題のアメリカにおける展開状況を概観すれば、一九三〇年代の大不況時代には、アメリカ経済はもはや本質的に自由競争ではなく、寡占や不完全競争が特徴であるという理論がアメリカの経済学者の間に優勢であった。この思想は民主党政府のニュー・ディールあるいはフェア・ディール政策に対して理論的基礎を提供した。この陣営に属する人々の考えによれば、中央政府の干渉あるいは統制の進展は不可避であり、したがって自由競争の衰退は不可避である。

しかし、その反対思想であるところの、伝統的な自由経済論も決して終息したわけではなかった。それらの論者は、独占や不完全競争に対しては、国家の強力な反トラスト政策をおし進めることによって、これを抑制し是正して、自由競争原則を回復すべきである、また回復できると主張した。

右の論争は第二次大戦中は中断された。なぜならば、戦争がたけなわになると失業は解消してしまったので、独占の発展によって経済が膠着的となりそのために失業が発生するという議論は声をひそめてしまったからである。さらにまた、戦時中は賃銀、物価は政府によって統制されたから、私的企業の独占力の活動する余地がなく、したがって反トラスト法の発動を要望する必要もなかった。

ところが第二次大戦が終るや、論争は再びもえあがった。しかも大きく変化した事情のもとに再燃した。政権は民主党から共和党に移り、自由経済論の勢力は一九三〇年代の不況時代よりもはるかに強くなった。こんどは自由競争の主張者たちは、現在のアメリカ経済は独占、寡占、不完全競争が特徴ではなく、やはり自由競争がその特徴であると主張しだした。そしてアメリカ経済における経済力集中度は、実際には高まらなかったのだといういろいろの統計資料をもちだして、そのことを実証しようとしている。これらの論者は、反独占運動は失敗したどころか自由競争はいまだかつてないほ

ど強く復活したと主張する。

これに対して他方では、アメリカ経済はもはや本質的には伝統的な意味における自由競争的ではないという意見が対立している。この見解によれば、現在は生産面でも流通面でも大企業が支配的であり、またいろいろの形態の統制や公営・国営事業が発展し、その結果、「混合経済」「二重経済」体制となっている。しかも巨大私企業や国営事業は相当な能率をもち、社会的利益を考慮して機能している。これらの大経営体は、技術革新のための調査・研究設備をもっているから、中小企業よりは生産性が高い。このような見解の代表はバーリ教授の「二十世紀資本主義革命」や、TVAの育て親リリエンソールの「ビッグ・ビジネス」などである。

現在のアメリカの経済体制に対する見方には、基本的に右の二つの見解が対立しているが、「アメリカン・エコノミック・アソシエーション」の一九五三年次大会は、この二つの対立を理論および実証の両面から詳細に検討した。

右の大会における問題状況を、アメリカのデューク大学のカルヴィン・フーヴァー教授が一九五五年に、スイスの「キクロス」誌に「競争的、レッセフェーア的経済モデルの現代資本主義的国民経済に対する関連」という論文をよせて紹介した。カルヴィン・フーヴァーの見るところによると、右の大会の空気では上述の第二群の見解はアメリカの経済学者の間には広くうけ入れられておらない。スティグラー教授やスリクター教授なども、第一群の見解の支持者であった。

しかしカルヴィン・フーヴァーの意見によれば、現在のアメリカ経済には、完全競争あるいは純粋競争の理論が適合するかどうか甚だ疑問である。すなわち無数の小規模競争単位によって構成される経済について真理であるところの完全競争の理論は、現在のアメリカのような複雑な「組織的経済」（オーガニゼーショナル・エコノミイ）に適合するかどうか疑問である。むしろ現在の経済的および政治的体制に適合するような経済理論が発展せしめられるべきではないか。そのような機運は、アメリカだけでなくヨーロッパ諸国の国民経済を比較研究することによって大いに促進されるであろう。国際色の豊かな「キクロス」誌がそれをやってみてはどうか、とフーヴァーが提案した。

「キクロス」誌の編集者ルドルフ・フライ博士はこの提案をとりあげて、上述の問題を主題とする論文集の作成を企画した。フライ博士の編集した論文集は十五ケ国の参加をえて「西洋の経済体制」(Rudolf Frei (ed.), Economic Systems of the West.) という書題で出版された。その第一巻は一九五七年秋に発刊されたが、それにはベルギー、デンマーク、イギリス、日本、オランダ、オーストリア、スペイン、スウェーデンの八ケ国が含まれている。第二巻は一九五九年に発刊されるはずであるが、それには西ドイツ、フィンランド、フランス、イタリー、ノルウェー、ポルトガル、スイスの七ケ国が含まれる。

日本からの論文は阿部が都立大の五人の協力者と共に作成した「日本経済における競争と独占」(Competition and Monopoly in the Japanese Economy) である。これは外国人を対象として書かれたので、日本における通説を採用した。この論文の内容は、一、

はしがき、二、日本資本主義の特性と工業化の過程、三、カルテルと統制の進展、四、経済民主化は成功したか、五、「対抗力」は存在するか、六、結び、という構成である。

この論文でまず最初に強調した点は、日本資本主義の出発点の特異性である。日本資本主義の出発点は、英、仏、米などのそれとはいちじるしく事情を異にしている。日本は欧米先進列強の外部からの圧力によって、資本主義的世界経済に強制的に編入させられたのである。したがって、日本においては封建社会から近代市民社会への内面的成熟はきわめて不充分であった。西洋のルネッサンスや宗教改革に比せらるべき精神革命はなかった。したがって個人主義、民主主義、自由主義の精神的支柱はきわめて弱く、明治以後においても精神面にも制度面にも多くの封建遺制が残存し、そこにいわゆるプロシャ型の発展方式が生れた。明治政府は国家の独立性を保持するために、近代的産業を急速にうちたてるべく全力をつくしたが、それを指導したのは主として軍人と官僚であった。明治政府は「革新者」としての役割を演じた。日本資本主義は自由資本主義としてでなく、国家資本主義として発展した。

日本経済における「工業化」は第一次大戦終結当時にいちおう完了したが、その段階にいたってもなお、国民経済構造はきわめて不均質的なものであった。すなわち一方の極には、国家の援助によって高水準に発達した巨大な官業部門、および財閥中心に集中化した独占的企業部門があり、他方の極には、近代化されないぼう大な数の過小農および中小企業部門があった。

このような経済構造のもとにおいて、競争はどのような姿で展開されたか。独占的大企業は外国との激しい競争にさらされたが、一方で国家の援助をうけると共に、他方で農村子女の低賃銀を利用し、また下請的中小企業に苦痛を転嫁しつつ発展した。大企業相互間に競争はあったけれども、その苦痛が順次下位の中小企業にシワよせされるのが日本型競争の特色である。大企業と中小企業との間には、競争関係よりはむしろ支配・隷属関係が一般的であった。自由競争は同一業種の中企業相互間、小企業相互間で、共食い的競争として激烈に展開された。この共食い的競争を利用して、低賃銀、低コストを強要し、大企業や問屋は利潤を確保することができた。このような事情は、現在においても基本的にはあまり変っていない。

第一次大戦後から太平洋戦争終結までの日本経済は、満州事変を契機として軍需生産の時代であったが、そこでは軍人と官僚が統制経済体制を作りあげ、巨額の軍需生産が新旧財閥に発注された。こうして日本の生産財工業はぼう大な国家資本の注入によって飛躍的に拡大されたが、それは無数の中小工業を下請工業として支配・君臨し、産業におけるヒエラルキーがはっきりと形成された。

第一次大戦後から太平洋戦争中ばころまでの日本経済は、国民所得の増加率の最も高い時代であったが、それは自由あるいは競争的資本主義の時代ではなく、軍人、官僚、軍需産業資本家の合作である「指導経済」の時代であった。この時代は世界恐慌の時代で、資本主義諸国の経済は長い大不況の谷間にあったが、日本はいちはやくその谷間をつき抜けた。それで日本経済にはサイクルの様相がうすく、上昇のトレンドがいちじるしく目立つといわれるのである。これは日本資本主義が国家によって指導され援助されたことの現れ

にほかならない。

日本の明治以来の国家主義的発展方式は、太平洋戦争敗戦によって終止符がうたれることになった。占領政策の目標は、何よりもまず日本の非軍事化、民主化であった。たしかに一般的には自由と民主主義の空気は戦前よりはるかに強くなった。だが経済の分野ではどうか。経済民主化は農地改革と財閥解体を二つの大きなテコとしておし進められた。これらの経済民主化政策によって、日本経済を西欧型の自由資本主義体制にきりかえさせようとしたのであるが、その成果はどうであるか。

まず農地改革をみる。これは耕地に関するかぎりほぼ所期の目的を達したといってよい。だが農村民主化を阻む要因はまだ多い。第一に、農地改革は山林原野には適用されなかったので、山林地主は再び農村ボス化しつつある。第二に、農村に対する官僚指導体制は戦後も基本的には変っていない。主食の配給制度は今なお続いており、食糧管理のための巨大な官僚機構が農村に君臨している。第三に、戦後の農業人口は戦前より二〇%以上も増加したので、経営規模はさらにいっそう零細化した。農地改革によって耕地は所有できたが、過小農なるために一家の生計を支えることのできない零細兼業農家は三分の二にも達している。

次に財閥解体と経済力集中排除についてみると、実際には最初のかけ声ほど厳重には行われなかった。そして最近においては、独禁法の存在にもかかわらず、旧財閥中心に企業の系列化が急速に進んでいることが実証されている。戦後経済復興には、ぼう大な国家資本が石炭、電力、造船、肥料などの独占的大企業に優先的に注入されたことを注意すべきである。

戦後の日本では経済力は再集中しつつあるが、これに対してガルブレイス教授がアメリカについて論証したような「対抗力」（カウンターヴェーリング・パワー）が日本に存在するか。

まず労働組合をみる。労働組合運動は戦前にくらべて格段に強大となった。そして組織労働者は賃上げ闘争に成功した。しかし他面において、大企業の労働組合の賃上げ闘争は下請企業へのシワよせとなっている。日本にはまだ最低賃銀制が確立されていないので、下請的中小企業の従業員の労働条件は底なしの沼に落ちこむ可能性が多い。

なお、日本の労働組合は企業別組合の多いことが一つの特徴をなしているが、これは日本の大企業がいまなお経営家族主義に立脚していることの現れである。企業別組合では、経営者と労組代表とがなれ合いの可能性がひそむ。そのような場合には労組は真に強力な「対抗力」とはなりえない。

次に労働組合についでもう一つの有力な「対抗力」としてかぞえられている協同組合をみる。日本で協同組合が最も普及しているのは、戦前も戦後も農村である。戦後に発足した農業協同組合は一応民主化されたけれども、米の供出制度が存続しているために、農協は米の集荷および買上代金支払の機関と化している。その点でやはり国家機関的色彩が強い。

農村以外に眼を転ずると、官公庁や大会社における消費組合はかなり成功しているが、その大部分は職場における温情主義的福利施設であって、民衆の自主的運動によって下からもり上ったものでは

ない。民衆の自主的運動によって作られた消費組合は、ほとんど成功していない。

日本の消費経済において特筆せらるべきは、ぼう大な数の小売商と小規模サーヴィス業である。これらは潜在失業者とみなしうべきものをたくさん含んでいるが、それらの間には激烈な共食い的競争が展開されている。そこにはチャヤノフの小農理論における「自己搾取」の現象がはっきりとみられる。

かように、日本にはいまだ独占資本主義の重圧をはねかえすほど強力な「対抗力」は形成されていない。以上を要するに、明治以後の日本経済は非常に高い成長率をもって発展したが、それは完全競争のモデルによってではなく、むしろ国家の指導と援助によって達成されたものである。もちろん競争がなかったのではない。近代的大企業は外国との激しい競争にさらされ、また国内の同業者間の競争も激しかった。しかしその競争の苦痛は下位の中小企業にシワよせされ、中企業相互、小企業相互の間に共食い的競争が展開されるのが特徴である。もとより競争の過程において日本型の芸のこまかい幾多の創意工夫がなされ、それが経済発展に寄与したことは認めなければならない。そこでは競争は進歩の母としての役割を演じた。しかし他面において、日本型の競争は中小企業や家内仕事の労働条件を底なしの沼に落ちこませた。それは日本資本主義の出発点において個人主義が充分に確立されなかったことに起因している。つまり、下から反撥する力が弱く、寄らば大樹のもと、長いものにはまかれろの思想が強く根をはっているので、産業組織の中にも従属・支配の関係がはばをきかせているのである。

質問一（日本大学　**吉田　徳三郎**）

一、「対抗力」はどの程度まで我国において作用しているかについて、労働、商品、資本市場等について御伺い致したい。また対抗力がどの程度、競争を恢復しうるものであるか御意見を御教示頂きたい。

二、フーヴァーのいうオーガニゼーショナル・エコノミイの概念とヒルファーディングの「組織された資本主義」の概念についていかに御考えになるか（私見を述べれば異った意味内容をもつべきであると考えるのであるが）御教え頂きたい。

答　一、わが国においては、一般に「対抗力」は弱いことを報告で説明した。労働組合の「対抗力」については報告で説明した通りである。商品取引における「対抗力」については、ガルブレイスは百貨店などの例をあげているが、日本の百貨店は独占的大生産会社の生産物の買手として独占価格を引下げさせるような役割を果していないと思う。むしろ中小企業の生産物を値切る問屋のような役割をしている。資本市場についてみれば、資本蓄積の比較的小さい日本では、資本の貸手の勢力は不当に大きく借手の地位は不当に低い。したがって「対抗力」はこの分野では最も弱いように思われる。銀行、金貸しなどが借手に対して威張っている事実はこのことを端的に物語る。

「対抗力」が強力なような経済社会は、同時に競争もまた活発な経済社会ではないだろうか。どちらも経済主体の自主独立性の主張の現れであるから。

二、ヒルファーディングの「組織された資本主義」は、社会民主

主義の経済理論であって、独占体による資本主義組織化を意味し、それぞれ組織化された労資両陣営の間に団体協約が結ばれて、経済民主主義と経済平和が保たれることを意味する。これに対してフーヴァーのいうオーガニゼーショナル・エコノミイの概念は、社会民主主義や経済民主主義などの政治的ニュアンスをもっておらず、ただ国民経済は無数の個別的経済主体の自由競争の場から、大企業、国公営事業、その他各種の職能団体的結合が経済主体をなす組織体に変容したことを意味している。

しかし自由競争経済の変容を指摘する点では、両者を同じグループに入れてもよいであろう。

質問二（大阪市立大学　**木村敏男**）

戦後の財閥解体に関連し、例えば戦前・戦時中には一つの国家資本的であった八幡と富士が私的独占資本として相互に激烈な競争を展開するように変っているが、この変化をどのように評価するか。

答　戦後の財閥解体、経済力集中排除は、業界第一位の巨大企業の分割をもたらしたことは事実である。したがってその分割によって生れた大企業相互の間に競争が展開されるようになった。しかし公正取引委員会調査によれば、業界における上位五社なり十社なりをとってみると、その累積集中度は戦前とあまり変っていない。

質問三（金沢大学　**石井俊之**）

戦後の農地改革や農業協同組合運動の評価について。

一、最近兼業化の進展や零細化の現象の形で「逆転の兆」がみられることは事実であるとしても、一方、農地改革を基盤的条件として農業生産力したがって農民生活の向上がみられ[1]、また農協運動が旧来の地主主義的性格を自作農―独立自営農民的なものへ変質させるという農村民主化[2]のための大きな役割を果していることは否定できないと思う。

（1）東北や北陸のごとき従来地主勢力が強かった所において農地改革の結果、その生産力（水稲）は特に高くなっている。地主制の「復活」（「逆転の兆」とはこの意味を含んでいると思う）は、それ自体としては困難であり、独占資本ないし政府の政治のあり方如何によって復活か否かが影響をもつものと思われる。多年の熱願であり始めて入手した耕地を農民が手離すことは（極めて部分的にはありえても）考えられないのではないか。

（2）現在農村では、農協青年部、婦人部、壮年部など、修正主義的ではあるが進歩的グループが活動の中心となりつつあることは、今回の選挙においても明らかではないだろうか。

二、農民の「抵抗力」は、直接的に革命的な形でではなくても、高く評価すべきではないか。農業の商品化、生産手段の高度化、農法の科学化は、資本主義に対する農業の「対応」形態であるとともに、その対応は同時に抵抗ではないであろうか。

答　一（1）農地改革が農業生産力を高めたことはたしかである。しかし鉱工業生産力の向上はよりいっそういちじるしい。農業と工業、農村と都市は、常に関連させて相対的に考察すべきものと考える。終戦後数年間は農業の相対的地位は高かったが、最近では再び農業は劣勢産業に転落しつつある。

自作農となった者が耕地を死守する心理は強烈なものがあるけれ

ども、零細経営で家計困難のため耕作権をヤミで売却している例は少くないようである。農地改革だけでは日本の農民は救われないように思われる。戦前のような地主制が復活するとは私も考えないが、しかし自由経済のもとで農村における階層分化は深化しつつあるし、また都市的資本の勢力が農村を荒らしまくる事態は楽観を許さない。

(2) 農村民主化は地域によって大きな差異があるように思われる。が一般的に若い人たちの発言力が高まったことは事実であろう。しかしその若い人たちの文化活動というのも、かなり表面的なものではないだろうか。一歩掘り下げると案外に保守的のように見うけられる。選挙のばあいも、いざとなると保守陣営に投票する人が案外多いのではあるまいか。

二、戦後日本の農業が、日本的規模においてではあれ、科学化、機械化、動力化されたことはたしかである。しかし巨大な肥料生産会社や乳製品会社などに対して、農民の利益を有効に主張しうるような組織はほとんど形成されておらない。

質問四（八幡製鉄　桑原季隆）

大企業間の競争が下請に転嫁されるというお話は全く同感ですが、一方、日本の大企業間の競争それ自身はヨーロッパとは比較にならぬくらい激しいと思います。それは価格や設備投資に端的に現われておりましょう。この点どうお考えになりますか。

答　日本では自由競争経済は、むしろ今回の戦後初めて展開されたといってもよいのではないでしょうか。戦前・戦中を通じて国家の指導・統制をうけていたのが、戦後それから解放されたので、猛烈な勢で自由競争経済に突入したわけです。だから過当競争といわれるほどの激しい競争がいたる所に展開されております。しかし欧米資本主義諸国でも、自由資本主義の始動期にはまさにこのような状態であったでしょう。日本は現在の盲目的な自由競争経済からいろいろな経験を積んでもっと利口になるのでしょう。ただ一言注意しておきたいことは、戦後の日本経済はアメリカの反独占政策の実験材料にされているように思われるふしがあることです。

質問五（明治大学　大野信三）

御報告の結論と一致すると思いますが、日本産業における最も支配的な市場形態は理論にいわゆる「部分的な寡占」であるといってよいと考えますが、貴見如何。

答　御説の通り、部分的寡占といってよいでしょう。ただ日本の場合、大企業相互間、中企業相互間、小企業相互間にそれぞれ競争が展開されておりますから、自由競争は形式的には広範に行われているようにみえます。しかし大企業相互間の競争は、その苦痛が順次下位の中小企業にシワよせされるのが日本的特徴であります。そして大企業と中小企業との間には従属・支配の関係が成立しているのが日本的特徴です。ですから実際には独占的支配が広範にゆきわたっております。そのワクの中で中小企業が共食い的自由競争を行っているわけであります。

行為体系の過程分析

酒井正三郎
〈名古屋大学〉

一

われわれは、さきにパーソンズに従って単位行為の理論を説き、また行為の組織の理論について論じた。※

※　単位行為の構造分析、赤松要博士還暦記念論文集。行為の組織の理論、宮田喜代蔵博士、還暦記念論文集。

そこで次の問題は、いよいよ行為体系の説明に進むことにあるように思われる。パーソンズは『行為の一般理論』においては、以上の論述にひきつづいて行為の諸体系の理論、すなわち人格体系・文化体系・社会体系の諸理論を展開している。しかし、よく考えると、この接続には一寸無理があり、そこには論理的に一つのギャップがあった。というのは、私見によれば、行為の各体系の説明に先だって、行為の諸体系に共通な、行為体系一般の理論が説かれる必要があったのではないかと考えられるからである。いまこの間の事情をやや詳しく述べれば、次のようである。

組織の理論の結論にあたる部分において、パーソンズは行為の組織の安定条件に関してこう述べている。「社会体系という相互作用の体系においては、行為者と社会的対象との意思伝達のためのシムボルが存在しなければならぬだけではなく、これを通じて両者が相互に他人の行為に対して適切な反作用をすべしということが、かかる相補的な期待の体系の一つの安定条件であるという観点からすれば、かかる象徴は当然規範的な意義をもたなければならない」と。※

※　拙稿、行為の組織の理論、T. Parsons: Toward a General Theory of Action, pp. 107—108.

このことは行為体系の理論について象徴利用のもつ意義をよりいっそう明らかにすることを要請しているが、不幸にして、『一般理論』においては、それが十分に展開せられていない。これが後になって彼によって『行為の理論における作業論文集』※における第一章「超我と社会体系の理論」ならびに、第二章「行為に関する象徴利用」によってその発展が企てられた一つの点である。しかし、これは主として社会体系に関している。そういう意味では行為体系の一般理論というには、ふさわしくないかも知れない。

ところが同じ箇所において彼は行為体系の経験的な安定条件として、体系を構成する諸要素の相互依存関係に言及し、この秩序は均

衡の概念によって最もよく把握されるような自己維持的な傾向をもたなければならぬことを指摘している。彼が前に述べたように、人格体系と社会体系とは、単に体系であるばかりではなく、自己維持の体系であるという特質をもつとすれば、行為体系の一般理論としては、少くともここで簡単にふれられた均衡の概念は、もっと詳細に析出されなければならなかったように思われる。さらに遡って、そのさいふれられた自己維持の体系という場合における自己維持という概念も、もっと明らかに説かれなければならないであろう。これらの点において彼自身、後にベールスの著書『相互作用過程分析』に接し、後者と共にそこからこの問題について新しい分析を企てた。それが同書第二章の「行為空間の諸次元」と第五章、「動機づけ、象徴形成および役割構造に関する位相運動」である。こういう意味で、私は『一般理論』にならって直ちに個々の行為体系に関する理論の説明にすすむまえに、順序としてこれらの論文にあらわれている彼の新しい見解の説明を本論の課題としてみよう。

※※ T. Parsons, R. F. Bales and E. Schils: Working Papers in the Theory of Action, 1953.

II

私は序論においてパーソンズがベールスの著書『相互作用過程分析』に接して、彼の動機づけ的図式の再吟味を企てたことを述べた。その結果、彼はいかなる結論に到達したのであろうか。このことからここで説きはじめねばならない。

彼の考えによれば、ベールスの前掲著書に述べられた「社会体系の機能的諸問題」と彼の型の変数とは結局において同じことを概念化する二つの異なった方法であったという発見である。しかし、そういうことがいわれうるためには、然るべき論拠がなければならない。そこでわれわれは彼のこの点についての説明をきく必要があり、したがってここではまず、彼の述べる理由に耳をかたむけることとしよう。

まずこれら二つの見解の基礎には、根本的な一致点があり、それは、相互作用的過程が移動的均衡の状態にある仮説的な体系との比較によってたくみに記述されうるという考え方である。このことは、次のように説明せられる。もし何んら新しい要素が体系に導入されないならば、相互作用過程は不変にとどまるであろう。しかし、かような静態均衡は、理論的にみて一つの極限的な場合であり、現実的には新要素がたえず導入される。それは三つの項目に分類されるであろう。(一)情況の知覚と認識による新しい情報が、集団の、もしくは集団以外の成員から導入され、これが成員の志向を変化させる。(二)成員の人格は集団過程の形成に部分的にしか直接的には預って力なく、とくに価値判断や情緒的な反作用という形での新しい要素が、集団の相互作用によって形成せられる社会体系と成員の人格体系との相互依存の過程を通じて相互作用的体系に導入せられる。(三)集団とその成員がそのなかに働く情況は、種々の点においてたえず変化しており、したがってこれらの事態に適応する過程と、かつこれらを統制する企てが存在しなければならない。

何んらかの仕方で体系に導入せられる新しい要素は、成員の期待を攪乱する。もし、体系が均衡を再確立しようとするならば、この

攪乱、すなわち新しい情況への適応の過程が存在しなければならない。この攪乱と適応との過程は、移動的均衡を巡って「振動」するものと考えられる。

しかし、体系の諸要素の相互関係は極めて複雑であるから、一つの反作用が均衡を回復するとは考えられず、むしろ、一連の長い作用—反作用過程がしだいにその振幅を縮め、やがて、安定的な状態に向う傾向をもつであろう。しかし、この安定状態への接近の傾向は、またたえず一連の新しい要素の導入によってみいだされるであろう。

さらに、これら二組の概念は、体系における作用と反作用の異なった方式の継起の型を定式化しようとしたものではなく、それにそって作用と反作用の相互作用における体系の「運動」もしくは過程が生起するところの諸次元を定式化している。このことを示すためには、どんな観点からこれらそれぞれの組の範疇が本来定式化せられたか、したがってそれらを直接比較するためにどんな修正が必要であるかをもっと十分に説明しなければならない。

ベールスの用いた諸範疇は、少数集団における相互作用過程の直接的なミクロ観察のために定式化せられた。それらは行為者が何をなすかということの分類のための図式を与える。「社会情緒的領域」における「能動的反作用」と「受動的反作用」、「作業志向的領域」における「解答」と「質問」は観察者が具体的行為の重要な特徴と判じたものによる分類である。※

※　この点については、R. F. Bales: The Equilibrium in Small Group (Working Papers in the Theory of Action, Chap. IV pp. 111 ff.) を見よ。

ここでわれわれにとって重要なことは、能動—受動という両極性についての分類である。

パーソンズの範疇は、もっと大きな集団におけるミクロ分析のために定式化せられた。※※

※※　ここでは、われわれはとくに Parsons: The Social System をさしている。次に述べる逸脱と社会統制については、とくに Chap. VII を見よ。

したがって、それはベールスの場合と異なって社会構造の制度化された型との関係における逸脱と社会統制の分析に直接関連している。しかし、パーソンズにおける逸脱と統制の類型学は、医師もしくは精神病理学者の制度的役割という観点から作成せられ、かつ一般化せられたものであるから、「一般化」の程度がやや低い。これらの相違にも拘らず、彼は自分の所説と、ベールスの主張との間には本質的な相似があることを証明しようとして、その対応的要素を図表化しているのであるが、私はここにはその詳しい説明を省略して、興味ある読者の往見を希望しておきたい。ただここで注意しておきたいことは、逸脱とか統制とかということが社会的相互作用過程における特定の継起の型にしかすぎないこと、したがって、継起を支配する一般的な法則は他にあり、※それはまだわれわれの当面の問題ではないということ、しかし、これらの分析を通じて、あらゆる攪乱にはこれに対応した再均衡化への過程のあること、また反対にあらゆる均衡に対してはこれに対する攪乱があるということである。

※　この点については、後に行為の位相運動として述べるであろ

う。

さて逸脱と統制という図式を相互作用過程の均衡というより一般的な関連のなかにおくことの一つの実益は、能動性と受動性との区別の意義に対し、したがってまたこれらの範疇を図式のなかにくみ入れることに対して新しい光を投げ与えることである。社会的均衡、もしくはもっと一般的に行為の均衡は、適当な時点においてある期待せられ、かつ継続せられた遂行の水準を前提とする。体系の均衡という観点からすれば、過程の「能動的」な位相は、行為過程の率の加速とみなされ、反対に「受動的」な位相は、その率の減速である。いずれの場合も均衡の攪乱が起り、それはさらに体系全体の再調整を必然化する。さらにこの攪乱は発展の安定的な型と必ずしも「合致」しない。われわれは後に率の変化という概念がその固有の構成要素の一つとともに、一般的な概念図式に入ったことを学ぶであろう。

ここでわれわれは、目を転じてベールスの社会体系の機能的諸問題と、パーソンズの型の変数という二つの異なった源泉から出てきた行為の関連の枠と諸次元ということによって呈示せられる問題とをとりあげなければならない。おそらくこれら二つの思想の収斂は、いまわれわれの記述している綜合の最も重要な単一の局面を示すであろうから。

ここで直接に重要なベールスの図式の役割は社会体系の四つの機能的問題の分類である。それらの問題は、「適応的」、「手段的」、「表現的」、および「統合的」な問題である。ベールスはこのうち最初の三つは、社会体系の情況に対する、集団の行為の期待に対する、そして人格としての成員の動機づけ的欲求に対する適応と考えられうることを指摘している。他方最後のものは、内部的に分化した体系としての相互作用体系の複雑性からでてくる問題と考えられねばならない。これらどの一つの問題もしくは他の三つの体系問題についての「発展」も、体系の統合問題について緊張をまし、したがってその統合を回復することにとくに志向する行為を要請することが明示的に指示せられた。

すでに述べたように、パーソンズの型の変数という概念は、相互作用過程の分析に関して展開せられたものではなく、最初には社会構造の分析において展開せられたものであった。このレベルにおいてこれらの概念をもかなり使ってみて、ついにそれらはもっと広い適用が可能であり、体系としてそれらは行為の関連の枠に直接根を下ろしていることが明らかとなった。すなわち、それらは社会体系と人格体系の両者、ならびに両者の構造的な結合の構造分析にひろく用いられた。

しかし、型の変数体系の多くの極、すなわち感情性—中立性、特定性—不特定性という言葉で分析せられる動機づけ的、もしくは態度的な極と、普遍主義—特殊主義と生得—業績（あるいは性質—行為）という情況的もしくは対象的な極との間には、基本的な連環があることが明らかとなった。しかしながら、型の変数と象徴的般化の関係の極めて注意ぶかい分析のみが、この異種交配の体系が何んであるかを明らかにするのみであり、かつそれはベールスの体系問題の分類と同じことを別の形で定式化したことを示すのである。そこで象徴的表現の理論について必要なかぎりで若干ふれなければな

らない。

この考察の重要性は、これまで行為の理論において不幸にして著しく無視せられてきた表現的象徴の分野に関している。最も重要な出発点は、すべての象徴は表現的な意味関連と認識的な意味関連とをもっており、いかなる行為者の行為も、それがどんな「固有の」意義をもつとしても、一面では常に表現的な象徴であるということである。

しかし、象徴は決して単独では生じない。それは行為者がそれを通じて対象に志向しうるような体系に組織化せられる。かかる象徴体系は行為者の志向に対する意義、もしくは「関心」において対象を秩序づける仕方として認識的関連において組織化せられるとともに、彼の対象に対する態度、すなわち彼の欲求を秩序づける仕方として表現的関連において、組織化せられなければならない。さらに、それよりも重要なことは、この両面が結びつけられなければならないことであり、いいかえれば、それらは行為者の志向という単一の体系を構成するために組織化せられなければならないことである。この体系は認識的・欲求的関連をともに含むところの軸をめぐって組織化せられなければならない。

象徴的意義の体系への組織化は、もともと心理学者が般化と呼ぶところのものである。問題となる組織化は認識的関連においては対象が一方において識別せられ、他方においては概括せられる般化の型に関し、表現的関連においては、動機づけ的構成要素が分類せられ、かつ組成せられる般化の型に関んしてあらわれる。

認識的関連においては、象徴指示物を識別し、組織化する二つの交叉的な方法がある。一つは、普遍主義—特殊主義によって規定せられ、他は性質と行為によって規定せられる。

普遍主義的組織化は認識的組織化の最も通常の型であるが、特殊主義的組織化は自己との特定の関係内容における対象の組織化方法であることは、前に述べた通りである。どんな具体的な対象も出来事も普遍主義的意義か、自己に対する特殊主義的な意義かのいずれかの条件で取扱われるであろう。

象徴の認識的組織化のもう一つの識別方法は、対象ないし出来事をば社会的対象の遂行としてか、遂行の帰結、したがって当該行為者の意図の表現として有意義であるかどうかに従っている。対象としての行為もしくは行為の情況の対象的特質は、行為体系の情況的局面と動機づけ的局面との基本的な連環を構成する。もし行為において「表明」せられる意図が行為—意図の形に般化せられるならば、われわれは行為者に一連の非連続の意図ではなくして、認識的般化の表現的対応物である欲求の表現的般化の一つの場合としてのみ理解しうる一つの態度を帰属せしめるであろう。

さらに、欲求の般化は互いに選択的・交叉的な二つの対をめぐって組織化せられる。

一方においては、特定の欲求とそれについての実体としての全体的な具体的対象に関係した象徴の組織化がある。それは、われわれが人間に対する愛憎とか、敬侮とかの態度をかたるときに伴われるようなものである。他方において、同じ基本的な欲求的構成要素、すなわち対象欲求や関連的象徴が動機づけ的な関心の特定の型について組織化せられうる。かくして特定のタイプの関心をみたすどん

な対象も、他の点に関するその属性とは独立に欲求せられうる。

欲求的般化の組織のもう一つの対は、ある欲求的関心が一定の特定的な情況において行為に解放せらるべきか、行為体系の統合のために制止せらるべきかどうかということに関している。感情性の場合は前者に属し、中立性の場合は後者に属する。

かくして用語の特殊性を十分に酌酌すれば、われわれは、感情性は、動機づけ的な面においてそれが現実的な公然たる遂行への衝動の解放を意味するかぎりで、直接に行為と結びつけられる。他方において遂行は、観察者の観点からみてこれに対応した行動である。すなわち、行為者主体でなく、対象として見られた行為者と感情性とは同一物である。この感情性と行為との関係は、体系の動機づけ的—情況的軸をこえての関係という条件で型の変数という構成要素をすべて取扱うことに対する一つの原型を与えている。

もしこのようにして感情性が遂行と一対となるならば、感情中立性はまた「性質」と組み合わされなければならぬことは、論理的である。この第二の結合は、一方において動態的過程と、他方においてその帰結についての可能性との関係のなかに存在するように思われる。動機づけ的もしくは「現象学的」側面からみれば、感情性は行為における動機づけをあらわし、中立性は行為をしようと準備する動機づけをあらわす。他方において遂行は行動中の行為者をあらわし、反対に性質は遂行が完了し、したがってここで重要なことは、遂行の帰結を示すかぎりにおいての彼の属性をあらわすか、その瞬間において遂行に従事した対象としての行為者の特質をしめし、しかもそれは遂行によって可能的に変えられうる特質を含むものとせられる。そこでわれわれは体系の動機づけ的側面における一つの型の変数を情況的な側面におけるそれと結びつけることは、われわれが同一の現象を二つの異なる観点からみているという見通しを得ることを可能ならしめるといいうるであろう。

われわれは、体系のこの局面をば、行為体系はわれわれが発展的位相と呼ぶところのものに含まれるということによって概括することができるであろう。体系もしくはその単位は、何が起ろうとしているかという視角からみれば、「緊張の状態」にある。このことは、もしある動機づけの条件が与えられ、それが変らなければ、体系は方向的に規定される変化の過程に従うであろうこと、すなわちそれは他の条件にして等しいならば、「緊張の減少」という方向にのみ変化することができることを意味している。第二に、感情性とか、遂行とかとして定式化せられる変化の現実的な過程の位相がある。最後には、その変化の完成という位相があるが、それは体系のうちに何が起ったかという観点からすれば、それは体系を構成する一組の対象の性質である。過程の次の位相において何が起るかという観点からすれば、他方においてそれは動機づけ的体系の中立性の局面であり、行為に未だ解放されない緊張である。

体系を超えてのこれら二つの連環は、最も直接的な意味で過程の「動態的」な局面であるところのものを示す。

この過程は緊張を以てはじまり、それが公然たる行為に解放せられて帰結を生みだし、それがまた緊張の状態に対する関連点であり、それが進んで次の一連の行為を動機づける。しかし、この図式は、体系過程の他の二つの本質的な特質、すなわち過程がそのうち

に起るところの情況の「固有」の特質と過程との関係、および関連的体系の統合の状態とその関係を定式化することを怠っている。

これら二つの追加的な関連点のうち前者は特殊的な動機づけ的関心とその充当に適し、もしくはそれを脅かすところの情況的対象の特質との関係という条件で、すなわち特定性と普遍主義という型の変数の構成要素の条件で定式化しうるであろう。この関連は欲求的関心の般化は利用可能な対象世界の「固有」な特徴に志向しなければならないことを意味するものと解せられうる。

これは学習の「強化」理論に伴う基本的な概念であり、すなわち「報いられない」対象への志向の型づけは、行為の体系へ緊張を導入しなければならないと概説せられうるであろう。しかし、このことは自己との特定の関係とは独立な対象固有の特質という条件で対象の認識を象徴的に組織化することと同一のことである。この組織化の局面は、何よりも情況の所与件の形成ということに関している。ある意味でそれは過去の行為の帰結であるところの性質の反面である。行為の動機づけ的帰結を「条件づけ」、したがって後の行為の出発点である緊張の状態に影響を与えるものは、それがたとえ生産せられたものであっても、情況の性質である。これは情況的要請への適応の成否が、未来の行為を動機づける緊張の状態とは別であるということをいいかえただけである。

最後に、行為の体系は、行為過程の他の三つの局面、すなわち緊張の成立、その軽減、そして現実的手段的行為の函数として変化するところの統合の程度をもつであろう。相互作用的体系においての統合問題の焦点は、集団の成員の相互連帯性である。その反対は他人に対する敵意と攻撃である。

不特定性という概念は、具体的実体としての特定の対象に対する行為者の欲求的、もしくは動機づけ的体系の組織化を定式化する。それは他人もしくは集団の自己の特殊主義的関係体系への包摂であり、体系の連帯性への彼の動機づけの調整であって、それは彼の動機づけの条件においても、また対象と彼および対象相互との関係という条件でも行為の体系を構成する。

さてわれわれが以上かえりみた交叉体系的な型の変数という要素の四つの組合せは、ベールスの行為の諸範疇の分類の基礎におかれている彼の分析の四つの体系問題と全く同じであることが明白である。この収斂は、上述の抽象的な分析の基礎の上においてそう考えられるばかりでなく、またベールスの範疇とパーソンズの動機づけ的図式の範疇をそれぞれ、また互いに内部的に結合することにも役立つ。このことは彼らが行為の理論にとって何か基本的に意義あるものを定式化したものであることを示唆している。※

※ op. cit., pp. 70—85.

質問一（関東学院大学　**北見俊郎**）

社会体系と人格体系を支えているパーソンズの基礎的な価値理念（あいまいな表現ですが、例えば、人間観とか世界観というような意味の）はどのような特性をもっていますか。またその価値理念＝一つの態度決定＝と体系的論理とのジン・ツザンメンハングをどのようにあらわしているのでしょうか？

質問二（神奈川大学　**大熊信行**）

unit act とは何を意味するか。できるだけ具体的に説明され

たい。法律行為、経済行為などという特定の行為ではなく、行為一般を考えるときの、「行為」の概念を明らかにされたい。

質問三（専修大学　江沢譲爾）

パーソンスの行為分析におけるミクロ分析とマクロ分析との関連如何。

答一　社会体系も人格体系も、パーソンズにおいては、行為体系として考えられる。ただ、彼によれば、この二つの体系においては、組織の焦点が異なっている。前者は、役割期待、後者は欲求意向をその焦点とすると考えられる。しかし、両者が共に行為の体系である以上は、行為の一つの構成要素として志向を含んでいることは、いうまでもない。しかし、この志向は彼の説く「型の変数」によって規定せられる。しかし、彼によれば、行為の体系が境界維持的体系であるという意味で、それはさらに価値型によって規範的に統制されると考えられる。態度と体系的論理との意味関連いかんという第二の質問の趣意が私には明確に理解されないが、このような点の疑問かと考えて、以上のような解答を申述べておきたい。

第一の質問、パーソンズの価値理念（人間観・世界観）はどんなものか、ということは、極めて回答しにくい。彼は、科学者としていかなる人格体系も、社会体系も一定の文化体系と交渉をもつということを述べるが、彼がどんな価値型をもつかを述べてはいない。そういう問題に答えることは、彼の目的でなく、彼は社会科学の一般理論を、しかもその関連の枠を与えようとしているのみであるといえよう。それは、やがて彼が経験的研究に立ち向うときに表面にあらわれるかも知れないが、これまでの著述においては、ふれていない問題だと思っている。

二　単位行為とは何であるかという質問も、その意味が私にとっては理解しにくい質問である。法律行為とか、経済行為の概念的・実在的存在を考えうるとすれば、すべての特定の行為のもつ共通の特性を考えて、そこから単位行為一般をかたることは、科学的に極めて通常のことである。パーソンズが『社会的行為の構造』や、『行為の一般理論』の巻頭で述べていることは、このようなものであって、私は彼がこれまで、長年にわたって既存の行為理論を批判して確立してきた単位行為の概念については、それらの著述を参照されることを望みたい。しかし、簡単に結論だけいえば、行為はその要素として行為者、情況、行為者の情況への志向をもって成立するところの関係的な概念とされている。

しかし、アメリカ社会学者のなかには、彼の単位行為の概念に疑問をいだくものがある。例えば、ある商品を主婦が購入するという一つの経済行為を、さらに細かく店に行く行為、商品を物色する行為、代価を支払う行為というように分けて、どれが単位行為かといったような疑問を投しているものがある。これに対して、パーソンズは、反論をあえて試みようとしないが、「体系単位」と「行動的単位」との区別を指摘するであろう。

三　パーソンズ自身は、御質問のような分析のレベルにおけ分類では、マクロ分析を試みている。これは、彼の『社会体系論』や『経済と社会』において最も具体的に現われている。これに対して、ベールズの研究は、ミクロ的分析に中心があって『相互作用過程分析』はその代表的なものであろう。家族という小数集団と国民経済と

か、全体社会といった包括的な集団とは、自ら行為体系としてその性質を異にすることは、当然であるが、両者がともに行為体系、しかも彼のいう境界維持的体系という形では、共通の性質をもつと考えられ、その意味で彼が複雑な大集団の動学的現象を科学的に把握するための一つの前提として、最近では、この小数集団の問題に関心をもっている。ベールスとの最近の共著『家族、社会化過程と相互作用過程』は、この種の研究の産物である。この質問も私にとっては多義的であって、どのように答えてよいか見当がつかないが、一応以上の形で御質問に答えておきたい。

報告 II

スモール・ビズネスの理論と問題および政策

滝沢菊太郎
〈名古屋大学〉

一 開題

第二次大戦後、日本の中小企業はアメリカのスモール・ビズネスと比較されることが多くなった。これは、日本中小企業問題を国際的視野において把握する上で有意義なことである。しかし、この比較は、アメリカのスモール・ビズネス問題を真に理解するのでなければ、却って誤りを犯す危険がある。

この報告では、スモール・ビズネス論の展開という側面からスモール・ビズネス問題の生成展開を考察しようと試みた。従って、この報告では、問題発生の基盤であるアメリカ国民経済構造の展開についての分析やそのような基盤の展開とスモール・ビズネス論の展開との関連についての考察は殆ど全く行われていない。これらの点は今後の課題として残されている。

また、この報告の対象は、工業に限定されていることもあらかじめことわっておかねばならない。

さて、現在のイギリスやアメリカにおけるスモール・ビズネス論を大別すると、マルクス経済学の流れに立つものと、それ以外のものとに二分しうる。後者は、主として、A・マーシャルに源をもつものであり、これがイギリスやアメリカにおけるスモール・ビズネス論の主流であるとみてまず間違いない。そこで、まず、A・マーシャルのスモール・ビズネス論の考察から始めることにする。

二 A・マーシャルのスモール・ビズネス論

マーシャルは、『経済学原理』第二版（一八九一年）において、大規模生産の利益が存在するのになぜスモール・ビズネスは消滅してしまわずに残存するのか、という問題を提出し、以後、版を重ねる毎にそれに対する解答を追加している(1)。

マーシャルのスモール・ビズネス論において注目すべき点を簡単にのべると次の如くである。

第一に、マーシャルはスモール・ビズネス問題を、いわば「経済論理的」な問題として提出している点である。それは、大規模生産の利益という経済法則と、スモール・ビズネスの残存という現実との「くいちがい」についての問題提起なのである。従って、少くともそれは、何らかの政策的処置を必要とする問題でないことは明ら

かである。

第二に、そこでは、スモール・ビズネスの「残存」(survival)が問題となっている点である。即ち、それは、産業革命後の近代的大企業が支配的な経済社会での問題、スモール・ビズネスが「残存」として表現されるほど量的に少い経済社会での問題なのである。指標としては不適当であるが、他に適当なものがないので、いま工業従業者数の規模別割合でみてみると、一九〇九年のアメリカでは一〇〇人未満規模の占める割合が三七%、五〇人未満規模の占める割合が二五%である。これは、昭和三十年の日本工業における割合、一〇〇人未満規模六〇%、五〇人未満規模五〇%という数値と比較したとき、いかに小さいものであるかがわかるであろう。

第三は、マーシャルの問題としているのは、「大」に対する「小」という意味での「スモール・ビズネス」であり、工場制工業に対する手工業とか家内工業とかいうような質的に規定されるスモール・ビズネスではないという点である。[2] マーシャル以後も、このように量的に規定される「スモール・ビズネス」概念が支配的であり、例えば、ハネイは一九一三年に年産五、〇〇〇ドル未満規模を、[3] またボウレイは一九二一年に従業者一〇〇人未満規模をスモール・ビズネスと規定している。[4]

第四に、スモール・ビズネス残存の理由を大規模生産の限界、条件、スモール・ビズネス独自の有利性に求めている点である。即ち、スモール・ビズネス残存についての適度規模論的説明の萌芽はすでにマーシャルにおいてみられるのである。

第五は、有名な森の比喩にみられるように、マーシャルが、スモール・ビズネスの大企業への成長をみとめていた点である。彼は、版を重ねる毎にその成長について条件をつけたり、成長の行われる分野を限定したりしていたが、最後までその成長を否定していなかった。[5] スモール・ビズネスは経済発展の推進力であるというマーシャルの信念は、その後のスモール・ビズネス論に一貫した底流となっている。

(1) 詳細は、拙稿「スモール・ビズネスに関する一研究（その一）A・マーシャルのスモール・ビズネス論」経済科学第五巻第一号昭和三十二年三月を参照されたい。

(2) マーシャルは、スモール・ビズネスについて明確な概念規定を行っていない。彼の「スモール・ビズネス」概念を解明する一つの鍵は、彼の「代表的企業」概念にあるとも考えられるが、これについては前掲拙稿を参照されたい。

(3) L. H. Haney: Business Organization and Conbination, 1913, New York, pp. 18—19.

(4) A. L. Bowley: The Survival of Small Firms, Economica, 1921, No. 2, p. 113.

(5) 後に、スティーンドルはマーシャルのこの成長論を批判しているが、この批判にはスティーンドルの理解不足に基くと思われる点もある。前掲拙稿参照。

三 J・A・ホブソンのスモール・ビズネス論

十九世紀末より二十世紀初頭にかけて、スモール・ビズネスについてのべている論者はマーシャルの他にもみられないことはない

が、いずれも、マーシャルが断片的にのべていることを整理したにすぎない、と言っても過言ではない。例えば、バロック[1]、ニコルソン[2]、クヌープなど。ただ、クヌープについては、マーシャルが大規模生産の限界点としていわばネガティブにとらえた点を、積極的に「能率的生産単位」として把握している点が注目される[3]。

この「能率的生産単位」をめぐってスモール・ビズネス論を更に展開させたのがJ・A・ホブソンである。彼のスモール・ビズネス論は主として『産業制度論』（一九〇九年）においてのべられている[4]。彼はスモール・ビズネス消滅論を否定し、その残存理由を考察しているのであるが、マーシャルとは異って、「何が企業規模を決定するのか」という形で問題を提出している。

この規模決定要因として、彼は、「最低生産費規模」を考え、生産単位と企業単位とに区別してそれを考察している。小工場は必ずしも小企業ではないので、生産単位と企業単位を区別することは重要な意味をもっているのであるが、マーシャルにあっては不明確であった[5]この区別をホブソンが明確にしている点は注目されてよい。言うまでもなく、この区別の意識化は、十九世紀末以降のコンビネーションや複数工場企業の普及を背景としている。

ホブソンは、完全自由競争の場においては、最低生産費規模は最大利潤率規模と一致するとのべ、これを最大能率規模と称した。彼は、この最大能率規模は業種毎に異ると考えスモール・ビズネス残存の基本的理由は、それが業種毎の最大能率規模と一致していることにあるとのべ、最大能率規模と一致しないスモール・ビズネスの残存は、完全自由競争が行われていないことによって説明した。更に、ホブソンについて注目すべき点は、完全競争と不完全競争の場のいずれをとわず、自己の経済的合理性に基く自主独立的なスモール・ビズネスの残存を、「真実の残存」（genuin survival）と称して、スウェッティングなどのように従属的性格をもったものと厳格に区別していることである。

（1） C. J. Bullock: Introduction to the Study of Economics, 1913 (1st ed. 1897), Boston.

（2） J. S. Nicholson: Principles of Political Economy, 1902 (1st ed. 1893), London.

（3） D. Knoop: American Business Enterprise, 1907, Manchester, pp. 37—38.

（4） 詳細は拙稿「スモール・ビズネスに関する一研究（その二）A・マーシャルからE・A・G・ロビンソンまで——適度規模論の形成（上）」経済科学第六巻第二号昭和三十三年七月を参照されたい。

（5） この点については、後にL・ロビンスやP・S・フローレンスが批判している。L. Robbins: The Representative Firm, Economics Journal, Sept. 1928.
P. S. Florence: The Statistical Method in Economics and Political Science, 1929, London, p. 443.

四　スモール・ビズネス論と適度規模論

ホブソンは完全自由競争の場においてのみ最大能率規模を考えたのであるが、その後、不完全競争の場における能率的規模について

も考察されるようになり、一九一〇年代から一九二〇年代にかけて、シーガー、フェッター、タウシッグ、ジョーンズ、フォードなどの議論を経て[1]、一九三一年のE・A・G・ロビンソンの『競争的産業の構造』に至り始めて、適度規模論としてまとまった形をととのえることになった。

この間、能率的規模或は適度規模の指標を最低生産費とするか最大利潤率とするか最大利潤量或はその他のものとするかをめぐって激しい議論が行われ、これは現在においても未だに継続しているのであるが、指標をどれにとるにもせよ、とにかく、スモール・ビズネスが残存しているのはそれが適度規模にあるからだ、と説明されることに変りはないのである。

ロビンソン以後の適度規模論はスモール・ビズネス論にかゝわりなく独自の展開を示すのであるが、適度規模論の源はスモール・ビズネス論と同じであり、当初はスモール・ビズネスの残存を説明するための理論という性格をかなり濃くもっていたことを見逃してはならない。

逆に、スモール・ビズネス論の側からみれば、マーシャルの議論の中にすでにその萌芽のみられた適度規模論は、その後のスモール・ビズネス論の展開の中において次第に成長し、その残存を説明する理論として、現在にいたるまでスモール・ビズネス論の内部で重要な地位を占めつづけているのである。

(1) H. R. Seager: Principles of Economics, 1917 (1st ed. 1913), New York.
F. A. Fetter: Economic Principles, 1918 (1st ed. 1915), New York.
F. W. Taussig: Principles of Economics, 1919 (1st ed. 1911), New York.
J. H. Jones: The Economics of Private Enterprise, 1926, London.
P. Ford. Economics of Modern Industry, 1930, London.
これらの詳細については、拙稿「適度規模論の生成（下）」経済科学第六巻第三号昭和三十四年二月を参照されたい。

五　経済政策的問題としてのスモール・ビズネス問題の発生

以上、一九三〇年までのスモール・ビズネス問題は、いわば経済論理的な問題として一貫していたと言えるのであるが[1]、現在のアメリカにおけるスモール・ビズネス問題は著しく経済政策的な問題としての性格をもっている。いつ、どうしてこのような変化が生じたのであろうか。

スモール・ビズネスが経済政策の対象として論ぜられることになった契機は、一九二九年の恐慌およびそれに続く一九三〇年代の不況にある。この時期に、スモール・ビズネスは次々と倒産し、スモール・ビズネスがいまにも完全に消滅してしまうかの如き議論がさかんに行われた[2]。

このような事態を背景として、スモール・ビズネスに関する二つの議論が発生した。即ち、一つはスモール・ビズネス残存理由再吟味論であり、他の一つはスモール・ビズネス擁護論である。

(1) 例えば、論文などでも、「スモール・ビズネスの残存」をテーマとして、その残存理由を解明しているものが多い。

A. L. Bowley: The Survival of Small Firms, Economica, 1921, No. 2.

I. F. Grant: The Survival of the Small Unit in Industry, Economic Journal, Dec. 1922.

(2) スモール・ビズネス消滅論がいかにさかんであったかは、一九三一年のネイションズ・ビズネス誌に「スモール・ビズネスはまだ存続している」(Small Business Still Has a Place) と題する論説がのせられていることからもうかがえる (Nation's Business, April 1931, p. 43)。

六 スモール・ビズネス残存理由の再吟味

一九二九年から一九三〇年代にかけての多数のスモール・ビズネスの倒産は、スモール・ビズネス残存についての従来の適度規模論的説明に疑問を生ぜしめた。そこで、サムマースやオウエンスなどによって、そのような適度規模論的説明を業種別規模別の実証的統計的分析によって再吟味することが提唱された。(1)

そして、現在に至るまでの間、クラム、ブレアーやT・N・E・C・の分析をはじめ最近のクラーク、ロスタス、キャプランなど、多くの研究者や研究機関が、生産費、利潤、附加価値、生産性などを指標として業種別規模別の分析を行ってきたのである。(2) この結果、業種によってはスモール・ビズネスの方が有利であることが再確認され、従来の適度規模論的説明は否定されることをまぬかれた。(3)

しかし、ロビンソン以前の適度規模論的説明においては、適度規模と景気変動との関係についての考察が不足していたことは反省され、生産技術面や、経営管理面においては適度規模にあるスモール・ビズネスも、金融財務面においては一般に大企業に劣り、この弱点が不況時には致命的となることが指摘された。

他方、この再吟味過程で、スモール・ビズネス自体の経済的非合理性に基く残存が指摘されたことを見逃してはならない。一九三〇年以前においても、スモール・ビズネスの残存には、適度規模論的存在の他に、ホブソンの所謂「真実の残存」でない存在をはじめとして、消滅過程的存在やブーム時の予備軍的存在のあることが指摘されていたが、この再吟味過程で、フローレンス、スティーンドル、ビーチャムなどは、この他にも、スモール・ビズネス自体の経済的非合理性に基く残存があることを指摘したのである。(4)

結局、この再吟味過程を通じて、それまでの適度規模論的説明は一層深められ、再確認されたのであるが、この説明だけですべてのスモール・ビズネスの残存が解明されるのでないこともまた明らかにされたのである。

(1) H. B. Summers: A Comparison of the Rates of Earning of Large-scale and Small-scale Industries, The Quarterly Journal of Economics, May 1932.

R. N. Owens: Business Organization and Combination, 1934, New York.

(2) W. L. Crum: Corporate Size and Earning Power, 1939, Harvard University Press.

J. M. Blair: The Relation between Size and Efficiency of Business, Review of Economic Statistics, May 1942.
T. N. E. C.: Relative Efficiency of large, medium-sized and Small Business, Monograph No. 13.
C. Clark: The Conditions of Economic Progress, 1951 (1st ed. 1940), London.
L. Rostas: Productivity, Prices and Distribution in Selected British Industries, 1948, London.
A. D. H. Kaplan: Small Business. Its Place and Problems, 1948, New York.

(3) しかし、ほとんどすべての実証的分析は、適度規模検出のみに終っていて現実の規模分布と適度規模との関連にまでは分析を進めていない。従って、厳密には、スモール・ビズネスの適度規模論的残存を実証したことにはなっていないのである。拙稿「規模別構造よりみた日米工業の若干の考察」調査と資料第十二号昭和三十二年五月参照。

(4) P. S. Florence: The Logic of Industrial Organization, 1933, London.
J. Steindl: Small and Big Business, 1945, London.
A. Beacham: Economics of Industrial Organization, 1948, London.

七　スモール・ビズネス擁護論

一九二九年から一九三〇年代にかけてのアメリカにおけるスモール・ビズネスの倒産を背景にして生じたもう一つのスモール・ビズネスに関する議論がスモール・ビズネス擁護論[1]であり、これがスモール・ビズネスを経済政策の対象たらしめた推進力なのである。以下、アメリカについてみてみることにする。

このスモール・ビズネス擁護論発生の現実的基盤は、十九世紀末以降の独占化傾向のたえざる進展であり、直接的には一九二九年恐慌を契機とするスモール・ビズネス倒産と独占化傾向との現象的結合である。例えば、いま、アメリカ工業の規模別従業者数分布をみてみると、一九一〇年代から一九二〇年代にかけては、一〇〇人未満規模三五%前後、一、〇〇〇人以上規模一七%前後であったのが、一九二九年には前者が三〇%、後者が二四%となり、一九三七年には前者が二六%、後者も二六%となっていることからも前述の現象の一端がうかがわれる。

そして、独占は自由競争制度の敵であるという反独占の思想が、スモール・ビズネスの衰退＝独占化傾向の促進という現象と結合して、独占のアンチ・テーゼとしてスモール・ビズネスを擁護するという議論が生じたのである。自主独立的なスモール・ビズネスは経済発展の推進力であるというマーシャル以来の信念もこの擁護論の底にあることは言うまでもない。

第二次大戦や朝鮮事変の発生を契機として、一朝有事の際の国防生産の一環としてのスモール・ビズネスを確保するためという国防的見地や、雇用的見地なども擁護論に一役買っていることを見落してはならないが[2]、擁護論の主柱は何といっても自由競争制度の擁護であり、自由競争制度によってのみ経済の発展と国民の福祉が達せ

られるとの信念である。[3]

ところで、残存しているスモール・ビズネスは大別して、適度規模論的存在とそうでないものとに分かれるが、自由競争制度擁護の旗手となりうるものは、前者であって後者ではなく、後者を擁護することは経済の発展と国民の福祉には却って有害であるという考えが擁護論にあることを見逃してはならない。[4] 即ち、スモール・ビズネス擁護論は、スモール・ビズネス全部を対象とする無条件的な擁護論ではなく、またその擁護も、スモール・ビズネスに特権を与え、特別な保護をすることを主張するのではなく、大企業とのハンディキャップを補い、平等の条件で競争出来るようにすることを主張するものなのである。これは、適度規模論的説明にかなうスモール・ビズネスといえども、独占的大企業からの不公正な競争による圧迫があったり、必要な資金を獲得出来ない場合には経営困難に陥り、特に不況時にはそのため倒産することにもなるという認識に基いている。換言すれば、自由競争制度の担い手として当然残存し活動出来るはずのスモール・ビズネスまでが衰退し倒産する点に擁護論の問題意識があるとも言えるのである。

(1) T・N・E・Cの一連の報告書をはじめ一九四〇年代以降のスモール・ビズネスに関する文献は、ほとんどすべて擁護論に関係しているとみてよい。

(2) 例えば、C. E. D.: Meeting the Special Problems of Small Business, 1947. やキャプランの前掲書参照。

(3) 一九五三年の小企業法に明示されているが、その他上下両院の小企業委員会の報告書などからもはっきりとうかがえる。

(4) 最近では、P. Donham: Whither Small Business, Harvard Business Review, March-April 1957.
W. A. Hosmer: Small Manufacturing Enterprise, Harvard Business Review, Nov.-Dec. 1957.

八 スモール・ビズネス政策における三つの焦点

このようなスモール・ビズネス擁護論が推進者となって、スモール・ビズネス問題は、経済論理的な問題としてばかりでなく経済政策的な問題としても論ぜられることになつたのである。

経済政策的なスモール・ビズネス問題の発生に伴って、一九四〇年には上院に小企業委員会が設けられ、一九四一年には下院にも小企業委員会が設けられると共に司法省に小企業部、商務省に小企業課がおかれ、更に朝鮮事変を契機として設けられた国防小企業庁が一九五三年の小企業法によって小企業庁として新発足している。

そして、スモール・ビズネス政策は、主として、次の三点をめぐって行われていると言ってよい。

第一はスモール・ビズネスに対する大企業からの圧迫排除政策である。これは、独占的大企業の圧迫は適度規模論的説明にかなうスモール・ビズネスをも危機におとし入れるとの認識に基いている。十九世紀末以降のさまざまの反独占政策がその主たる内容であるが、政府調達においてスモール・ビズネスを閉め出すことのないように留意していることなどもその内容に含めてよいであろう。

第二はスモール・ビズネス金融政策である。これは、企業経営の血液とも言うべき資金調達上の困難が、適度規模にあるスモール・

ビズネスをも危機におとしいれることがあるとの認識に基いている。その政策の主な内容は、小企業庁貸付やスモール・ビズネスの自己金融を助けるための減税などである。

以上の二つの政策の底には、大企業からの不公正な圧迫を排除し、必要な資金さえ与えてやれば、適度規模にあるスモール・ビズネスは立派に大企業と競争し、自由競争制度擁護の担い手になりうる、という考えが貫いている。

第三は、スモール・ビズネスに対する啓蒙、教育、指導政策である。言うまでもなく、適度規模は著しく条件的なものであるから、外部の経済的条件の変化に伴って適度規模もまた変化する。従って、極端に言えば、昨日適度規模にあったスモール・ビズネスは今日も適度規模にあるとは限らない。スモール・ビズネスが、このような経済的条件の変化に対応してゆくよう教育、指導するのがこの政策の一つの目的である。他の目的は、経済的非合理性に基くスモール・ビズネスなどを適度規模論的説明にかなうスモール・ビズネスに体質改善するよう啓蒙、教育、指導することである。これは、経済の発展や社会の福祉にむしろ有害であるスモール・ビズネスを指導して、自由競争制度擁護の担い手たらしめる政策であるとも言えよう。

九　結びに代えて

以上、ごく大ざっぱにのべたことを要約すると次のようになる。スモール・ビズネス問題は、その当初十九世紀末においては、スモール・ビズネスの残存をめぐるいわば経済論理的な問題として提出され、マーシャル以来その残存は主として適度規模論的に説明されて今日に至っている。そして、一九二九年恐慌とそれにつづく一九三〇年代の不況を契機として、スモール・ビズネス問題は経済政策的な問題としても論ぜられることになったのであるが、そこでの問題意識は、適度規模にあると考えられるスモール・ビズネスまでが危機におちいり、それが独占化の傾向を促進し、自由競争制度を破滅にみちびき、経済の発展と国民の福祉とを阻害する、ということにあったのである。

従って、現在のアメリカにおけるスモール・ビズネス政策は、スモール・ビズネス残存についての適度規模論的認識を基礎とし、自由競争制度の擁護という原則によって基本的には貫かれている、ということが出来る。換言すれば、アメリカのスモール・ビズネス問題は、マーシャル以来の経済論理的問題の上に立った経済政策的な問題なのである。

このようなアメリカのスモール・ビズネス問題研究は、日本の中小企業を研究する上に問題とすべきいくつかの点を示唆してくれる。その主要なものをあげると、まず第一に、日本の中小企業問題は果して「残存」をめぐる経済論理的な問題として提出しうるものかどうか、そもそもその存在は「残存」として認識しうるものなのかどうか、という点が問題となる。第二は、日本中小企業の存在は適度規模論的説明で果して満足に解明しうるものかどうか、という点である。そして、第三は、日本の中小企業対策の底に一貫している原則、思想的根拠というものがあるのかどうか、もしあるとすればそれは何であるか、その原則はいかに評価されるべきか、という

点である。

ここでは、アメリカのスモール・ビズネス問題研究から示唆される問題提起だけが行われ、日本中小企業問題の本質が何であるかについての解明は、今後の課題として残されていることを最後に附記しておく。

質問一（神戸大学　藤井　茂）

御報告の後段、政策問題としてのスモール・ビズネスについては、主としてアメリカについてのみ説明され、従って、独占に対するアンチテーゼとして問題が意識せられたと考えられるが、イギリスについては事情がちがうのではないか。イギリスにおいては、むしろパブリック・インテレストに反しないかぎり、制限的慣行の中でスモール・ビズネスの維持と発展が可能であると考えられているように思われ、従って、独占との共存が意識せられていると考えられる節がある。

答　スモール・ビズネス問題が当初、経済論理的な問題として提出されたことは、イギリスもアメリカも同様であり、むしろイギリスの方がオーソドックスであったと考えられますが、御指摘のように、イギリスでは一九三〇年代以降経済政策的問題として論ぜられる場合は、アメリカとはそのおもむきを異にしていると思います。イギリスについては今後更に研究したいと存じていますが、イギリスではアメリカに比較した場合、現在でも経済論理的問題として論ぜられることが多いようであり（例えば、フローレンス、ビーチャム、スティーンドル）、また、スモール・ビズネスが経済発展の推進力であるとのマーシャル以来の信念が一貫して流れている点では、アメリカに類似していると思われます。

質問二（千葉大学　山岡喜久男）

御報告のうちで、欧米のスモール・ビズネス論が、スモール・ビズネスの残存要因としてスモール・ビズネス自体の経済的非合理性にふれていることを指摘されたが――これはわが国の中小企業論ではあまり論及されていない点であるが――日本の中小企業の「問題性」のひとつが、日本中小企業主のホモ・エコノミクスとしての未成熟性にあると思われるので、このような経済的非合理性の説明が日本の場合には、どんな政策的な意味をもっているかを御説明いただきたい。

答　日本の中小企業問題は、現象的には、中小企業の経営窮乏問題、雇用の場としての中小企業における低賃銀、劣悪労働条件の問題、更には低生産性問題をその内容としていますが、その問題発生の原因は、一応便宜的に経営内部的原因と経済外部的原因とに分けることが出来ると思います。そして中小企業者自身の経済的非合理性についての問題は、この経営内部的原因に関するものだと思います。つまり、家計と経営との未分離とか、一国一城主的感覚とか、要するに経済的合理性に徹したホモ・エコノミックスとして未成熟であることが問題なのですが、最近では、日本でも中小企業の所謂「体質改善」の中の一つの問題としてこのことがさかんに論ぜられるようになってきました。私も、中小企業対策としてはこのような中小企業者自身の経済的非合理性を改善させることが基本的に重要なことであり、これをしなければ、中小企業金融政策も中小企業組織化政策もカラ廻りしてその効果を充分あげえないことになるのではな

いかと思っています。しかし、ただ、このような意識改善策だけを行っていればよいというのでないことは勿論であり、他の政策と共に綜合的に行うことが必要だと思っています。なお、拙稿「中小企業における合理化・組織化と中小企業者の経済人的性格」（山中篤太郎編『中小企業の合理化・組織化』昭和三十三年十二月所収）を参照いただければ幸いです。

質問三（愛知学芸大学　**松浦茂治**）

日本中小企業問題の本質をいかに考えておられるか。

答　この問題は、今後の私の課題として残されてあるのですが、現在、私のもっている充分整理されていないメモ程度の考えをあえてのべますと次のようになります。日本の中小企業は、「残存」としてだけ認識するにはあまりにも量的に多すぎるし、またその存在の中で適度規模論的に説明しうる部分はごく僅かである（少くともアメリカに比較すればその割合は遙かに少い）と思われます。従って、日本の中小企業問題は、アメリカのような「残存」をめぐる経済論理的な問題の上に立った経済政策的問題というよりは、むしろ、当初からすぐれて経済政策的な問題として発生した点に特色があるように思われます。即ち、当初から、中小企業における経営窮乏化、低賃銀、劣悪労働条件、低生産性などの問題が、切実なさし迫った問題としてつきつけられ、「適度規模論的に説明出来ないような中小企業はただ、啓蒙、教育、指導だけしていればよいのであり、それでも倒産するのは止むをえない、」と放っておくことを許されないような形での経済政策的な問題である点がアメリカと異っていると思われるのです。これは、スモール・ビズネスがアメリカ国民経済構造の中で生成展開した過程や現在占めている地位と、中小企業が日本国民経済構造の中で生成展開した過程及び現在占めている地位の相違に起因していると思われます。従って、そのような歴史的構造的分析を行うことこそが、日本中小企業問題の本質を解明する鍵であると思っています。

質問四（神戸大学　**新野幸次郎**）

(1)御報告の中でのスモール・ビズネスというのは、同一業種内のラージに対するスモールか、それとも異業種間のラージに対するスモールか。またこの点についてのスモール・ビズネス論の展開はどうなっているか。

答　マーシャルやホブソンにおいては、両者を混同している点がみられ、必ずしも明確ではなかったが（前掲拙稿経済科学〔その一〕〔その二〕参照）、その後のスモール・ビズネス論の展開においては、大体、業種をこえた「大」に対する「小」としてスモール・ビズネスを考えているとみてよいと思います。勿論、これは同一業種間の「大」に対する「小」のみをスモール・ビズネスと考えている論者が皆無だったことを意味するのではありません。（例えば、H・レヴイ）

(2)報告のなかのスモール・ビズネス擁護論はスモール・ビズネスが適度規模として残存しているのでないことを前提していると思うがどうか。

答　これは適度規模の概念をいかに規定するかが問題となりますが、スモール・ビズネス擁護論においてはまず適度規模の規定いかんにかゝわらず、それは経済的条件の変化に伴って変化するとの認

識を基礎として、現在適度規模にあるスモール・ビズネスがそのような経済条件の変化に対応しうるようにする（例えば、対応に必要な知識を供給したり、資金を供給したり、対応を阻害する外部からの不公正な競争を除去する）という考えがあります。これは、適度規模にあるスモール・ビズネスが適度規模でなくなることによって脱落することを防止する議論とも言えるでしょう。そこでは、そのような対応の出来ないスモール・ビズネスが果して適度規模にあると言えるかどうかが問題となると思いますが、一応はやはり適度規模にあることを前提としているとみてよいと思います。また、企業活動をいくつかの側面に分解して、そのそれぞれについて適度規模を考える場合もあります。そのときには、生産技術面や経営管理面において適度規模にあるスモール・ビズネスも必要な資金を得られなかったり、大企業からの不公正な圧迫のため危機におちいることがあるとの認識の上で、そのようなスモール・ビズネスの擁護を主張するのですが、この場合には、ある側面では適度規模にあることを前提としているが、他の側面（例えば金融財務面）ではそうでないとも言えるでしょう。ただしかし経済的非合理性に基いて残存しているスモール・ビズネスを適度規模論的な存在になるよう啓蒙、教育、指導することを主張する議論も擁護論に含めるとすれば、たしかに、適度規模でない存在を前提としている点もないとは言えないと思います。

質問五（慶応大学　気賀健三）

(1) 小企業の問題を専ら大企業との競争という関係で論ぜられたように承りましたが、小企業の存立は、大企業とは別個の部門で（たとえば部品生産）認められ、その成長が考えられるのではないか。

答 御指摘の通り、マーシャルにあっても、生産の前段階業種は大企業に適し、後段階業種はスモール・ビズネスに適することが指摘されており、またその後の適度規模論においても業種毎の適度規模を考え、適度規模が小規模にある業種、即ち、スモール・ビズネスに適する業種分野にスモール・ビズネスは残存している、と考えられております。（ただ、このようなスモール・ビズネスに適する分野を固定的に考えているのではなく、経済の発展に伴って、ある部分はむしろ大企業に適するようになったり、或は逆に、スモール・ビズネスに適する分野が増大、拡張する、と考えている点を見逃してはならないと思います。前掲拙稿〔その一〕〔その二〕を参照されたい。）そして、スモール・ビズネスに適する分野においては、本来ならば、大企業がそこに侵入してきても立派にそれと競争して打勝つ筈であるし、スモール・ビズネスは安泰な筈なのであるが、独占的大企業が侵入してきて不公正な競争を行ったり、或は、スモール・ビズネスに原材料や機械設備を供給したり、スモール・ビズネスの製品を購入する大企業が、その取引において不公正な圧迫を加えたり、経済条件の変化に対応するのに必要な資金が得られなかったりする場合には、そのようなスモール・ビズネスといえども危機におちいることがある点に問題がある、と彼等は考えているのです。

(2) アメリカにおいて、小企業の衰退・大企業の増大＝独占化という議論は必ずしも有力ではないと思いますが、貴見はどうで

すか。

答　T・N・E・Cの報告書やC・E・Dの報告書、或は上下両院の小企業委員会の報告書、その他既出のキャプラン、ドーナム、ホスマー、などの著書、論文等からみますと、スモール・ビズネスの衰退は独占化の傾向を促進するとの議論がアメリカでは支配的なように思われます。ただ、このことは、これと異った議論が皆無だということを意味しているのではありません。（例えば、大規模化と独占化との相違を指摘しているH・レヴィやD・E・リリエンソールの議論など。）

（一九五八・六・五）

中小工業の下請制とその歴史的原型

染谷孝太郎
〈明治大学〉

一　下請制の本質

下請制は、中小企業問題を解明する場合に必ず明らかにしておかなければならない問題である。この問題を明らかにするためには、今日存在する下請制の本質的理解を行うと同時に、下請制の歴史的原型を明らかにしておくことが第一に重要である。

下請制は、独占資本が労働者を直接収奪する機構ではなく、中小資本を自己と対等ならざる関係におとしいれて、中小資本からの収奪と、そのもとに従属する労働者とを収奪する縦の機構である。さらにそれは、農村の半封建遺制によって特殊的に規定されながら中小工業の下に広汎に存在するチープ・レーバを、独占資本が、自らの直接的出費や危険負担なしに間接的＝迂回的に収奪し、大部分の中小工業に対しては、剰余価値の一かけらをも残さず、ある場合には、損失をも強制して、自らの独占利潤を最大ならしむる機構なのである[1]。独占資本は、最大限利潤追求という立場から最も重要な商品の生産を直接行い、しかも、経済的・技術的・ある場合には政治的理由から中小工業の生産に依存する。

下請制は、大資本による中小資本収奪の直接的関係を生産過程、もしくは、流通過程において具現するものである。それは、上位資本たる親工場、問屋、その上に位する大工業、および、大商社が中小工業の懐に収めらるべき剰余価値を、外面的には、平等な交換関係を通じて、本質的には、生産過程、もしくは、流通過程における支配＝従属関係を通じて上に吸いあげる収奪機構なのである。

かかる下請制は、資本主義における独占化が伸展し、独占資本のもとにすべての資本が統合されると同時に、大多数の工業が中小工業化しようとするに至った時期に本来的形態をとるに至る。すなわち、今までの問屋制商業資本の指導力は次第に減少し、中小工業に対する支配的地位は、権力と結びついた独占資本が占めるに至った。従って、独占段階に至ってはじめて本来的下請制が登場する。この段階では、中小工業のなかには、全く間接的にしか独占資本に支配されていないものもあるが、大部分の中小工業は、独占資本に直接従属しているか、もしくは、独占資本を頂点として、その下における産業資本や問屋資本に階層的に従属している。従って、独占段階においては、独占資本をピラミットの頂点とする系列的下請関

係が支配的となる。

またこの段階においては、極度の生産集中化現象とともに、生産手段が特定の資本の仕事場に集中・独占され、同時に多数の労働者のこの事業においての労働の機会はますます増大する。またこの段階においては、資本の有機的構成は最大限に高度化され、労働者の労働条件は極度に劣悪化される。しかも慢性的な大衆失業が一般化する。このことは、少数の資本家に対する統一的な労働争議をおこさせることになる。独占資本は、このような労働運動から自を防衛する手段として、中小工業の利用をはかるのであり、しかも、中小工業を下請化することによって、このような労働者を間接的に支配し、労働運動を分散的ならしめようとするのである。下請制は、このような機構でもある。

二　本来的下請と原生的下請との相異と関連

下請制において、元方の下に従属する下請のなかには、下受、下職、内職等によって表現される資本家的家内労働、もしくは、問屋制家内工業が存在する。これらは、下請制が行われる場合、その最下層部を形成し、しかも、本来的意味における下請の歴史的先駆形態でもある。従って、原生的下請としてのそれらと、本来的下請とは、その間に理論的・歴史的関連性を持ちながら、なお差別性を持っている。

第一に、本来的下請における下請工業は、原則的には中小工業であって、しかも、その内部に資本と賃労働との対立関係を持っている中小資本（大資本に隷属した）であると言い得る。中小下請業者は、常に労働者とともに、たとえ肉体労働を行っておるとしても、彼の終極目的は、より大なる利潤の獲得による自己資本の増殖であって、その手段として中小工業の経営を行い、労働者の指揮、監督を行うものである。従って、本来的下請中小工業は、全く生業的な、しかも、家計補助的な、そして、経営の内部に資本と賃労働との対立関係の原則的に存在しない下受、下職、内職等とは異るものである。

第二に、本来的下請と原生的下請との区別は次の点に求められる。前者は、独占段階において、大商業資本や大産業資本が、中小工業化した工場制工業やマニュファクチュアを下請企業化する場合にあらわれる。それに対して、後者は、主として問屋やマニュファクチュアが「事実上の」賃労働としての内容をもつ資本家的家内労働、もしくは、問屋制家内工業としての下受、下職、内職等を支配する場合にあらわれる。前者もそうであるが、特に後者は半封建的な要因の残存する農民経済によって規定される面が大である。

第三に、以上のように、本来的下請と原生的下請とを区別することはできても、現実的には、両者の区別はなかなか困難である。なぜなら、資本主義的仕事場としての内容を持った下請（特に初期的形態を持ったマニュファクチュア）と、同職組合的手工業、もしくは、小営業の仕事場とほぼ同じ形態を持った原生的下請との区別は、はじめは同時に就業している労働者の数にあるにすぎないからである。(3)

より多数の労働者の使用は、不可避的に、生産そのものに継続的な変化をもたらし、しだいに生産の改造が行われるようになる。す

なわち、二―三人の労働者を雇っている場合には、ほんの少量の剰余価値しか経営者は労働者から収奪することができないので、彼自ら労働しなければならず、同時に雇用労働者の個人的能力に生産がいちじるしく左右され、その経営状態は極めて不安定である。ところが、労働者を五人程度雇用している場合になると、経営者は相当多くの剰余価値を労働者から直接収奪することができ、しかも生産を雇用労働者にほとんど委任して、自らは原料の購入と商品の販売とに主力を注ぐことができるようになる。同時にこの程度の経営になると、労働者の個人的能力は相殺されて平均化し、生産が労働者の個人的能力にはげしく左右されることが少くなり、生産と経営は前よりずっと安定してくる。労働者の数が一つの企業内部において十人程に増大すれば、このことは一層明瞭となる(3)。

従って、統計的な必要からする本来的下請と原生的下請との区別は、以上のところからも明らかなように、通常五人、もしくは、もっと確定的な意味において十人という数量的分岐点に求められるのではあるまいか。

第四に、本来的下請と原生的下請との歴史的区別の問題が存在する。今日、両者は併存するが、歴史的にみた場合は、後者が前者に先行する。元方と下受、下職、内職等の間の下請関係は、本来的下請制におけるそれではなく、原生的な意味における下請関係である。原生的下請関係は、商業資本が小営業を支配する第五の形態(段階)、すなわち、主として原・材料前貸制を通じて、「事実上の」産業資本と「事実上の」賃労働＝資本家的家内労働との間にとり結ばれた関係を意味する。資本家的家内労働、もしくは、問屋制家内工業が、古典的なかたちで数量的比重において増大したのは、厳マニュ段階におけるマニュや問屋の外業部としてであった。しかし、それらは、工場制工業、ことに今日の段階においても大資本の外業部的収奪の最底辺として広範に存在する。これとは反対に本来的下請関係は、マニュ段階において問屋がマニュファクチュアを支配し、工場制工業の段階に至って、問屋や大工場制工業が、中小工業化への傾向をもった工場制工業やマニュファクチュアを下請化する場合に萌芽的に発生する。しかし、本来的下請制の確立段階は、独占資本が上から形成されて、大多数の工場制工業やマニュファクチュアが中小工業化した独占段階である。

第五に、つけ加えておかなければならないことは、本来的下請の場合は、問屋制家内工業的下請(下受)の場合に比較して、一般に、原・材料前貸・分配や金融等を中心とした前期的支配・従属関係が少く、形式的には元方から非常に自由な立場におかれているような点である。今日の問屋も、独占資本の下で、その経済的支配力を相対的・絶対的に減少したが、一般的には古い支配形態を傾向として持っている。しかし、独占資本の経済力の増大と問屋のそれへの従属傾向は、問屋の経済力を縮少させ、金融や原・材料前貸等を中心とする古い原生的下請関係を漸次変化せしめている。

本来的下請と原生的下請との間には、以上のような差別が存在するばかりではなく、次のような関連する面も同時に存在する。要約して言うならば、本来的下請は、原生的下請から発展・転嫁してきたものであり、今日の独占段階においては、原生的下請は、広い意味の下請の最底辺を形成している。しかも、両者ともその内部に多

少とも原生的労働関係を持っており、外部的には、差異はあるがそれらと元方との間は、原生的下請関係によって多かれ少かれ結ばれている。また共通点は、それらが親工場や問屋、終極的には独占資本に隷属して不当な収奪を受けているという点である。この点が両者ともに、収奪しているものに対し協力して立ち得る基礎である。

以上の点をよく理解した上で、下請、下受、下職、内職等を含む広い意味での下請制は、独占段階における支配的資本が広い意味の中小工業を支配＝収奪する歴史的形態の中核を形成するのであることを銘記すべきである。

三　下請制の原始的形態

独占段階の本来的下請制の原始的形態は、遠く商業資本が小営業を支配する第四―五の形態（段階）、ことに後者における資本家的家内労働、もしくは、問屋制家内工業の中にみうけられる。商業資本が小営業を支配する形態（段階）は、次のように概括される。

第一のもっとも単純な形態は、商人（または大きな仕事場の経営主）が小商品生産者から製品を買いとることである。そこでは買占人は、その独占的地位を利用して、彼が生産者に支払う価格を際限なく引下げる。第二の形態は、それと高利貸業との結合ということにある。たえず金にこまっている農民は、買占人から金を借り、あとで自分の商品をひきわたして負債を返済する。その場合、商品の価格は、人為的に引下げられ、しかも、債務者は、債権者に人格的に隷属される。第三の形態は、製品にたいする商品での支払いであり、これは農村の買占人の普通のやり方の一つとなっている。小商品生産者の必要とする消費資料をもっての支払形態は、商品経済および近代資本主義の一般的に未成熟な段階に固有である。第四の形態は、商人が小商品生産者に対して生産に必要な商品、すなわち原料または補助材料などで支払う場合である。前には買占人は、完成品市場から小営業者をきりはなしたが、こんどは彼を原料市場からきりはなす。そして、これによって終局的に小商品生産者を自分に従属させる。第五の形態は、商業資本が小商品生産者に加工材料を直接くばる商業資本の最高形態である。ここでは、小商品生産者は、自分の家で資本家のために働く「事実上の」賃労働者となり、買占商業資本は、「事実上の」産業資本となる。ここに資本家的家内労働、もしくは、問屋制家内工業（ことに前者）が造出される。[1]

第五形態（段階）において、商品の流通過程よりも、生産過程の工的部門に針づけされて、小営業の本来的性格を失った分散的な小商品生産者を発見することができるのであり、また「事実上の」産業資本と賃労働との間に、資本家的家内労働、もしくは、問屋制家内工業としての下請制の原型をみることができる。

四　資本家的家内労働と近代的家内工業

ここでは、資本家的家内労働と近代的家内工業との差異と関連について明らかにしておく。

先ず結論から言ってしまえば、資本家的家内労働なるものは、レーニンの「ロシアにおける資本主義の発展」の中にしめされておるものであり、資本主義のあらゆる工業的発展段階に見られるものであり、しかも、マニュファクチュアにとってとくに特徴的な外業部

的存在である。[5] それに対して、マルクスの「資本論」における近代的家内工業は、「厳密に大工業の背後における資本の搾取部面」であって、大工業の段階において特徴的な存在であって、決してマニュや商業資本の小商品生産者支配の段階における資本の外業部的存在ではなかった。すなわち、それは、工場制工業の段階において支配的資本の収奪の最底辺を形成するものである。[6]

ここでちょっと注意しておかなければならない点は、レーニンの資本家的家内労働とマルクスの「大工業の背景に設けられたこの資本の搾取部面」たる近代的家内工業の相異だけを強調して、マルクスにおいては、レーニンにおける資本家的家内労働に相当する説明がなかったとしてしまうことは極めて危険であるということである。マルクスにおいても、レーニンにおける小営業の第五形態（段階）における商業資本（「事実上の」産業資本）支配下の資本家的家内労働、マニュ段階における「資本の搾取部面」としての資本家的家内労働に相当する説明が多少にかかわらずされているのであって、かならずしも一足とびに工場制工業の段階における近代的家内工業の説明だけがされているのではない。

マルクスは、封建的生産様式から資本主義的生産様式への移行の「二重の仕方」の存在したことを説明した後、後者の歴史的に圧倒的な「道」の説明をしながら、工場主たる商人が「旧来の分散的な様式」で生産を支配していた状態を次のように概括している。「たとえば、なお今世紀（十九世紀―筆者註）の中葉にいたるまで、フランスの絹工業・イギリスのメリヤスおよびレース工業・における工場主（ファブリカント）の大部分は、単に名目上の工場主であり、現実には単なる商人だったのであって、彼は、織物業者たちをしてその旧来の分散的な様式で作業をつづけさせ、ただ彼等をして事実上では自分のために作業させるという、商人としての支配を行うだけである。……それは、……彼等をば、直接に資本の支配下に包摂されたそれよりも劣悪な諸条件下にある単なる賃労働者およびプロレタリアに転化させるだけであり、旧来の生産様式の基礎上で彼等の剰余労働を取得するのである。……商人こそ、剰余価値の最大部分をポケットに入れる本来の資本家である。[7]」。

ここで注意すべき点は、商業資本が主として原・材料前貸という観点から、生産者を直接的に支配して、産業資本に転嫁する場合の資本に関して、レーニンは単なる買占人的な商業資本ではなくて、「商業資本の最高形態」としての「事実上の産業資本」であると言っており、それに対して、マルクスは、その場合の資本（家）を「単に名目上の工場主であり、現実には単なる商人」であると言っていることである。また、その場合の生産者を、レーニンは、「自分の家で資本家のために働く事実上の賃金労働者」としており、マルクスは、「旧来の分散的な様式で作業をつづけ」る「単なる賃労働者およびプロレタリア」であるとしている。

マルクスとレーニンにおいて以上のような相異があるからと言って、封建的生産様式から資本主義的生産様式への推移について本質的に異った見解をもっているものではない。

レーニンにおける「事実上の産業資本」は、「形式的には商業資本、実質的には産業資本」であるということを意味しないし、また「事実上の賃労働」は、「形式的には小商品生産者、実質的には賃労

働者」であるということを意味しない。またこれらとは反対のことをも意味しない。「事実上」という言葉は、「実質的」とか「形式的」とかいう意味で理解されるものではない。

「事実上の」産業資本と「事実上の」賃労働との関係は、封建的生産様式から資本主義的生産様式への移行のさいの「二重の仕方」のうち、後者の「歴史的」ではあるが、「保守・反動的な経路」、すなわち、「商人が生産を直接的に支配する」場合に発生するものである。その関係は、前者の「真に革命的な経路」の存在の度合によって影響されるが、すぐれて後者の「経路」に固有である。このような「事実上のブルジョア関係」は、商業資本が小商品生産者を支配・従属化して「事実上の」産業資本に転嫁し、小商品生産者が商業資本から原・材料の直接分配を受け、道具や仕事場等の幻想的な財産の所有にもかかわらず、「事実上の」賃労働者に転嫁する場合に発生する。

レーニンの商業資本が小営業を支配する五つの形態、ことに最後の形態の説明は、マルクスにおける二つの「経路」のうちの保守的コースの説明に該当する。従って、この点に関してマルクスとレーニンとは何ら本質的な喰い違いを見ない。

話を前にもどして、レーニンの「商業資本の最高形態」としての「事実上の産業資本」とマルクスの「単に名目上の工場主であり、現実には単なる商人」であるという言葉とは同義語である。しかも、レーニンの「自分の家で資本家のために働く事実上の賃金労働者」、もしくは、資本実的家内労働と、マルクスの「旧来の分散的な様式で作業をつづけ」る「単なる賃労働者およびプロレタリア」という言葉もまた同義語である。

資本主義化が行われるさいに、歴史的に圧倒的な「保守・反動的な経路」がとられる場合に、「事業上の」産業資本と「事実上の」賃労働、すなわち、資本家的家内労働との間に、歴史的原型としての下請関係があらわれる。ブルジョア革命が反動的コースにおいて遂行されるさいに、商人は、前述のように、商品の買占、高利貸付、商品（消費材）での支払、原・材料での支払、原・材料直接分配等の手段によって、小営業者を「事実上の」賃労働者化する。たゞそれだけではなく、小営業を資本家的家内労働たらしめ、しかも、歴史的原型としての下請たらしめる。これは結果的には、原始的下請制に関する問題をおこさしめる原因となる。これは、もっと近代になると、マニュファクチュアや工場制工業の段階における大経営と小経営の間に横たわる小企業問題と関連することになり、今日の独占段階においては、多数の工場制工業やマニュファクチュアの中小工業化と併行して、巨大資本と中小資本との問題、ことに下請制の問題に質的に発展・転嫁する。

今日の中小工業、就中、下請制は、資本主義が独占段階に至って、伝統的所与性との関連なしに、突如としてあらわれるものではなく、産業資本主義段階の外業部的小工業、それ以前の資本主義が歴史的に圧倒的な「保守・反動的なコース」を通って発生してくる過程における、下請制の原型たる資本家的家内労働、もしくは、問屋制家内工業としての先駆形態と異質的連関関係をもつ。従って、中小工業、ことに下請制の存在が、独占段階における資本主義の保守性・反動性とばかり関連するものではなくして、資本主義の発生・

成立過程における保守性・反動性と歴史的に関連するものであると言い得る。

五　資本家的家内労働と問屋制家内工業

ここでは、資本家的家内労働と問屋制家内工業との同質性のなかにおける差異と関連について明らかにしておこう。

問屋制家内工業は、問屋制商業資本が小商品生産者たる小営業者を隷属化する場合の一つの経営形態として発生した。それは、「商業資本が小営業においてとる基本的形態」の五つのうち、第二―四の形態（段階）において発生したものと思われる。第二―四の形態は、商業資本が小営業を、未だ「事実上の」賃労働たらしめておらず、自らも「事実上の」産業資本となってはおらないが、小営業を商業資本が強固に従属化して行く過程である。この過程において、商業資本は、問屋制商業資本として登場するのであり、小営業はこれが収奪の対象たる問屋制家内工業になりさがるのである。

商業資本が小営業を支配する最後の形態に至って、問屋制商業資本は、「事実上の」産業資本となり、問屋制家内工業は、「事実上の」賃労働の形態をとり、ここに資本家的家内労働が形成される。この場合の「事実上の」産業資本は、その内部に商業資本的性格を根強く持っており、本来的産業資本の端初的形態でありながら、問屋制商業資本として機能する。この形態（段階）においては、問屋制商業資本と「事実上の」産業資本とは、同一の性格と形態と機能とを持ってあらわれ、マニュファクチュアの時代に至ってこのような状態は、両者分離的傾向を示す。「事実上の」産業資本が問屋制商業資本から決定的に分離するのは、後にそれが本来の産業資本として生産過程収奪を法則的に遂行するようになり、商業資本的収奪に主力をおかなくなってからである。

問屋制商業資本と問屋制家内工業との間の原始的下請関係と、「事実上の」産業資本と、資本家的家内労働との間の原始的下請関係は、封建的生産様式から資本主義的生産様式への移行過程において「事実上の」賃労働化した小営業を資本が外業部的に支配する場合にあらわれるものである。第五形態（段階）においては、いづれの原始的下請関係においても、外業部からの流通過程収奪と生産過程収奪とは交互的に行われるのであり、このような状態をくりかえしながら生産過程収奪が勝利を占めるのである。（ことに「事実上の」産業資本と資本家的家内労働との間の原生的下請関係は、ここでは、同一の性格と形態とをとる。）しかし、次のマニュファクチュア段階になると、両者は分離的傾向を示すようになり、前者は商業資本支配の商業的下請、後者は産業資本支配の工業的下請への傾向を明らかならしむる方向に進む。

今日の独占段階における工業的下請も商業的下請も、近代資本主義が発生＝成立してくる過程における「保守・反動的なコース」と密着した下請の原始的形態から発展＝転嫁してきたものである。従って、今日、いづれの下請が進歩的で、いづれが保守的であるかということは、現段階的研究においては勿論のこと、歴史的研究においても言い得ない。

（1）藤田敬三・伊東岱吉両氏編「中小工業の本質」七三頁。

（2）「資本論」長谷部文雄氏訳第三分冊二一頁。

(3) 「レーニン全集」マルクス＝レーニン主義研究所訳第三巻三六四―五頁。
(4) 前掲書三七六―七頁。
(5) 前掲書四五九頁。
(6) 「資本論」長谷部文雄氏訳第三分冊三〇一―二頁、三一〇頁。
(7) 前掲書第三巻長谷部氏訳第九分冊三七六―七頁。

質問一（公正取引委員会　御園生等）

(一) 現在の独占資本主義段階における下請制が、資本家的家内労働、問屋制家内工業を源流とするとの報告であるが、発展の契機、それが何故、今日の段階にまで及んでいるかの説明をうかがいたい。

(二) 報告は、具体的にはいずれの資本主義の発展をもとにして考察されているのか。

(三) 資本主義発展の二つの道のうち、商業資本の産業資本化を「保守的」なコースとされているが、一たん成立した資本主義は、それ自体の発展コースをたどるものと思われるが、その点如何でしょうか。

答 (一) 報告の中で、資本家的家内労働と問屋制家内工業との同一性と相異った性格とを、通説とは異った角度から明らかにしたはずであるが、いづれにしろ、それらは、生産手段とくに土地を直接収奪されることが少く、それと密着している場合に数的に最も繁栄し、資本によって最も苛酷に収奪される。従って、農業における資本主義化が徹底的に行われず、直接生産者が土地と未分離の状態にある場合に、それらは、Sweating System、汗を搾りだす制度、もっともはげしい搾取の制度として発生し、存続する。農業における半封建制が最後まで残存し、資本主義化が改良的にしか行われなかった日本資本主義においては、資本家的家内労働、もしくは、問屋制家内工業が広汎に発生し、独占段階においても、独占資本の中小工業収奪の最底辺として存在している。資本家は、資本家的家内労働、もしくは、問屋制家内工業における土地との未分離状態、労働の分散性を利用して、それらに極度に安い工賃、日用品による支払、非衛生的な作業環境、法外に長い労働日、婦人ときわめて年少の児童との生産への吸引、債務奴隷制、低い生活水準等をおしつける。このことが最も安い費用で資本家の利潤を最大ならしめることはあきらかである。今日、独占資本は、近代的な機械や設備等に依存して労働者からの搾取を直接強化するばかりではなく、資本家的家内労働、もしくは、問屋制家内工業をも含めた意味の中小工業の安あがりの手の労働に依存して、最大限利潤を搾り出す。以上が、資本家的家内労働、もしくは、問屋制家内工業を、一般的に、存続させる理由である。

次に、日本資本主義において、それらが特殊的に存続する理由を明らかにしよう。日本資本主義が発生・成立してくる過程は、先進資本主義諸国においては、産業資本主義より独占資本主義・帝国主義への過渡期であった。従って、日本資本主義が、世界史的に立ちおくれた近代資本主義として、先進諸国のそれと拮抗し、すでに分割を終えている世界市場の再分割を強要しようと企図するとき、それは軍事機構を中枢とする近代的産業構造の整備をおこなわなけれ

ばならなかった。それ故に絶対主義的官僚機構と軍事力の創設・強化を当面の目的とした軍事産業部門の創設・拡充、その経済的負担をカヴァーするための輸出産業部門の強力的創設・拡充、それらを終極的にささえる「半農奴的零細耕作農民」と「半隷奴的賃金労働者」の形成を必要とした。日本資本主義において、このような「半農奴的零細耕作農民」と「半隷奴的賃金労働者」の存在と相互関係にあった資本家的家内労働、もしくは、問屋制家内工業は、日本資本主義が「若き帝国主義」として発展しようとすればする程、近代的巨大資本の最底辺として存続せしめられなければならなかった。資本家的家内労働、もしくは、問屋制家内工業は、特に「飢餓輸出」を内容とした輸出産業にとっては必要不可欠の存在であった。日本資本主義が近代的偉容を誇れば誇る程、半封建制と相互交流関係において存在する、手の労働を内容とした資本家的家内労働、もしくは、問屋制家内業の存続を必要とした。

ここで簡単に明らかにしておかなければならない点は、ことに小営業段階に発生した資本家的家内労働、もしくは、問屋制家内工業が、そのまま今日にまで存続してきたのではないということである。マニュファクチュア段階に至ると商人はマニュファクチュア場を経営するようになり、産業資本家に転嫁し、外業部として資本家的家内労働を下請として利用する。また、この段階において工業的性格よりも商業的性格において濃厚な問屋制商業資本は、広汎な家内労働を問屋制家内工業として下請化する。さらに、小経営がマニュファクチュア化し、小経営自体が労働者を雇用するようになった時、商人はこれを下請化して問屋制マニュファクチュアを出現させる。次に工場制工業の段階においては、問屋制マニュファクチュアは近代的マニュファクチュアとして、また資本家的家内労働、もしくは、問屋制家内工業は近代的家内工業として下請を構成した。最後に、ことに日本では、財閥は、下から一般産業が電力・機械等の大幅の使用によって近代化しようとすると、上からの寄生的な支配と搾取を強化してそれを中小工業化し、自らは独占資本に転嫁していった。ここにおいて、独占資本は、大工業や問屋資本を通じて、中小工業やその最底辺を形成し賃労働と全く未分離の状態にある資本家的家内労働、もしくは、問屋制家内工業を階層的に下請化（収奪の末端において）した。

(二) たしかに御説のように、「いずれの資本主義の発展をもとにして考察」しているのか不明確な点もあったと思うが、(一)の質問に対する答からも明らかのように、日本資本主義の特殊的構造と関連させて、中小工業、および下請制について解明したつもりである。日本資本主義は、ドイツやロシアの資本主義と同じように、ブルジョア革命における二つの道のうち、「革命的な道」が圧殺されて、「保守・反動的な道」を通って発生・成立してきたものである。日本資本主義の発生・成立期における特殊的条件は、日本資本主義をして、ブルジョア革命における「二つの道」のうち後者の道を特殊的に選択させることになった。このようなことが独占段階にまで発展した日本資本主義を特殊的に規定することになり、独占段階における中小工業、下請制問題を発生させる歴史的原因となる（イギリスやアメリカにおいても、中小工業、下請制問題は相当深刻ではあるが日本程ではない。しかしイギリスやアメリカも後者の道と無関係であ

ることはとうていできなかった。やはり後者の道の方が優勢であったとさえ言い得る)。

(三) 御説では、資本主義が発生過程において「保守・反動的な道」を辿ったにしろ、その後の発展過程においては、必ずしもその発生過程の性格を継承し、それによって規定されないのではないかということだと思う。はたしてそうであるとするならば、日本資本主義の発展過程についてどのように考えられるのであろうか。後進国日本の近代化(明治維新およびその後の過程を含む)は、それ自身の内在的諸要素の充分な成熟の結果齎らされたというよりも、むしろ、欧米先進資本主義諸国の政治的・軍事的諸力に従属し、対抗しながら、中国、朝鮮等の後進国への近代資本主義的発展の傾向を内包しながら、「絶対主義的な軍事的=封建的帝国主義」の軍事的冒険を計画し、実行する過程において進められた(ここでは対外的要因について説明しているが対内的要因も充分考慮に入れるべきである)。明治絶対主義政府は、このような要請にもとづいて、自己の軍事的機構の確立、軍事産業の創設、政商的ブルジョアジーの培養に邁進した。例えば明治政府は、国有国営工場を創設・拡充するかたわら、模範工場の一部を「特殊的寄生地主的政商」たる三井、三菱、古河、藤田、田中、川崎、浅野等に払下げながら、日本資本主義の産業構造の近代化を徐々に推進して行った。ここに、寄生地主的商業資本の国家権力と結合しての近代産業資本化をみることができる。日本資本主義は、先進資本主義諸国との「対抗性」、アジア後進諸国に対する「荒掠性」との両面から、武装のための重工業化、そのための飢餓輸出、強制的な国内市場の狭隘化、原生的労働関係の保持を行ってきた。このような基本的な点は、日本資本主義の成立頭初にだけ言いうるのではなく、その後の発展過程についても言い得ることである。明治政府と結んだ三井、三菱、住友、安田等を中心とする商業資本(内外の政治的・経済的条件に規定されて)が産業資本化して行ったことと、独占段階におけるそれら財閥独占資本と国家権力との結びつきによる内外に対しての政策とは無関係どころか歴史的関係をもっている。このことは、第二次世界戦争およびその後に至る政治的・経済的過程が何よりもよく示しているように思われる。

質問二(専修大学　**小林義雄**)

(一) 報告者が「本来の下請制」とされているものは、独占段階において現れるものと規定されているが、そのさらに具体的な内容の規定はどうであるか。下請制については、従来、商業資本の支配、あるいは、工業資本の商業資本的支配をその必要条件とする説がかなりにとなえられていること(その説を私は全面的に支持するものではないが)をも考慮して右の点をお尋ねしたい。

(二) 問屋制マニュファクチュアというものがしばしばいわれることがあるが、それはこの報告のなかではどう位置づけられることになるか。

(三) 小宮山氏がかつてとなえた「新問屋制工業」に対しては報告者はどのような見解をとられるか。

答 (一)日本資本主義においては、明治前期、一般民間工業の水準がマニュファクチュアの段階にあったとき、近代的装備をこらした工場制工業が明治政府によって創設され、それと同時に、政府によっ

て、「特殊的寄生地主的政商」に対しての一部の官営工場の払下、その外、近代産業資本化しつつあった政商（財閥）に対しての保護育成が行われた。明治後期および大正初期において、一般民間産業がようやく産業革命の恩恵に浴し、工場制工業化しようとしたとき、絶対主義的天皇制政府によって育成され、その一方の支柱となった財閥は、巨大独占資本としての偉容を整え、一般民間産業の上に君臨し、それを中小工業化して、寄生的な支配と搾取とを行う機構を作りあげた。産業独占資本と商業独占資本は、銀行資本と融合することによって、大工業や問屋の経済力を圧倒し、それらを支配しながら一般の工場制工業やマニュファクチュアというような資本家的経営を中小下請工業化して行った。ここに原生的下請制を先駆的形態にもちながら、それを発展的に継承するかたちにおいて本来的下請制が登場する。本来的下請制は、独占資本が資本の有機的構成を必要以上に高めることなしに、資本家的経営としての工場制工業やマニュファクチュア等を継続的に支配して、その内部に存在する原生的労働関係を延長された生産過程の内部において、または流通過程において、間接的に利用し、中小工業の労働者によって生産された剰余価値を迂回的に収奪する機構である。本来的下請制においては、産業独占資本や商業独占資本による、中小工業からの商業資本的収奪ばかりではなく、工業資本的収奪が行われる。このことについての基本的理解は、商業資本が小営業を支配する最高の形態において造出される資本家的家内労働、もしくは、「事実上の」賃労働、または、問屋制家内工業の分析によって得られる。ここにおいては、商人の商品資本や貨幣資本による小商品生産者からの収奪だけが存在するのではなく、次第に指導性を発揮しつつある生産資本による収奪が「事実上」あらわれてくる。従って、流通過程収奪だけではなく、生産過程ことに、その内部の工的生産過程（近代的工業資本のP工程に相当する過程）における収奪が「事実上」あらわれることになる。このことは、独占段階における産業独占資本や商業独占資本が中小工業から下請的収奪を行う場合についても、歴史的条件を考慮に入れた上で言い得る。従って、「支配する資本が問屋または貿易商社の資本たると、元方工場の購買部の商業資本たるとを問うことを要しない」ところの「商業資本の工業的支配」（藤田敬三教授）という理論は、高度の意味内容をもっているにもかかわらず充分整備されたものとは言い得ないように思われる。例えば、近代的工業資本の運動は、$G-W\left\{\begin{matrix}Pm\\A\end{matrix}\right.\cdots P\cdots W-G'$（貨幣資本の生産資本化—購買活動、生産資本の商品資本化—工的生産活動、商品資本の貨幣資本化—販売活動）等を含む。この場合、「工業資本の商業資本的支配」が行われる過程は、主として、貨幣資本の生産資本化の行われる購買活動の段階においてであり、またある場合には、商品資本の貨幣資本化の行われる販売活動の段階である。従って、産業独占資本による中小工業の下請的支配を「商業資本の工業的支配」、もしくは、「元方工場の購買部の商業資本」支配の形態にだけ限定してしまうと、生産資本の商品資本化が具体的に行われるP工程（工的生産過程）の内部における工業資本の一形態たる生産資本による中小工業支配の形態の存在することをみのがしてしまうことになる。厳密な意味における生産過程収奪の問題を正しく理解することが出来なくなる。具体的には、同じ屋根の下で行われるのと同じような

工業的下請やその歴史的原型たる資本家的家内労働からの収奪を正しく把握することができなくなる。

(二) 下請制の歴史的発展形態を概観すると、前記の資本家的家内労働、もしくは、問屋制家内工業（原生的下請）からはじまり、問屋が賃労働を使用しているマニュファクチュアを支配する形態たる問屋制マニュファクチュア、あるいは問屋が工場制工業を支配する形態たる問屋制工場下請（原生的下請から本来的下請への過程的形態）に発展し、さらに、大工業および大商業（ある場合には問屋も含む）が工場制工業化した中小工業を支配する形態（本来的下請）にまで発展してきた。問屋制マニュファクチュアは、一部、産業資本家化しながらも、指導的部分が商業資本である問屋が、小営業が成長してその内部にマニュ的組織をもつに至った資本家的工業を下請化する場合にあらわれるものである。これは主としてマニュファクチュア段階において発生し、かなり広汎にみられるようになるが、工場制工業の段階においてもみられるし、とくに今日の独占段階においても比重的には減少しているがなお多くの産業部門においてみうけられる。しかしここで注意しなければならないことは、問屋制マニュファクチュアは、商業資本が問屋制家内工業と分離できないような小規模のマニュファクチュアを支配する形態なのであって、工業経営の特定の発展段階を形成するものではないということである。

(三) 故小宮山氏の新問屋制工業は、「問屋あるいは商業資本輸出貿易資本百貨店資本等」の資本が、「一応資本家的生産の内容を備へ」たマニュファクチュアもしくは工場制工業を下請的に支配する場合にあらわれる。これは、氏が新問屋制工業を問屋あるいは商業資本が、その内部において「資本家的生産たらざる」家内工業を支配する場合の旧問屋制工業から区別し、「支配者が大工業あるいは工業資本たる場合」の下請工業から区別した点に重要な意義がある。しかし、ここで注意しなければならない点は、小宮山氏の新問屋制工業が歴史的発展形態の一駒として問題にされたのではなく、下請制の存立形態の内部の問題としてのみとりあつかわれたということである。氏が新問屋制工業を歴史的・社会的形態として理解しなかったことは、中小工業の従属形態を分類する場合に大きな無理を生ぜしめたのではあるまいか。問屋支配のもとにおける工業形態には、工場制工業、マニュファクチュア、手工業、家内工業、ある場合には家内労働等が存在する。このような問屋支配の工業形態を社会的存立形態としての新・旧問屋制工業として理解し、歴史的発展形態における理解を正しく行わなかったことは、独占段階における本来的下請とそれの歴史的先駆形態でありながら、今日なお下請制の最底辺を形成している原生的下請とに対する歴史的理解をさまたげることになった。また、氏が商業的下請と工業的下請とを明確に分類して、それぞれについて詳細な検討を加えている点は、氏の功績として充分評価しなければならないが、独占資本の一括支配の歴史的・社会的形態として正しく理解しなかった点は、当時の情勢を考慮に入れても甚だ残念である。以上の点が、氏の中小工業の存立形態、ことに中小工業の従属形態としての下請制、もしくは下請形態の分類における生産力的考察とともに再検討さるべき点ではあるまいか。

質問三（慶応大学　尾城太郎丸）

(一)「下請制」という生産形態（私は一応形態と考えたい）に歴史的・段階的な意義をもたせた点に御報告の特徴があると思われるが、「原生的下請」と「本来的下請」との区別を、問屋制における新旧両形態の区別（小宮山氏）と関連して、下請制のメカニズムに即して御明示願いたい。

(二) 生産形態の推転における二つの道に関して、御報告では二つの道の対立、区別性の面が強調されていたように思われるが、両者の相互関連、絡み合いの関係、例えば古典的な推転の道を歩んだといわれるイギリス（とくに綿業）の場合のさまざまな過渡的形態の理解、産業資本の蓄積場面の相異（商人の手によるか、生産者の手によるか）といった考え方に対してはどのように理解されているか（他の方の質問事項に包括されるようでしたら省略して頂いて差支えありません）。

答 (一) この御質問については御言葉通り、小林義雄教授に対する(一)、(二)、(三)の回答をもってかえさせて頂きます。

(二) 封建的生産様式から資本家的生産様式への移行については、報告のさいに簡単ではあるが二つの経路の存在したことを説明した。すなわち、独立自営農民や独立手工業者等の「産業的中産者層」が農業的自然経済に対立し、中世的都市工業の同職組合的手工業に対立して商人および資本家となるコース、すなわち、「現実に革命的な途」と、商人が旧生産様式の変革をもたらすことは殆んどなく、むしろ、旧生産様式を保存し、自己の前提として維持しながら、生産を直接的に支配するコース、すなわち、歴史的に圧倒的ではあるが「保守・反動的な途」とが存在した。この二つの途は、御質問の中にあったように単に明確に分離できる性質のものではなく、「相互関連」、「絡み合いの関係」において存在するものである。ただしこの複雑な関係が存在したからと言って後者の道の支配的であったことを否定するわけにはいかない。

ここで十八世紀のランカシャーの綿織物工業とそれ以前の毛織物工業における「二つの途」の「相互関連」、「絡み合いの関係」と後者の途の支配性について明らかにしておこう。十八世紀ランカシャーの綿織物工業には、問屋制前貸人の三つの形態が存在した。すなわち、第一形態 Merchant Manufacturers (Linen Drapers)、第二形態 Middlemen Manufacturers (Country Manufacturers)、第三形態 Master Manufacturers (Master Weavers) 等である。これらの三つの形態は現実的には明確に分類できる存在ではなく、相互に関連し、相互に絡み合った存在であった。

第一形態の Merchant Manufacturers は、当時マンチェスターにおいて「マーチャント」と呼ばれた大商人層と殆んど同一のものであり、三つの形態のうち最も富裕な「事実上の」産業資本であり、前貸の規模も当然に最大であった。彼らは、紡績、織布などのために、小商品生産者、ここでは「事実上の」の賃労働者に対して、棉花、麻糸、綿糸を前貸して綿織物を生産させ、ついでこれをマンチェスターやサルフォードの独立仕上業者に下請、仕上させた。農村に散在している紡績工や織布工に原料を前貸する場合、彼らは、自分のところの徒弟や雇人によって直接行うとともに、他方それよりも多く第二形態の Middlemen Manufacturers を代理人として原

料の前貸を行った。

第二形態の Middlemen Manufacturers は、農村の地盤から充分に分離しきれない二流の商人、ことに行商人でもあるところの「事実上の」産業資本である。彼らの前貸的支配の規模は、その数的割合の大なのに比較して極めて局部的なものであり、同時に彼らは、第一形態の Merchant Manufacturers と問屋制商業資本支配の小商品生産者との中間層を形成していた。すなわち彼らは第一形態の商人＝「事実上の」産業資本家から原料の前貸をうけ、自己の責任において紡績工や綿織布工に原料の前貸を行った。第二形態の商人は、第一形態の商人から原料を信用で入手し、それを現金なしに綿織物で相殺していた。次に彼らは、農村における小商品生産者ことに織布工なる一面をも兼ね具えていたか、もしくは、農村織布工の上層からなり上ってきたかであった。彼らは、第一形態の「事実上の」産業資本との間には支配＝従属関係をもち、第三形態の農村の小資本家および小商品生産者としての織布工とはたえざる交流関係をもっていた。

第三形態の Master Manufacturers は、農村の生産者なのであり、むしろ端的に言って農村の織元型の小産業資本家なのであって、それが自己の仕事場の外業部としての織布工や紡績工に原料を前貸する場合である。

次に三つの形態の歴史的・絡み合いを明らかにすると次のようになる。

まづ織布工から前貸人へ、前貸代理商から小産業資本家へ、そして第三形態の Master Weavers のうちから第二形態の資本家へ、第二形態の上層部から第一形態の資本家への移行が行われ、社会的階層の再編成が絶えず繰返される。このような社会的再編成の過程は、封建制社会の解体期における生産力の担い手としての産業的中産者層が、その当初における零細な貨幣財産を資本化し、そうすることによって小規模の資本家となり、賃労働者を雇用し、「事実上の」産業資本家もしくは近代産業資本となっていく途、すなわち、「現実的に革命的な途」である。しかし、このことは現代の賃金労働者が節約と勤勉とによって零細な生活資金を貯蓄し、一株づつ株式を購入しながら近代産業資本家によじのぼって行くのと同様に、非常に限ぎられた狭い途である。

これに対して、商人が㈠生産物の買占、㈡高利貸付、㈢生産物に対しての諸商品（消費資料）での支払、㈣生産物に対しての原・料材での支払、㈤原・材料前貸・直接分配等の手段によって産業的中産者層（小商品生産者としての小営業者）を収奪して「事実上」の賃労働者化し、自は「事実上の」産業資本家となって行く過程が最も歴史的にみて現実的なコースであった。Paul Mantoux によれば、Merchant Manufacturers としての Merchant Clothiers（商人毛織物業者）は、最初、織布工によって引渡される毛織物を磨いたり染めたりするために、販売に先立つ仕上過程に対して責任を持ち、一定の重要ならざる製造部門を引受けて労働者を雇入れるのであり、次に彼は、原毛を買入れ、外観的には独立している小商品生産者に前貸して、みずからの費用で梳がせ、紡がせ、織らせ、漂白させ、磨かせるに至るのである。ポール・マントウーが言うようなこの過程を繰返しながら、小商品生産者は次第に窮迫化して借金を

蓄積し、原・材料や生産物は勿論のこと、道具や土地や建物まで商人に引渡すようになるのである。このような生産手段と労働力との分離過程は、イギリスにおいても存在した。

質問四（一橋大学　**山中篤太郎**）

(一)「本来的」と形容付ける下請という根本の狙いは何ですか。

(二)「下請の成立の根拠は、『独占』というよりは、その国の資本主義の発展が『保守的』なコースにあるということの方が重要だ」と見る議論のように思えますが違いますか。

答　(一) 明治末期から大正初期にかけて、一般民間産業が産業革命の恩恵に浴し、電力・機械等を取入れて工場制工業化し、今までの問屋支配から脱出しようとしたとき、政府によって育成され、その一方の支柱となった今までの政商的財閥は、巨大独占資本としての偉容を整え、一般民間産業の上に君臨し、それを中小工業化して寄生的な収奪機構を作りあげた。ここに政商的財閥は、日本資本主義の特殊的構造を反映して、近代財閥独占資本としてその偉容を整え、単なる大工業や問屋の経済力を圧倒し、それらを経済的に支配しながら問屋支配から自立化しようとしていた。一般の工場制工業やマニュファクというような資本家的経営を中小下請工業化し、しかも手工業や問屋制家内工業、資本家的家内労働というような古い経営をも下請収奪機構の末端に再編成するに至った。本来的下請は、資本家的家内労働、もしくは、問屋制家内工業に源を発する原生的下請を先駆的形態にもちながら、それを発展的に継承し、しかも、その末端に原生的下請を連関せしめながらこの段階において登場する。本来的下請制は、独占資本が資本の有機的構成を必要以上に高めることなしに、資本家的経営としての工場制工業やマニュファクチュアを主として直接的に支配し、しかもそれ以前の経営形態であるところの手工業、資本家的家内労働、問屋制家内工業を間接的に支配して、ことに資本家的経営の内部に存在する原生的労働関係を延長された生産過程、流通過程において、間接的に利用し、中小工業の労働者によって生産された剰余価値を迂回的に収奪する機構である。従って、「本来的と形容付ける下請」は、個別資本の観点からばかりではなく、社会総資本、もしくは、経済構造全体の立場からみて、資本主義が産業革命を完成し独占資本主義の段階（日本資本主義においては両者が併行的に進められる）に到達してはじめて登場する。

(二) 結論から申上げるとブルジョア革命における二つの途のうち、後者の「保守・反動的な途」が圧倒的であったところでは、資本主義の最高の発展段階において独占資本と中小工業の登場を歴史的に必然化する。また、農業におけるブルジョア化の二つの途、すなわち、小農民経営が先頭に立って、これが革命的手段によって社会という有機体から農奴制的巨大土地所有という「こぶ」をとりのぞき、そのあとで、巨大土地所有なしに、資本主義的農業経営制度の道を自由に発展させる革命的な途（アメリカ型）と、大きな地主経営が先頭に立って、これがしだいにますますブルジョア的になっていき、農奴制的搾取方法をブルジョア的搾取方法によってしだいにおきかえて行く改良主義的な途（プロシア型）とのうち、農業における後者の途が圧倒的に支配的であった資本主義においては、前者の途が圧倒的であった資本主義においてよりも、農村に半封建性を

根強く残存せしめることになり、独占資本と中小工業との間にとり結ばれる下請生産関係を一層深刻なものたらしめた。農業における前者の途が圧倒的な資本主義はイギリス、アメリカであり、後者の途が圧倒的な資本主義はドイツ、ロシア、日本等であった。日本資本主義はドイツ、ロシア等のブルジョア的発展の範疇に属し、ブルジョア化、ことに工業におけるブルジョア化においても、それを規定する農業におけるブルジョア化においても、後者の途、すなわち、「保守・反動的な途」が存在したが故に、底の浅い早老の資本主義として運命づけられ、独占化の時期と産業革命の行われる時期とは平行することになり、独占資本の資本蓄積の後進性をカヴァーする存在としての中小工業の下請利用が他の国に比較してより広汎に行われた。イギリスやアメリカにおいてさえも、封建的生産様式から資本主義的生産様式への移行の場合、保守・反動的なコース、すなわち商人が産業資本家化して行くコースが支配的（ことにイギリスの場合）であったが、農業におけるブルジョア化は必ずしもそうではなく、小農民経営が資本主義的経営に転嫁して行くところの革命的なコースが支配的（ことにアメリカの場合）であった。このことが独占段階における独占資本と中小工業の存在を歴史的に規定し、同時にこの段階における下請制を歴史的に規定しているように思われる。すなわち、それらがイギリス、アメリカと日本との中小工業問題、下請制問題の差異を生ぜしめる歴史的原因となった。

資本の集積・集中と中小企業

——中小工業論序説——

北原勇
〈慶応義塾大学〉

中小工業問題は、日本資本主義に固有なものではなく、独占資本主義段階における一般的な問題である。それゆえ、各国の中小工業問題に共通する一般性を把える必要があり、このことは、また逆に、各国の問題の特殊性をより明確につかむことを可能にする。

ところで、このような見地から中小工業問題に接近する場合、まず解明しなければならない問題は、資本の集積・集中の法則が貫徹するにもかゝわらず、なぜ中小企業が現段階にいたるまで存続し、かつ新生・増大さえするのかということである。本報告は、この点に限定して検討する。

従来、マルクス経済学においては、もっぱら集積・集中の法則の作用が強調され、それゆえ、日本における中小企業のおびたゞしい存在は、すべて日本資本主義の特殊な条件によるものと考えられてきた。もっとも、最近では、ドッブ等の影響もあって、日本だけではなく、独占資本主義段階一般で、何故中小企業が存続するのかという問題がとりあげられているが、その場合多くは、独占資本の政策や意図から、即ち、独占利潤収奪の源泉として、或は階級対立の緩和のために、中小企業が維持されるという見解をとっているようである。マルクス経済学に対して、小工業の「公式的敗退論」（山中篤太郎氏）という批判がふるくからなされており、又、最近では「中小工業存続の原因を独占資本の意図に求める見解」（滝沢菊太郎氏）であるという批判が加えられてきたゆえんはこゝにある。

日本の特殊条件による中小企業の残存や、独占段階での新たな残存の仕方を明らかにすることは、勿論重要な意味をもつが、それだけでは不十分である。何故なら、中小企業は日本においてだけ残存したり、新生したりしているのではないし、又、独占段階ではじめてその残存や新生の傾向がでてきたのでもないからである。それゆえ、中小企業の残存や新生は、日本の特殊条件や、独占資本の政策からではなく、まづもって資本主義発展の一般法則の中で把握されるべきである。そこで、マルクスのいわゆる資本の集積・集中の法則、及びその貫徹の仕方についての再検討が必要となる。

一　資本の集積・集中

(一)　資本の集積とは個別資本における剰余価値の資本への再転化であり、資本の集中とは、諸資本の個別的自立の止揚・資本家による

資本家の収奪・少数の大資本への多数の小資本の転化である。集積と集中は相互に補足しあい、刺戟しあって発展するが、この集積・集中の過程は、大資本による小資本のたえざる駆逐・破滅・吸引を伴う過程である。すなわち、集中はまず集積された大小の資本の競争から出発するが、この大小の資本の競争における小資本の敗退は、たえずその部門の標準的資本量の最低限をひきあげ、それは又、資本の集積・集中を刺戟する。さらにまた集中によってもたらされた巨大な集積は、競争における優位性を強める。かゝる過程の反復によって、より小なる資本はその部門からたえず駆逐され、より大なる資本による独占化の傾向がもたらされるのである。

(二) 集積・集中の過程で基本的に重要なことは、大資本が小資本に対して優位性をもつことであるが、これは次の諸要因にもとづいている。すなわち、①労働の生産性、②不変資本充用上の節約、③流通費の節約、④信用獲得、における有利さである。①は、より大なる資本は新たな・平均水準以上の生産手段を利用し、また協業、分業の利益をより充分に享受しうるということである。この①をはじめとした諸要因によって、大資本は費用価格を平均以下に低下させ、かくして超過利潤を獲得する。より小なる資本は超過利潤獲得の可能性がないだけでなく、必要資本量の不足のために新生産方法の導入ができない場合には、その部門から駆逐されるのである。

なお、以上のように、より大なる資本の有利性を、たえざる生産力の発展のあらわれとして、有機的構成の高度化を伴う資本制蓄積の運動の中でとらえる方法こそ、マルクス経済学的なとらえ方であって、これはいわゆる「大規模生産の経済・不経済」の静態的な分析と対比して注意されるべきである。

(三) 資本の集積・集中はあらゆる部門で一様に進むのではなく、きわめて不均等である。こゝでは集積・集中を促進する条件のうち、とくに重要な市場と技術の相関関係について簡単にふれておく。

需要が大量であり、恒常的であるような商品の生産部門では、技術の発達が刺戟され、より大量の資本使用的な技術が導入され、最低資本量をひきあげ、かくして集積・集中のテンポが速い。なぜなら高能率の新機械が導入されるのは、それによってより大量に生産される商品に対して市場が拡大し、そのために超過利潤が実現されうるということを条件としているからである。又逆に、このような技術の発達や大規模化が、需要の不規則性に働きかけ、それを均質大量化せしめる傾向をもつ。このように、大体において市場の拡大と技術の発達との間には相当緊密な相互依存的関係があるのである。たとえば、鉄鋼材、紡績等、同一品質の大量生産物の生産部門では、とくに集積・集中が急速であって、より小なる資本の敗退は著しい。

(四) 資本主義の発展は、尨大な固定資本を必要とする部門を新たに成立させる。たとえば重化学工業、最近の例では原子力産業等。これらの部門では小資本は最初から排除されている。

(五) 以上述べた集積・集中の傾向は、部門内における傾向であって、それは社会的分業の発展とともに促進されてきた。すなわち、いわゆる企業の専門化こそ、生産費の低下を保証し、市場の拡大を容易にし、かくして集積・集中を促進したのである。しかし、このような傾向がある一定の水準に達すると、他の傾向がでてくる。すなわ

ち、集積・集中がいくつかの部門を結合するという形でも行われるようになる。このいわゆるコンビナチオンは、種々の点で、結合しないいわゆる純粋企業に対して有利な点をもっており、それが又、集中を促進することにもなるのであるが、これは主として、独占段階の問題なので、省略する。

二　資本の分裂・分散

(一)　マルクスは諸資本の集積・集中に対立するものとして「社会的総資本の多数の個別的諸資本への分裂」をあげ、「諸々の原資本から枝条（えだき）が分離して、新たな自立的諸資本として機能する。したがって資本の蓄積につれて、資本家の数も多かれ少かれ増加する」とのべている。この点を、当面の問題にそくして、いま少し詳細にみてゆきたい。

(二)　資本の分裂・分散によって大小の資本が自立することを可能にするのは、まず潜在的貨幣資本の存在である。

資本制社会においては、すべての貨幣は、潜在的な資本である。資本主義の発展とともに尨大化する剰余価値が、さまざまの階層の個人に所得として帰属することは、それらの貨幣が資本となり、それらの貨幣所有者が資本家となる可能性を与えるものである。資本制蓄積の発展の中で生じるこれら大小の潜在的貨幣資本は、常に現実的資本に転化しようとしているのである。

(三)　さて、かゝる潜在的資本が、実際の産業資本として自立するためには条件がいる。すなわち、産業資本として機能・自立するためには、一定の最低量の貨幣が必要である。そして、それは一国の資本主義の発展段階や、部門によって異なる。もし、さきの潜在的貨幣資本のうち、比較的小なるものでも産業資本に転化しうるとするならば、かゝる転化を可能とする条件、すなわち最低必要資本量が比較的小なる産業分野が存在しているからである。

では、最低資本量が小なる部門とは一体いかなる部門であり、又なぜそこでは最低資本量が小なのであろうか。

これを規定する重要な要因は、「低賃金」「市場の条件」「技術の未発達」の三つである。

極端な低賃金は機械の使用を阻止し、且つ資本の立場からは機械の使用を不用ならしめ、往々にして不可能たらしめる。それ故、資本制蓄積の進行に伴ってでてくる相対的過剰人口を基礎として手工業的な小資本が執拗に残存する。又、機械が導入されたとしても、技術の発達への刺戟が弱いために、低賃金労働の部門では、集積・集中のテンポは遅い。

第二の「市場の条件」については、多くの（マルクス経済学以外の）論者のふれるところであるが、次のように説明されるべきである。新たな生産手段・生産方法が導入されるのは超過利潤の実現が目的であって、それはこの導入によってより大量に生産される商品の一定の価格での販売の可能性を前提としている。もし生産量がより大量になったのに対して、市場の拡大が照応しない場合には、商品価格が価値以下に低下し、利潤率が著しく低下することになるわけであるから、かゝる事情が容易に予測されるときには、そのような大規模化は阻止される。それ故、標準化されない特殊な商品（奢侈品等）、特殊な機械部品、のように需要の絶対量が小であるもの、

又、交通運輸の発達にもかゝわらず運輸費の負担が未だ市場の地域的細分割をゆるしているような商品、又、消費者の嗜好や流行に左右されて、需要が極度に変動するような商品等、以上のような商品の生産部門では、前に述べたような大規模化と市場拡大の相互依存的発展のテンポが遅く、最低資本量が小となる。このような、極端な低賃金、或いは市場の条件、及びこれらと相関関係にあるところの技術の未発達という諸事情は、それ〴〵単独で、或は結び合って、小資本の執拗な残存の条件となるわけである。

しかしながらこのことは決して、前にのべた集積・集中の傾向を全く止揚してしまうわけではない。このような部門でも資本制生産である限り、資本の集積・集中は、速度は遅くとも進むことは進むのである。それ故、小資本分野の存在という現象を十分に説明するためには、小資本分野が新たに発生・増大するという事情を考察しなければならない。

(四) 「新たな小資本部門」の発生は、資本主義の発展に伴う生産諸部門の多様化の中において位置づけられる。この生産部門の多様化は、資本主義の発展に伴って、いろ〳〵な仕方で行われる。生産工程の一部が独立して一つの部門となる。すなわち経営内分業が社会的分業へと転化するという仕方。生産力の発展と自然科学の発展、あるいは欲望の多様化と資本家階級の富の増大の結果による奢侈品生産の増大。さらに又新たな商品をつくりだすことによって特別利潤を確保しようとする資本の要求、等々の様々な契機によって、新たな使用価値が発見・創造され、新たな商品種類が出現するというような仕方。かかるさまざまな仕方で社会的生産諸部門の多様化が促進されるわけである。それ故、マルクスは「資本主義的生産の物質的結果は、労働の社会的生産力の発展をべつとすれば、生産の量の増加および・生産諸部面とその諸分岐の増加と多様化であった」といっているのである。すなわち、資本主義の発展は、それ自体、生産諸部門の多様化としてあらわれるのである。

ところで、このようにして新しく形成されるところの諸部門は種種様々であって、技術的にいって最初から大規模な投資を必要とする部門も、又全く小資本でも自立できる部門もともに生みだされるということは云うまでもないであろう。この小資本分野で小資本が自立できるのは、前に述べた諸条件によるのであるが、具体的には消費資料の最終加工部門、奢侈品、特殊部品、大工場の補助的部門、等である。これらの部門は、一方では資本の集積・集中の法則によって、たえず小資本分野でなくなってゆくと同時に、他方では資本主義の発展の中で、たえず新たに生み出されてゆくのである。

(五) さて、今迄述べてきたように小資本分野は執拗に残存し、又新たに生みだされるのであるが、そこには、先に述べた潜在的貨幣資本のうち、より発達した部面では自立できないような小資本が殺到し、こゝで小産業資本として自立・機能するのであって、かくして小企業がたえず生みだされることになるわけである。

このような小資本分野では、小資本の過度競争のために、長期的にみれば平均利潤率以下の低い利潤率が必然となる。そしてこの事情は又、この部門での集積・集中の傾向を阻止する一要因ともなるわけである。

三　むすび

以上に述べてきたように、資本の集積・集中と分裂・分散の両傾向は、まさに資本主義の発展そのものによって生みだされるものである。それ故、大資本による小資本の駆逐が、あらゆる部門で一様に進むというような公式的理解は誤りであって、この傾向は、小資本を執拗に残存させ、又新たな小資本分野をたえず生みだすという反対傾向との交錯の中で貫徹するのである。今日の報告では、これを長期的傾向として把えたのであるが、現実には、産業循環のさまざまな局面で、もっと複雑な様相――ある局面では資本の集中が促進され、又他の局面は小資本の新生の契機となる等々の複雑な様相を呈しながら、両傾向が貫くのである。この点はもっと深める必要があるが、それはともかくとして、今迄述べてきたように理解すると、全体の数からいえば、小資本は相当広汎に残存し、又増大することさえありうるということになる。しかし、それは小資本にとって最適であるような部門におけるところの小資本の安定した残存、増大としてとらえられてはならない。全体の数の上で小資本が残存乃至増大するということは、一方における大資本による小資本のたえざる駆逐・破滅をその中に包含しているのである。

最後に、資本の集積・集中と分裂・分散の両傾向が、独占資本主義段階においては、どうなるのか、という点について、ごく簡単にふれておきたい。

まず、今報告したような、資本の集積・集中と分裂・分散の傾向は、独占資本主義の段階でも、基本的にはそのまゝ貫徹しているのだということを強調しておきたい。ということは、独占資本主義段階における小資本の残存乃至新生は、まずもって資本制生産の発展そのものの傾向としてとらえなければならないのであって、けっして独占資本成立の影響から出発して説明してはならないのだということである。

もちろん、独占資本の成立が生みだす新たな条件は、資本の集積・集中と分裂・分散の両傾向に何らかの影響を与えるであろう。この点については、独占段階における、さまざまの具体的な諸条件を分析した上で、集積・集中と分裂・分散の両傾向がこの段階で、どう修正されつゝ貫徹しているのか、を論じなければならないと考えている。

※　なお、拙稿「資本の集積・集中と分裂・分散」（三田学会雑誌第五十巻第七号）、及び、「集積・集中と独占」（三田学会雑誌第五十一巻第五号）を参照されれば幸いである。

質問一（関東学院大学　**清水嘉治**、静岡大学　**中村秀一郎**）

(一)　産業資本段階における資本の集積・集中の法則は独占段階にも基本的にはそのまゝ貫徹するというが、その発現形態はどのように変容するか、その点を特徴的にのべてほしい。（清水嘉治）

(二)　資本の集積・集中、分裂・分散としてとらえられた蓄積の法則の作用の独占資本主義段階における特徴づけ、つまり独占資本主義の新たに生みだす諸条件がこの法則の働きにいかなる影響をあたえるのか。要点だけ説明していただきたい。（中村秀一郎）

答　(一)　資本の集積・集中と分裂・分散の法則の作用によって、巨大独占資本部門から、小資本の蝟集する部門にいたるさまざまな部

門によって構成されるところの、独占段階の構造がしだいに形成されるのである。独占資本の成立は、具体的にはとくに株式会社形態の普及を通じて可能となった巨大な集積を基礎としており、その下での最低必要資本量の一般的増大によって自立できない莫大な小資本・失業資本を、株式の形態で吸収しながら大資本・独占資本は集積・集中をつづけてゆくのである。又、カルテル、トラスト等の形態での集中・コンビナチオンという形態でいくつかの部門を統合する集積・集中が進むのもこの段階の特徴である。

(二) さて、独占資本主義段階でも、あらゆる部門において、——独占資本が成立している部門においても、又、中小資本部門に於ても、——競争が存在する限り、より大なる資本によるより小なる資本のたえざる駆逐が行われる。こゝで注意すべきことは、小資本分野における集積・集中が、その部門における相対的により大なる資本の漸次的集積・集中＝大資本への成長という過程——産業資本主義の段階にはかなり一般的であった過程——を通らないで、有利な中小資本部門へ独占資本乃至大資本が侵入するという形をとる場合が、独占段階では多くなるということである。だが、そこでも、やはりより大なる資本によるより小なる資本の駆逐・破滅・吸引がそのまま貫徹しているということができる。

ところが他方では、巨大資本による独占的支配が確立している部門に於て、より小なる非独占資本が存続しつづけ、大資本による小資本の駆逐という一般的傾向が、中絶しているかの如き現象がおこる場合がある。それは次のような理由からである。

もし、プライス・リーダーシップその他による独占価格の維持が相当安定しており、その部門の非独占資本による脅威が大でなく、かつその非独占資本を駆逐するのに必要な費用と、独占の強化によって得られる利益の差が負であったり、又正であるとしても、他の部門に投資することによって得られる利潤の方がより大なる場合には、独占資本はその部門で小資本を駆逐するために犠牲を払うよりも、より有利な他の投資をえらぶであろう。そしてこれは、その部門における固定資本のあり方、市場条件の変動の仕方、独占資本と非独占資本の量的比重・質的つながり方等の諸条件や、又他の有利な投資機会の存在の有無等、さまざまな条件によって規定されるのである。

又、アメリカ等では（イギリス等では全く違った状況にあるが）、独占禁止法や反独占運動に対する対策として、独占資本が、競争の存在を証明する手段として、若干の非独占資本の存続を許す場合が指摘される。

独占的な部門における非独占資本の存続の問題は、以上のように把えられるが、それは決して、より一層の集中→完全独占への傾向が無くなったことを意味してはいない。それ故、「独占資本は産業資本主義段階における大資本のようには、中小資本を淘汰し去ろうとはしない」（松本達郎氏）というように簡単に、一般化することは困難なのではないかと考える。

ところで、以上のような独占部門内での非独占資本の存続からだけでは、独占段階における広汎な中小資本の存在を十分に説明することはできないのであって、独占段階での中小資本の存続も、報告で述べた資本の分裂・分散の傾向から説明されるべきなのである。

すなわち、この段階でも、小資本分野と小資本の執拗な残存、及び新たな小資本分野と小資本のたえざる発生が行われているのである。たゞし、独占段階においては、独占利潤の収奪が、中小資本部門における資本の集積のテンポを押し止めている事情・失業の脅威が（構成的失業の存在によって）小企業主の下向分解を阻止し、みじめな滞溜を強制するという事情、又、この段階には成熟した労働運動・労働諸立法による低賃金の相当程度の克服が、従来の極端な低賃金を基礎とした小資本の存続や発生を難しくする傾向をもってくる（といっても完全にではない。資本は低賃金を基礎にした搾取をたえず復活させる志向をもっているのである）という事情、等を考慮しなければならない。

最後に、この段階で激化する階級対立を緩和するために国家がとるところの中小企業の保護政策が、ある程度中小企業の存続をたすけているという事情も考慮に値しよう。

なお、この問題は、独占段階における資本蓄積の運動の全面的理解の下に、はじめて十分に理解されるのだということをつけ加えておきたい。

質問二（名古屋大学　**滝沢菊太郎**）

(一) マルクス経済学以外の流れにおけるスモール・ビズネス残存説明との相違如何。（マーシャルの流れに立つスモール・ビズネス残存説明においても、技術的水準を固定的に考えていない。またスモール・ビズネス残存理由再吟味過程における実証的統計的分析では業種によってはスモール・ビズネスが有利であることを再確認しているが、それらの分析結果をどう評価するか）

(二) 従来のマルクス経済学における価値収奪的中小企業論（例えば牛尾氏の中小企業論）との関係如何。（独占資本の利益に奉仕する限りにおいて、独占資本の意図に基づいて中小企業は残存せしめられる、という事実ありや、もしありとすれば、それはいかなる評価を与えられるべきか）

答 (一) 「マルクス経済学以外の流れ」といっても、又「マーシャルの流れ」といっても、如何なるものを指すのか必ずしも明快ではないから、一概には云えないのであるが、非マルクス経済学的な研究の成果からも学べる点は大いに学びたいと考えている。小企業残存における市場条件の具体的な説明については大いにうるところがあった。しかし、マルクス経済学が、中小資本の生成・残存・没落を資本主義経済総体の運動の中で、資本制蓄積の運動の本質と関連づけて、理論的に位置づけようとするのに対し、非マルクス経済学が、それを可能とするような方法、理論構造をもっているかどうかは大いに疑問である。

たとえば、マルクス経済学では集積・集中→独占の傾向をたえざる生産力の発展、有機的構成高度化を伴う資本蓄積の運動の中でとらえる。これに対し、いわゆる「大規模の経済」は技術及び組織能力の一定の条件の下で大規模工場（乃至企業）がいかに有利かという論理であり、だからこそ、管理能力や整合費用による「大規模の不経済」が重要な意味をもってくるのである。このような意味での「大規模の不経済」をもって、現実の中小企業の適正規模的存続可能を強調するのはまさに非現実的であろう。そればかりではない。与えられた条件の下で適正な（＝最低費用の）規模を求めるという

方法自体に問題があるのであって、この方法では、原材料の独占価格も、大資本への中小企業の従属も、又低賃金も所与の条件にすぎず、それら自体のもつ意味は不問に付せられることになる。これでは、独占資本主義の構造の中で、中小企業が平均利潤を実現しえない必然性も、又中小企業分野自体の不安定性も、真に理解することはできないのである。

なお、質問者のいわれる「実証的統計的分析」が何を指すのか明らかでないので、的確な答えは不可能であるが、次の点を注意しておきたい。まず、統計の意味するところを十分明らかにするためには、正しい方法による統計自体の吟味が必要である。だが、たとえ、その統計が真の利潤率を示していると仮定して、ある時点、ある部門において実在する諸企業の間で、より小なる資本の方が利潤率が高かったとしても、さらに云うならば、小企業主の方が市場のかけひき・低賃金を利用すること等で有能であるため、高い利潤率を得たとしても、それは決して、法則を否定することにはならないのである。

(二) 中小企業問題が何故問題となるのかという点についての最大の要因は、独占資本による価値収奪である。この点では全く従来のマルクス経済学の中小企業論と異なるところはない。(但し、牛尾氏の見解と私の見解とは、「価値収奪」といっても、その内容、形態の把握において相当異なるものである。価値収奪論としては、牛尾氏よりも、伊東教授の諸論文における見解の方が一般的なものといえよう。なお、私の見解は、前掲拙稿「集積・集中と独占」で、ある程度述べたので参照されたい。)

報告の主題は、中小企業問題の前提として中小企業がどのように残存・新生するのかという点だけを論じたのである。この点に限っていえば、報告でも述べたように、従来のマルクス経済学の中小企業論は甚だ不十分だったと云わざるをえない。なお、カッコ中の質問については質問一への解答で論じたつもりである。

質問三 (名古屋大学　美濃口時次郎)

(一) マルクスの資本集積集中法則によると結局一産業は一資本家の手に集中することになっているが、報告はこのマルクスの法則の修正であるか。

(二) 中小企業存立の一条件として過剰人口と低賃金とを挙げているが、それでは大企業は何故により高い賃金を支払うのであるか。

答 (一) たしかにマルクスはそれに似たことを云っている。しかし、第一にその文章はもっとよく検討されるべきである。マルクスは「ある与えられた事業部門では、そこで投下された諸資本が一個の個別資本に融合するようなことでもあれば、集中がその極限に達するであろう。ある与えられた社会では、社会的総資本が一人の個別資本家なり唯一の資本家会社なりの手に合併されるようなことでもあれば、その瞬間に初めてかゝる限界に達するであろう。」(傍点――北原) と述べているのである。こゝでは明らかに、一つの傾向が強調され、もしこの傾向がそのまゝ進めば達するであろうところの限界点が示されているのであって、現実にそうなるにちがいないという意味ではないのである。第二に、より一層重要なのは、マルクスにおける〝法則〟というものの把え方の問題である。すなわち「法則」は普通考えられているように単純な一様な形で貫徹するも

のではなく、反対傾向との交錯の中で、又さまざまな条件による多様な形態をとって貫徹するものだということである。これはマルクスにおけるあらゆる諸法則に共通するのであるが、当面の集積・集中の法則について云うならば、集積・集中は、報告でのべたように、分裂・分散の傾向と交錯しながら、それを促進あるいは阻止する諸条件の下で、複雑な形をとって貫徹するのであって、このような把え方は、マルクスの方法、マルクスの諸労作における多くの叙述から導きだされるのである。(この点について詳しくは前掲拙稿「資本の集積・集中と分裂・分散」を参照されたい。)

それ故、マルクスを理解するためには、局部的な彼の言葉だけでなく、彼の方法そのもの、そして体系全体を理解しなければならないのではなかろうか。

以上述べてきたことから判るように、私の報告はマルクスの命題の修正ではない。マルクスの方法に忠実に、従来の公式的解釈を排しようと努めているのである。

(二) まず注意しなければならないのは、より高いといっても相対的な問題だということ、そして、賃金の問題を考える場合には、それを基本的に規定するところの労働力の価値を考えねばならないということである。資本は賃金を労働力の価値以下に切り下げようとする志向を常にもっているのであり、これに対して労働者が自らを組織し抵抗して、はじめて賃金は労働力の価値に近づくことができるのである。それ故、もし大企業がより高い賃金——ほゞ労働力の価値に等しい賃金——を支払うとすれば、それを強制するものは、まず労働者側の力(組織・運動)である。これに対し中小企業では一般に労働者の抵抗力が弱いということ、さらに、不熟練労働を多く使用する部門では(労働力の価値自体が低い上に)とくに産業予備軍との競争が激しく、かつ直接的であるということによって、賃金が労働力の価値以下に切り下げられる程度が大となるのである。もちろん、以上のような簡単な把え方で、大企業と中小企業間の賃金格差を十分把握しうるとは考えない。それには、いわゆる規模別賃金格差を直接、間接に規定するさまざまな要因を分析しなければならない。すなわち、労働力の価値を規定する諸要因・賃金の労働力の価値からの乖離を規定する諸要因をともに考察する必要があり、そこでは産業予備軍のあり方、組合組織化の程度と形態(企業別、職種別、産業別、等)労働諸立法等を重視しなければならない。さらにまた、資本の側の利潤率格差(一部門内では労働生産力の差から生じ、独占資本部門と中小資本部門との間では収奪関係から生ずるところの利潤率格差)も見逃してはならないが、但し、この利潤率格差は賃金格差を直接規定するものではない。賃金を直接規定するものは、あくまで労働力の需給関係・労資の力関係、であって、これらの点について詳しくは後日報告の機会を得たい。

「問屋制の変質」

御園生等
〈公正取引委員会〉

商業資本は資本としての最も古い存在様式として、すでに資本主義成立以前から存在し、商品流通を促進し市場を拡大し、古い生産諸関係を分解にみちびき、そのことによって資本主義的生産の本格的展開にいたる道を掃ききよめ、その前提条件をつくり出す役割をはたした。

このような商業資本の歴史的役割は、やがて本格的展開をとげる資本主義的商品生産、産業資本の成立とともに、はるかに後景に退き、かえって産業資本に従属し流通過程において商品価値の実現をこれに代っておこなうにすぎない、いわゆる代理商業的地位に転落せざるをえなくなる。

しかし、商業資本のこのような歴史的役割、その地位の変遷の過程は、その国それぞれの資本主義発展の特殊性、ならびにその帰結としての経済構造の異なるにしたがって、上述のごとき周知の公式的なコースを、一様にたどるものではなく、それぞれかなりの変型をうけつゝ進行するものであることは云うまでもない。

とくに欧米資本主義諸国に遅れてその資本主義をひらき、したがってこれら先進諸国に互して急速にその産業を近代化する必要にせまられた日本においては、周知のごとく政府の上からの政策による工業移植が、直に、当時における先進国的規模、水準の工場工業として、強行的に持ちきたされたゝめ、たかだか資本制家内工業の段階からようやくマニュファクチアに移行しようとしていた在来産業は、その発展の芽をつまれ、政府の保護の下に急速に集積を進め、やがては独占資本にまで成長して行きつゝあった移植工業部分の支配下に、いわゆる中小工業として規模のわい小性と技術的経営的な停滞とを特質としつゝ残存せざるをえなくされた。しかもこれら、中小零細工業は、相互間における非近代的要素の残存、競争の過当、巨大資本の圧迫と収奪のために、たえず淘汰交替をくり返しながらも、低賃銀に依拠しつゝ相対的過剰人口のプールたる役割において、かならずしも大資本によって駆逐分解しつくされることなく、巨大工業の進出しえない部分、生産分野に食い込み、根づよい生活力をもってこれら巨大工業の生産力を補充するものとしての位置を今日まで保つことゝなった。

ところで、このような中小工業、零細生産者の分散、過多な存在は、とりわけ商業資本をしてかっこうな生産支配問屋制的機能の場

を提供することゝもなり、したがって産業資本の確立以後、独占資本主義の段階に至っても、商業資本の地位をかなり重要ならしめることゝもなった。この意味において、冒頭に述べた商業資本の後退の過程は、日本の場合かならずしも公式通りには進行せず、変型され特殊化されることゝなったものと云えよう。

しかし、このような問屋的商業資本は、日本の資本主義発展の各段階に応じて変質し、まず前期的買占資本としての小生産者支配の上になりたついわゆる問屋制家内工業、次いで資本主義成立以後における在来産業支配の問屋制、独占資本主義下の中小工業支配の問屋制下請、又は新問屋制（小宮山琢二氏）となるわけである。しかし、これらの各形態の「問屋制」の間には、資本主義発展の段階の相異、支配の対象となる生産者の形態、性格の相異、したがってまた生産流通諸関係の変化に対応して、その支配の方法および性格、支配的紐帯の強弱の差を生ぜしめ、支配の直接の主体たる商業資本の性格にまで変化をあたえることゝならざるをえない。

そして、このような生産支配の上になりたつ問屋制商業資本の変質の過程においても、前述のごとき商業資本の資本主義発展途上における従属化の過程が、日本的特殊性をもちつゝ進行しつゝあつたことを認めざるをえない。

以下このような観点から、日本の問屋制的支配商業資本の変質の過程をたどってみよう。

商業資本は日本においても、明治維新以前において、かなり古くから買占資本、高利貸資本として存在し、小商品生産にたいし、前期的な収奪をおこないつゝあったわけであり、維新当時においては、問屋制家内工業としての最高の形態たる資本家的家内工業の段階にまで進んでいたものもかなり認められる。

しかるに維新による開国によって、前述のごとく強行的な近代工業の移植がおこなわれたものゝ、その基礎も薄弱であり、したがって当時においてすでに相当の資本蓄積を果していた商業資本の投資をうけ、市場の開拓についても全くこれに依存せざるをえなかった。銀行、運輸、倉庫業務の未発達による商業資本のこれら業務の代位、兼業によっても、商業資本は幼弱な移植工業に優位し、当時においてより集積の進んだ資本としての或程度の支配すら、これら移植工業にたいしておこなったのであった。

まして、この時期において、ようやくマニュファクチアの端初的段階にあった在来産業に対しては、在来の問屋制家内工業としての支配をそのまゝ維新以後にも持続したものと云いうる。

しかしこゝで注意しなければならないのは、この時期における問屋制家内工業の関係は、他方において幼弱なものではあっても産業資本が存在し、かつ社会経済全体においても封建的諸関係が、その基礎をうしないつゝあった過程におけるものである点である。したがって小営業に特徴とされ、それあるが故に買占資本の支配をゆるした小商品生産者の孤立、分散性、市場との隔絶等の要素は残っているとは云え、すでに身分的れい属、土地との強固な結合、移転自由の封建的制限は制度としての基礎をうしないつゝあった。したがって当時における買占資本、地場問屋、仲買などの問屋的支配は、主として小営業者間の貧困と競争の過多にもとずくより経済的な関係に置きかえられつゝあったものと考えられる。

故に移植工業の基礎も固まり、市場も全国的に拡大し、運輸通信の発達とゝもに、このような旧来の問屋制支配も弛緩し、そのテンポは緩漫でありかつ不充分ながら、在来産業がマニュファクチアから工場制へ進展することを阻止する作用、いわゆる商業資本の産業発達をおしとゞめる「反比例作用」もそれ程強度ではありえなかった。かえって産地問屋、仲買等の問屋資本は、相互の競争の激化のために、多く倒産するか、または一部産業資本に転身せざるをえなくなり、都市における大商業資本、集散地大問屋に従属、吸収され、支配の主体的地位をこれにゆずることゝなったのであった。

このような時期は、産業により多少の相異はあるが、ほゞ日露戦争時より第一次大戦にかけての時期に当り、あたかも移植工業がようやく産業資本としての基礎を固め、次いで急速に独占資本化して行った時期でもあった。

さて、在来産業は資本主義市場の拡大と、移植工業の発達に促され、ようやく工場制工業へと発展しつゝあったのであるが、すでに独占資本の形成へと向いつゝあった巨大工業の圧迫と商業資本の支配との故に、発展をき型化され、生産規模のわい小性と経営の非近代性とを特徴とする、いわゆる「中小工業」としての地位に固定されることになった。しかも崩解、新設の交替をくり返しつゝも、根ずよい生活力をもって広範に残存し、巨大工業の生産力を主として二次加工の分野において補充する地位にすら置かれた。

したがってこれらの中小零細工業を、流通過程において収約し、支配し、もって総循環の中にまき込む役割において、商業資本の機能は、単なる産業資本、独占資本の召使たる代理商に転化することなく、旧時の買占問屋制支配類似の独自性を保つことをえたのであった。

しかし、この段階に成立する「問屋制」は、主として財閥系商社を頂点とする大都市問屋の直接支配であり、在来産地問屋、仲買等の支配とみえるものすら、これらの産地問屋が直接間接に財閥商社、独占的産業資本の主導に甘んぜざるをえなくせられた点において、独占資本の支配、収奪の一環たる本質をもつものであった。

すなわち、第一次大戦期において一応の支配体制を完成したとみられる財閥独占資本は、金属、造船、機械、化学工業、繊維工業等、資本財生産分野における巨大工業を財閥企業として把握しつゝ、他方三井物産、三菱商事等の財閥系商業資本直接、あるいは各階層商業資本を従属化することによって、これを通じて中小工業を「問屋制」的に支配し、収奪し、国内商業、外国貿易による二重の利潤を収取する機構を完成した。かりに一応、独立した問屋の支配のごとくみえても、原料商品における独占価格の、中間商業から中小工業へのしわよせである点において、また中小工業の低賃銀労働の商業資本を通じての収奪たる点において、独占支配、収奪の機構たる本質をもつものとみなければならない。

ましてこの段階における「問屋制」支配は、中小工業の資本蓄積の貧弱と企業の過多による競争の過当とによって、主として金融的に商業資本にれい属せしめられていたのであって、かつての小営業主がその孤立、分散性、身分的れい属、市場との隔絶によって、買占資本の支配を可能とし必然としたのと異り、同じく分散、過多、小規模、経営と家計との未分による非近代的経営たる特徴はありな

がら、この段階の中小工業はそれ自らが若干の賃労働者を雇傭する工場であり、制度的原因によってではなく、資本蓄積の極度な低位と競争の過剰との故に、商業資本の問屋的支配を許さざるをえない点において、より資本主義的な関係によるものであるとみなければならない。

独占資本主義の下において、「問屋制」はその形態においても、その支配の本質においても、変質をとげたと云うべきであろう。

しかし、第一次大戦以後、前述のごとき二次加工消費財生産部門における中小工業とならんで、機械、電気機器等重工業部門における中小工業が、部品、半製品の下請工業として発生し発達した。殊に、第二次大戦期において、急速にその生産力を高めることを要求された軍需工業としても、これらの従来の日本に欠けていた部品市場を補うものとして、これらの下請中小工業の育成が、国家的にも必要とされた。いわゆる「協力工場系列」が、中小工業の合理化、技術向上のための組織化として、一定の巨大工場を中心として形成されたのであった。

したがって、他方戦時統制による商業資本の排除とならんで、中小工業支配の上になり立つ問屋制は、全面的に解消され、これに代って巨大工業の直接支配が、生産力増強、戦時統制のために推しすゝめられたのであった。

そしてこのような体制は、戦後の統制にも引きつがれ、その後統制の徹廃によって、商業資本の活動の自由が回復されるに至っても、少くともともと通りの問屋機能を発揮することを許さなかった。

何故ならば、第一に財閥の解体、集中排除等一連の民主化政策の実施によって、前述のごとき財閥独占資本の支配体制は一応分解され、独占的商業資本として各階層問屋資本を直接間接に支配し、これに君臨していた三井物産、三菱商事両社は解散せしめられ、独占資本主義下の問屋制はその中核をうしなった。のみならず残余の商業資本といえども、戦後の産業復興政策の主たる対象とはされえなくなり、商業資本の資本力の弱化はその問屋制支配を不可能とした。

第二に、戦時以来、軍需生産を中心とする産業構造の重化学工業化が進み、戦後においても輸出市場における植民地市場の喪失、後進国工業の発達、各国における復興建設資材に対する需要増等、輸出市場の変換によって、日本の輸出商品構造が曲りなりにも鉄鋼、その他の金属製品、船舶、機械、化学工業品中心の方面に移行しつゝあること。したがって戦前、輸出の大宗として商業資本の活躍の場であった繊維、雑貨輸出の退潮は、問屋商業資本の後退にならざるをえなくなった。

また第三に、従来ほとんど問題になりえなかった国内市場が、農地改革、都市労働者の労働組合組織化の進展によって、或程度開拓の余地が生じ、この面において最終消費財の生産へ巨大資本が直接進出し、またそれとゝもに中小企業個有の分野とされていた生産分野への大資本、巨大工業の「系列化」が進展しつゝあること。したがって、輸出市場の変換とゝもに、問屋商業資本の機能の場であった中小工業生産分野の狭あい化、巨大工業支配による中小工業の階層分化は、商業資本の活動分野をせばめざるをえなくなったものと云えよう。

要するに、戦後、商業資本の支配に代っての巨大工業の下請「系

列化」による直接支配の進展と、これを反映する商業資本の資本力の弱化によって、商業資本は「問屋型」から名実ともに巨大資本の「代理商型」へ転落し、変質せざるをえなくなった。

ところで、このような中小工業の大資本による直接支配、系列化にも大別して二つの型がある。

その一は、機械、自動車などにおける各独立した部分生産物の機械的な結合による生産品の場合、これらの部品、半製品の下請加工場を系列化する場合であり、この場合の系列化は、戦時中の協力工場系列の場合と同じく特定の巨大工場を中心として直接支配の形態がとられる。

他方、繊維二次製品、鉄鋼二次製品の場合のごとく、同一の原料が二次、三次と次々に加工を加えられ完成品をうる場合のごとき、有機的な生産工程をもっている場合の系列化がある。この場合の二次加工部門は、前述のごとく中小工場が個有の分野とし、またかならずしもその加工の多様性からみて大量生産になじまない分野であった。したがって紡績化繊会社、鉄鋼非鉄金属等素材メーカーは、自己の製品として最終加工品をうるためには、これらの中小工場を系列化する必要があるわけで、しかもこのような、「分散、過多」な中小工業を支配集約するために、もっとも能率的であるためには、従来この分野に支配力を発揮していた問屋型商業資本を中介者として使用することでなければならなかった。

したがって巨大工業は、特定の商業資本を系列下に吸収し、これらの商業資本を中介とし、直接の監督者とし、複雑な原料の配分、商品の集荷の機構における自己の代理者とした。

こゝにおいて、「問屋制」は、名実ともに巨大工業の従属的な問屋制に変質したと云うべきであろう。従来、一応独立した中小工業の支配としてなりたっていた問屋機能を、あげて特定の産業資本に従属し、代位するものとして行わざるをえなくなったのである。

しかも、このような従属的な系列問屋制は、独占資本の支配下では、その独占を流通市場において補充するシンジケートの役割をも、あわせて行うことができる。例えば、繊維二次製品の紡績、化繊会社の銘柄品（チョップ）生産の場合に成立する系列問屋制の場合において、東洋レーヨンのナイロン下着生産組織の場合のごとく中介者としての系列問屋（蝶理）は、東洋レーヨンのナイロンの独占を、流通過程において補充する役割を、もっともよく果した実例と云うべきであろう。

また、このような独占資本下の系列問屋制は、線材製品の加工販売の窓口商社として、八幡、富士製鉄の利害を代表する木下商店等の役割、などにもその一典型が見出される。

このような新たな戦後の独占系列問屋制は、たんなる商業資本の生産支配に多かれ少かれつきまとっていた性格を脱している点において、従来の問屋制とは質的に異るものをもっている。第一に、かつての問屋制が商業資本の独自的な機能として立ちあらわれていたのに対し、この場合においては名実ともにこれらの独自的外被をかなぐり捨て、独占資本の従属的問屋制たる実質をむき出しにしている点において、また第二に、商人資本の生産支配につきまとっていたいわゆる生産発展に対する「反比例法則」の脱却の点において。

かくして、機械、電気機器、自動車等に典型的に進行している商

業資本の代理商化とともに、このような独占系列問屋は、戦後の日本独占資本主義における、商業資本の従属化の日本的特殊形態たる点において、冒頭にのべた問屋的商業資本の従属化の完成とみるべきであろう。

質問一（大阪経済大学　藤田敬三）

「新問屋制工業」なる小宮山氏の用語を援用された理由を承り度い。

私は「問屋制下請工業」と呼ぶのが理論的にも無理がなく、業界における呼称の実情にも即したものと思います。

理論的にも、というのは工業の生産形態そのものではなく、手工業、小営業を商業資本が支配する形態としての「問屋制家内工業」に対応するものとして、マニュ、機械制工業を商業資本が支配する形態はこれを「問屋制下請工業」とするのが妥当と思う、という意味です。

答　「新問屋制」なる用語は、御質問の通り、故小宮山琢二氏の中小工業研究によるものであります。小宮山氏が新問屋制なる造語を用いられたのは、問屋制家内工業（小宮山氏のいわゆる旧問屋制）に対して、(一)支配の対象たる生産者が、旧問屋制におけるごとき手工業、小営業のごときものではなく、若干の賃労働者を雇傭する資本としての体裁をとった、いわゆる中小資本であり、(二)前者が主として前資本主義、ないし資本主義初期にあらわれるに対して、後者は独占資本主義段階に特有のものとしてたちあらわれるものである、等の点において、区別されなければならないとしているわけであります。

このような新問屋制なる概念は、工業の発展段階をあらわすものではなく、問屋制家内工業とゝもに、生産における商業資本の支配の形態を意味するものであって、いたずらなる造語は、概念の混乱を生ずるおそれすらあることも、かねてからの御説の通りと思います。（藤田敬三、伊東岱吉編「中小工業の本質」所載、藤田敬三「日本中小工業と下請制の本質」等）

したがって、とくにこゝに小宮山氏の新問屋制なる用語を援用したのは、とくに氏の用語の妥当性を認めた上で、積極的に採用し、これに固執するつもりではなく、例えば「問屋制下請工業」と呼んでも差支えはありません。

とくに、私の報告の主要論点が、中小工業論そのものではなく、商業資本の地位の変遷、問屋制と云われているものゝ発展各段階に応じての変質の過程を明らかにする点にあるわけで、このような当面の分析の目的にさえかなえば、敢えて用語そのものには固執するつもりはありません。たゞ、私の報告の場合、「旧問屋制――新問屋」なる用語が、発展各段階に応じた問屋制の変質を説明するのに、便利であるからと云う位の意味にしか過ぎません。

しかし、小宮山氏の新問屋制概念のもつ積極的意味については、私は必ずしも貴説に全く同調しきれないものをもっております。第一の点は、私の報告のテーマである商業資本の、日本的特殊型としての問屋資本そのものゝ変質の過程は、「問屋制家内工業」に対する貴説にいわゆる「問屋制下請工業」では、必ずしも説明し切れないものがあること。第二に、最近のいわゆる「企業系列」の本質の解明にさいし、小宮山氏が中小工業の従属形態として用いた「新問

屋制」、「下請制」なる分類に、より積極的な、分析の手がゝりが見いだされるのではないかと考えられる点、などであります。しかし、当面の私の報告の論点からそれるので、詳説は他の機会にゆずり、こゝではこれのみに止めさせていただきます。

質問二（埼玉大学　柳　昌平）

問屋の意義機能を専ら資本の価値実現の機能の観点からのみ論ぜられたが、問屋の意義機能は果してこの観点のみからでよいか。即ち商業の機能としての配給の観念の必要はないか。あるとすれば両観点の関係如何。

答　「問屋制」とは、問屋制家内工業なる概念が示すごとく、商業資本の生産支配の形態を意味しております。これに対し、商業資本のより近代的な形態、すなわち流通過程において、資本のとる形態変化の一としてあらわれ、したがって必然的に産業資本に従属するに至る、いわゆる代理卸商業があります。

私の報告のテーマは、商業資本の機能のうち前者、生産支配問屋制の資本主義各発展段階における変質の過程および意味を明らかにしようとするにあります。もちろん、商業資本の他の側面、商品価値の実現の機能が、とくに近代的な商業の場合重要であるのを認めないわけではありませんが、商業資本が、前者（問屋機能）から後者（たんなる商品流通に機能する資本としての商業）にその重点を移行することは、とりもなおさず、商業資本の産業資本にたいする従属化とならざるをえないものと考えられます。

何故ならば、この場合商業資本は、商品の変態の一契機となり下り、価値の実現を産業資本に代って、おこなうに過ぎないものとなるわけで、したがって産業資本にとっての商業利潤は、「空費」としてあらわれることゝなる。産業資本、およびその発展形態たる独占資本は、このような「空費」としての流通費の削減についてあらゆる手段をとるに至り、ついには商業資本を自己の外業部として従属化し、代理商化するか、あるいは全く産業資本の販売部としてこれを吸収し包摂するにいたるからであります。

質問三（伊藤忠商事　菅原藤也）

資本財輸出におけるコンサルタント機能を果している商社は、御報告の新問屋の範疇に入りますか。

答　コンサルタントは、プラント等大規模資本財輸出における各部分生産品を総合する機能を果すもので、これを商社が行う場合、同じく商社はこれら各部分生産者を媒介し、総合する役割を果すわけであります。しかしこの場合コンサルタント商社は、各部分生産者を問屋的に支配するものではなく、各部分の生産者（その大部分は近代的巨大工業でありますから）とコンサルタント商社との関係は、あくまで対等の関係に立ち、その取引もいわゆるコンマーシャルベースとして等価交換の原則に立つものであります。こゝにおいては、より集積の進んだ資本としての問屋型商業資本が、より劣弱な中小資本を支配し、収奪するごとき関係は入りこむ余地がないものと云わねばなりません。この意味において、コンサルタント機能を行う商社は、本来いかなる「問屋制」とも無縁であると考えられます。

質問四（大阪市立大学　酒井安隆）

(一)上位の産業資本が下位の産業資本を支配する中介者としての独

占系列問屋制は、いかなる産業部門にも一様に成立する性質のものであるか、また、それは独占資本主義下、永続性ある制度と考えられるか。

(二)独占資本系列問屋制が、問屋制の最高の形態であると云う意味を、いま少し詳細に説明されたい。

答　(一)　巨大な産業資本ないし独占資本が、問屋的商業資本を、中小工業支配の中介者として利用するのは、産業資本直接の下請系列よりも、問屋を中介させた方が、資本効率上より効果的、能率的である場合のみであります。したがって、例えば機械、自動車などに典型的にみられるように、親工場が部品、半製品の生産をおこなう中小工場を、直接系列支配することが可能であり、また生産合理化、技術向上の上からより有利である場合には、原則として商業資本の問屋制的介入はみられません。

これに反し、巨大産業資本は従来原料生産のみを掌握し、二次三次工程を中小工業の生産にゆだねていたごとき生産分野、例えば綿紡織、化学繊維、および繊維二次製品生産の分野においては、流通過程が複雑であり、かつその商品種類の多様、生産技術の手工的性質の残存から云って、巨大工業の多量生産になじまず、またその中小工場直接系列もかならずしも適当ではありません。

全国に散在する零細なこれらの中小工業を、複雑な流通過程を通じて支配し、組織するためには、従来この分野に問屋的に機能していた商業資本の経験を利用することが必要であった訳です。したがってこのような系列問屋の必要とされる分野は、当然限定されざるをえないでしょう。産業によって一様には云いえませんが、前述の如く、有機的な生産工程をもった生産分野で、しかも商品の多様性、手工的部分の残存度の多い、したがって中小工業個有の生産分野とされていたものが、このような問屋制の必要とされる分野でありましょう。主として繊維製品、雑貨、金属二次製品など、消費財生産分野が多くこれに当ります。

独占的産業資本は、さし当ってこれらの分野では、商業資本を利用した方が、より効果的であるからですが、このような問屋を中介させた系列化は、系列化一般のもつ本質である「独占資本の集中の特殊態容」たる意味をももっていますから、系列支配（それが問屋を中介させていると否とにかゝわらず）の進展につれて、系列下中小工場と非系列との間に階層分化が進展すること、および企業系列が或程度持続するにつれての親企業との結合の強化、濃化が生ぜずにはいないものと考えられます。親企業の主観的意図如何にかゝわらず、このような系列下中小工業との結合の固定化は、やがては中介者としての商業資本を不必要ならしめることにもなりましょう。したがって、独占系列問屋制も、系列化のもつ過渡的な性質とゝもに、過渡的な役割をもつものと考えられます。「制度」として永続性あるものではないと云わねばなりません。

(二)　商業資本が、資本としての自由な存在様式として資本主義以前から成立し、資本主義の前提条件たる市場の拡大と、資本の蓄積をおこない、しかも産業資本の成立、独占資本への成長と共に、その召使となるに至り、たんなるコンミッション・マーチャントとして代理商的地位に転落するわけですが、このような商業資本の地位の変遷は、その国それぞれのあらわれ方が、経済発展の相異、経済

構造の相異によって特殊的にならざるをえないわけです。日本においてそのあらわれ方が、公式通りにはあらわれなかったのは、巨大工業と分散、過多な中小工業の並存、いわゆる二重構造の故であると考えられます。

しかし、日本においても、商業資本の従属的地位への後退が、全くあらわれないと云うのは間違いであることは云うまでもありません。たゞそのあらわれ方が特殊であると云うに過ぎません。すなわちこゝに云う問屋商業資本の変質、同じく「問屋制」と云われながらも、発展各段階に応じての問屋制の変質の過程において、商業資本の歴史的役割の変遷の過程は、あやまりなく進行しているとみなければなりません。

私の報告にある戦後の独占資本系列問屋制においても、この意味において、商業資本、日本的商業資本の典型を「問屋型」においてとらえるとしたならば、まさに問屋型商業資本は、系列問屋において、その従属化の終局の形態たるに至ったとみるわけです。「最高の形態」は同じく「解体の形態」、より以上の資本主義の発展によっては、いかなる意味においても商業資本の生産支配の機能発揮を許しえない、その「問屋制」のどんずまりの形態であると云う意味であります。

アメリカ工業における集中度の問題

玉置正美
〈三菱経済研究所〉

集中度は独占の測度として考えられたものであり、市場支配度という観点からの独占問題への接近の試みである。今回はデータの関係からアメリカの工業に例を採り、集中度に関する諸問題として集中度の決定要因、トレンド、産業間の格差要因を採り上げるが、これは他日に予定される企業合同、カルテル、コンツェルン等の研究と共に独占問題研究の一部をなすものである。

一　集中度の定義とその決定要因

集中度は種々に定義され、従って測定の方法も異るのであるが[1]、ここでは「同一産業又は同一製品部門内で少数の最大企業の生産高（又は雇用量、資産等）がその産業の総生産高に占める比率」と定義される。

即ち上位k社の集中度（C）は、或る産業（又は製品）の規模（I、ここでは総出荷額）に対するk社の規模（i）の比率によって示される。従って集中度の決定要因はI及びiであるが、或る産業の平均企業規模をF、k社の平均企業規模をfとすれば次の関係式が成立する。

$$\left.\begin{array}{l} F=I/N \quad I=N\cdot F \\ f=i/k \quad i=k\cdot f \end{array}\right\} C=i/I=\frac{k\cdot f}{I}=\frac{k}{N}\times\frac{f}{F}$$

かくて集中度はk/Nとf/Fの積に置き換えられる。従って或る産業の集中度が他のそれよりも高いということ又は或る産業の集中度が時間的に増大を示したということは①kが一定であるからNが小であるか又は減少すること②f/Fが大であるか又は増大することを原則的に意味するのである（勿論両比率の積であるからこれ以外の組合せもあり得る訳である）。

さてこのように定義される集中度は次の諸点において独占と完全に一致するものではない。

① 高集中度は独占の一条件である……集中度は国内市場単位で測られるから輸入依存度の高い場合には高集中度即独占とはなり得ないし、逆に地域的独占の場合は低集中度必らずしも競争的状態を示すものではない。代替品の存在も集中度と独占の関連を攪乱するであろう。

② 集中度は量的な指標である……従って独占の質的側面、種々な形態における支配、結合の関係（カルテル、コンツェルン）につ

いては触れていない。

③ 集中度は業種別、製品別に計測される……それは実際に或る業種又は製品における市場支配度が独占的であるか否かを判定するために計測されるのであるから、典型的な独占業種（製品）のみを対象とするものではなく、最近では四〇〇を超えるセンサス業種、一、〇〇〇を超える製品についてのデータが報告されている。更に集中度は業種（製品）別に計測されるから同一企業の業種間、製品間における兼営は分離的に取扱われているが、最近ますます経営は多角化する傾向にあるのでこうした点にも若干の喰違いが生ずるのである。

二 集中度のトレンド

従来アメリカにおける集中度の調査は各種の政府機関によって一九三五、三七、四七年等のある時期を限って個々になされてきた。その限りでは調査範囲も広汎にわたり、かなり綿密なクロスセクション分析がなされてきたのであるが、経過的分析―集中度が如何なる時間的変化を示したかという点は余り明らかにされず、次のようなごく概略的な試みが二、三発表されているに過ぎない。

① アメリカ商務省の報告、一九四九年[2]

上位四社生産額集中度の一九三五年と四七年との単純な増減業種数の比較の結果は上昇五六業種、下降七二業種、不変一業種であったこと、およびその変化率は余り大きくなく五%以下の増減六七業種、五～九%の増減二七業種、一〇～二〇%二七業種、二〇%以上は九業種であったことを明らかにしている。

② 連邦取引委員会の調査 一九五四年[3]

調査の時期およびデータは次の通り。

一九三五年……国家資源委員会作成のデータ[4]によって、生産額および総雇用量集中度が与えられる。

一九四七年……商務省作成のデータ、いわゆる「ソーヤー報告」[5]によって四五二業種の出荷額集中度が与えられる。

一九五〇年……二七九業種について雇用量集中度を統計局が調査したものであるが、前二者が全製造工場を対象とするセンサスであるのに対して、これはサムプル調査である。

比較時点は一九三五年対四七年と三五年対五〇年（雇用量）の二組であるが、まず工業全体の集中度を最大二〇〇社の生産額の全工業生産額に対する比率によってみれば、三五年の三七・七%から五〇年には四〇・五%へと上昇してる。参考迄に製造工業全体の会社数を示せば、三五年平均で二〇五、七〇〇社、五〇年三〇三、〇〇〇社であったから二〇〇社の全体に対する比率は三五年の〇・〇九七%から五〇年の〇・〇六六%へと低下しているから比率的にみれば集中度の上昇は更に強められる訳である。

次に業種別の推移については、種々の制約からサムプルを三〇業種に限っているのでその代表性にはかなり疑問もあるが、雇用量集中度（三五年対五〇年）については増大一四業種、減少一二業種、保合四業種。出荷額集中度（三五年対四七年）は増減各一五業種であり、両者が同方向に変化する例一六、逆方向に変化する例一〇であった。

③ 反トラスト及び独占小委員会の報告一九五七年[6]

ここでは現状分析が主題となっているが、時間的比較も僅かにふれられている。即ち一九三五年対五四年では二%以上の増大五三業種、保合（増減率各一%以内）一〇業種、二%以上減少五九業種、計一二二業種であり、同じく四七年対五四年は二%以上増大一五二、保合七二、減少（二%以上）一四三、計三六七業種であった。

これによって強いて時間的変化を推定すれば、三五～五四年間には集中度が減退、四七～五四年間には上昇したものとみられるが、それよりもここにみられる著しい特徴は時点を異にし、規模（出荷額）を異にしてもその変化が非常に対称的で増減ほぼ半々に分散している事実である。

④ ローゼンブルースの研究[7]

彼は右に述べたような単純な増減業種数の比較ではなくて、業種別集中度指数の加重平均（ウエイトは業種別出荷額）をもって集中度の一般水準を測ることを提唱している。計測の結果は一九三五年の四四・〇に対して一九四七年四一・四（何れも当年ウエイト）と約六%の低下となっている。彼はこの低下は次の二つの原因によるものとする。

a 業種内集中度の変化（業種別集中度そのものの低下）

b 業種間の重要度（ウエイト）の変化、即ち産業構造の変化

そして集中度の変化が右のいずれによるかを判別するためにウエイトを固定して（即ち産業構造不変として）両時点を比較した結果、その増加率は一%未満であったから、集中度水準の上昇は各業種の相対的重要性の変化、いい換えれば産業構造の変化に由来するものと推定されるのである。

⑤ 報告者の推計

大体以上のような過去の成果、中でもローゼンブルースの分析法を一九五四年の新資料に適用することによって一九三五、四七、五四年間のトレンドを推定しようというのが今回の報告の主題なのである。

その際、サムプルは種々の制約と産業間の分布の修正、重要度（出荷額）の少い業種の除外等の理由によって三五～四七年八〇業種、四七～五四年二五〇業種に限った。集中度（上位四社出荷額の比率）は%未満を四捨五入して計算の簡略化を図った。比較の重点は集中度水準にあるが、簡便法による結果をも併記すれば次の通りである。

a 増減業種数の比較 三五～四七年、増大三五業種、保合六業種、減少三九業種。四七～五四年、増大一二一、保合一六、減少一一三。前例の如く実に対称的な分布を示していることがまず注目されるが、これによって示される増減の傾向は大体以下の結果と一致するけれども、その程度を知り得ない短所がある。

b 増減分の比較 両時点の集中度の差の算術平均をもって比較する方法は計算は簡便であるが、増減の度数分布が非常に対称的なので正負が互に消去し合ってその値が零に近ずく傾向がある。四七年出荷額による加重平均の例を示せば三五～四七年〇・四%ポイント増、四七～五四年〇・九%ポイント増と何れも微増を示した。

c 増減率の比較（指数法） 前時点を基準とする指数の平均値である。四七年基準で五四年の単純平均指数は一〇三・二となるが、本法では並はずれた変化によって平均値が引きずられ、前法と一長

一短である。

d　集中度水準の比較　前述のように業種別集中度の平均値を比較する訳であるが、単純平均では三五年と四七年では約二%の減退、四七年と五四年では〇・二%増でほぼ保合。加重平均法の結果は別表に示す通りで四七年固定ウエイトでは三五年四一・〇、四七年四一・五と約一%の上昇であり、これはローゼンブルースの結果と極めて近似する。当年ウエイトでは四七年の三六・四に対し五四年は三八・二となり約五%の上昇である。その原因を固定ウエイトによって探れば、その場合の増減率は表示の通り当年ウエイトの場合よりも少いし、又産業構造の変化を考えない単純平均の場合の増加率が僅か〇・二%に過ぎなかったことからして四七～五四年間の水準上昇の主因は産業構造の変化、重要産業における独占、集中の進行を物語るものともいえよう。

集中度水準の推移

計測者	ローゼンブルース		報告者		
業種数	130		80	250	250
ウエイト	W_1	W_2	W_2	W_2	W_3
1935	a 44.0 *100.0*	41.2 *100.0*	41.0 *100.0*	— —	— —
1947	44.4 *100.9*	b 41.4 *100.4*	41.5 *101.0*	c 36.4 *100.0*	37.7 *100.0*
1954	— —	— —	— —	37.6 *103.5*	d 38.2 *101.5*

注：W_1=1935 年出荷額．W_2=1947 年出荷額．W_3=1954 年出荷額によるウエイト
イタリック数字は指数．b/a=94.0 d/c=104.9
資料：拙稿「アメリカ工業における集中度の推移」附表 1・2 公正取引協会「公正取引」1958.4

以上のように大体の傾向としては三五～四七年間の下降、四七～五四年間の上昇ということになり、ローゼンブルース等の指摘する集中度の低下ないしは停滞傾向は前期については妥当するが、後半の事実はこれに反することとなった。或いはこれは景気変動の一環であるのかも知れない。集中度が企業数や企業規模に強い影響を受ける限り、それが一方的に上昇又は下降を続けるものとみることについては今後の一層の実証によって検討を加える必要がありそうである。

三　集中度の格差とその決定要因

集中度のトレンドというものが同一業種について問題になるとすれば、他方において各業種間の集中度の高低、即ち格差が採り上げられる。

時点は一九五四年、サムプルは一〇〇業種、格差要因としては多くのものが考え得るが、現実にデータが得られるものとして企業数（N）と産業規模（I）の二要因にここでは限った。そして集中度（C）とこれ等のスピアマン順位相関係数[8]を算出すれば次の通り。

$R_{C\cdot N}=-0.865$　$R_{C\cdot I}=-0.155$　$R_{N\cdot I}=+0.381$

即ち集中度と企業数が強い逆相関を示すのに対して、産業規模（出荷額）も亦逆相関を示すとはいえ微少で問題たり得ない。参考迄に企業数と産業規模の相関をみれば、軽度の順相関を示す。I/N を

以て示される平均企業規模（F）は右の関係からして順相関を示すものと思われるが、算出は試みなかった。

企業数の影響が決定的なのは上位社数を固定したからで、集中度の大小或いは増減の問題は、或る産業の企業数が何故に他産業より大（小）であるか、又は増大（減少）するかという問題にかかってくる訳であり、その意味では集中度は正に独占の問題に連なっているものといい得るのである。

（1）拙稿「カナダ工業における集中」本学会年報VI一九五八年参照。

（2）U. S. Dept of Commerce: Concentration of Industry Report, 1949.

（3）Report of the Federal Trade Commission on Changes in concentration in manufacturing 1935 to 1947 and 1950.

（4）National Resources committee: The Structure of the American Economy, 1939.

（5）Report submitted by Secretary Charles Sawyer to the Subcommittee on the Study of Monopoly Power of the Committee on the Judiciary of the House of Representatives.

（6）Concentration in American Industry—Report of the Subcommittee on Antitrust and Monopoly to the Committee on the Judiciary, United States Senates, 85-th Congress 1-st session, 1957.

（7）National Bureau of Economic Research: Business Concentration and Price Policy 1955. pp. 79～83 Resenbluth "measures of concentration"

（8）n個のサムプルの二つの属性（例、集中度と企業数）に関する順位をcについて$X_1X_2\cdots\cdots X_n$、Nについて$Y_1Y_2\cdots\cdots Y_n$とすれば順位相関係数Rは次式によって示され、その値は全部同順位なら最大値一となり、逆順位ならマイナス一となる。

$$R=1-\frac{6\Sigma(X_i-Y_i)^2}{n(n^2-1)}$$

質問（静岡大学　**中村秀一郎**）

集中度の変動又は格差を決定する要因について報告者の見解をお示しいただきたい。とくに、景気循環との関連を含めていただきたい。

答　ある経済現象を決定する要因が何であるかということを確定するのはなかなか困難なことである。ことにこれを実証する段になると理論的に考え得る要因の数は多くても、データの欠除、不備といった制約の外に、各要因が相互依存的であるために相関関係があいまいになるという困難がある。

本報告で集中度の決定要因を数箇に限定したのは勿論それで充分と考えた訳ではなく、右に述べたような制約によるものであり、その限りにおいては企業数が集中度の変動又は格差を決定する主要因であるというのが報告者の見解であるが、その際の企業数（N）は前述決定要因の項に示すようにI/Fと置き換え得るという意味で規模の問題と無関係ではないことも含んでいるのである。なおこうした

見解には次のような諸研究をも参考とした。

① ローゼンブルースの研究

彼は集中度を「総雇用量の八〇%を占める企業数」と逆の視点から定義しているが、決定要因としては不均等度よりも企業数の影響が圧倒的であり、更に企業数が企業規模と産業規模に二分された時は企業規模の影響力の方が強いことを明らかにしている。

② クラウダーの研究（TNEC第二七集）

a 集中度と企業数の関係……一般的に企業数と集中度は逆の関係にあるが、業種によってかなり異り、更に企業数が一〇〇以上の時はこの関連はなくなる。

b 集中度と生産額の関係……繊維、木材、石油、皮革、土石ガラス等に僅か乍ら逆の関係がみられるが、それも決定的ではない。

c 集中度と製品の各種性質の関係

(イ)、直接購入者の形態別…一般に生産財は消費財よりもかなり高い集中を示す。

(ロ)、最終利用者の形態別…消費者に利用される製品は生産者利用製品よりもかなり集中度が低い。

(ハ)、耐久性別…耐久財は高集中度、非耐久財は三〇～四〇%台（上位四社の比率）半耐久財は五〇%以下が大半である。

(ニ)、加工度別…半成品、完成品別では大差ない、原料は不明。

(ホ)、市場の型…全国市場は七〇～八〇%を中心に分布、地域市場は三〇～四〇%辺がピークである。

(ヘ)、集中度の変化と生産量及価格の変動との関係

不況期（一九二九～三三）及び回復期（三三～三七年）について四〇七品種につき、まず生産量の変化と集中度の関連を調査した結果、特殊、明瞭な関係はみられなかった。平均価格についても偶発的な関係しか認められず、一部の特例を除けば市場支配と生産数量、価格の間には一般的な関係は認められない。

③ ベインの集中度と利潤率及び規模との関係（注）

一九三六～四〇年のアメリカ工業について四二産業（三三五企業）のサムプルを選び、三六～四〇年の平均利潤率と三五年の集中度とを比較した結果、集中度七〇%（上位八社）を境に上下二つのグループに区分され、概して上位グループの平均利潤率は下位よりも高いが、企業の絶対規模と利潤率の間には関連はみられなかった。

更に数年後の研究では大規模経済と集中度との関係は明確でないこと、多くの産業では大企業の生産費、輸送費の節約が集中を促進し、エントリー（entry）を妨げるという命題を支持することは困難であるとしている。

右の研究結果では集中度と景気変動との関連は認められないとしているが、報告者としてはこれに若干の疑問を持つものである。殊に日本の場合には景気変動及び長期傾向との関連がみられるように思う。その一端は綿紡における集中度の低下傾向に窺われよう。

（本学会年報Ⅳ拙稿参照）

注 J. S. Bain: Relation of Profit Rate to Industry Concentration, The Quarterly Journal of Economics, Aug. 1951.
J. S. Bain: Economies of Scale, Concentration and the Condition of Entry in twenty Manufacturing Industries, The American Economic Review, March. 1954.